

令和 2 年 3 月 定例会 厚生常任委員会記録

令和 2 年 3 月 4 日（水）

令和 2 年 3 月 5 日（木）

令和 2 年 3 月 6 日（金）

令和 2 年 3 月 9 日（月）

場所：鳥栖市議会 第 2 委員会室

目 次

令和2年3月4日（水）		7 頁
令和2年3月5日（木）		79 頁
令和2年3月6日（金）		159 頁
令和2年3月9日（月）		261 頁

令和 2 年 3 月 定例会 日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 4 日（水）	審査日程の決定 健康福祉みらい部議案審査 議案乙第 1、7 号 〔説明、質疑〕
第 2 日	3 月 5 日（木）	健康福祉みらい部議案審査 議案乙第 7 号 議案甲第 5、6 号 〔説明、質疑〕 陳 情 陳 情第 1 号 〔協議〕 市民環境部議案審査 議案乙第 1、7 号 〔説明、質疑〕
第 3 日	3 月 6 日（金）	市民環境部議案審査 議案乙第 7 号 議案甲第 8 号 議案乙第 2、3 号 議案甲第 3、7 号 議案乙第 8、9 号 〔説明、質疑〕 請願審査 請 願第 1 号 〔趣旨説明、質疑〕

第 4 日	3 月 9 日（月）	自由討議 議案、請願審査 議案乙第 1 ～ 3、7 ～ 9 号 議案甲第 3、5 ～ 8 号 請 願第 1 号 〔総括、採決〕 報 告（健康福祉みらい部健康増進課、市民環境部税務課、国 保年金課） 新型コロナウイルスに関する鳥栖市の対応について 鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について 〔報告、質疑〕 決 議 次期ごみ処理施設建設に対する決議（案） 〔協議、採決〕
-------	------------	--

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和2年3月4日付託]

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号） [可決]

議案乙第2号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） [可決]

議案乙第3号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） [可決]

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算 [可決]

議案乙第8号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算 [可決]

議案乙第9号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算 [可決]

議案甲第3号鳥栖市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第5号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第6号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第8号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 [可決]

[令和2年3月9日 委員会議決]

2 議員提出議案

次期ごみ処理施設建設に対する決議（案） [可決]

[令和2年3月9日 委員会議決]

3 請 願

[令和2年3月4日付託]

請 願第1号次期ごみ処理施設建設費の積算根拠による最終候補地の比較検討を求める請願書 [不採択]

[令和2年3月9日 委員会議決]

4 報 告

新型コロナウイルスに関する鳥栖市の対応について（健康福祉みらい部健康増進課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について（市民環境部税務課）

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について（市民環境部国保年金課）

5 陳 情

陳 情第1号「佐賀県民体育大会の歌」復活導入提案への支援のお願い “「国民スポーツ大会」への市民の盛り上げ運動へ”

令和 2 年 3 月 4 日（水）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 成富 牧男

委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎

池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和

社会福祉課参事 武富美津子

社会福祉課地域福祉係長 久家 嘉男

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長 江寄 充伸

こども育成課長補佐兼子育て支援係長 林 康司

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保みゆり

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 山津 和也

文化芸術振興課参事 今村 利昭

文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長 犬丸喜代子

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 佐藤 道夫

スポーツ振興課スポーツ振興係長 時田 丈司

市 民 環 境 部 長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市 民 課 長	村山 一成
国 保 年 金 課 長	古賀 友子
市 民 環 境 部 次 長 兼 税 務 課 長	三橋 和之
環 境 対 策 課 長 兼 衛 生 処 理 場 長	佐々木利博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定

健康福祉みらい部議案審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

1 人

7 その他

な し

午後 1 時 10 分開会

江副康成委員長

令和２年３月定例会の厚生常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

江副康成委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ、お手元に正副委員長の協議の上での日程案を配付していただいております。

付託された案件は、議案が11件、請願 1 件のほか、陳情の送付が 1 件あっております。

審査の日程につきましては、本日４日に、健康福祉みらい部関連の議案４件の審査及び陳情協議。明日５日に市民環境部の関係議案９件の審査を行い、６日に請願の審査、９日は現地視察、陳情の委員間協議、自由討議、総括、採決ということでお願いしたいと考えております。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明いたします。

なお、審査の進み具合によっては、日程変更をお諮りすることもあるかと思いますが、審査日程については、以上のとおり決したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、審査日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いしたいと思います。

成富牧男副委員長

それでは、現地視察について御説明をいたします。

現在、候補地はありません。

委員から希望があれば、本日中に、私、成富まで御連絡ください。

よろしくお願いします。

江副康成委員長

それでは、執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時12分休憩



午後 1 時15分開会

江副康成委員長

再開します。

これより、健康福祉みらい部関係の議案の審査を行います。

審査をいたします議案は、予算関係議案の乙第１号、第７号、それから、議案甲第５号、第６号の合計４議案となっております。

健康福祉みらい部の審査を始めるに当たりまして、部長より御挨拶を頂きたいと思います。

詫間聡健康福祉みらい部長

厚生常任委員会の議案審査の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

現在、国内外で発生しております新型コロナウイルス感染症についての担当部局としての対応について、まず、御報告をさせていただきます。

2月25日に、新型コロナウイルス感染症対策情報連絡室を設置したところでございまして、翌26日に新型コロナウイルス感染症対策本部準備体制へと移行いたしました。

その中で、対策本部準備会等を開いて、週 2 回の開催を随時しているところでございます。

現在、健康福祉みらい部所管の施設につきましては、中央老人センターと若葉まちづくり推進センターで実施しております入浴事業につきまして、15日まで中止をいたしておるところでございます。

また、市内の保育園につきましては、通常どおり開園をいたしているところでございます。

その他、イベントの開催等につきましては、3月15日までのイベント等の中止、延期につきましては、現在、ホームページにおいても更新をしております、その後につきましては、また随時公開をしていくというところでございます。

そういったものにつきましては、先ほど申し上げました対策本部準備体制の中の準備会議の中で決定をして、随時更新をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の相談及び検査の状況につきましてでございますけれども、県内の３月３日現在の検査件数は31件ございまして、検査の結果、陽性は０件、陰性31件となっております。

また、相談件数でございますけれども、市の健康増進課につきましては、現在11件、また、

今後、対応についても適切に対応できるよう頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、委員長からも御報告ありましたとおり、甲議案２件、乙議案２件、計４件議案を御提案させていただいておるところでございます。

補正後の一般会計予算総額274億9,340万6,000円のうち、健康福祉みらい部の予算額は、119億4,222万1,000円となりまして、一般会計に占める予算の割合は、43.4%となるところでございます。

また、甲議案につきましては、議案甲第 5 号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案甲第 6 号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例の 2 議案を提案させていただいておるところでございます。

以上でございます。

健康福祉みらい部

江副康成委員長

執行部の説明を求めます。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

それでは、議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、健康福祉みらい部関係について、説明をいたします。

委員会資料に沿って、主なものについて、説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金、節1社会福祉費負担金につきまして、主なものといたしましては、環境、経済上の理由により、養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する老人福祉措置費負担金で、入所者が見込みより少なかったため、減額の補正をしております。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、節2児童福祉費負担金でございます。

保育所保育料につきましては、0歳から2歳児の入所が当初の見込みより増加したことによる補正でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

款15使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉使用料の主なものは、社会福祉会館使用料の補正でございます。

以上です。

#### **山津和也文化芸術振興課長**

続きまして、目5教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、市民文化会館使用料及び都市広場使用料の決算見込みによる補正でございます。

以上です。

#### **佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

節2保健体育使用料につきましては、スタジアムを初めとする体育施設の決算見込みに伴う補正でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

続きまして、3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金につきましては、主なものといたしまして、国保被保険者の保険税軽減に係る国民健康保険基



盤安定負担金及び障害者に対する福祉サービス給付に係る障害者自立支援給付費負担金の、いずれも決算見込みによる補正でございます。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、節２児童福祉費国庫負担金でございます。

施設型等給付費負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づく公定価格が、消費税増税を含み、引き上げられたことに伴い、私立保育所等に支払われる給付費が増額されたことによる補正でございます。

児童手当費負担金につきましては、支給対象児童が当初見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

節３生活保護費国庫負担金につきましては、生活保護費の決算見込みによる減額補正でございます。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、目２教育費国庫負担金、節１教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、幼稚園等の預かり保育事業の利用者の増加に伴う補正でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

続きまして、項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金、節１社会福祉費国庫補助金でございますが、地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する補助金で、交付決定額による減額補正でございます。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、節２児童福祉費、国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金につきましては、保育園の一時預かり事業及び延長保育事業の利用者が当初見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

以上です。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

次に、目３衛生費国庫補助金、節１保健衛生費国庫補助金のうち、風しん抗体検査事業費

補助金につきましては、受診者が見込みより多かったことによる増額でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金は、アスベスト健康調査委託金で、受診者が見込みより少なかった等の理由により、減額をいたしております。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

4ページ中段、款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金及び障害者自立支援給付費負担金の県負担金の決算見込みによる補正でございます。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、節2児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、国庫負担金同様、私立保育所等に支払われる給付費の増に伴う補正でございます。

児童手当費負担金につきましては、これも国庫負担金同様、支給対象児童が見込みよりも少なかったことによる減額補正でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

次に、節3生活保護費県負担金につきましては、居住地がないなど、被保護者の保護施設費及び委託事務費に要する県負担金の決算見込みによる減額補正でございます。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、目2教育費県負担金、節1教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、これも国庫負担金同様、幼稚園等の預かり保育事業の利用者の増加に伴う補正でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

続きまして、5ページをお願いします。

項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金のうち、主なものとして、地域生活支援事業費補助金でございますが、交付決定額による減額補正でございます。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、節2 児童福祉費県補助金のうち、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、今年度、保育補助者雇上強化事業に取り組んだ園が6 か園ございますけれども、保育補助者の雇上期間や雇上時間数等の実績見込みが予定より少なかったことによる減額補正でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金の減額補正につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴いますシステム改修委託料の減額が主なものでございます。

以上です。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

次に、目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費県補助金のうち、風しん予防接種事業費補助金につきましては、接種者が見込みより多かったことによる増額でございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

項2 特別会計繰入金、目1 国民健康保険特別会計繰入金、節1 国民健康保険特別会計繰入金につきましては、繰入金における健康増進課分でございます。

これは、国民健康保険事業2 種交付金でございまして、主にがん検診や、若い方を対象とした健康診査、妊婦歯科検診及びフッ化物応用虫歯予防事業によるものでございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

7 ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節1 生活保護費雑入につきましては、生活保護費の支給後に年金等の収入があった場合に、生活保護費の返還金を受けたものでございます。

同じ目、節4 雑入につきましては、主なものといたしまして、高齢者福祉施設の空調熱源更新工事に係る負担金を受け入れたものでございます。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、子どもの医療費返還金につきましては、子どもの医療費助成金として支払ったもののうち、高額医療費の対象となったことによる返還金でございます。

保育所給食費につきましては、公立保育所の保育士分及び幼児教育・保育の無償化に伴う園児分の給食費が見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

以上です。

#### **佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

体育施設雑入につきましては、土地使用料や、施設光熱水費雑入等の決算見込みによる補正でございます。

## 江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、款23市債、項1市債、目6民生債、節2児童福祉債の白鳩園改修事業につきましては、入札による工事費等の額の確定に伴う減額補正でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

## 小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、歳出の説明に移ります。

8ページをお願いいたします。

まず、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の主なものについて説明いたします。

節2から節4までにつきましては、人件費の補正でございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、各種団体や、補助事業の決算見込みに伴う補正でございます。

節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金で、保険基盤安定のための繰り出しなどによります補正でございます。

次のページ、目2障害者福祉費でございます。

その主なものにつきましては、節20扶助費でございます。事業所の増加、対象者の増加などに係りまして、障害者自立支援給付費の増加に伴う補正が主なものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

目3老人福祉費でございます。

節2から節4までにつきましては、人件費に係る補正でございます。

節8報償費の主なものにつきましては、敬老祝い金及び在宅寝たきり老人等の介護見舞金などの決算見込みによる補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、その主なものといたしまして、広域市町村圏組合介護保険負担金の決算見込みによるものでございます。

節20扶助費につきましては、老人保護措置費の減額でございまして、養護老人ホームの入所者が見込みよりも少なかったことから、減額補正をするものでございます。

次に、目4老人福祉センター費の主なものについて申し上げます。

節11需用費は、決算見込みに伴います光熱費の補正です。

以上でございます。

## 江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、11ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の主なものについて申し上げます。

節3職員手当等及び節7賃金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う職員の超過勤務手当及び嘱託職員賃金が見込みより少なかったことによる減額補正が主なものでございます。

節13委託料につきましても、幼児教育・保育の無償化に伴いますシステム改修委託料の減額が主なものでございます。

節20扶助費につきましては、未熟児養育医療費が当初見込より少なかったことによる減額補正でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

目2保育園費について、主なものを申し上げます。

節2給料から節4共済費につきましては、保育所職員45名分の決算見込みに伴う減額でございます。

節7賃金につきましては、主に延長保育、一時預かり、障害児保育の特別保育事業に係る保育士賃金の減額補正でございます。理由といたしましては、利用が見込より少なかったこと及び障害児保育等に関して、嘱託保育士の確保ができなかったことによるものでございます。

節11需用費の主なものにつきましては、給食費の決算見込みに伴う減額でございます。

節15工事請負費につきましては、白鳩園改修工事費の残の減額でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付費につきましては、歳入で御説明いたしましたように、子ども・子育て支援新制度に基づく公定価格が、消費税増税を含み、引き上げられましたことに伴い、私立保育所等に支払われる給付費が増額されたことによる補正でございます。

保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、保育士の離職防止と人材確保を目的に、保育所において保育士資格を持たない者が短時間の保育業務補助を行うに当たり、その雇用を助成するものでございますけれども、歳入で御説明いたしましたように、今年度は6カ園の私立保育所が当該事業に取り組みれておりますけれども、実際に雇用した期間や時間数などの実績が見込みより少なかったため、減額補正をするものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

目3児童手当費、節20扶助費につきましては、支給対象児童が当初の見込みより少なかったため、減額補正をするものでございます。

以上です。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

続きまして、項3生活保護費、目1生活保護総務費でございます。

節2から節4までにつきましては、人件費に係る補正でございます。

節20扶助費につきましては、住宅確保給付費の支給が見込みより少なかったことから、減額補正をするものでございます。

目2扶助費、節20扶助費につきましては、医療扶助の決算見込みによります減額補正でございます。

以上です。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

14ページをお願いいたします。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものを御説明いたします。

節2給料から節4共済費は、健康増進課及び国保年金課の職員の決算見込みによる減額でございます。

節13委託料につきましては、妊婦健診及び乳児健診の受診者数が見込みより少なかったための減額でございます。

節20扶助費につきましては、不妊治療費の申請件数の増加に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

続きまして、目2予防費の主なものを御説明いたします。

節13委託料のうち、がん検診委託料と、予防接種委託料につきましては、受診者及び接種者数が見込みより多かったため、増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節19負担金、補助及び交付金の子育て支援施設等利用給付費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園及び認定こども園の預かり保育分の補正でございます。

以上です。

#### **山津和也文化芸術振興課長**

続きまして、項4社会教育費、目6文化振興費について申し上げます。

節2給料から節4共済費までは、人件費の決算見込みによるものでございます。

節7賃金につきましては、嘱託職員の退職による決算見込みでございます。

節11需用費につきましては、市民文化会館の光熱水費の決算見込みによるものでございます。

節13委託料につきましても、委託料の決算見込みによるものでございます。

以上です。

**佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

16ページをお願いいたします。

項5保健体育費、目1保健体育総務費、節1報酬につきましては、スポーツ推進員の報酬で、決算見込みに伴う補正でございます。

節2給料から節4共済費までにつきましては、人件費の決算見込みによる補正でございます。

節11需用費から節14使用料及び賃借料につきましては、決算見込みに伴う補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、スポーツ大会出場費補助金の交付が当初見込より増加が見込まれていることから、補正するものでございます。

節25積立金につきましては、新年度のスポーツ振興奨励金の交付に備え、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

次に、目2体力づくり運動推進事業費につきましては、決算見込みに伴う補正でございます。

17ページをお願いいたします。

目3体育施設費、節11需用費につきましては、光熱水費が不足するため補正するものでございます。

節13委託料及び節15工事請負費につきましては、令和5年度に佐賀県で開催される国民スポーツ大会の会場でございます市民球場を国の補助金であります社会資本整備交付金を活用し、年次的に改修していくこととし、本年度はスコアボードの改修を行い、来年度は、スタンドや、グラウンド改修等を行う予定としております。

今回、国の補正予算による補助の採択がありましたことから、令和2年度に予定をしておりましたスタンド改修工事の一部を前倒しして、工事監理委託料及び工事請負費を補正するものでございます。

今回の補正による工事内容につきましては、スタンドの外壁及び内野のラバーフェンスの改修を予定しているところでございます。

また、来年度は、スタンドの防水工事等を行うこととし、当初予算に計上をお願いしているところでございます。

またさらに、今後の予定といたしましては、スタンドの内装、トイレ、バックネットなどの改修を計画しているところでございます。

なお、事業概要につきましては、主要事項説明書の8ページに記載しているところでござ

います。

節18備品購入費につきましては、本年度当初予算で芝管理のための、目土散布機を購入する予定でございました。それで、本年度、購入予定の機械よりも馬力が強く、操作性がよい新しい機種が発売されたところでございまして、本来であれば、補正を組んで購入するのが望ましいところでございますけれども、新機種が発売されたのが秋、10月頃に、こちらのほうで把握できたということもありまして、12月補正が間に合わなかったところでございますので、本年度は購入を見送りまして、令和2年度に改めて予算計上し、購入することとしたため、全額の減額補正とするものでございます。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

続きまして、令和元年度繰越明許費について説明をさせていただきます。

資料の17ページ中段をお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費の地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）につきましては、有限会社ハートコネク트가柚比町に設置するグループホームさくらの樹の建築確認申請の手続などに不測の日数を要しているため、年度内の完成が困難となったことから、繰越明許の計上を行うものでございます。

以上です。

#### **佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

款10教育費、項5保健体育費、市民球場改修事業につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、市民球場のスタンド改修事業に要する経費でございます。

本事業は、国の補正予算の補助採択によるもので、本年度内の事業完了が困難であることから、翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。

#### **江副康成委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **藤田昌隆委員**

ごめん、17ページの繰越明許費で、5,038万2,000円。

これ、もう一回教えてください。よく分からないので。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

繰越明許費については、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）を活用して、有限会社ハートコネク트가柚比町に設置するグループホームさくらの樹を建設することとなっておりましたが、建築確認申請の手続などに不測の日数を要しているということから、



年度内の完成が困難となったということで、繰越明許費の計上を行うものでございます。

**藤田昌隆委員**

中止とかじゃないっちゃんろう。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

建築確認申請等の手続が遅れているということで、事業が遅れているということでございます。

**藤田昌隆委員**

分かりました。

では、続けて。歳入で5ページ。

江寄理事のところ、県の補助金、1,901万7,000円のこのシステム。これ、どういうシステムのあれで減額補正になっとなるのかな。

**江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

子ども・子育て支援事業費補助金の減額については、今般の幼児教育・保育の無償化に伴います、現在、私どもで使用しております内部の福祉システムの保育費関係の調定等を行うシステムの改修に必要な費用――行政システム九州のほうをサポートをやっておるんですけれども、この改修の範囲というのが、当初どの程度まで見込めるかどうかというのが、はっきりしませんでした。

それで、補助の申請の段階では、この事業費の満額申請をやっておりましたので、それが、システム改修の範囲が確定したところで、一応、経費が予定していたよりも少なく済んだということでの減額です。

以上です。

**藤田昌隆委員**

今まで、いろんなシステム改修があるけどね、結局、大きいんよね、金額が。

これ、1,900万円でしょう。

だから、金額が大きかったから、どこまでの範囲か決めるのも難しいんやけど、実際に頼んで、今までずっと上がってきたやつも、みんな高い。システムの保守も、構築も高いんで。

了解しました。

**池田利幸委員**

12ページの、節19負担金、補助及び交付金の部分での、保育補助者雇上強化事業補助金。これ、6か園で、日数、時間的に満たなかったのが補正で減額していますっていうふうな説明をもらったんですけど。ちょっとここ、詳しく教えてほしいなと。

そうなった要因っていうのが、人が寄らなかったのかとか、その辺のシステム、シフトと

か、どういう部分で想定より下回ったのかを、ちょっと教えていただけないかなと思ひまして。

**林康司 こども育成課長補佐兼子育て支援係長**

保育補助者雇上事業につきましては、6月補正で当初1,500万円計上させていただいていたものです。

そのときが、7か園、1人当たり220万円程度の満額で申請をさせていただいたところなんですけれども、昨年度から、継続して雇用されている園におかれましても、やはり1人当たりの雇用の金額っていうのが、ほかの保育士さんや事務員さんとの金額の乖離がありまして、1人当たり200万円もかからないということでの差。

それと、雇用期間が4月からのところもありますけれども、11月や、今年に入ってから実施されたという園もございます。

それで、期間が短くなっております。

**池田利幸委員**

すいません、当初の予定では7か園やる予定だったのが、最終的には6か園であったっていうのが、まず1つなんですよ。

それと、期間の問題。

あと、その園の雇用をする予定だった人数は、予定どおり雇用になっているんですか。

**林康司 こども育成課長補佐兼子育て支援係長**

予定といたしましては、すいません、1名減の9名ということです。

**池田利幸委員**

そうしたら、7か園だった分が6か園になった、1園減っている部分のところで、1人雇用予定だったのがなくなったっていう判断ですかね。

それと、それに伴ってあと、雇用の期間が短かったっていうのが、おおよその原因になるっていうことなんですか。

**林康司 こども育成課長補佐兼子育て支援係長**

そのとおりでございます。

あと、もう一つの要因といたしまして、1人当たりが220万円程度の補助額となっておりますけれども、実際は、半分程度の賃金の支払いであったという。

期限が短かったというのもありますけれども。

**池田利幸委員**

今の林補佐の御説明ば聞きよって、今回、減額750万5,000円ですよ。

まず1人、人が少なくなっている。



午後 1 時55分開会

**江副康成委員長**

再開します。

**江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

ただいま御説明申し上げた中で、今回、計上したときの 1 人当たりの年額単価が、220万円と先ほど御説明申し上げましたけれども、これが上限額として申請のほうをやっておりました。

実際の雇上については、その園で一応、賃金表みたいなものを設定されておりますので、それに基づいて、実際の支払いがされているということなので、人によって当然、月額単価というのが違いまして、しかも、園によって違います。

それが 1 つと、1 人当たりの雇上期間が、当初予定していた期間、雇えなかったという、結果的に短くなったということが主な減の要因でございます。

以上です。

**江副康成委員長**

いいですか、それで。

**池田利幸委員**

ありがとうございました。

大変分かりやすく理解させていただきました。

それで、あと、2 ページの節 2 児童福祉費負担金のうちの、保育所保育料の増額の部分ですね。

0 歳、1 歳、2 歳児の増によるものっていう、予定よりも増えているっていう説明だったと思うんですけど、実際にこれ、どれくらい見込みより増えているものなのかなっていう部分と、受け入れができたということは、それに対する保育士さんの数が足りていたのかなっていう部分で、ちょっと御説明いただきたいなと思うんですけども。

**江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

0 歳児で、最終的な見込みとして 140 人程度、それと、1 歳児、2 歳児で 35 人程度の見込みとして当初よりも増えていると。

それで、この分についても、園児に対して保育士の数というのは決まっておりますので、当然、増えたニーズを受け入れるということは、保育士が園児を受けるだけの、保育士の数が手当てできているということでございます。

以上です。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。

すいません、ちなみにこれ、もともと見込みとしていた人数、何人だったのかを教えてくださいいただけますか。

分かりにくいですかね。

0歳で140人増って見込みがなっているっていう部分、もともとの見込みの人数を決められたと思うんですけど、その人数からどれぐらい増えたのかなと思ひまして。

**江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

0歳児で、これ延べ人数なんですけれども、当初が1,450人程度です。

それと、1、2歳児が延べで6,600人程度を見込んでおりました。

以上です。

**竹下繁己委員**

すいません、先ほどの池田議員のところに戻りまして、12ページですね。

給料、賃金が減額補正されておりました、御説明では人材が集まらなかったのも——12ページですね。児童福祉費、保育園費の給料、賃金が減額されている御説明の中で、予定しとった人材が集まらなかったという御説明があったんですけれども、これも同じく、当初予定していた人数と不足した人数を教えてくださいいいですか。

**林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長**

保育士の人数につきましては、年間で園児を450人、公立で受け入れる人数に対して保育士30人、看護師2名、調理員12名を雇用の予定としておりましたけれども、今年度の4月時点では保育士が23名、看護師2名、調理11名、日々の保育士が17名、日々調理員が11名の配置ができておりました。

園児の年間を通じて、順次入所、特に0歳につきましては、年間を通して少しずつ入所が入ってくる中で、保育士も、嘱託員さんも少しずつ雇用する中で、3月時点では29名ですが、看護師さんは、ちょっと年度途中で退職されて0名、調理員も1名減って10名となっております。

**竹下繁己委員**

ごめんなさい、もう一回いいですか。

じゃあ、現時点何人不足しているのか、目標としている人数、保育士が何人予定しているより少ない、看護師はもう全然いないような感じやったですね。

それで、調理師が2人少ないっていう、もう一回不足している人数を教えてくださいいい

ですか。

#### **林康司 とも育成課長補佐兼子育て支援係長**

単純に不足の人数というのが、正直出せないのが現状です。

それで、日々保育士さんの分の賃金もこちらに入っておりますので、日々……。

#### **江寄充伸 健康福祉みらい部理事兼次長兼とも育成課長**

大きく保育士、看護師、調理員、これで……。

すいません、当初、予算として保育士、看護師、調理員、この3種類が、一応主な嘱託職員として採用予定にしておったんですけれども、最終的には、当初、この3つ、44人採用する、確保する予定でございました。

ただ、これは最終的には、39人しか雇うことができなかった。

それと、あと正職の方の日々代替。この人たちが、相当数いらっしゃるんですけれども、これが何名から何名っていうのは、ちょっと時間数とかでしてますんで、人が何人っていうようなのがなかなか算定しづらいということもあります。

それで、主なものとして、保育士、看護師、調理員が当初予定よりも5名程度少なかったことと、それに合わせて日々代替保育士と、日々の調理員、これについてがそれに合わせて少なくなったというようなものを合わせたものが先ほどの、今回、減額補正、賃金としての減額補正になってるということになります。

以上です。

#### **樋口伸一郎 委員**

すいません、12ページ、同じところなんで、一番上の給料ですよね。

給料のところなんですけど、これ正職で7番、賃金が、嘱託職ですかね。

それで、人数も、当初の予算の44名ということやったんですけど、7番見ると昨年度、同時期の減額補正よりも増えてると思うんですよね、3,100万円になってるんで。

なおかつ2番の給料を見ると、これも減額になっているので、例えば、嘱託職員さんは、想定どおりに集まらなかったけれども、正規職員さんの残業っちゅうたらいかんですけど、そうした対応で補ったとか分かると思うんですけど。両方が減っているんで、毎年毎年。

しかも、ちょっと昨年度に比べて増えていっているんで、やっぱり何か、途中でこの嘱託職員さんの7番については、2,000万円以上の補正の減額がずっとこの時期にあっているんで、やっぱりその辺りを、全額とまでは言わないですけど、嘱託職員さんが集まりにくいのであれば、正規職員さんのほうに幾らか振ってでも分母を増やすっていうような考えはないんでしょうか、この補正を受けて。

前年度よりもまた増えているんで、いつも同じ質問をしてますけど、いかがでしょうか。

## 江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

給料の減額補正については、育児休業者が、保育士2名、栄養士2名の計4名出ておりますので、この分の減額が主なものでございます。

それと、正規職員での対応っていうのは、確かにそういう考え方もございますけれども、園児を受け入れるためには、正規であろうが嘱託であろうが、保育士が居れば手当てできるというようなことでもございますけれども、その正規職員でっていうのは、職員定数の問題もございますので、なかなか私どものほうで、すぐさま正規職員での対応と、原課としては、当然、検討の1つとしてはあるんですけども、なかなか、そこは定数の問題でございますので。

これについては、以上でお願いいたします。

## 樋口伸一郎委員

おっしゃること、よく分かります。

職員定数のほうも、でも満ちあふれとるわけでもないけど、ただ、判断としては、ここで出せないということは、本当、重々分かるので。

ただ、今おっしゃったように、育児休暇、そういったのも、できれば働く人に取りやすい環境におってもらって、そういうことがあったときにも、残された職員さん方に負担が、がって集中しないようにするためには、やっぱり、正規、嘱託問わずに最低部門といいますか、そこら辺は増やしていかないと、減ったままで、減っているこの減額補正額が年々上がっているんであれば、何らかの対応が要るかなあと聞いていたところなので。

ちょっと今すぐには返答できないでしょうけど、今後ちょっと動向見ながらいろいろ検討とか、相談をさせていただきたいと思います。

これ、質問じゃないんで、要望で終わります。

## 池田利幸委員

すいません、ちょっと2点まとめて聞かせてもらいたいなと思っております。

まず、10ページ。

10ページの節8 報償費、これ、敬老祝金っていう御説明をもらったと思います。

それで、今回、補正額でマイナス208万5,000円。

これ、何か原因的にあるのかなっていうのと、今、僕も相談というか、市民の方からお話とかで敬老祝金の在り方っていう部分、どうなのっていうお話も聞くんですけども、これ当初で聞こうかなと思っとったんですけど、今の鳥栖市の敬老祝金の在り方っていうのをまず聞きたいなっていうのと、もう一個、もうまとめて言います。

14ページの節20 不妊治療費、ここの部分、今回、増えているわけですけども、全体の累

計で、どれくらいの方が来られていて、これ1回当たり、1人当たりに対して、この補助っていうのは、どれくらいされているものなのか。そこをちょっと詳しく、システムとかを教えてくださいなと思います。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

まず、10ページの8の報償費のところの敬老祝金の件でございますが、主なものとして、敬老祝金の減額ということで御説明をさせていただいたところです。

敬老祝金は、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の方に支給をさせていただいておりまして、もともと予算を計上していた当初の段階では、1,290人ほどが対象になるであろうというところで予算を組んでおりましたが、その後、死亡、転出等によりまして、減が生じておりまして、実際にお支払いしたのは1,205人となっておりますので、その差額の分が大きな減ということになっております。

以上でございます。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

不妊治療費でございますけれども、今年度は、当初で大体60件の申請を見込んでおりましたけれども、申請件数が多く、3月末で大体82件を見込んでおりまして、その増額をお願いしているところでございます。

それで助成額は、年間10万円を上限に、年1回の5回までを限度として補助をしております。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

すいません、御説明ありがとうございます。

それで、不妊治療のほうは、そうしたら1世帯っていうか、1回の5年間は不妊治療、上限年間10万円で、5年間はできるっていうことになるんですか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

そのとおりでございます。

#### **藤田昌隆委員**

今、そういう補助金を出してるんですが、成功例っていうか、きちんと妊娠しましたよという、そういう実績、効果は上がっているんですか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

そこは、治療の、不妊治療費の助成をされた方に、その後、それで妊娠して出産されましたかというの、なかなかこちらからは聞き取りがしにくい状況ではございますけれども、一応県のほうも同じような不妊治療費を助成いたしておりまして、県のほうが不妊治療の申



請をされた方に聞き取りを以前されておりまして、それでは8割ぐらいの方が妊娠をされて、出産をされたというふうに伺っております。

**藤田昌隆委員**

じゃあ、県と両方もらえるんですか。県の補助をもらいながら市の補助もというのはオーケー。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

両方、助成を受けることができます。

**藤田昌隆委員**

8割というのは、非常に成功率は高いと、成功例っていうか、いいデータが出ているんで、それを聞いたら、もう少し広げてでも、今、結構不妊治療っちゅうのは、結婚の年齢が上がってきているんで、40歳になって結婚をするのどうのこうのとかなったりしているんで、ぜひ、今度の当初予算でどれぐらいあるか分かりませんが、その辺も広げていったらという提案です。

以上です。

**池田利幸委員**

すいません、今の流れのまま、そのまま聞くんですけれども、これ不妊症の治療費ということで出ている部分、これ不育症、要は妊娠されても、きちんと育たなかったっていう部分、そういう方だっていう、一度は妊娠されているっていう、不育症の方にもこの補助は適用がされているんですかね。

県は、不育症の部分での補助というのを今されていますよね。それで、市のこの中には、不育症の部分の方々も適用になっているのかどうかっていうのを教えていただけますか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

市のこの不妊治療の助成につきましては、不育症の治療は適用になっておりません。

**池田利幸委員**

分かりました。

ということは、もう完全に、まだ1回も妊娠をされてない方に限って、ずっと補助をされているっていうことになるんですね、この部分は。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

そのとおりでございます。

**樋口伸一郎委員**

17ページをお願いします。

款10教育費、項5保健体育費、目3体育施設費、節15工事請負費の説明欄、市民球場改修

工事費で、主要事項説明書の８ページを参考にしながら質問させてください。

事業内容で工事内容は書いてありますけど、以前から、委員会の中での意見といいますか、要望といいますか、あったかと思うんですけど。

今回、フェンスとかスタンドって書いてありますが、右翼、左翼が扇方にぎゅんって丸くなって、90メートルぎりぎりしか取れていないので、それを少し、95メートル程度まで広く取ることによって、公式戦とかもできるようなスタンド、もう向こうは使わないですから、そうしたような工事っていうのは、検討されていないですかというところが、まず、１点目の質問です。

**佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

今、両翼の延長をという御質問かと思います。

そういう御要望は受けておりましたので、一応、コンサルといいたいでしょうか、御相談をしまして、概算費用だけはつかめております。

基本的に、今おっしゃった95メートルでは、公認野球は取れませんので、97メートル以上ないと駄目でございます。

そうすると、まず、外野自体を全部撤去しなきゃできませんということですから、費用的にかなりの額がかかると。

こうなると、もう外野、それから、後の園路も含めて工事をしないといけないので、ちょっとそこは取っておりません。

仮に3メートルぐらい広げた場合ということでは、1億円は優にかかると言われておまして、もし、これをやっただとすると、市民球場自体が1年程度工事で使えないということになりますので、今の利用者に不便をかけますので、現状として、それは不可能かなというところでございます。

以上です。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございました。

結論は、分かりました。

ちょっと2点目なんですけど、主要説明の一番下で改修スケジュールっちゅうことで書いてありますが、今後のスケジュールで、これ以前にも御質問させていただいた中には、お答えとして整備していく予定ですよというふうに、答弁を頂いていたんじゃないかなと思うんですけど、土壌整備の、芝とかグラウンド、土、マウンドっていいですかね。

その辺は、この改修スケジュールの、令和2年6月以降の中に含まれるんでしょうか。

**佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

この中に、グラウンド整備というのは明記しておりませんが、令和2年6月以降のトイレ改修等の中に含んでいるということで、御理解いただきたいと思います。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございました、終わります。

**成富牧男委員**

まず、2ページ、歳入の款15、項1、目5、節2保健体育使用料。

3月補正額は、971万1,000円ですけど、その内訳を見ると、もちろんプラス、マイナスで、今言った金額出ているわけですけど、プラスのところを見ると、スタジアム使用料とスタジアム広告特別使用料が400万円と500万円、合わせて1,000万円近くあるわけですね。

これで、前年度の3月補正と比べると、かなり大きな——大きくなっていうか役所から見ると大きくなって思わんかもしれんけど——大きな額になっています。

平成30年度は、113万円ぐらいやったかな、何か特別な理由がありますか。

**佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

今回の体育施設使用料の、特にスタジアム使用料、スタジアム広告物等特別使用料が増額補正をしております。

これについては、2020シーズン、本年から開始されるホームゲームの2試合分の使用料とこのを入れております。

恐らく例年は、昨年までは1試合とか、試合の回数が分かりませんので、見込みで一応、今年度3月補正では2回予定されるものとして上げております。

**成富牧男委員**

だから、上げとったけれども、それ以上に歳入がありましたということやろう。

**佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

いや、あくまで今後の予定でということです。

**成富牧男委員**

それで、前年度とかその前とか、多分、説明あつとると思いますけど、過去には、スタジアムの事務所の使用料は別になっていましたよね、内訳っちゅうか、この説明欄で。

事務所は、スタジアム使用料のほうに含まれているんですか。

**佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

スタジアム使用料に含まれております。

**成富牧男委員**

分かりました。

もう一ついいですか。

ちょっと教えていただきたいんですが、歳入と歳出の関係です。

3 ページの款16、項 2、目 2、社会福祉費国庫補助金で、説明欄の 2 番目、地域生活支援事業費補助金、これ、当然、国、県も出てきていますけれども、これ、マイナスですよ、マイナス746万8,000円。次、県のほうに出てきますね。これが、歳出のほうはプラスで出たのかな、そこら辺の関係を教えていただきたいんですけど。

地域生活支援事業の歳出と歳入の関係。

#### **高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長**

この地域生活支援事業補助金なんですけれども、国庫補助金が 2 分の 1 以内ということになっておりまして、最大で支出額の 2 分の 1 を頂けるところですが、最終的に判断が来るのがこの時期になりまして、その内示額が 2 分の 1 より少なかったなので、減額をしています。

#### **江副康成委員長**

歳出との関係ということですよ、歳入、歳出。

#### **高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長**

失礼しました。

歳入のほうにつきましては、内示額が 2 分の 1 以下で来ましたが、歳出のほうにつきましては、補助に入らない分というのも項目でございますので、そちらの分でプラスが出る事業につきまして、歳出補正をさせていただいております。

#### **江副康成委員長**

今の説明でいいですか。

#### **成富牧男委員**

今、多分言われたと思いますけど、聞こえにくいのと、例えば、逆に言うと歳出をこれだけ削りました、こげんしましたということと、こっちの歳入のほうで減額したのと、それを分かんごと、今の 2 分の 1 も含めてね。

歳入と歳出の関係、分からんで聞いていますので、よろしくお願いします。

#### **高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長**

地域生活支援事業におきましては、全ての事業が補助対象にならない状況もございます、それで完全に 2 分の 1 が来るというわけでもなく、また、該当の科目につきましても、2 分の 1 が確定しているわけではないという状況でございます。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

成富委員からの御質問の、歳出に該当する部分が、9 ページの13委託料、地域生活支援事業等という部分に該当して、マイナスの減額補正をさせていただいているところでございます。

先ほど、説明申し上げましたとおり、この事業が2分の1以内という部分での整理になっておりまして、当初は2分の1頂けるだろうというところでの当初予算を要求させていただいておりましたが、内示額が実際にその額よりも少なくなっているというところがありました。内示額の減でそれぞれ国、県の分が減少しているという部分でございます。

以上でございます。

#### 成富牧男委員

数字をきれいに出示してもらったら分かると思いますけど、ぱっと見た感じでね、歳入のマイナスがえらい多くて——最初がちょこっとなもんやから。

それと、ついでに、簡単でいいです、地域生活支援事業というのは、こういうことでございまして、今言われた事業と全然補助が出らん分もあるんですか。

そういうふうに、ちょっと制度についても、この際だから説明していただけますか。

もう、簡単でいいですよ、一つ一つ事業名を言う必要はありません。

#### 高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

地域生活支援事業というものが、市町の創意工夫により地域、利用者の状況に応じて柔軟に対応できるサービスの内容となっておりますので、「一番肝心で障害者のこと」と呼ぶ者あり）対象者が障害者のサービスとなっております。

極端に言いますと、それぞれの市町でサービスの内容が違う場合がございます。

そういうこともありまして、国のほうでも任意事業、必須事業などを分けて設定しているところでございます。

その中で、任意事業等におきましては、その2分の1以内の補助に乗らない場合もあるというところでございます。

#### 江副康成委員長

いいですか、今の説明で。

#### 成富牧男委員

ありがとうございます。

そうしたら、もうすぐ終わります。

保健体育施設費、17ページ。

ちょっと、2つほど質問をいたします。

まず、款10、項5、目3の13委託料、これ、すいません、聞き漏らしたんだと思いますが、何の工事監理委託料であるのかということと、この100万円は、大本の金額がこの補正前の大きな金額になる、そこら辺、ごめんなさい、教えてください。

#### 佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

13の委託料、工事監理委託100万円につきましては、下の市民球場改修工事費に伴う工事監理委託料でございます。

以上です。（「主要の8に書いてある」と呼ぶ者あり）

**成富牧男委員**

今、声が聞こえております。主要事項の8ページを見なさいということですね。

そうしたら、もう繰り越すわけですか。

**佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

先ほど御説明しましたように、この工事監理委託料と改修工事費合わせて9,010万円につきましては、全額繰越しをお願いしているところでございます。

以上です。

**成富牧男委員**

言うたろうがと言わんばかりの……。

すいません、それで、さっき、一応説明聞きましたけど、節18の備品購入費。これ、当初に上げたんですよね、240万円。

基本、前の財政課長さんが2人もおられますけれども、当初予算で上げた分は、大体、今はしませんが、基本は、とにかくなるべく早くやれと、当初予算は。

当初予算が必要だから当初に上げとるんであって、さっきの説明、何月って言うたあれ、もう10月ぐらいに、何か後づけっぽくて、補正で落とすのを忘れとったのかなと思いますけど。

本当は、ちょっと予算の執行の仕方としては、いかがなものかと思いますが、いかがでしょうか。

**佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

確かに、おっしゃるとおり当初予算240万円の備品を購入するということで上げさせていただいております。

芝管理の担当のほうで、実際買おうとしたところで、新しい機種が出て、それこそ値段はちょっと上がったんですけれども、今まで使っていたのが油圧式という——ちょっと専門的にはお伝えできませんけど、油圧式からギア付きに変わったと、馬力も高くなったという機種が出たという情報を、買おうとしたときに、担当がその新しい機種が出たということを知ったものですから、恐らく担当としては、それが欲しくなったんだと思います。

当然、今、使っている機械が、やっぱり職員も使うし、嘱託職員も使うものですから、非常に扱いが難しいということで、事故とかそういうことも考えると、新しく出た機種のほうが将来的にもいいだろうという協議をしまして、それを買おうかなということになったので。

けれども、12月補正に間に合わなかったところで、3月補正で補正しても、入札には間に合いませんということもあって、財政課とも協議した上で、一旦落とさせていただいて、新年度で購入させていただきたいということで、今回の減額補正となったということで御理解いただきたいと思います。

**成富牧男委員**

よく分かりました。

今んごと、言うてよかよ、すいませんって。

**牧瀬昭子委員**

3ページの、児童手当費負担金の2,315万5,000円なんですが、すいません、もしかしたら減額になった理由、言われたかもしれないんですが、もう一度教えていただけませんか。

**江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

当初見込んでいた対象児童が、見込みよりも少なかったということでの減額補正です。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

すいません、見込みは何人だったのでしょうか。

**林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長**

当初予算時の見込み人数ですが、延べ人数で12万8,267人で、予算額といたしましては14億2,100万円ですね。

それで、年間の見込みといたしましては、12万6,119人、金額といたしまして、13億9,191万円となっております。

**牧瀬昭子委員**

この減った理由は、何かあるのでしょうか。

**江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

児童手当の対象児童数については、基本的には、当初予算を計上する際に、前年度実績等を基に当初予算の計上を行います。

あくまでも、児童数については見込みでございますので、当然、転入転出等々もございまして、正確なところの見込みっていうのがなかなか立てづらい。

あくまでも、今回の数字で言いますと延べ人数でございますので、延べ人数からすると、今のような十数万件ということになりますけれども、実際は、これ1人当たり12月の支給でございますので、そこまでの見込みっていうのがなかなか当初は立てづらいと。

1年間の転入転出、あるいは出生の見込み、予算ですので、最終的にはこの金額、積算し





## 江副康成委員長

次に、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

## 小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

それでは、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算案のうち、健康福祉みらい部関係の主なものについて、お手元に配付いたしております資料に基づき、説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金につきましては、主なものといたしまして、老人保護措置費負担金でございます。環境、経済上の理由により、養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する負担金でございます。

以上でございます。

## 江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

続きまして、節2児童福祉費負担金のうち、主なものを申し上げます。

保育所保育料につきましては、市内の公立、私立を含めた17の認可保育所と、市外の認可保育所に通う園児の保育料でございます。

以上です。

## 小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、款15使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉使用料の主なものにつきましては、地域活動支援センター、老人福祉センターなどの使用料でございます。

以上です。

## 坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

目3衛生使用料、節1保健衛生使用料につきましては、休日救急医療センター使用料といたしまして、診療報酬と受診者の窓口での自己負担分を計上しております。

以上でございます。

## 山津和也文化芸術振興課長

続きまして、目5教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、市民文化会館、定住・交流センターの使用料及び都市広場の使用料でございます。

## 佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

節2保健体育使用料につきましては、スタジアムを初めとする体育施設20施設の使用料でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

3 ページ中ほど、款16国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 1 社会福祉費国庫負担金につきましては、主なものといたしましては、国民健康保険基盤安定負担金です。国保被保険者の保険税軽減に対する国の負担でございまして、国の負担は2分の1でございます。

障害者自立支援給付費負担金は、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担分で、国の負担は2分の1でございます。

次の障害者自立支援医療費負担金は、障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分で、国の負担は、こちらも2分の1となっております。

障害児施設措置費負担金は、障害児の施設通所や相談支援事業等に係る国の負担分で、こちらも国の負担は2分の1となっております。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、節 2 児童福祉費国庫負担金でございます。

施設型等給付費負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度で施設型給付及び地域型保育給付を受ける施設の運営費に対する負担金でございます。負担率は2分の1でございます。

児童扶養手当費負担金につきましては、扶養する児童が18歳に達する年度末まで、ひとり親家庭の父、または母親等に支給される児童扶養手当の負担金でございます。負担率は3分の1でございます。

児童手当費負担金につきましては、中学校修了までの児童を養育している方に支給される児童手当の負担金でございます。負担率は3分の2でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

続きまして、同じ目の節 3 生活保護費国庫負担金の主なものといたしましては、生活保護費負担金でございます。生活扶助、医療扶助等の国庫負担金で、国の負担は4分の3でございます。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、目 2 教育費国庫負担金、節 1 教育給務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、幼児教育無償化に係る経費に対する負担金でございます。

幼児教育の無償化に伴い、幼稚園に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対し支払う給付金に対する負担金でございます。負担率は2分の1でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

次に4ページ、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金は、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスを提供するため、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、相談支援事業に要する経費に対する補助金でございます。国の補助率は2分の1以内となっております。

以上でございます。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、節2児童福祉費国庫補助金のうち、母子家庭自立支援事業補助金につきましては、ひとり親の父または母親が資格取得する間の生活費の負担軽減のために支給します高等職業訓練推進給付金に対する補助金でございます。補助率は4分の3でございます。

子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業及び幼児教育・保育の無償化に伴います事務に要する費用に対する補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

以上です。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、育児不安を少なくし、安心して子育てができるよう、4か月までの乳児がいる家庭を全戸訪問する事業と、保護者の養育を支援することが必要な方への支援を行う養育支援訪問事業等への交付金で、補助率は3分の1でございます。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、がん検診の受診率向上のため、がん検診費用の自己負担分、受診勧奨、再勧奨に係る事務経費及び子宮がんと乳がん検診の無料クーポン発行経費などを補助するものでございます。補助率は2分の1でございます。

風しん抗体検査事業費補助金は、風疹の感染拡大防止のために、抗体保有率の低い男性を対象に抗体検査を実施するものでございます。補助率は2分の1でございます。

次に、項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金につきましては、平成18年度から実施をいたしておりますアスベスト健康調査の委託金でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

次に、5 ページをお願いいたします。

款17県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費県負担金につきましては、国庫負担金のところでも申しあげました国民健康保険基盤安定負担金で、保険料軽減分の県の負担分は4分の3、保険者支援分の県の負担分は4分の1となっているものです。

また、障害者自立支援関係の負担金、障害児施設措置費負担金等の県の負担分でございます。県の負担分は4分の1でございます。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、節 2 児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、国庫負担金同様、施設型給付と施設の運営費に対する県負担分でございます。負担率は4分の1でございます。

児童手当費負担金につきましても、国庫負担金同様、中学校修了までの児童を養育している方に支給される児童手当の県負担分でございます。負担率は6分の1でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

節 3 生活保護費県負担金でございます。

これは、居住地がない被保護者に対する、保護費、保護施設費及び委託事務費に要する県の負担金でございます。県の負担分は4分の1となっております。

以上でございます。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、目 2 教育費県負担金、節 1 教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、これも国庫負担金同様、幼児教育無償化に係る経費に対する県負担分でございます。負担率は4分の1でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

続きまして、6 ページをお願いいたします。

項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金、節 1 社会福祉費県補助金のうち、主なものとしたしましては、民生委員・児童委員活動費等交付金でございます。民生委員・児童委員の活動費及び市内 8 地区の会長の活動費、協議会の推進費、運営費に対する県の補助でございます。

重度心身障害者医療助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療費自己負担分に対する助成事業の県補助金となっております。月ごとの自己負担総額から、500円を控除した額を補助

するもので、補助率は2分の1となっております。

地域生活支援事業費補助金は、国庫補助での補助金のところでも申し上げましたが、障害者が自立した日常生活や社会生活をするためのサービスに対する県の補助金でございます。県の補助率は4分の1以内となっております。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、節2児童福祉費県補助金でございます。

ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、母子、父子家庭及び父母のいない児童に対しまして医療費の一部を助成する事業に対する県の補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、認可保育所等で実施される、延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業に対する県補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

以上です。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

次に、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金は、健康診査や歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、健康相談、肝炎ウイルス検査などの健康増進事業に対する補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

子ども・子育て支援補助金は、国庫補助金のところでも申し上げましたが、育児不安をなくし、安心して子育てができるよう、乳児家庭全戸訪問事業と、養育支援訪問事業等への補助金で、補助率は3分の1でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

続きまして、7ページ、款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入の地域支援事業受託料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合からの受託料でございまして、地域支援事業として介護予防事業や食の自立支援事業などを実施するための受託料でございます。

以上です。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

節2 衛生費受託収入は、休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの運営受託料でございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

同じ目の節4 雑入の主なものにつきましては、障害児通園施設介護給付費でございます。これは、ひかり園の児童発達支援や放課後等デイサービスの療育に関わる介護給付費でございます。

高齢者福祉施設雑入につきましては、中央デイサービスセンターや中央在宅介護支援センターの燃料費、光熱水費等の事業者負担分でございます。

高齢者福祉乗車券負担金につきましては、路線バス及びミニバスで利用できる福祉乗車券の個人負担分でございます。

以上です。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

子どもの医療費返還金につきましては、子どもの医療費助成分のうち、高額医療費に該当した医療費分で、保険者、または保護者からの返還金でございます。

保育所給食費につきましては、公立保育所4園の保育士等職員分及び保育の無償化に伴います3歳児以上の園児分の給食費の実費徴収分でございます。

以上です。

#### **山津和也文化芸術振興課長**

続きまして、社会教育施設雑入につきましては、市民文化会館及び定住・交流センターの自動販売機手数料や定住・交流センターの喫茶コーナー使用料などが主なものでございます。

以上です。

#### **佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

スタジアムネーミングライツ料につきましては、株式会社駅前不動産ホールディングスからの、本年4月から来年3月までのネーミングライツ料でございます。

体育施設雑入につきましては、施設の光熱水費雑入や、自動販売機等の雑入でございます。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

次に、款23市債、項1市債、目2衛生費、節1保健衛生費でございます。

これは、保健センター改修事業に伴います市債の借入れでございます。

以上で、歳入の御説明を終わります。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出の主なものの説明を申し上げます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費について説明いたします。

節 2 給料から節 4 共済費までにつきましては、健康福祉みらい部長及び社会福祉課――保護係を除く分、こども育成課の職員、並びに広域市町村圏組合などへの派遣職員42人分の人件費でございます。

10ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、社会福祉協議会補助金でございます。社会福祉協議会の運営補助等に係る経費でございます。

ふれあいのまちづくり事業補助金につきましては、地区社協コーディネーター活動費や、ふれあい事業に対して助成補助を行うものでございます。

全日本同和会補助金は昨年と同額を計上いたしております。

民生委員活動補助金でございますが、民生委員、児童委員及び8地区の民生委員の会長の活動に関する補助金でございます。

平成30年度から補助金額を1人当たり月額1,000円増額しております。

民生委員連絡協議会補助金につきましては、民生委員組織としての地区の民生委員の協議会がございます。これに対し、負担金や、研修会の参加、自主活動等への補助金でございます。

節28繰出金でございます。

国民健康保険特別会計職員の人件費及び保険基盤安定や、財政安定化支援など、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

次に、目 2 障害者福祉費でございますが、その主なものについて申し上げます。

節 1 報酬、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、会計年度任用職員として、ひかり園の指導員及び窓口の人件費に係るものでございます。

次の11ページをお願いいたします。

節 8 報償費は、ひかり園の言語、聴覚指導等の指導員、あるいは、臨床心理相談時の謝金及び障害者福祉計画及び障害福祉計画に係る委員謝金でございます。

節13委託料の主なものにつきましては、障害者福祉計画等策定業務委託料として、第5期障害者福祉計画、第6期障害福祉計画策定のための費用です。

また、巡回支援相談員派遣事業委託料でございますが、発達障害児支援専門員を保育所等に派遣いたしまして、保育士や保護者に障害の早期発見、早期対応等の支援を行う事業でございます。

外出介護委託料でございますが、屋外での移動困難者に対するヘルパーによる移動支援を

実施するものでございます。

相談支援業務委託料でございますが、鳥栖・三養基地区総合相談支援センターにおきまして、鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町の1市3町合同で総合相談支援センターの運営をしているところでございます。

センターに対し、障害者や家族の相談に応じて必要な情報の提供及び権利擁護のための援助を行うため、相談支援事業の業務を委託するものでございます。

また、国では、障害者が地域で安心して生活できる基盤づくりを打ち出しており、鳥栖市周辺の1市3町で、地域生活支援拠点の足がかりとして、基幹相談支援業務も併せて委託し、相談体制の強化を進めていきたいと考えております。

次に、日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等が必要な、障害のある方に対して、日中の活動の提供や、日常訓練を行うための事業を委託するものでございます。

社会福祉会館指定管理料につきましては、障害者福祉センターの施設管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業を社会福祉協議会へ指定管理により委託するものでございます。

12ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、地域活動支援センター補助金でございます。

身体障害者福祉作業所での創作的活動や、生産活動の機会の提供による社会との交流促進及び障害のある方の地域生活支援等に対する運営補助でございます。

そして、福祉タクシー助成金につきましては、身体障害者の1級、2級、療育のA、精神の1級、2級の障害のある方に対しまして、タクシーの基本料金の助成を行うものでございます。

次に、節20扶助費の主なものにつきましては、重度心身障害者医療費がございしますが、身障の1級、2級、療育Aなどの重度心身障害者の医療費の自己負担分について、500円を差し引いた額を助成するものでございます。

障害者自立支援医療費は、障害の軽減、機能回復のための医療費を助成するものでございます。

障害児施設給付費は、障害児の通所支援に係る給付でございます。

障害者自立支援給付費につきましては、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所等の介護給付サービス、自立訓練等のサービス利用に係る給付、相談支援、障害者の補装具費などで個別に支給決定が行われる障害福祉サービスの利用者に対する給付費でございます。

障害者日常生活用具給付等事業費は、地域生活支援事業として、自立支援、生活支援用具など日常生活用具の給付、または、貸付けを行うものでございます。



特別障害者等手当につきましては、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対して手当を支給するものでございます。

13ページをお願いいたします。

目3 老人福祉費でございます。

節1から節4まで、地域支援事業の事業費の支弁人件費として、高齢者福祉係職員の人件費の一部及び会計年度任用職員の人件費に充てるものでございます。

節8 報償費につきましては、高齢者福祉計画策定委員会委員謝金、敬老祝金でございまして、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳と、この節目の年齢の高齢者約1,400人に対しまして支給をする見込みでございます。

また、在宅寝たきり老人等介護見舞金につきましては、65歳以上で、在宅の寝たきりの高齢者、または、重度認知症高齢者の介護等を対象に見舞金を支給するものが主なものです。

節11 需用費のうち、高齢者等見守りネットワーク事業として、行方不明のおそれのある高齢者等が事前に登録し、その登録者に対し、QRコード付きのシールを配付する事業及び見守りを行ってもらう協力事業者に対するステッカーの印刷製本費です。主要事項説明書10ページの下の2つの事業に係る経費でございます。

次の14ページの節13 委託料の主なものにつきましては、第9期高齢者福祉計画策定業務委託料、食の自立支援事業でございます。おおむね65歳以上の独居や、高齢夫婦の方で、食事の調理等が困難な方に食事の提供と安否の確認による見守りを行う事業です。

ふれあいネットワーク事業及び緊急通報システム事業の委託料につきましては、主要事項説明書10ページ表中の上2つの事業に係るものでございます。

介護予防事業委託料でございますが、いきいき健康教室や、ふまねっと教室、ロコモーショントレーニング教室などの一般高齢者向けの介護予防教室や認知症予防としてのT O S U S H I 音楽サロンなどのこれまでの事業のほか、住民主体で取り組む介護予防を推進するため、介護予防体操でございますとすっこ体操に取り組む町区に対し、通いの場の立ち上げ推進事業を引き続き実施いたします。

また、介護予防事業に従事するボランティアを養成する介護予防サポーター養成事業や、要介護状態に陥るおそれのある高齢者向けの通所型サービス事業、元気クラブを継続いたしまして、ボランティアの養成と活動の場を同時に整備していきたいと考えております。

さらに、認知症高齢者の早期発見、早期対応を図る対象者把握事業や、サービスの修了者等の受け皿とボランティア活動の場を提供する元気カフェ立ち上げ支援事業に取り組んでいくところです。

次に、節19 負担金、補助及び交付金につきましては、その主なものといたしまして、鳥栖

地区広域市町村圏組合負担金でございます。

介護給付費、介護予防事業費、包括的支援事業費、事務費などに関する介護保険の負担金でございます。

高齢者福祉乗車券助成金につきましては、75歳以上の高齢者及び70歳から74歳までの運転免許返納者などを対象に、市内及び広域で市内を走る路線バス、あるいは、ミニバスの利用について、年間で1人当たり3万円を上限として助成するもので、運賃の7割を公費負担するものでございます。

シルバー人材センター補助金は、シルバー人材センターの運営補助及び事業補助を行うものでございます。

敬老会補助金は、敬老会主催者に対しまして、75歳以上の高齢者1人につき上限を1,500円として補助を行うものです。

節20扶助費の主なものにつきましては、老人保護措置費でございます。65歳以上の高齢者で、身体や経済上の理由で居宅の生活が困難な方の養護老人ホーム入所のための措置費でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

目4老人福祉センター費について申し上げます。

節1報酬、節3職員手当等は、会計年度任用職員の人件費でございます。

節11需用費の主なものといしましては、中央老人センター及びまちづくり推進センターの燃料費、光熱水費でございます。

節13施設管理委託料は、中央老人福祉センターの警備、室内清掃、管理業務、機械設備等の保守点検に係る経費です。

設計委託料は、高齢者福祉施設大規模改修工事に係る設計、若葉まちづくり推進センター内の入浴施設のボイラーの更新などに係る委託料でございます。

節15工事請負費は、若葉まちづくり推進センター内の入浴施設ボイラーの更新に係る営繕工事費でございます。

以上です。

## **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、16ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち、主なものを申し上げます。

節1報酬から節4共済費につきましては、婦人相談員1名、家庭児童相談員2名、母子自立支援員1名、子育て支援総合コーディネーター1名、幼児教育・保育の無償化に伴います事務補助職員3名、計8名分の人件費でございます。

節12役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業に係るレセプト審査支払手数料でございます。

節13委託料のうち、社会福祉会館の児童センター指定管理料につきましては、主に小学生までを対象とした各種教室や幼児を対象としたフリールームなどを開催する児童センター事業運営に係る委託料でございます。委託先は、社会福祉協議会でございます。

ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子供を預ける側の利用会員及び子供を預かる側の協力会員による会員制の子供の一時預かりなどを行う事業の委託料でございます。こちらも、委託先は、社会福祉協議会でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金につきましては、中原特別支援学校に鳥栖市から通学している児童の放課後児童クラブ利用に係る負担金でございます。前年度実績により、9名分を計上しております。

17ページをお願いいたします。

節20扶助費のうち、児童扶養手当につきましては、18歳までの児童のいるひとり親家庭等に支給される手当でございます。前年度実績により、約600世帯分、児童数にして約950名分を計上しております。

母子家庭自立支援事業費につきましては、ひとり親の父、または母親が看護師、作業療法士、保育士、調理師などの就職に有利な資格を取得する間の生活費の負担軽減のために支給されるものでございます。前年度実績から、継続分と新規分合わせて14名分を見込んでおります。

ひとり親家庭等医療費につきましては、ひとり親家庭等の父、または母親及び18歳までの児童に係る医療費の一部を助成するものでございます。

子どもの医療費につきましては、子育て世帯に対し、児童に係る医療費の一部を助成するものでございます。入院は、18歳まで、通院につきましては、今年度より対象児童を拡大いたしまして、中学校卒業までを助成の対象としております。なお、関係資料として、主要事項説明書の12ページにお示ししております。

未熟児養育医療費につきましては、入院等を必要とする未熟児に対し、医療費の助成を行うものです。

母子生活支援施設入所措置費につきましては、夫からの暴力等による母子の安全確保を実施し、母子生活支援施設に入所させたときに支弁されるものでございます。

続きまして、目2保育園費のうち、主なものを申し上げます。

節1報酬から節4共済費につきましては、保育所職員45名分及び代替保育士、給食調理員と会計年度職員の人件費でございます。

18ページをお願いいたします。

節13委託料の施設管理委託料につきましては、公立保育所4園の消防点検、警備業務、高所清掃業務等委託料及び下野園を除く3か園の園庭芝生管理委託料が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付費につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づく私立保育所、認定こども園等に対する運営費でございます。なお、関係資料といたしまして、主要事項説明書の13ページにお示しをしております。

私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所が実施いたします延長保育、一時預かり保育、障害児保育、病後児保育、子育て支援センター事業等の特別保育事業に対する補助でございます。

続きまして、目3児童手当費のうち、節20扶助費につきましては、中学校修了までの児童を養育している方に支給される児童手当でございます。対象となる児童数を1万700人程度見込んでいるところでございます。

以上です。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

続きまして、19ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費の主なものについて申し上げます。

節1報酬から節4共済費までは、保護係職員及び会計年度任用職員の人件費でございます。

節20扶助費につきましては、生活困窮者に対する住宅確保のため、応急措置である住宅確保給付金でございます。

20ページをお願いいたします。

目2扶助費、節20扶助費につきましては、生活保護における生活扶助や医療扶助等でございます。

項5災害救助費、目1災害救助費、節20扶助費につきましては、火災、水害等の災害の被災者に対し、見舞金を支給するものでございます。

以上でございます。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

21ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

まず、節1報酬につきましては、各種検診や訪問等に従事する会計年度任用職員の人件費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、健康増進課15名、国保年金課4名、合計19名の人件費でございます。

節8報償費の主なものは、各種事業における医師や心理カウンセラーなどの謝金でございます。

節11需用費の主なものは、保健センターの光熱費や、休日救急医療センターにおける医薬材料費でございます。

節12役務費のうち、手数料につきましては、妊婦乳児健康診査の事務手数料でございます。  
22ページをお願いいたします。

次に、節13委託料の主なものを申し上げます。

工事監理委託料は、保健センター改修工事に係る管理委託料でございます。

保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務や警備、空調、エレベーター、電気工作物、消防設備、自動ドアなどの設備保守点検業務の委託料でございます。

休日救急医療センター業務委託料は、鳥栖三養基医師会に委託している休日救急医療センターの業務委託料でございます。休日救急医療センターは、休日における市民の救急医療を確保するために実施をしており、患者割合は、小児科が約半数を占め、小児科診療の必要性が高まっているところでございます。

平成30年度からは、小児科の診療を毎週実施しておりまして、令和元年度からは、ゴールデンウィーク及び年末年始も小児科の診療を行い、令和2年度からは、祝日も小児科の診療を行うようにし、これにより、全診療日で小児科医の診療が可能となり、小児救急医療体制の充実を図っております。

妊婦乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施する妊婦健診、妊婦歯科検診及び乳児健診の委託料でございます。妊婦健診については14回、妊婦歯科検診については1回、乳児健診については2回の健（検）診を無料で受けることができます。また、妊婦健診と乳児健診につきましては、佐賀県、福岡県、長崎県の医療機関で受けることができるようになっております。

次に、節15工事請負費につきましては、保健センター改修工事に要する経費でございます。保健センターは、平成2年度に建築をしておりまして、29年が経過をしているところでございます。改修の概要につきましては、屋根防水・内外壁・電気設備・トイレ・昇降機等改修、駐車場の整備、施設備品更新となっております。工事期間は、令和2年7月から12月を予定しております。主要事項説明書14ページに掲載をいたしておりますので、御参照ください。

次に、節18備品購入費のうちの施設用備品購入費につきましては、椅子や相談室用の机等でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金でございます。

広域小児救急医療支援事業負担金につきましては、夜間の小児救急医療体制を確保するた

め、久留米広域小児救急センターの運営への負担金でございます。

このセンターは、聖マリア病院内に設置をされており、1年を通して365日、夜間19時から23時まで診療を行っております。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金につきましては、同校の運営費を佐賀県と三養基郡3町と案分して負担している補助金でございます。

病院群輪番制運営補助金は、一次救急である休日救急医療センターにおいて、救急処置後の入院を要する患者の二次救急医療を担う医療機関への補助金でございます。

次に、節20扶助費でございます。

妊婦健診費は、里帰り出産等で、委託医療機関以外で受けた妊婦健診費用を償還払いするものでございます。

不妊治療費は、高額な不妊治療を受けられている方の経済的な負担を軽減して、子育てしやすい環境をつくるための事業でございます。助成額は、年間10万円を上限に、年1回の5回までを限度とし、65件分を計上しております。

次に、目2予防費について御説明いたします。

節1報酬は、各種健康診査や相談業務などに従事する会計年度任用職員の人件費でございます。

23ページをお願いいたします。

節8報償費につきましては、健康教室等の講師謝金や、うらら健康マイレージに参加していただいた方のポイントを各種サービスに交換するための報奨金でございます。

節12役務費のうち、通信運搬費は、各種検診や予防接種の通知、受診勧奨の通知に係る通信運搬費でございます。

また、手数料は、予防接種、がん検診の事務手数料でございます。

節13委託料の主なものを申し上げます。

健康診査委託料は、20歳・30歳代の健康診査、40歳以上の健康保険未加入者の健康診査及び骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の委託料でございます。

がん検診委託料は、胃、子宮、肺、大腸、乳、前立腺がん検診の委託料でございます。令和2年度からは、胃がん検診につきましては、現在のバリウムを飲んで行うエックス線検査に加えて、胃内視鏡検査を導入いたします。主要事項説明書15ページに載せておりますので、御参照ください。

2行下の予防接種委託料は、予防接種法に定められている乳幼児から19歳までの各種予防接種と、65歳以上のインフルエンザ、肺炎球菌予防接種と、佐賀県が行っております風疹の任意予防接種の委託料でございます。

24ページをお願いいたします。

次に、節20扶助費でございます。

このうち、予防接種費は、里帰り出産などのため、委託医療機関以外で予防接種を受けた場合に、その費用を償還払いするものでございます。

以上でございます。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節19負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援施設等利用給付費につきましては、幼児教育の無償化に伴い、幼稚園に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対して給付するものでございます。

以上です。

#### **山津和也文化芸術振興課長**

続きまして、項4社会教育費、目6文化振興費の主なものについて申し上げます。

節1報酬の主なものは、会計年度任用職員、夜間管理と文化事業2名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは、文化芸術振興課職員10名分及び会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

節11需用費につきましては、市民文化会館のガス代などの燃料費及び電気代などの光熱水費が主なものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、設計委託料ですが、主要事項説明書41ページをお願いいたします。

これは、(2)の大規模改修工事実施設計業務委託でございます。業務内容につきましては、主要事項説明書の記載のとおりでございます。

その他、委託料といたしましては、鳥栖市民文化会館管理業務等委託料は、清掃業務や施設設備の保守点検、舞台運営関係などに関わる委託料でございます。

文化事業委託料につきましては、文化事業協会に委託して行う自主文化事業の企画、実施に関わるものでございます。なお、これに関しましては、入場無料で行う文化事業は委託料に、有料で行うものにつきましては、補助金に計上をしております。

次に、ピアノコンクール委託料ですけれども、フッペル鳥栖ピアノコンクールを共催で行っているフッペルピアノコンクール実行委員会への委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、主要事項説明書41ページをお願いいたします。これは、

(1) の市民文化会館舞台機構等改修工事費で、工事内容は記載のとおりでございます。

文化会館営繕工事費は、冷温水発生機分解整備工事、大ホール舞台の空調機分解整備工事などが主なものでございます。

節18備品購入費は、A E Dの更新、ワイヤレスマイク等の購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、文化事業推進補助金は、先ほども申し上げましたが、文化事業協会が行う有料公演事業の一部を助成するものでございます。

次に、文化芸術振興補助金につきましては、鳥栖子どもミュージカルなど4つの文化団体の活動を支援するための補助金でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

目7定住・交流センター費の主なものについて申し上げます。

節1報酬及び節3職員手当等は、貸館業務及び図書コーナー業務などを担当する会計年度任用職員7名分の人件費でございます。

節11需用費につきましては、定住・交流センターの電気代などの光熱水費が主なものでございます。

節13委託料の施設管理運営委託料は、清掃や施設設備の保守点検、舞台運営関係などが主なものでございます。

節15工事請負費の営繕工事費につきましては、電動式移動観覧席補修工事及び都市広場野外トイレ外壁改修工事でございます。

節18備品購入費につきましては、図書購入のほか、A E Dの更新等をする経費でございます。

以上でございます。

#### **佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

27ページをお願いいたします。

項5保健体育費の主なものを御説明いたします。

目1保健体育総務費、節1報酬は、スポーツ推進員8地区48名分と、令和5年度に開催されます国民スポーツ大会の準備に向けた、会計年度任用職員1名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、スポーツ振興課職員の人件費でございます。

節13委託料のうち、地域交流推進事業委託料につきましては、サガン鳥栖を通じた地域交流、まちづくりを推進することを目的とした事業に要する経費でございます。具体的には、マッチデー冠スポンサー協賛金が主なものでございます。

次に、県民体育大会委託料につきましては、新年は、佐賀市、多久市、小城市で開催されます県民体育大会への鳥栖市選手団の派遣等に要する経費でございます。



市民体育大会開催委託料につきましては、令和２年度につきましては、地区運動会の開催経費等が主なものでございます。

28ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金のうち、県プロサッカー振興協議会負担金は、サガン鳥栖が地域に根差していくため、サッカー教室開催支援をはじめとした地域の方々と触れ合う機会の創出や、応援機運の醸成、ホームゲームにおける集客支援イベント等の開催などを実施する協議会への負担金でございます。

それから、市体育協会補助金は、市体育協会の運営補助に係る経費でございます。

スポーツ大会出場補助金につきましては、県の予選会を経て、全国大会等に出場する場合に、旅費の一部を助成する経費でございます。補助率は2分の1となっております。

次に、目２体力づくり運動推進事業費の主なものについて御説明をいたします。

節８報償費につきましては、高齢者や女性、地域住民などを対象とした、スポーツ教室等に要する講師謝金や商品代でございます。

節13委託料につきましては、本市で開催予定のクロスロードスポーツレクリエーション祭本選に出場する鳥栖市代表選手選考会開催委託料や、３月に開催しておりますスポーツレクリエーション祭の開催委託、市民体育館のトレーニングルームで実施しておりますトレーニング指導業務委託料などが主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、毎年１月に開催しております鳥栖市ロードレース大会補助金でございます。

次のページをお願いします。

目３体育施設費の主なものについて御説明をいたします。

節１報酬及び節３職員手当等につきましては、体育施設職員の人件費でございます。

節11需用費につきましては、芝やプールをはじめとする体育施設の管理用品や薬品等の消耗品費、体育施設の電気、上下水道、ガス等に要する光熱水費、各体育施設の修繕料が主なものでございます。

節12役務費につきましては、各施設の電話代等の通信運搬費や、プールの水質検査等の手数料が主なものでございます。

節13委託料につきましては、体育施設の電気空調設備等の保守点検、警備、清掃等に要する施設管理委託料が主なものでございます。

また、国民スポーツ大会の会場を年次的に改修しておりますけれども、市民球場改修工事に伴う工事監理委託料でございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、芝管理に要する車両やプールの券売機、トレーニ

ング機器のリース料が主なものでございます。

節15工事請負費のうち営繕工事費につきましては、市民プールや夜間照明施設の老朽化に伴う改修工事や、運動広場の防球ネット改修工事などが主なものでございます。

市民球場改修工事費につきましては、先ほど補正予算でも御説明申し上げましたとおり、国民スポーツ大会開催に向けた市民球場改修工事の一環として行うもので、メインスタンドの防水工事に要する経費を計上しております。なお、事業概要につきましては、主要事項説明書の42ページに記載しているところでございます。

節17公有財産購入費につきましては、現在、駅前不動産スタジアムの駐車場として利用しております第1及び第2駐車場——スタジアムの西側になりますけれども、この約1万7,000平方メートルを鳥栖市土地開発公社から5年計画で買い戻すこととして、新年度は約3,100平方メートル相当分を買い戻す経費を計上しているところでございます。

節18備品購入費につきましては、スタジアムや陸上競技場での芝管理のための目土散布車及び機材タンク車の購入費用、並びに体育施設に設置しておりますAEDの買換え費用でございます。

以上で、健康福祉みらい部関係の説明を終わります。

#### **江副康成委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

#### **樋口伸一郎委員**

歳入からお尋ねします。

説明欄にないので、予算書の51ページの、款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金で説明欄の保育所保育料についてなんですけど、これ教えていただきたいくて、まず、お尋ねします。

平成31年度、昨年の当初予算の説明のときに、2億4,529万5,000円で予算立てをされていて、幼児教育無償化に伴って、10月以降からの分は外してでしたか、での計上で2億4,529万5,000円ということ立てられておりまして、今年度見てみますと、ここの金額としては2億343万5,000円というふうに予算立てをされております。

それで、質問なんですけど、ちょっと分かんないんで教えていただきたいのが、これ国からの歳入っちゃうか、相殺される部分とかがあると思うんですけど、そこはどこを見れば入ってきているのが分かるのかっていうのが、1個目の質問で。

2つ目は、市の負担金、歳出になるかと思うんですけど、実質市が、公立保育園とかにおいては自己負担をしなければならない金額っていうのは、どこを見ればいいのかを教えてください。

ださい。

#### 江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

ただいまの御質問ですが、保育所保育料につきましては、平成31年度分については、今御紹介ありましたように、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、平成31年度当初分については、4月から9月までの半年分を計上しておりました。それは3歳から5歳までの分でございます。

今年度につきましては、丸々1年分を3歳から5歳の無償化の分は、削除した形で、残りの0歳から2歳分の保育料について計上しております。ですから、その見合い分が昨年度に比べて減額となっているところでございます。

この保育所保育料につきましては、先ほど御説明しましたように、市内の公立保育所4園と私立の認可保育所13園、計17園の保育所の保育料——0歳から2歳までの。それと、市外のほうに広域保育でお願いしております、市外の認可保育所に預けられている保護者さんの園児の保育料のみがここに計上されておりますので、この分、私立保育所さんには、施設型給付費として運営費のほうをお支払いしております。

ただ、この保育料の見合い分として幾らっていうのは、この予算書上は出てきませんので、歳出のほうの施設型給付費のほうで、その中の、当然、私立保育所のほうには、運営費の一部としてお支払いをします。そういうことでの計上になります。（「市のほうの」と呼ぶ者あり）

市のほうの、公立は、無償化に伴う分については、国の補助はございませんので。（「ない」と呼ぶ者あり）

ございません。

直接補助は、運営費に対する補助はありませんので、普通交付税のほうで算入ということになります。

以上です。

#### 樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

なくなったということですけど、まず、1個目の、解釈は合っているかの確認なんですけど、国等のやり取りというか、私立の分については、実質やり取りはされるんですけど、施設型給付費のほうにそれは盛り込まれた上で反映されるっていうことで、この当初予算には載っていないということでもいいのかなあっていう確認が1個。

それと、施設型の給付費のほうで整理されるということですよ、ちょっと説明が難しくて。

国から入ってくる分とかあるんですけど、実質もう鳥栖市は、予算書には関係ないっていうか、施設型給付費のほうで整理されるっちゃう認識でいいんですかね。

#### **江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

保育料については、施設型給付になる前も、旧制度のときも運営費として施設のほうにお支払いをしておりましたので、そのときもこの保育料というのは市のほうで徴収を行って、そして運営費として私立保育所さんのほうに経費としてお支払いをしておりました。そこは変わっておりません、名称が、施設型給付費というような形になっただけで。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

80%分かりました。

このままいいですか、続きで。

そうしたら、関連で質問させていただきます。

すいません、18ページからいいですか、関連なので。

施設型等給付費で、主要事項説明書の13ページを見ると、一番下の段、私立幼稚園で、この施設型給付費の対象となったっていうふうにあるんですけど、ちょっと複雑なところが、認定こども園でもない、保育所でもない、幼稚園のままで対象となったっていうところが余り整理がつかないんで、分かりやすく教えてください。

#### **江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

資料の13ページのほうに掲載されております、私立幼稚園（新制度以降園）というようなことで表示をしておりますけれども、私立幼稚園については、もともと新制度に移行されたところと、旧制度のまま残られている幼稚園さんがございます。

それで、ここに記載しているのは、その新制度に移行された分については、幼稚園の保育料ですね、月謝ですけれども。それも市のほうで決定した額を徴収していただいて、残りの運営に関する費用を国、県、市のほうから施設型給付費としてお支払いすると。

それで、旧制度のまま残られている幼稚園さんがございますので、そこは、もともとその施設、園ごとに決められた月謝を徴収されて運営をされているという違いがございます。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

ざっくり言うと、安定型でいくのか、その幼稚園料って幼稚園ごとに違うんですけど、施設型給付費等はある一定の基準に準じてやるっちゃうことで、安定型をいくっていうところで解釈させてもらったんですけど、これは、保育園、幼稚園、認定こども園で、その認定こ

ども園と幼稚園の間の措置みたいな感じなんですか。

何か、認定こども園と幼稚園のすっきりせん、間のような感じもするんで、どうでしょうか。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

認定こども園というのは、事業形態というのがこの中でも幾つか分かれておりますけれども、本市においては、事業形態が幼保連携型といいまして、もともとの幼稚園の分に新しく保育部門を併設した形で運営をされているということなので、形としては、認定こども園というのは、その施設の中に幼稚園部と保育園部があると。

それと、今までの幼稚園だけの、だから新制度にいかれても、私立幼稚園というのはもう幼稚園だけです。だから、保育部門がないと。

ただし、いわゆる預かり保育といいまして、一定一日のうちで2時とか3時とか、今まで預けられた時間以降については、預かり保育という形での事業展開を今されているということです。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

分かりました。

そうしたら、この件に関しては、ちょっと最後なんですけど、幼稚園で今の説明で対象となりましたと。

そうしたら、幼稚園って教育委員会が所管してるイメージで、今度その対象となった分は、今までは幼稚園だけやったところがこっちの担当課でその分をいろいろ考えないといけなくなると思うんで、実質、ここを今までよりもどんどんまた仕事が増えてくるんじゃないかなと思うんですけど、そこ、どうですか。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

一応、幼稚園は文科省が所管しております。

ですが、今のところって言いますか、この幼稚園については、もともと教育委員会でも要は就園奨励費っていうのを平成31年度までは事業としてあったんですけども、それが無償化に伴って廃止をされております、令和2年度から。

それで、以前はこの就園奨励っていうのを教育委員会のほうで事務をやっていたんですけども、今はもう、こども育成課のほうでその事務を所管しておりますんで、幼稚園さんに関しては、事務としてはその事務しかこれまでも発生しておりませんでしたので、事務が増えるということはありません。

ただ、この新制度に移行されたところについては、この運営費をお支払いするという、こ

ども育成課のほうでその事務が増えているということになります。

#### **林康司 ども育成課長補佐兼子育て支援係長**

すいません、ちょっと修正、補足をさせていただきます。

幼稚園につきましては、先ほど理事言われましたように、新制度に移行した園と移行していない園っていうのが市のほうでもございます。

それで、新制度に移行していない園につきましては、昨年度まで就園奨励費の対象として、年一、二回程度の手続で、ども育成課で行ってございましたけれども、新制度に移行した園は施設型給付費で今後見ていくということになっておりまして、新制度に移行していない園、来年度につきましては、3園、まだ残っておりますけれども、教育のほうで施設等利用給付費、そちらのほうで補助というか、していくようになります。(発言する者あり)

いや、ども育成課で。

この手続が、毎月出てきますので、こちらの事務としては増えてまいりますし、その対象園っていうのが、市内の幼稚園、認可外保育所で15園。

今年度につきましては、市外の幼稚園、認定ども園、認可外保育所等も合わせて16園、計31園とのやり取りっていうのも増えてまいります、それが毎月。

そういったところでの、ちょっと事務の煩雑さは出てまいります。

#### **樋口伸一郎 委員**

めちゃめちゃ大変やった上に、また、もう少し大変になるっていうことでよかですか。

もう、めちゃめちゃ大変やったちゅうことは分かっとるけど、その辺りもちっと、総務とかああいうところに言ってもらって、15園、全部幼稚園奨励費から何からもう扱ったってことですよね。

だけん、やっぱ大変やったわけですよ、文科省なのに。だけん、ちょっとその辺は、上にぜひ言っていってください。

以上です、要望で終わります。

#### **成富牧男 委員**

今のところだけ、一応確認したいっちゃけど。

結局、幼児教育の無償化で、財源的に大変なのは公立保育園ですよ。今のところ4園ありますけど、今それについての、これはやおいかんね、どげんかしようかっていう話はまだ全然してないですね。するはずないですね。

#### **江寄充伸 健康福祉みらい部理事兼次長兼ども育成課長**

現段階では、公立保育園の運営に対しての協議というのは行っておりません。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですか。

ほかに。

池田利幸委員

すいません、結構、何か所かあるんで、関連ごとに聞いていこうかなと思います。

まず、予算書22ページの節15工事請負費の保健センター改修工事費ですね。

これ、事前勉強会のときにもらった資料の中でも、保健センターの改修及び子育て世代包括支援センターの整備に要する経費っていう説明をもらって、ここ改修と、保健センター、子育て世代包括支援センターの整備っていう部分まで含めて、今からの流れがどういうふうになるのか若干説明をいただきたいと思います。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

今回の保健センター大規模改修につきましては、先ほど御説明したような屋根防水とかに加えて、内装のほうは、令和3年度から子育て世代包括支援センターの稼働を予定しておりますので、そのために大規模改修に合わせて、保健センターの中に、相談室を3つ設置する予定にしております。

それで、スケジュールといたしましては、新年度に入りまして、入札を行って、業者を選定し、それから7月から12月に工事を行うという流れになっております。

江副康成委員長

池田議員、また質問、いいんですけど、ちょっと長くなったもので、ここ一回、休憩取ろうかなと思いますので、暫時休憩します。

午後 4 時 3 分休憩



午後 4 時12分開会

江副康成委員長

再開します。

池田利幸委員

先ほどの、保健センター改修の部分、この分ちょっと今は、コロナの対策とかばたばたされているでしょうからあれですけども、また落ち着いてから、終わってからでいいんで、

どういうふうな部屋の間取りとかになるのかっていうのは、教えて、図とかを示していただければありがたいなと思います。

それと、その次、同じページの20扶助費、これ、先ほど補正のほうでもお話ししたんですけれども、不妊治療費、今回の分、前回補正で上げている分と比べて件数が65件分、件数も低く、金額設定も低くなっていますけれども、これは、対象者が今のところ見込みが少ないってことなんじゃないかな。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

不妊治療助成につきましては、今年度は60件を当初に上げておりまして、先ほど補正で82件分の補正をお願いしたところでございます。

令和2年度につきましては、一応65件分ということで見込んで、上げております。

それで、近年を見ますと、年度によってかなり差はあるんですけれども、少しずつ申請の件数は増えてきている現状でございます。

ただ、年度末に申請をする件数がかなり多くなってきておりまして、なかなか申請の見込みが立たないところではありますので、取りあえずって言ったらあれですけども、今年度よりも多く、5件多いというところでの65件で予算を計上しているところでございます。

以上です。

#### **池田利幸委員**

分かりました。

これは、また人数が増えたら補正で増やしていくっていう考え方なんだろうけれども、先ほども言ったんですけど、今、問題として不妊っていう部分と不育っていう部分が、やっぱり大きな問題になってまして、不育も個人の管理っていう話ではないんで、不育に対しての助成っていうのも、ぜひ考えていただけないかなと思いますけど、その辺の見解はどのように思われますか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

不育症の治療に関する助成につきましては、先ほど議員さんもおっしゃったように、県では、もう助成を始めておりますけれども、まだなかなか市町の段階では助成をしているところがございまして、今後は、そういう市民からの要望とか、ほかの市町の状況を見ながら考えていきたいと思っています。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。よろしくお願いします。

関連で、23ページの節13委託料のところのがん検診委託料ですね。

これで内視鏡検査を今回から取り入れるっていうことで、新しく、もっと精度の良い物を



ってという話で出てきています。

それで、胃がん対策で一番重要なのは、胃がんの原因ってというのはピロリ菌って今言われています。

内視鏡検査まで入れてやっていくのであれば、ぜひ、ピロリ菌検査まで導入していただきたいなど。ピロリ菌をなくせば胃がんはなくなるって言われている時代なんで、そこまで踏み込んでいただくことはできないのかなという部分が1点。

それと、その下の部分、予防接種委託料。ここは、今、コロナ対策で皆さんばたばたされていると思います。

インフルエンザなんで、今回の僕の話は。

インフルエンザの予防接種をすることによって、子供がインフルエンザ持って帰って来たら、大人も会社を休まなきゃいけないっていう現状があるっていうところで、お子さんが3人、4人いらっしゃる、それとお父さん、お母さんまで予防接種を受けるっていったら、1回での負担が結構多くて、なかなか若い世代は受診——受診というか接種をしていない部分があるっていう現状があります。

インフルエンザの予防接種の助成っていう部分、できないものか、その2点、見解をお伺いしたいです。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

まず、ピロリ菌についての御質問についてなんですけれども、今回、胃内視鏡検査を導入いたしましたのは、国のがん検診の指針の中でエックス線に加えて、胃内視鏡検査ががんによる死亡を減らすっていうことについての根拠が得られたということで、体制が整ったところから胃内視鏡検査を導入するようになっていうことを国が打ち出しました。それに伴い、医師会等々協議をいたしまして、来年度から導入をすることにいたしました。

それで、おっしゃられたピロリ菌につきましては、まだ国のほうのがんの検討委員会のほうでも、ピロリ菌が胃がんによる死亡を減らすっていう根拠が確立されていないということを言っておりますので、そこら辺は、国のほうの見解を見ながら、ピロリ菌の検査の導入については考えていきたいと思っております。

それから、続きまして、インフルエンザの予防接種についてですけれども、現在65歳以上の方につきましては、1,000円の自己負担金でインフルエンザをやっているところでございますけれども、議員おっしゃるとおり、小さいお子様をお持ちの方は、予防接種を受けるにも経済的に、ちょっと厳しいところがあるっていうお声があるのは、私も聞いております。

ただ、何年か前に、うちのほうでも試算をいたしまして、例えば、中学生までのお子様かインフルエンザ予防接種を受けるのを市のほうで補助をするってしたときに、1億円ばっか

り経費がかかる試算でございました。

今度、今年の10月からは、新たにロタウイルスの予防接種が定期予防接種として導入をされることになっております。

それにかかる経費は、ちょっとまだ試算をしておりませんが、莫大な——莫大になって言ったらあれですけど、結構経費がかかるっていうことを予想しておりますので、まずは定期予防接種を受けていただくことの勧奨に力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

まず、ピロリ菌のほう、今、国のほう、もう保険適用になりましたんで、国のほうも大分その辺認めてきてますんで、国の見解見ながらっていう話ではありますが、前向きに考えてみてほしいなと思います。

あと、インフルエンザの、その試算1億円っていうやつは、多分全額助成、0円にした場合、みんな受けて、そこ、何人が接種を受けるのかっていうデータを今すぐ出してくださいなんては言えないと思いますので、けど、全額じゃなくていいと思うんですね。

今、1人2,500円から3,000円、1本打つのにかかっている部分を、1,000円助成なり1,500円助成って、額を減らしてやるっていうことによって、接種率は上がると思いますんで。

その辺も、全額じゃなくていいけん、幾らかの助成をするっていう考え方で鳥栖市全体の病院にかかる額だったり、経済の悪循環っちゃうか、経済性っていうのも考えて前向きに考えてみてほしいなと思います。

よろしくお願いいたします。

#### **竹下繁己委員**

すいません、池田議員と同じページで、去年の当初よりも使用料及び賃借料が膨らんでるんですね。これ、多分システム等借上料が膨らんだんじゃないのかなと思うんですけど。予算が膨らんだのはどうしてなのかなあとと思ひまして。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

健康管理システムにつきましては、今年度更新をいたしまして、本当は前年度に更新をするつもりだったんですけども、整いませんで、その間、再リースになっていたんで、ちょっと金額が下がっております。

来年度につきましては、新しいシステムの借上料、それから、来年度の検診からは、今度は今、検診の予約をメールとか電話で取っているんですけども、それがウェブ予約をできるようにしましたので、その使用料等がかかって今年度よりも金額が増加しております。

**竹下繁己委員**

そうしたら、このシステム等借上料は、もう数年この金額が続くということですかね。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

これは、1年分の借上料でございますけ。

**竹下繁己委員**

すいません、令和3年度も大体このぐらいの予算が見込まれるということでもいいんですか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

そう考えております。

**竹下繁己委員**

ちょっと別で、9ページの社会福祉費の社会福祉総務費、一番下の備品購入費が166万9,000円と、昨年度の当初よりもぼこっと上がっているんですけども、その内訳というか、理由を教えてください。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

社会福祉会館の暗幕を取り替えるというのが1点と、もう一点が、社会福祉会館の中にありますAEDの更新という形で、昨年度より多くなっているという状況でございます。

**竹下繁己委員**

改装に合わせて、何か必要になるっていうか、古くなったから変えるっていうことですか。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

暗幕につきまして、古くなって破れておりますので、新しい物に取り替えるということで、金額的には130万円を予定しております。

AEDにつきましては、更新の時期になりましたので、37万円弱ぐらいの予算で更新をしようというふうに考えておるところでございます。

**竹下繁己委員**

ありがとうございます。

ちょっとごめんなさい、またページ変わりますけれども、17ページの児童福祉費保育園費の中の、9番旅費の費用弁償って何に対する費用弁償なのか教えてもらっていいですか。

**江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

費用弁償は、来年度から会計年度職員ということになるんですけども、その方たちの通勤手当でございます。

以上です。

**竹下繁己委員**

ありがとうございます。

ちょっと基本的な質問、もう本当、俺馬鹿だから分かんないんですけど、今回、会計年度任用職員さんの報酬や等々が、昨年度は上がってなかったけど、どんどんどんどん上がってきたじゃないですか。

これって、会計年度職員になったんで、どっからか、例年違うところから出とったのがここに入ってきたっていうことでいいんですかね。

それとも、新しく採用するわけじゃないですよ。

#### **江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

令和元年度については、基本的には嘱託職員、それから臨時職員っていうのが大体賃金で予算計上してた分、その部分が報酬等に変わるということでございます。

以上です。

#### **竹下繁己委員**

ありがとうございます。

最後に、公社のほうからスタジアムの用地を買い戻すということでしたけれども、なぜ買い戻すのかの理由を教えてもらっていいですか。

#### **佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

買い戻す場所は、今使用している第1、第2駐車場ですね。ここは、鳥栖市の土地開発公社が所有しています。

これを市の行政財産に変えるということで、これは市の内部の行政改革推進本部会議の中での決定事項でございまして、これについては、もともと鉄道高架用地でございましたけれども、鉄道高架用地がなくなりましたので、計画が断念と言いましょるか、白紙になりましたので、この分については、スタジアムの駐車場として購入するという方向になりました。

以上でございます。

#### **竹下繁己委員**

公社をどんどん弱体化というか、どんどんどんどん、これからずっと、鳥栖市の公有財産にしていくってことですかね、公社が今、管理しているところは。

#### **佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

そのとおりでございます。

公社用地を、それぞれの所管の部署に買い戻していくという流れができております。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

すいません、25ページです。

節13委託料、設計委託料、主要事項説明書の41ページっていう分で、市民文化会館改修事

主要事項説明の中で、事業内容が舞台機構改修工事っていうのと、大規模改修工事実施設計業務っていうふうになっております。

御高齢の方とかが、もうふらふらして危ないとかいう相談を結構受けるんですよ。

大ホールの中のほうの階段ですね。

あそこの手すり、ないのは御存じないですよ

あそこの部分は、この大規模改修の中の設計に今回入っているのか、まず教えていただけないかなと思うんですけど。

客席から舞台のほうに上がる階段だと思うんですけども、そちらにつきましては、「違う、違う」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。



再開します。

手すりにつきましては、大規模改修のときに検討していきたいと考えております。

ということは、設計の中にもともと予定はなかったということなんですか。

– 67 –

今のところ、そこまで詳細な設計の計画をしているものではありませんので、今後、打合せをして検討していきたいと思っております。

#### 池田利幸委員

ぜひ、よろしくお願いします。

高齢者、また、小さい人たち、手すりっていう部分の安全性が必要なんです、そこは必ずよろしくお願いします。

#### 藤田昌隆委員

今、階段の話が出ましたから、ついでに、ちょっと先ほども話したんですが、中ホール、非常に、「小」と呼ぶ者あり）

中やろう、あれ。（「小、小」と呼ぶ者あり）

小ホールか、あれ。

階段に、手すりを右側はつけてもらったんやけど、結局あれ、私も上ってみましたけど、何でこれ片一方だけ手すりがついたのかなあっち。逆に不思議でならんやった。

階段を上ってみたね。

そして、何も感じらんやったね。

右手がね、悪い人は、例えば、動かないといった場合に、右側に手すりがあっても、ほんじゃどうやって上がるのっち。

両方とも悪かなら、車椅子とか、あれけどね。

右側に手すりがついとるけど、右側の手すりを握る人は握られんでしょうっち。左手は健康やけど、右手は悪いと、だから、考えてつくったんですかって、私は。

この前もありましたよね、（発言する者あり）老人ね。

あれがあったときに、せっかくつけてもらって、ああ、よかったなと思ったら、ようと見たら、片一方しかついてないと。何やそりやっち。

実際に、自分で上ってみたんですかっていう、私は、もうすぐその場で不思議に思いました。

だから、そういうことさえきちんとできんのに、先ほど、何か耐震のどうのこうのとか言われて、ちょっと反論ありましたけど、そういう細かいところを検証していくのが仕事じゃないと。

ただ、手すりをつけてくれと、危ないと、急だから危ないっち、つけてくれたのはいいんやけど、自分が利用する立場になったらどうなのかっていうところまで、ちょっと深掘りしてほしいんよね。

設計者に頼むんやったら、してくれていいんやけど。

そういうところまで、ぜひ目配り、気配りをやってほしいと思います。

以上です。

**江副康成委員長**

意見要望でよろしいですかね。

ほかに。

**牧瀬昭子委員**

4 ページをお願いします。

目3、節1の子ども・子育て支援交付金の件でなんですが、全体としてお話いただいていた、育児不安の予防というか、訪問活動をされるというお話だったんですが、これ、何か月以内の方のところに回るというお話だったのでしょうか。

もう一度、何か月までにというのを教えてください。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

乳児家庭全戸訪問事業につきましては、生後4か月までのお子様がいらっしゃる家庭を全戸訪問しております。

**牧瀬昭子委員**

これ、なぜ4か月になったのでしょうか、理由を教えてください。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

国が決めたことではございますけれども、やはり生後4か月までの間が、お母様方の育児不安とかそういうのが一番大きい時期、産後うつが一番表れやすい時期だからだと考えております。

**牧瀬昭子委員**

4か月の間に、結構育児不安で、もう追い詰められる方が増えているということで、できれば、やっぱり2か月中に回っていただけないだろうかという声をお母様方から聞いてきたんですけれども、その辺は何か声として聞かれていませんかでしょうか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

まず、うちのほうに出生届をされたときに、訪問票っていうのをお渡しをしております、里帰り分娩されてる方もいらっしゃいますので、訪問の時期ですとか、今伺っていいとかかそういうのを伺いして、早く来てほしいという御要望があった方については、もう4か月まで待たずに、市内にいらっしゃるのであれば、生後1か月以内に行ったり、新生児訪問したりとか、そういうふうな対応は取っております。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

その声に合わせてということで、おっしゃっていただいたんですけれども、関係性を産前からずっとつくっていただいていると思うんですが、鳥栖市の場合、ぴよっと転入されて来られた方とか、その関係性がなかなかできないままに訪問されるっていうときに、何を思われるだろうかとか、虐待と勘違いされないだろうかとか、そういうことを意識し過ぎて、早く来てほしいという声が出せなかったりするっていう声もあったので。

その辺、とても難しいかと思うんですが、声だけ、声ももちろん大事なんですけれども、その方の状況とか、専門家でおられるので、ぜひ御考慮いただいて、訪問のほうも早目早目に、4か月待たずに、回っていただきたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

まずは、妊娠されましたら、うちのほうに妊娠届出を出されて、母子健康手帳の交付をいたしますので、そのときからの人間関係づくりって言いますか、信頼を築けるような、そのときにお話をして、妊娠中は、医療機関でいろいろ相談されることも多いんですけれども、それ以外のことでしたら、いつでも保健センターのほうに御相談くださいとかいうことは言っているつもりではあるんですけど、なかなか転入された方にはそこまで届かないこともあったのかもしれない。

転入されたときも、うちのほうにはおいでになりますので、そこら辺は、今後、もっと気をつけてお話をしていきたいと思います。

#### **牧瀬昭子委員**

どうもありがとうございます。

今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、11ページをお願いいたします。

目2 障害者福祉費、委託料、巡回支援専門員派遣事業委託料、288万円の分なんですけれども、これは何人の方を想定していらっしゃるのでしょうか。

#### **高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長**

お一人様の児童の単価1万2,000円が今年の単価になっております。

それで掛けまして、210名程を予定しているところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

これは、何回でも受けられるものなのでしょうか、それとも1人1回という規定がありますか。

#### **高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長**

今のところ規定は設けていないところですが、今後また、こういった方法が一番効率的かというのを考えて、制度のほうについては、順次考えていきたいと思っております。



## 牧瀬昭子委員

専門の方が回ってくださるということで、利用された方がとても喜ばれておられたので。ですが、そういうのが受けられるのかどうかを知らなかったという声ですとか、情報が入らなかったという声がありました。

210名という枠があるかと思うんですが、ぜひ、いろんな方に受けていただければと思うのですが、その辺りの情報発信というのはどんなふうにされていますか。

## 高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

こちらのほうの制度が、個人様に対する療育の相談ではなく、体制を整えるために、保育所さんや支援センターなどの保育士や障害児の保護者さんに対する助言などを行う制度となっておりますので、当初というか、4月、5月ぐらいにそういった市内の保育園の事業者さんとかには、こういった制度がありますよっていう御案内はしているところでございます。

## 牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

こういったことが、いろいろ専門の、どういう対応していいのかっていうのがすごく分かりやすかったという声でしたので、ぜひ、今後ともよろしくお願いします。

## 池田利幸委員

すいません、まとめて簡単に3つ聞きますんで答えてください。

まず、予算書10ページの節19負担金、補助及び交付金、この中の説明の中段ぐらいの遺族連合会補助金170万6,000円。これ、鳥栖市の戦没者の遺族会の方々に出す負担金だと思います。

今年が鳥栖空襲から75周年ということで、これから先も戦争っていう部分のことにに関して言えば、次の世代へつないでいかないといけない部分っていうことで、大分この部分も、遺族も少なくなってきたっていうことで、補助金とか減ってきている状況があるんじゃないかなと思うんですけど、今、過去3か年の予算の推移っていうのが分かれば教えていただきたいです。

それと、今後、ここに対しての方向性というか、市からの考え方っていうのは、どうされるのかっていうのを伺いたいのが1点。

それと、もう一点が、すいません、ちょっと見つけきらんですけど、予算書のほうの105ページの中に、難聴児補聴器購入費補助金21万2,000円というのがございます。

これ、令和2年の県の当初予算案の中でも、今までの支援って片耳難聴の子供まではできなかった部分、ここは片耳難聴の子供まで対象拡大するっていう部分と、人工内耳体外機の更新費用、またFM補聴器の購入、更新費用も対象に追加するっていう部分が、県が今、当

初予算のほうで審議してると思うところだと思います。

鳥栖市として、まず、難聴児補聴器購入補助、これに年間でどれぐらいの方が申請というか相談に来られているのか、内容を教えていただきたいという部分。

それと、これは県の説明で聞いたんですけど、個人さんが手を挙げても、市町が手を挙げないと県は補助金を出さないというふうに聞いていますが、その辺、市としてどうされるのかっていうのを教えていただきたいと思います。

それと、もう一点です。

13ページの節8 報償費の敬老祝金の部分で、1,400人の対象で予算を今回組まれているという部分。ここは、もう一回、対象になる年齢の方々を教えていただきたいというのと、これ、多分、市民の方が窓口のほうにも相談に来られていると思うんですけども、ほかの他市町では、もう今から高齢の、団塊の世代の方々が增えるということで、対象の年齢を変更しているんですね。

鳥栖市、結構な年齢の世代の方々に給付、祝金を出されているんですけど、その分の考え方、今からどう捉えられるのかなっていう部分で、見解をお伺いしたいと思います。

まとめてお願いします。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

まず、予算の推移でございますが、107万6,000円でここ数年は計上させていただいております。

遺族会に対する方向性ということでございますが、鳥栖、田代、基里、麓、旭の各地区に遺族会がありまして、その合同体であります遺族連合会への運営費の補助という形で行っておりますので、その部分については、継続できる限り継続していくべきではないかというふうに考えております。

次が、12ページの難聴の部分でございますが、難聴の部分につきましては、先ほど池田委員のほうからも御紹介いただきましたが、佐賀県のほうで今、議会のほうに提案をされておるということでございまして、状況が、市町村が申請するというふうに池田委員も申されておりましたけど、そこが可決された後には、市のほうでも手を上げるべきではないかというふうに考えているところでございます。

それと、相談件数については、後ほど係長のほうから説明させていただくことにしまして、敬老祝金のほうでございまして、敬老祝金につきましては、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の方に祝金をお支払いしております。

窓口のほうに、確かに寿命が延びたので敬老祝という感覚でするのであれば、平均寿命等に合わせるべきではないか。また、高齢者にでなく子育てのほうにその分を回すべきではな

いかというような御意見を頂くこともあります。

一方で、敬老祝金を頂かれた方からの御意見といたしましては、孫と一緒に御飯を食べに行けたと。それが非常によかったという部分の御意見も頂いておりますので、その辺含めまして、今後検討していく課題の一つであるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

#### **高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長**

そうしましたら、難聴児補聴器購入費助成の実績について申し上げます。

平成29年度が1件、平成30年度が1件、そして今の時点での令和元年度が1件でございます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

現状、難聴の方々、申請っていうのは少ないと思いますけれども、補助を受けることによって1人でも多くの方が恩恵を受けられるように、よろしくお願いいたします。

あと、敬老祝金、前、僕も若干相談に行ったことあるんですか、ほかの市町は、今の平均年齢に合わせて、もう80歳はなしにして、90歳からとか、99歳からとか、そういうところで、もう大分そういう流れになっているんで。

どっちかっていうと、鳥栖市はまだかなり優遇して出されているっていう部分がありますんで、その辺も時代の流れとともに考えていかなきゃいけない部分じゃないのかなと思いますんで、よろしくお願いしておきます。

#### **江副康成委員長**

ほかに。

#### **牧瀬昭子委員**

16ページの社会福祉会館指定管理料などの社会福祉会館の児童センターのことについてなんですが、これは先ほど説明がありました小学生までの教室ということで、対象者が小学生と思うんですが、これを中高生までの居場所づくりとして広げていこうというような、これからの展望みたいなのはないでしょうか。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

現在、児童センターの各種教室等については、今御紹介ありましたように、大体小学生までを対象に教室のほうを開催しています。

中高生については、あくまでも児童センターなんで、対象児童は、当然、18歳までというふうに考えております。

ただ、やはり来てもらう分には、どうぞ、いつでも来てくださいというようなことではや

っているんですけども、なかなか、やはり中学生、高校生ってなると、要は、勉強とかクラブ活動とかで忙しいみたいで、来ていいですよと言っても、なかなか来られないというのが実情でございます。

ですから、具体的に中高生に対しての、何か教室をつていうことについては、現段階ではまだ考えておりません。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

すいません、先日、児童館の視察にお伺いして、そこは指定管理者の方々が、もちろん児童センターとしてなので、子供さんたちっていうのが日中は多くて、御利用されるんですけど、公園とか居場所がなくて、ちょっとたむろしてる子たちがいてと、そういう方たちに声をかけて、どうせ外におるぐらいやったら、もう帰れ、帰れって言って周ってたらしいんです。

でも、そういう居場所が欲しいんだったら児童センター使っていいよ、児童館使っていいよってことで声かけ始めて、それから、その中高生たちが事業をし始めたという事例を聞いて、企画書を自分で立てんねとか、企画書を立てたら今度、補助金がどこからもらえるよとかいうサポートだけして、あとは自分たちで何でもさせるっていう。

やっぱり指定管理者の方の思いとか意欲とかっていうのももちろん大きいとは思いますが、そういう、ちょっと開かれたところで、やっぱり子供さんが行きやすい雰囲気づくりじゃなくて、中高生も来やすいような雰囲気づくりっていうのも心がけてされてあったもので。

ぜひ、もし使っていいよということであれば、その辺も促していただきたいなと思います。が、いかがでしょうか。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

ただいまの御要望については、今後そういう先進地の事例を勉強させていただいて、検討課題の1つということでやっていきたいと思います。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

14ページをお願いします。

食の自立支援事業委託料についてです。

改めての確認になるかもしれませんが、委託先の詳細と金額の内訳は、まず、教えてください。

併せて、1食当たりの単価等も教えていただければ。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

委託先は、椎原寿恵会と寿楽園の2社会福祉法人でございます。

1食当たり400円で提供をしていただいております。

食数は、現在想定しておりますところが、椎原寿恵会に約4万2,700食、寿楽園に1万3,200食程度、比率的には75%と25%程度になるというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

そしたら、これずっと、もう毎年度毎年度やっている事業だと思うんですけど、昨年との違いというか、何か工夫した点とかがあればそこを教えていただきたいんですけど。

なければ、全く同様の形で今年度も考えていますのでいいので教えてください。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

食の自立という部分の中に、食の確保と見守りという部分の2点がございます。

食の確保は、やはり人間として最低限必要な部分でございますので、今まで週10食だったものを週14食まで、最高で注文できるような形に変更しながら、より多くの見守りの目が入るような形で、今、少しずつ改良をさせていただいているところでございます。

#### **樋口伸一郎委員**

そうしたら、その見守りについては、委託先との関係は分かったんですけど、第三者じゃないですけど、そうしたところ、民間連携についてのお考えを教えてください。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

今年度、買物支援協力店という制度をつくりまして、配達をしていただける事業所の一覧表をつくって、包括支援センター等に配布させていただきながら、その中で、各お店さんとかが配達した際に見守りをしていただくような形。

あと、事業所のほうに協力を願いながら、例えば、配達の途中とかに、この家ずっと電気がついてるね、とかいうのを教えていただくような制度を今年度つくったところでございます。

#### **樋口伸一郎委員**

その配達機関が増えたのは分かったんですけど、仮にその配達する物に――弁当ですよ、そうした、この基準に合っている弁当とかが入っていた場合は、それはここに当てはまらないので、その委託先2か所分のお弁当としてこれ入ってますけど、その配達の、さっき言った新しいほうの、そこから、例えば、見守りを兼ねた弁当を配達してもらうというのは切って考えとったほうがいい……。

例えば、そこにも配達してもらって、ずっと2か所に委託してるところを、民間にも派生









令和 2 年 3 月 5 日（木）



## 1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 成富 牧男

委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎

池田 利幸 牧瀬 昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和

社会福祉課参事 武富美津子

社会福祉課地域福祉係長 久家 嘉男

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長 江寄 充伸

こども育成課長補佐兼子育て支援係長 林 康司

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保みゆり

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 山津 和也

文化芸術振興課参事 今村 利昭

文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長 犬丸喜代子

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 佐藤 道夫

スポーツ振興課スポーツ振興係長 時田 丈司

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 市 民 環 境 部 長                       | 橋本 有功 |
| 市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 | 佐藤 敦美 |
| 市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長                | 牛嶋 英彦 |
| 市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐        |       |
| 兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長      | 天野 昭子 |
| 市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長             | 下川 有美 |
| 市 民 課 長                           | 村山 一成 |
| 市民課整備係長                           | 野中 潤二 |
| 市民課市民係長                           | 栗山 英規 |
| 国 保 年 金 課 長                       | 古賀 友子 |
| 国保年金課健康保険係長                       | 田中 綾子 |
| 国保年金課長補佐兼年金保険係長                   | 熊田 吉孝 |
| 市民環境部次長兼税務課長                      | 三橋 和之 |
| 税務課長補佐兼管理収納係長                     | 豊増 裕規 |
| 税務課固定資産税係長                        | 有馬 健次 |
| 環境対策課長兼衛生処理場長                     | 佐々木利博 |
| 環境対策課環境対策推進係長                     | 北 三希子 |
| 環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長             | 高松 隆次 |
| 環境対策課環境施設調整室環境施設調整係長              | 舟越 健策 |

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

#### 5 審査日程

健康福祉みらい部議案審査

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第5号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第6号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条

例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情第 1 号「佐賀県民体育大会の歌」復活導入提案への支援のお願い“「国民スポーツ大会」への市民の盛り上げ運動へ”

〔協議〕

市民環境部議案審査

議案乙第 1 号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

議案乙第 7 号令和 2 年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

## 午前10時開会

### 江副康成委員長

再開します。

昨日に引き続き、議案乙第7号、当初予算の質疑を行います。

### 牧瀬昭子委員

衛生費の不妊治療費についてです。

119ページをお願いいたします。

昨日も補正予算のほうで、不妊治療費について出ていたんですけれども、これについていろいろ詳しく説明を頂いたのですが、その中で出ていたのが上限の10万円というところがあったと思うんですけれども、不妊治療というのはいろんなタイプの不妊治療があると思います。

最初の取っかかりになる人工授精、そして、その後顕微授精ということで、どんどん高額医療になっていくと思うんですが、それを佐賀県のほうの負担っていうのが最初の1回目は30万円ということで、全体から見ると、それでも半分にはちょっと満たないんですけれども、治療費の半分ぐらいにはなるかなと思うのですが、それから続けようと思ったときに、佐賀県のほうは10万円に減っていきます。

鳥栖市のほうは、10万円ですずっと変わりなくあるんですけれども、なかなか継続するっていうことが難しくなってくると思うので、経済的に厳しい御家庭が、特にこの助成を受けようとされるケースが多いと思うので、ぜひ鳥栖市のほうでも、この10万円っていうところを、もう少し増額していただける御検討をいただけないかなと思ってなんですが、いかがでしょうか。

### 白山淳子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長

すいません、今の御質問にお答えいたします。

増額につきましてというよりも、ちょっと現状申し上げますと鳥栖市のほうで上限10万円ということで今させていただいておりますけれども、佐賀県の不妊治療の助成につきましては、国の補助がありまして、国の補助を受けて県も助成をしているところでございます。

鳥栖市の分につきましては、補助はございません。国の補助とかはございませんで、あと、県の分は43歳までという年齢制限がございしますが、市のほうは、年齢制限を設けておりませんので、あと、昨年度も県の対象ではない方が7名、今年度も6名、43歳という年齢を超えて治療される場合の助成をしているところでございます。

現状は、以上です。

#### 牧瀬昭子委員

現状、年齢を超えてでもトライされたいという方が多くおられるということで、なおのこと年齢を超えてくると、人工授精の確率でうまくいくケースというのが大変低くなっていくというのが出ていますので、やはり顕微授精のほうに移行されるケースが増えてくると思うんですよ。

となると、全体で80万円から70万円ぐらいかかるのではないかと思いますのですが、その分の半分以下ということになると経済的にかなり厳しいという声がありますので、ぜひ、御検討を今後とも、高年齢になっているという情報が先ほどありましたので、なおのこと高額になっていくケースが増えますので、増額をお願いしたいと思います。

要望で締めたいと思います。

よろしくお願いいたします。

#### 成富牧男委員

幾つかありますけど、まず、全日本同和会の補助金、ページで言うと、この予算書のほうで103ページ。

款3、項1、目1、節19負担金、補助及び交付金、全日本同和会補助金400万円について。

これについては、委員長、資料を提出していただこうと思っていますけど。

#### 江副康成委員長

資料の準備できますか。

じゃあ、お配りください。

〔資料配付〕

#### 成富牧男委員

今、頂いた資料は、補助金申請の際の添付資料だと思いますが、そのことについて、まず、資料の概要説明ですね。

特に、昨年度と変わっているところがあれば、そこら辺を重点的にお願いしたいと思います。簡単でいいですので、まず、説明をお願いします。

#### 小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

今、お手元に配付させていただきました資料について、説明をさせていただきます。

歳入、歳出ともに、昨年度より12万円程度、増加しているというところでございまして、主に増えているところは、研究活動費が16万円ほど増加しておりまして、大会費のところは5万円減というところ、あと微増、微減がございまして12万円程度増加しているというところでございます。

簡単ではございますが、説明といたします。(発言する者あり)

予算書のほうで説明をしております。

**成富牧男委員**

実際は、予算書もそうですが、決算書は、こんなことをして、実際、していますっちゃうのも大事だと思いますので、決算書で何か目立ったところがあれば、それも含めてお願いします。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

決算書のほうでは、平成29年度と比較した形で申し上げますと、研究活動費という部分が28万円ほど増えているという状況でございまして、研究活動費につきましては、同和問題講演会、県外の会員との交流等に係る経費ということで伺っているところでございます。

以上でございます。

**成富牧男委員**

大体似たり寄ったりの内容が、いつも報告書なり予算書の事業計画なり出ていると思うんですけど、事業計画……、出ていますね。2ページが事業計画ですよ、平成31年の。

これ、あえて質問しませんが、いつも思うのは、ずっと予算のところと同和団体、全日本同和会鳥栖支部としては、収入のところ、見ていただいたら分かるように、771万9,540円、こうした予算規模の事業をやりたいよっちゃうことで申請書を書いてあるわけですね。

そしていつも、次の3ページですけど、しかし決算のときには、補助金はずっと400万円ですから、400万円になって、例えば、3ページ、平成30年度の決算で言うと、759万8,990円でしょうと思っちゃったけど、鳥栖市から思っちゃったしお金が来なかったんで、544万3,081円で事業をやりましたみたいになっていますよね。

ずっときてますよね、これ、かなり前から。

これについて、何かお話しされたことあるんですか。もう400万円しかやらんよって言っても、もっとやらんかっていう意味ですか、向こうの。向こうのっていうのは、同和会ですね。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

この補助金につきましては、団体運営の補助ということで、近年、400万円ということでうちのほうからは補助をさせていただいている状況ではございます。

支部として予算を立てる際に、こういう活動をしたいということで予算書をつくられているのではないかというふうに推測されますが、それぞれの活動団体の運営等に関する部分でございまして、かつ団体運営補助という部分でも定額で補助をさせていただいているところもありますので、詳細な部分につきましては、予算書の部分については、お話は特段しておりません。

**成富牧男委員**



それ以上、言いませんけど、今年初めてこういうふうな感じで、例えば、前500万円だったときに、500万円から400万円になったときに500万円で予算を組んであったとか、そういうやつやったら非常に分かるんですよ。

ところが、そうじゃないから、これまだ、そういう、向こうの意図がここに表されてるかなあと、要らん心配もしてますので、多分そういうことではないということに私は理解しております。

それで、もう中身、具体的な質問に入りますけれども、そもそもでいきたいと思います、これは、もう昭和の時代からの補助金ですよ。最初はもっともっと、500万円を超えて補助されていた。

端的に聞きます。今、400万円って金額になっていますよね。その根拠、それについてお尋ねします。

500万円だったけど400万円になりました。それなら、400万円の根拠は。金額の根拠。

#### **江副康成委員長**

時間、かかりそうですか。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

お待たせいたしました。

400万円につきましては、先ほど、成富副委員長から500万円を400万円にした中で、100万円下げるというところで協議をさせていただいたというところで400万円というふうになっておりまして、根拠としては、その協議で決まったというところが現状であるというふうに認識をしているところでございます。

あと、運動団体の事業活動の目的が、差別撤廃、人権擁護となっている部分で行政目的と一致しているということから、運動体の事業活動に公益性があるという部分を判断して補助金を支出しているという部分でございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

分かり……、四、五百万、要は具体的なその根拠って言われると、ちょっと答弁しにくいということですよ。

後段の部分は、私が今から聞こうと思った分を答えられましたので、なぜ、この団体に補助するのかっていうことですよ。

後段に、もう言われましたので、それで、今までずっと何回かやり取りしていますけど、やはりこれ、風化させたらいけないので、改めてお尋ねしますが、これまでの委員会の議論の到達といいますか、それで言いますと、具体的には、さっきもちょっと出てきましたが、

調査活動費ですよ。

行政の補完的役割っていう表現もこれまで使っておられましたけれども、調査活動費、この1ページ目の一番下のところの職業実態調査、生活環境調査、福祉実態調査、地対事業量調査、特にここに着目して補助金を出しているというこれまでの答弁だったと思いますが、それでいいですか。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

事業といいますか、もともとの団体の補助という部分でございまして、先ほども申し上げましたが、運動体の事業活動の目的が差別撤廃、人権擁護となっており、行政目的と一致していることから、運動体の事業活動に公益性があるという部分で団体補助をしているところですよ。

また、平成28年の部落差別解消推進法に関する法律の中にも、いまだに差別は続いているというような内容のことも書かれておりますので、今後も差別撤廃、人権擁護の部分については、行政としても行っていくべきだというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### **成富牧男委員**

だから、そうすると、やっぱり具体的に何をされているかっちゅうのになるんですよ。

今、差別撤廃のための活動、総称してここに書かれているんでしょうけど、具体的に今言われているのは、特に人権啓発とか、そういうところに力点が置かれていると思うんですよ。

その面で、同和団体がどのような人権啓発を鳥栖市民に対してされているのか、具体的に。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

同和問題強調月間の際の啓発活動とか、同問題講演会等による助言、協力を頂きながら、例えば、講師選定を行う際に、特に同和問題強調月間におきましては、同和問題の内容が、佐賀県が同和問題強調月間というふうに8月を決めておりますので、なるべくその同和問題に関する講演ができるような方を選定したいというところで、そういう形の助言を頂いたり、展示パネルを行う際に一緒に内容の精査をしたりとかいう部分で協力をいただいているところでございます。

#### **成富牧男委員**

講演会の講師とかは、ある意味、ちょっと問題もあるんですよ。

どういう意味か、私が今受け取ったのは、アドバイスと言っても、この講師でよかやろかっていうふうなことを同和団体に聞いているっちゅうことですか、そういう意味じゃないですか。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

いや、そういう意味ではございませんで、例えば、今回8月に講演した方につきましては、どういう人がいるかっていうのをお示しいただいたりとか、うちのほうで調べたりした中で、その中から人を選択するような形ですので、あくまでも情報の提供という形でございます。

**成富牧男委員**

情報を提供しよるほう、逆に。もらっている。

それ、実態は、そうですか。

何か、何とかリストでしよる業者さんがおるやないですか、この人は何百万円とか何十万円とか、何とか何とか、そういうリスト、同和関係とかいうジャンルごとにリストがあつて、もうそれでやられているんじゃないですか、実態は。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

私どもとしては、そういうふうな内容の形でいろいろ探している部分であります。

それで、別途同和団体のほう、運動体のほうで、例えば、過去に講師をされた方等のリスト等をお持ちですので、お持ちというか、そういう方を、その中から御紹介いただいた中とかいう形で、全体的なところを見ながら講師を選択しているところでございます。

**成富牧男委員**

ちょっと今のは、にわかには信じられないっちゃうことです。

それで、もう一つ、なら、講師のことで聞きますけど、そういう同和団体でいろいろ部落差別をなくすためにとか、活動しておられるここの団体に講師を依頼されたことはありますか。

鳥栖市のいろいろな同和関係の、センターで何かいろいろやっておられるでしょう、教育委員会でやったりしているんでしょう。講師として、活用したことはありますか。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

すいません、記憶の中で申し訳ございませんが、数年前に職員研修という形で運動体の役員の方に職員向けの講演をしていただいたことはございます。

**成富牧男委員**

それは全日本同和会鳥栖支部の方ですか。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

全日本同和会の、伊万里支部の支部長だったというふうに記憶しております。(発言する者あり)

**成富牧男委員**

全くなかったっちゃうことではないというのは、今ので分かりましたけれども、いずれにしろ、世帯と人数は全然変わっていませんか、昨年お尋ねしたときと。

## 武富美津子社会福祉課参事

平成31年4月1日現在につきましては、12世帯の28名となっております。

以上です。（発言する者あり）

## 江副康成委員長

副委員長に申し上げます。誰の発言が分かんなくなるから、指名されてから。

## 成富牧男委員

12世帯の28名ですよ。

12世帯の28名に対して、400万円がやられていると。そうすると、大体1世帯当たり幾らになるかな、三十数万円になりますよね。

それで、私が一番、この同和の団体への補助金で問題にしたいのは、いろいろありますが、まず必要性もありますけど、一番私が思うのは、あまり実態もないのに、実態もつかんでいないのに400万円やっているんじゃないかというふうに思っているんです。

400万円ち言うたら、半端な額やないですよ。さっき言ったように、1人当たりの額は33万円近くもなるわけだから。

だから、そんな額をやっとる割には、活動の実態があまりつかめていないと。

あえて、調査活動費のことは、多分、この相談件数（「委員長、まとめませんね、少し」と呼ぶ者あり）

## 江副康成委員長

ちょっと聞きましょう。

## 成富牧男委員

相談件数の中にね、入っていると思うんですけども、これ、見ていただいたら分かるように、こんなもんかっていう数字ですよ、来客とか案件とか。そして、ほとんど内部の、同和団体内部の方のためにお金を使っている。

本来から言うと、同和団体は同和団体で自分の内輪のことは自分たちのお金で賄うべきだと思うんですけど、その会費たるや僅か数%。これは、もうこっちの予算書を見れば分かりますよね、会費13万4,000円。

あえて実態調査、どがんねとかいう話、もう今日はしませんけど、500万円を400万円にしたからいいっちゃうことやなくて、やっぱりほかのやつと、一言で言うと——まとめてくれて話あったけど、一言で最後に言いますと、ダブルスタンダードになっていないかということですね。その予算、補助の基準が、ここだけ特別扱いになっているんじゃないかと。

実態をきちっと見て、それに見合った予算を、補助がどうしても必要であると言うなら、そういうふうにするべきであって、補完的役割をしてもらっているって言う割には、してい

ただいた調査の内容については、あまりきちっとした報告は受けられていないと、今に至って。そういうふうにも、今まで言われてますし。

いろいろ言うと、デリケートな問題とこれまでも何回も言われてきました。

デリケートな問題は、私は同じ、繰り返しますけど、福祉分野ではデリケートな問題ばかりです。

だから、そこら辺、そういう説明では、この補助金を正当化することはできないということをおっしゃいます。

以上です。終わります。

#### **江副康成委員長**

じゃあ、意見要望ということで扱わせていただきます。

ほかにございますか。

#### **成富牧男委員**

あと、なるべく簡単にいきます。

重度心身障害者の医療費の助成がありますよね、これはタブレットの12ページ、扶助費のところの重度心身障害者医療費。

これ、団体からも含めて、いわゆる1回、自分で払って、後から返ってくる、いわゆる償還払いを現物給付にしてくれという声が、特に切実だと思っております。

もう、1回で終わりたいので、なぜ進まないのかということ、その理由と、県のほうでは、その声に対してどのような議論が、動きが起きているのか、そこんところをお尋ねします。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

現物給付の取組状況についての御質問だというふうに理解しておりますが、昨年と今年度と、佐賀県と県内市町の意見交換会を実施しております。

その中で、他の医療補助制度と同様、医師会への協力依頼を行うに当たりまして、県内統一した方法で行うこと、または国保ペナルティーのない形、もしくは市町のみ負担とならない方法で実施をしたい旨の要望を佐賀県のほうにもしておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、現状として御報告させていただきます。

#### **成富牧男委員**

これ、よそでは一歩前進っちゅう形で、窓口で2回来んでいいように、自動償還払い、立て替えるのは今までどおりやけど、何か月間か立て替えとかないかんけど、わざわざもう一回、領収書を持って窓口来んでいいみたいなことを考えられているところも、県のほうも考えているっていうふうに言っているようですけど、そういうのは。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

窓口でお支払いする形でなく、一定の、子どもの医療費みたいな形で、500円なら500円、1,000円なら1,000円払って、残りは医療機関が請求するというお話だと思うんですけども、その辺につきましても、やはり医師会の協力という部分が必要な部分が1点。

それと、先ほど申し上げました国保ペナルティーがあるという部分での市町の負担増という部分もありますので、県内統一した形で実施したいなという部分が20市町の中の大きい意見としては、そういう部分が占めている部分でございまして、皆さんそれぞれ、重度心身障害者の方が申請に来られるという部分の大変さという部分は十分理解されております。その辺を含めたところで、県のほうに市町のほうからも要望をしているところでございます。

#### **成富牧男委員**

国保ペナルティーについては、全国市長会の要望事項にもなっているようですので、実現するように、最終的には、特にその中でも重心の医療費助成っちゅうのは、かなり切実なものだというふうに、聞いただけでそう思いますので、ぜひ、進めていただきたいと思います。

今の件はそれで終わります。

続けてまいります。

今度は17ページ、児童福祉総務費のひとり親家庭等医療費、これについてお尋ねしたいんですが、現状は、一部負担が入っていると思うんですよね。

これだけでも、全体のやつは、いわゆる一月1,000円っていうの、全体の子どもの医療費は無理だということでしたので、このひとり親家庭等医療費でも子供の貧困対策という立場から窓口負担なし、いわゆる完全無料化ができないかっていう質問ですけど、いかがでしょうか。

#### **江崎充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

確かに、ひとり親家庭、それぞれの世帯の所得については、多分そんなに高い所得ではない御家庭が多いのかなということは推測されるところではございますけれども、今、月額上限額として月500円の一部負担をいただいているところではございます。

ただ、それを完全に無料化ということについては、現段階においては協議を行っていない状況でございます。

以上です。

#### **成富牧男委員**

ぜひ、アンケートとか、それから実績とかを可能な範囲で調査していただいて、いわゆる調査・研究して、検討していただきたいなと思っております。

続けていいですか。

次は、18ページの節19負担金、補助及び交付金の、私立保育所特別保育事業等補助金のと

ころでいいですか、特別保育。いや、あるとすれば、お尋ねするのはこの項目でいいですかねっていうことです。

議案外で聞いたらいかんから言っているんですけど、具体的にお尋ねしたいんですけど、いわゆる病児保育と休日保育、このことについて、来年度はどうなっているんでしょうか。

ここで聞いていい。予算書では、ここでいいですよ。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

ただいまお尋ねの病児保育、休日保育でございますが、本市の病児保育については、現在、私立の1園で病後児保育のみは行っているところではございます。

それで、病児保育については、当然、近隣市町のほうも実施されている自治体が増えておりますので、本市においても、将来的には、この病児保育を実施したいということで内部協議のほうは進めている状況ではございますけれども、あくまでベストなのは医療機関にお願いするというのが一番いいだろうというふうに思っております。

ですから、そういう医療機関との協議ができるような状況に、1日でも早く、こちら側の協議を進めて実施に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

それと、休日保育については、これも私立のほうで1園、実施をされていたところではございますけれども、保育士不足ということもございまして、ただいまは休止をされている状況ではございます。

それで、私立保育所さんのほうで実施が今後も難しいというようなことであれば、最終的には公立のほうでこの休日保育を実施できないかということも含めて、検討していかなくてはならないのかなというふうに考えております。

以上です。

#### **成富牧男委員**

最後のところ、今、私立でやっとするけど、特に休日保育はもう今のところ見込みは立っていないというふうに受け取りました。

ただ、そうであれば、公立でもって言われましたけれども、ぜひ並行してなるべく——公立でしたらいかんという決まりはないんでしょう。

むしろ、私から言えば率先、垂範して、こういう私立でできない、私やっぱ大変だと思うんですよ、採算のことも考えないかんし。

だから、そういう意味では、公立がお金のことにいい加減でいいっていう意味で言っているんじゃないです。公立が、やっぱりそういう場合には第一次的に担うべきだと思いますので、並行してその可能性については。

なるべく途切れないように、やはり、よく言われるんですよ、鳥栖市も結構、もうそれ

は釈迦に説法だと思いますが、外から入ってきておられる、ばあちゃん、じいちゃんが近くにおるとかいうのもなくて、非常に困っておられる。

今のコロナウイルスでもそうなのでしょうけど。

だから、そういう現状を考えるならば、この問題、かなり優先度は高いと思うんですね。

ぜひ、最後の部分に期待しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、あとは25ページ、文化会館の節13委託料で、市民文化会館業務等委託料、ここがいいんですかね、舞台操作とか照明とかの操作の委託料は。

それで、お尋ねをします。この契約は、多分前回も聞いたと思うんですが、ずっと随契ですけど、今回も随契でなされるつもりでしょうか。

その随契の根拠は何なのか、お願いします。

#### **山津和也文化芸術振興課長**

文化会館管理業務等委託料の中には、清掃とか電気施設とか、そういう保守点検とかも入っておりますが、お聞きされているのは舞台業務についての委託料だと思います。

これにつきましては、例年、随意契約で契約をさせていただいております、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の、その性質または目的が競争入札に適さないものというところで判断いたしまして、契約をしております。

その理由といたしましては、舞台運営業務につきましては、当該契約業者が開館当初から会館の舞台運営に携わっており、要求した舞台装置や経年劣化している機械の取扱い等についても構成や機能を熟知しているために、常に利用者の希望に沿った演出や適切なアドバイスができるというところから判断いたしまして、契約をしております。

以上です。

#### **成富牧男委員**

2号随契を理由にしておられるようですけれども、そういうふうな理由で言われるとずっとそこになっていくわけですね。

それで、ほかに、ここに別の業者がおるけれども、こっちがずっと熟知してうまくやっているという、そういう理由じゃないですよ、こっちはないわけですから。

ここが、今んところちゃんとしていただいていると、そうすると、ここに競争原理が働かないというふうなことですよ。

それから、あと1つ言いたいのは、競争入札しても、例えば、仕様書とか、併せてプロポーザルとか、そこを組み合わせれば、今、言われたようなやつが、例えば、手挙げた人が、ああ、かなわんとか言うて、そがん古かとは使いきらんとか言うて応じてもいいですたいね。舞台照明とか、そういう操作しきらんとか言うて降りるかも知れんし。



まずは、公正に競争する機会を与えんといかんと思うんですよ。

これ、私、別に今の業者さんが駄目だとか、誰か具体的に業者さんから入れるって言われて質問しているわけじゃないですよ。

もう、一般的に考えて、そうしないと、さっきの理屈やったら、舞台関係だけでなく、結構まかり通ってしまうんで、それは公正な競争を妨げるということになりますので、ぜひ、それこそ調査・研究ぐらいは、近隣とかしていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

#### **山津和也文化芸術振興課長**

近隣にも同様な施設がたくさんありますので、調査をしたいと思います。

以上です。

#### **成富牧男委員**

ぜひ、よろしくお願いいたします。

それで、大体質問したいのは、以上で終わりたいと思いますが、昨日池田議員の質問で子供のインフルエンザの助成のことが出ていましたけど、1億円ぐらいかかるっていう話、試算しましたと。

これ、かつて私の一般質問の答弁で、交付税措置があるっていうのを言われたと思いますけど、そこんところを念のためお願いします。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

交付税措置になってるのは、定期の予防接種の14種類でございまして、例えば、若い方の予防接種については、交付税措置にはなっておりません。

#### **成富牧男委員**

答弁を私が勘違いしたんですかね。

今のが正式な、交付税措置だから定期接種は逆に交付税じゃないんじゃないですか。

もう一度、お願いします。何回も聞きませんから。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

予防接種法で決められている予防接種につきましては、交付税措置になっておりますけれども、インフルエンザに関しましては、64歳以下のインフルエンザを受けられる場合は予防接種法で決められてない任意の予防接種ということになりまして、それは交付税措置にはなっておりません。

#### **成富牧男委員**

過去の答弁、私の質問と答弁を見えます。

終わります。

**藤田昌隆委員**

106ページ、目2 障害者福祉費、ちょっと教えてほしいんですが、福祉タクシー助成金786万円が出てますが、例えば、障害者の方が年間使うのに、上限が決まっているとか、そういう縛りをちょっと教えてほしいんですが。

**高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長**

お一人につき、「福祉タクシー助成金の件よ。その縛りを教えてほしいと」と呼ぶ者あり）対象者の方が、身体障害者手帳の1級、2級。

精神保健福祉手帳をお持ちの方が1級、2級。

そして、療育手帳をお持ちの方がAの方に、1年間で最大36枚の、タクシーの基本料金の助成ができるチケットを交付しているところでございます。

**藤田昌隆委員**

例えば、市役所から家まで乗りましたとか、そういう乗車の報告とかはするわけ。

ただ、手帳があって、補助金があるんじゃないくて、実際に使ったタクシー会社から藤田を乗せました、市役所から家までですという、そういう実績の報告はあるんですか。

**高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長**

実績の報告はございませんが、初乗り運賃として何枚使われたという報告が来まして、それについてお支払いをしているところでございます。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

補足をさせていただきます。

福祉タクシー助成金につきましては、タクシーの基本料金のみの助成という形になりまして、まず、先ほど申し上げました対象者の方に36枚のチケットを交付いたします。それに番号等が付いておりますので、それをタクシー会社のほうが受け取りまして、それに基づいて請求が来ます。

基本料金のみについての助成ということで、それ以上の部分につきましては、御負担は御自分で、かつタクシー業者さんによっては10%の助成とかがございますので、それを使っている状況でございます。

**藤田昌隆委員**

タクシー会社によって助成金があったりなかったりするわけ、今の発言では。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

運送事業者、例えば、タクシー会社さんが、協会等の中で10%減じますよとかいう形で決められているのは、それぞれ任意でございますので、近隣のタクシー業者さんでは大体10%いただいているような状況でございます。

## 池田利幸委員

すいません、私も20ページ。

まず、生活保護総務費というか、その全般なんですけれども、生活保護費、大体ここ数年の推移っていうのは、どうなっているのかなっていうのと、あと、藤田議員も今、そんな深くは言われなかったですけど、使い方っていう部分で、やっぱり僕らも、ほかの市民の方々からいろんな使い方ちゅうか、こんなことに使っているのかっていうような使い方をしてるとかいう話を聞く場合とかもあるんですね。

それで、ここから30年後、団塊の世代とか、就職氷河期の方々が高齢になってくると、生活保護費っていうのは、ここから倍増していくんじゃないかなって見られる中で、生活保護費の支給の在り方とか、そういう部分がどうなっていくのかなっていう部分が大変気になる部分ですんで、まず、ちょっと近年の生活保護受給の推移を教えてください。

## 久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長

池田議員の質問にお答えします。

最近の推移といたしましては、それこそリーマンショックの後に、保護率が過去最高の7.32パーミル、0.73%まで上昇いたしました。1,000人のうち7人ということでございます。

その当時、鳥栖市の保護世帯として509人で、367世帯ということになっております。

それから、鳥栖市のほうで庁内にジョブナビ鳥栖というハローワークの就労支援のセンターを平成24年に設置してから、景気の回復の波と相乗効果で、そういった失業者とかの有効求人倍率等がかなり改善されまして、一番低くなったのが平成28年度でありまして、保護率も0.54パーミルと落ちております。

そのときの保護世帯が299世帯で、365人ということになってます。

それで、現在のところ、また高齢世帯のほう若干増加しておりまして、現在、保護率は最低だった5.4から5.56まで、昨年度末で上がっている状況で、保護世帯のほうも327世帯と保護人員も408人というふうになっています。

あと、金額としましては、平成23年のときが8億7,200万円ほどになっておりますけれども、現在、平成30年度末で8億600万円ほどになって、減額にはなっております。

ただ、高齢者の世帯のほうは、徐々に多くはなっておりますので、今後少しずつ増加はしていくかとは考えております。

以上です。

## 池田利幸委員

ありがとうございます。

リーマンショック、一番ひどかったときからは回復しているけど、ここからの高齢に向け

てまた上がってきているっていうお答えなんだろうと、理解させていただきました。

その中で、やっぱり僕らの耳によく聞こえてくるのが、生活保護費を受けられている方の使い方やったりとかいう部分なんですよ。

だから、本来どうしても、生活保護を受けないと生活できないっていうのが大前提だと思うんですね。

それで、このまま、それで渡し続けるっていうと、これ、生活保護費ってどんどん膨らんでいく状況もあると思いますし、それをきちんとつつゅうか、本来の部分じゃない部分で使われているっていうか、不正受給とまでは言わないですけど、そういう部分で、このまま行ったら、本当に必要な方に行き渡らなくなるんじゃないかなっていう懸念もあるんですけれども——すいません、ちょっとまとめんと、何を言いたいのか分かんないですね。

生活保護費の受給要件っていうので、今どうなのかっていうのと、今からの見直しとかあるのかどうか、最後に。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

生活保護費の受給要件につきましては、厚生労働省が定めた基準がございますので、それに基づいて試算をして算出し、支給をしているところでございます。

今後の状況の変化等につきましては、社会状況の変化等により変更することもあるとは思われますが、国の基準に基づいて今後も算出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

国の方向性で動いていくしかないのは、もちろん分かっているんで。

あとは、どれだけ生活保護の対象にならなくていいように、事前にサポートできるかだと思うんで、そこら辺の自立性の強化とかひきこもりの強化とか、その辺も含めて対策を、事前対策を打つ必要があるんじゃないかなと思いますんで、よろしくお願いします。

#### **江副康成委員長**

ほかにございますか。

#### **成富牧男委員**

ちょっとこれ、部長がいいのかなって、昨年10月の消費税引き上げの際、最大の理由とされたのは、増えた分は、基本社会保障のために使いますということだったんですよね。

実際、どうなのかということで、参考になる資料、たまたま見つけたんで、当初の主要事項説明書の最後にありますね。これの一番右側の一般財源の中の地方消費税交付金（社会保障財源化分）って書いてあるんですけど。

この一般財源のところを見ると、前年度、たまたま調べたんですけど、前年度より確かに3億円増えているんですね。

なのに、一番左の事業費のほうで見ると、これが前年度が96億円で、本年度が106億円、そういう金額になっているんですけど、何か、これだけ見ると事業費は1億円しか増えていないと。

本当は、財源のほうは3億円増えているのに、事業費は1億円分しか増えとらんみたいに見えるんですけど。かいつまんで解説してもらったと思います。

ちゃんとそういうふうに、国が言うとおりのお金は配分されたのか。

それから、配分されたお金をちゃんと鳥栖市は、社会保障のためにその分を使ったのかっていうところ。

#### **詫間聡健康福祉みらい部長**

成富委員の質問でございますけれども、まず、地方消費税交付金の全体額、46ページのところには、トータル8億5,000万円という金額が計上されておりますけれども、令和2年度の当初予算の総額といたしましては、16億5,000万円。昨年度から2億5,000万円増額ということで予算編成がなされております。

ここの全体的な社会福祉、社会保険、保健衛生費のトータルの額というのが、106億円ほど計上がされておりますけれども、当委員会の中での冒頭の説明の中で、健康福祉みらい部の関係との事業費割合と御説明いたしたところでございます。

まず、民生費につきまして、昨年からしますと43.8%から42.5%、民生費に限ったところでありまして、昨年度よりも1%ちょっと減額になっておるのかなというところでございますけれども、予算総額の割合からすれば4割を超えているのが民生費の中であるかと。

財源負担等を考えれば、国庫支出金、県支出金等が賄ったところでの、ここ十数年来の民生費の増額であるということは理解をいたしております。そういった中、国、県の補助を頂きながら、社会福祉政策全般について対応していることと思います。

成富委員の質問の中で、昨年10月から消費税の増加ということになりまして、半年分の額でということでの、令和元年度の決算等が含まれてくるかと思っているところでございますけれども、現時点で見ているところによりますと、昨年については、具体的な、数字的なものは明確に把握できてないのかなと、私自身、思っているところでございます。

今回、46ページにありますように、地方消費税交付金の基礎ということで、8億5,000万円の財源配分をやっておるというところでございまして、その額が本当にこの分、なっているのか、あくまで予算ということで考えておりまして、私どもの予算を執行する部署、並びに予算編成する部署とがございまして、今後1年間のそういった地方消費税交付金での



## 江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長

ただいま議題となっております、議案甲第5号及び第6号につきまして、一括して説明をさせていただきます。

議案甲第5号につきましては、議案書の7ページから15ページでございます。

議案甲第6号については、議案書の16ページでございます。

初めに、第5号でございますけれども、鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

今回、改正の理由でございますけれども、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴うものでございます。

改正内容としていたしまして、大きく2点ございます。

1点目が、幼児教育・保育の無償化による改正でございます。

今般の幼児教育・保育の無償化に伴いまして、保育料に関して、満3歳未満に限定すること及び食事の提供に関しまして、副食費の取扱いを整理するものでございまして、教育認定、いわゆる1号認定の子供さん、それから、満3歳以上の保育認定、いわゆる2号認定の子供さんにつきましては、副食費分を実費徴収することとしておりますけれども、このうち、年収約360万円未満の相当世帯、それから、全所得階層の第3子以降の1号及び2号認定の子供さんに対する副食費については、免除するという改正が1点目。

それと、2点目につきましては、文言整理でございまして、現行の支給認定という文言を、教育・保育給付認定というふうに文言の整理をさせていただくと。

この大きな2点が主な改正内容でございます。

続きまして、議案甲第6号、16ページをお願いいたします。

議案甲第6号、鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由といたしましては、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴うものでございます。

改正内容につきましては、これも大きく2点ございまして、1点目が、保育料の明文化による改正でございます。

現在の保育料につきましては、現条例で、政令で定める額を限度として規則で定めるところにしておりますけれども、今般の教育・保育の無償化に伴いまして、法及び法施行令の改正に伴い、教育認定、いわゆる1号認定の子供、それから、満3歳以上の保育認定、2号認定の子供に係る保育料をゼロとし、また、満3歳未満保育認定、いわゆる3号認定の子供さんに係る保育料を規則で定めるという改正でございます。

2点目につきましては、これも文言整理でございまして、現行の支給認定という文言を、教育・保育給付認定というふうに改正を行うものでございます。

施行日につきましては、いずれも公布の日としております。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

#### **江副康成委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございませんか。

#### **成富牧男委員**

ちょっと言葉の意味ば聞いていいですか。

その支給認定と給付認定って、何か本質的なことはそこにあると思うんですけど、これ、重箱の隅じゃなくて、本当に、何でそういうふうに、私たちは何となく、どっちでもよかごたっふうに感じるんですけど、意味があると思うんですよね。そこんところ、ちょっと聞きたいんですけど。

#### **江寄充伸健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長**

子ども・子育て支援法の施行令の中で、この支給認定という文言が、教育・保育給付認定というふうな改正があっておりますので、条例についてもこの文言に合わせたということでございます。

以上です。

#### **成富牧男委員**

国の施行令がそうなった意味を、ぜひ、今分からなかったら聞かしてください。今ではなくてもいいですけど、分かるなら、今委員会中に。

#### **江副康成委員長**

要望でいいですか。

#### **成富牧男委員**

もう、要望でいいです、取りあえず。

#### **江副康成委員長**

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

暫時休憩します。



午前11時22分休憩



午前11時23分開会

江副康成委員長

再開します。

~~~~~

陳情第 1 号「佐賀県民体育大会の歌」復活導入提案への支援のお願い “「国民スポーツ大会」への市民の盛り上げ運動へ”

江副康成委員長

次に、陳情第1号の協議を行います。

協議の参考とするため、この陳情書の要望事項に関しての現在の対応状況について、執行部からの説明をお願いいたします。

佐藤 道夫 健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スポーツ振興課といたしまして、この県民体育大会の歌については、現在、県のほうにも確認しましたがけれども、県民スポーツ大会——今は佐賀県のスポーツフェスタと言われておりますけれども——採用されてはないということを確認しております。

以前は、県民体育大会総合開会式っていうのがあっておりまして、この折には、対応しておりましたけれども、先ほど申し上げましたスポーツフェスタに名称変更された折から、この県民体育大会の歌が採用されてないと。

理由といたしましては、スポーツフェスタが県民体育大会と、県の障害者スポーツ大会、それから、県のねんりんピック大会の３大会が合同で総合開会式に変わったというところから、県民体育大会の歌だけを採用するのは、ということで、採用されていないということを確認しております。

ということから、現時点では、ほぼ使われてないという現状でございます。

ただ、今回の要望を受けまして、事務局の方ともお話をさせていただきましたけれども、また、音も聞かせていただきました。

それで、正直私としては、聞いたことがあります、経験上、平成２年、平成９年、県民体育大会の壮行会、私、担当をしておりましたので、聞いたことがありましたので、違和感なく聞いたわけでございますけれども、実際、市の行事のどこで使うかというところを考えますと、本年度は、地区の運動会の時期でございます。

ですから、できれば地区の体育協会のほうと御相談になりますけれども、この音楽を開会式、もしくは競技中のＢＧＭとして流していただくということを図っていきたいなと思っておりますし、市の行事において活用できるところがありましたら、流していきたいということで、今、検討しております。

以上でございます。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この際、質問、あるいは意見等ございましたら、お願いいたします。

樋口伸一郎委員

質問じゃなくて、意見です。

この前、ちょっと聞かせてもらったんですけど、何かとても昔のサウンドで、何と言いますか、戦時中のラジオみたいな感じの音だったんですよ。

それで、否定するもんじゃないんですけど、意見としては、例えば、何か佐賀県の有名人、はなわとかにオファーして、今風のミュージックにして、ちょっと話題性をつくって、それで、サウンドも今風にすれば、話題の注目にならんかなっていうふうに、個人的には考えていたんですけど。

あのまま使えば多分、佐賀県だけ戦後間もない状態で、ずっと取り残されとるんやろうなっていうイメージも出かねんので。やるんやったら、前向きに、生かせるものを全部生かして、やっていただけたらなっていうのが、個人的な意見です。

終わります。

江副康成委員長

せっかくですので、事務局として、今のに対する御意見は。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

樋口委員がお聞きなられたのは、以前、持って来られたＣＤかと思います。

その後、新しくリミックスといいたしましうか、きれいな音源を頂いております。

それを聞くと、違和感なく耳に入ってくると思いますけれども、抑揚は、おっしゃるとおり、ちょっと昭和の、昔の感じです。

ですから、事務局の方とお話をしてございましたけれども、やっぱり編曲をして、今風にア

レンジするとかいうことがいいんじゃないかなということは、共通した意見でございますので、それを我々がするの、県民体育大会の歌で、県の曲でございますので、これは、県のスポーツ課、県のスポーツ協会とも協議しながら、そういった今風の曲にアレンジしてもらうのが、我々としても非常に取扱いがしやすいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そのリミックスされたバージョンのCDも、頂いて聞いたんですよ。

でも、やっぱり根本自体がもう昔なので、今、新しいCD持っているんですけど。

それで、その実行委員会というか、その動いていらっしゃる方、その陳情出された方ともお会いして、聞いてきたんですけど、そういう著名人を使うとかの考えがないので、そういうのやったらいいですよねって言ったら、すごい喜んであったんですよ、おおって。

今回、佐賀県議会のほうでも、親善大使にえがちゃんを使ったらみたいになっていうのも出て、話題になって、毎日新聞とかに載っていたんですよ。

だから、やっぱり県のほうもそういう動きがあるみたいなので、私も、チャンスがあれば、そういう提案をしたいなと思います。

また、機会があれば、県の方とも、芸能人を活用してみたいな感じで、意見交換とかができるのかなあと思っています。

終わります。

江副康成委員長

ありがとうございます。

藤田昌隆委員

今年は、体育祭なりが各地区であるやろう。その中で、歌ったり、音楽を聞かせたりするには、また予算が要るわけよ。例えば、来た人に印刷をしたり。それから、CDを配るとかさ。

まあ、全員にやらんでも、各地区の合同でするけんさ、そういう予算とかは考えているわけ。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

予算はございませんけれども、市の体育協会のほうで作成をして、CDを焼いたりとか、歌詞カードを焼いて配布することは可能かと考えております。

編曲するとかいうことになると、また別の話になると思うんですけども、今、おっしゃられたのは、各地区へのCD配布と歌詞の配布というのは、現計予算で可能かと思っております。

ます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

ということは、要するに、市の体育協会が考えることということ。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

すいません、体育協会事務局がスポーツ振興課でございますので、市の体育協会と一体となって進めていきたいということで申し上げております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

今回、この前ちょっとあそこでしたけど、ＣＤがないとかいう問題も出てきたわけよ、いや、プレーヤーがね。

ということは、そういう問題もまた、それじゃあ、それは買ってくれるんですかとか、そういうふうにならんかなと思って、ちょっと心配したわけ。少し予算の面も、確保はしておいたほうがいいと思います。

以上です。

池田利幸委員

私も聞かせてもらって、さっき、御説明の中で、競技中のＢＧＭって言われたんですけど、まずもって、競技中のＢＧＭには使えないんですよね、音楽的に。

どちらかという、皆さんが地区のやつをお願いするとなれば、皆さんが昼休みに食事を食べられているとき、そこで流すことによって、あつ、この曲懐かしいねとか、この曲、何っていうところからの出だしがいいのかなとは思います。

あと、リミックスするにしても、著作権絡みがありますんで、これは市でできる話ではないと思います。

それは、県とかその部分と話してもらいながらのことになると思うんですけど。

２０２３国スポに向けてっていう陳情の内容だったと思うんで、まずはそういうところで流して、曲をアピールするっていうところから始めながら、それから同時進行で、県とかにリミックスできるのかとか、その辺も協議していただきながらっていうほうがいいんじゃないかなと思います。

樋口伸一郎委員

費用面、あったんですけど、今。私も、費用面は、かけるばかりで、何も費用対効果がなかったらいかんと思うので、例えば、はなわさんに作ってもらって、ＣＤを今風にして、ＳＡＧＡさがみたいに売って、費用対効果を得るとか、そこまでつけたらいいかなと思いま

す。

江副康成委員長

御意見として受け止めます。

竹下繁己委員

今、ちょっとリミックスとか、そういうお話が結構出ておりますけれども、要望書の表は、この歌を使ってくださいというような要望なんですけど、その奥には、陶山聡さんという方が鳥栖市にはいらっしゃったということ——偉大な音楽家の、それを引き継いでいかなきゃならないと——鳥栖市民としては、そういうところがあると思うんですね。

だから、今風にアレンジするとか……、学校の校歌とか、時代が変わっても、ずっと同じメロディーじゃないですか。そういった音源の使い方、そして、また流すときには、鳥栖市にはこういう校歌とか、いっぱいつくられた、しかも、えらく気さくにつくってくださったような、人柄もすばらしい方だったというお話も聞き及んでおるんですけれども。

この陶山聡さんという方がいらっしゃったんだよということ、この歴史をつないでいくということが、この要望書には込められているんじゃないかなあと思うんで。

やはり、使うシーンというのは、考えなきゃならんと思うんですけれども——食事のときにアナウンスして、陶山さんという方がいらっしゃって、こういうこの学校の校歌をつくられたとか、そういうアナウンスをしながら流すというような使い方が……、リミックスとかするのは、僕は、ちょっと反対です、という意見です。

江副康成委員長

分かりました。

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

今、竹下委員のお話に関してなんですけれども、当然、今回、付託がこちらのほうに来ていますんで、厚生常任委員会ということで、スポーツ振興課のほうに質疑していますけど、教育委員会とか、学校関係の分は、またそちらのほうにも要望活動をされておりますので、（発言する者あり）ほかの動きもありますんで、そういうところ、配慮はされると思いますけど。

ほかにございませんでしょうか。

牧瀬昭子委員

芸能人とかということで、いろいろ編曲するにしてもお金がかかるのかなあと思ったりして、最近、ラジオで聞いてて、編曲をしてみませんかとか、この陶山さんのこととかも伝えながら、王道のところはぶらさずに、例えば、募集をかけるとかして、若い方たちが結構、

そういう編曲のことをやったりとかするのを聞いたことがあったので。

そういうのも、織り交ぜて、公募して、先ほど竹下議員からお話があった、陶山さんのことっていうのも伝えながら、こちらだけでやるのではなくて、広く伝えながらやるっていうふうにして、市民を巻き込んでいくとか。

例えば、キッズミュージカルさんとか、そういったところとも協力し合いながら、趣旨をちゃんと伝える方法というのを双方に、市民活動の方とかとも協力し合ったらどうかなと思ったものでした。

池田利幸委員

基本的には、編曲やリミックスって、鳥栖市で考える話ではないんじゃないかなと。私自身は個人的に思っております。

考えるのであれば、陶山聰顕彰会っていうところが考えられるべき話だろうし。

こっちが勝手にリミックスしてくださいなんて、基本的には言えない話です。

それで、竹下委員も言われていたとおりに、基本的には、原曲としてどう取り扱うかっていう部分の中での話になるんじゃないかなと思います。

そうやって、要望に対してのお答えで、使っていく意向がある、なしとか、そういう部分は、こちらで判断できると思うんですけど。

私自身は、リミックスとか、話を大きくするのは、ここではないかなとは思っております。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、この曲を、前向きに取り組んでほしいという気持ちは、非常に伝わってきたかなと思います。

それで、この委員会がどうか分かりませんが、前の委員会的时候には、議事録を起こして、一応、これ陳情で、返さんといかんもんですから、正副委員長で今のやつを取りまとめて、原案をつくって、皆さんにお諮りしたところでもんでもらって、お返ししたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この陳情に関しての協議を終わります。

暫時休憩します。

午前11時37分休憩

正をいたしておりましたが、その後の個人の修正申告、法人の決算状況や、本年度11月までの実績、12月から3月までの調定収入見込みにより、それぞれ補正をいたしております。

まず、項1 市民税、目1 個人、節1 現年度課税分につきましては、均等割額を100万円、所得割額を2,900万円の計3,000万円を増額補正いたしております。

目2 法人、節1 現年度課税分につきましては、12月議会において、所得割を1億円減額補正いたしておりましたが、その後の市内法人の確定申告、中間申告状況や、上場企業のホームページ等における決算公表状況を鑑み、法人割を4,500万円減額補正いたしております。

次に、項2 固定資産税、目1 固定資産税、節1 現年度課税分につきましては、11月までの実績、3月までの調定収入見込みにより、家屋を2,200万円増額補正いたしております。

項3 軽自動車税、目1 軽自動車税、節1 現年課税分につきましては、11月までの実績、3月までの調定収入見込みにより、332万円の増額補正をし、節2 滞納繰越分につきましても、100万円の増額補正をいたしております。

次に、目2 環境性能割につきましては、地方税法の改正に伴い、本年度の10月1日より、県税の自動車取得税が廃止となり、代わって環境性能割が創設され、佐賀県より提示いただいた資料を基に300万円を当初予算として計上いたしておりましたが、これまでの収入見込みにより、200万円の減額補正といたしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

項5 都市計画税、目1 都市計画税、節1 現年度課税分につきましても、11月までの実績、3月までの見込みにより、土地を200万円、家屋を200万円、トータル400万円の増額補正といたしております。

以上でございます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

続きまして、款15 使用料及び手数料、項1 使用料、目3 衛生使用料、節2 環境衛生使用料につきましては、鳥栖市斎場の市外住民の利用の増加による見込みでございます。

以上です。

村山一成市民課長

続きまして、項2 手数料、目1 総務手数料、節1 総務管理手数料につきましては、印鑑証明等手数料の決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

同じく、目1 総務手数料、節2 徴税手数料につきましても、決算見込みにより、70万円の増額補正といたしております。

以上でございます。

村山一成市民課長

節3 戸籍住民基本台帳手数料につきましては、身分証明書やマイナンバー通知カードの再交付などの手数料の決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

目2 衛生手数料、節3 清掃手数料のうち、ごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売収入、廃棄物処理依頼手数料につきましては、一般家庭の臨時収集等の増加に伴う収入で、決算見込みによる補正でございます。

続きまして、資料4ページをお願いします。

款16 国庫支出金、項2 国庫補助金、目3 衛生費国庫補助金、節2 清掃費国庫補助金につきましては、昨年7月の豪雨災害により発生した災害廃棄物の処理経費に対する補助金でございます。補助率は、2分の1となっております。

以上です。

村山一成市民課長

項3 委託金、目1 総務費委託金、節2 戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、中長期在留者住居地届出等事務委託金の交付額の決定により減額補正するものでございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

目2 民生費委託金、節2 国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては、国民年金免除申請の様式変更に伴うシステム改修に係る費用を国から受け入れるものでございます。

款17 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分の4分の3を県が負担いたしますが、県の負担額が確定したことに伴う補正でございます。

以上でございます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 総務管理費県補助金につきましては、消費者行政推進事業費補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

以上です。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

目3衛生費国庫補助金、節2清掃費県補助金につきましては、不法投棄の処分費減少による、決算見込みによる補正をしております。

以上です。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

続きまして、5ページをお願いいたします。

款17県支出金、項7委託金、目1総務費県委託金の節2徴税費委託金につきましては、県民税徴収委託金の確定に伴う補正でございます。

同じく、5ページの款20繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金につきましては、国民健康保険特別会計から繰り出された国民健康保険税の収納等に係る経費の繰入金でございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

款22諸収入、項4受託事業収入の後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等に係る経費の補正に伴うものでございます。

資料の6ページをお願いいたします。

項6雑入の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、広域連合への派遣職員1人分の人件費相当分などが広域連合から交付されますが、決算見込額で補正するものでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

ちょっと待ってください、こちらのほう、厚生の方は、何か途中途中、歳入は歳入のところで質問を受けて、区切りで行ってたんですかね。

ここで質問を受けて、区切りで行きましようか。よかですか、それで。

じゃあ、説明は、一応歳入の質疑を受けた後に、その後歳出に入りますんで。ターゲットがちょっと長くなるもんですから。

よろしいですか。(発言する者あり)

いやいや、深い意味はありませんので。じゃあここで(「歳入、まだ」と呼ぶ者あり)

ああ、ごめんなさい。じゃあ続けてください。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

雑入になりますけれども、平成30年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、平成30年度分の同組合への負担金が確定したことにより、納入済額と確定負担金

額の差額分を返還金として受け入れるものでございます。

続いて、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、同組合の派遣職員の人件費戻し入れ分の決算見込みによる補正でございます。

続いて、平成30年度佐賀県東部環境施設組合負担金返還金につきましては、平成30年度分の同組合の負担金が確定したことにより、納入済額と確定負担金額との差額分を返還金として受け入れるものでございます。

また、次の佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、同組合へ派遣しております職員の人件費分の戻し入れを、決算見込みによる補正とするものでございます。

以上が歳入についての説明となります。

江副康成委員長

じゃあ、ちょっと私の理解が違ったみたいなんですけれども、ここで質疑を受けてもいいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、どなたかございますか。

池田利幸委員

すみません、5ページの款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入の後期高齢者健康診査事業受託料。これは、今、御説明頂いた中で、受診者が減になったことによりっていう御説明を受けたと思うんですけれども、もともと、後期高齢者の対象者は、どれくらいいるのかなって。

受けていない方って、受診率って大体、どれくらいになっているもんなんですか。

古賀友子国保年金課長

この分は、受診者減ではなくて、受診券の作成や発送等に係る経費でございますので、基本的に事業主体は後期高齢のほうになるんですけれども、受診券の発送とかはこちらのほうに引き受けておりまして、その分の予算、その分のかかった経費は後期からもらうということで、8,800人ほど被保険者いらっしゃるんですけれども、その中から長期で入院されている方とかをのけて7,000人ほどの方に受診券のほうは発送いたしております。

池田利幸委員

すいません、ありがとうございます。

私の聞き間違いでした。

ありがとうございます。

樋口伸一郎委員

2ページをお願いします。

歳入の款1市税、項1市民税、目2法人、節はいいですね。その法人のところなんですけど、昨年度の法人税の還付金に対する措置が途中で補正があったと思うんですけど、その分は、まずここを見てよろしいのかっていう確認と、その措置をされた分というのは、今年度の当初予算には反映されているのかっていうところを教えてください。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

まず、還付金ですけれども、還付金につきましては、いわゆる歳入金還付ではなくて歳出金還付ということで、この前12月に歳出金が足りないということで予備費の使用と、かつそれでも足りない分の補正をさせていただきました。

今回、還付をするということの1つの理由が、12月も御説明させていただきましたけれども、中間申告をされた際の予定納税額と決算の際の確定税額、この差が、要するに余計に納めとった部分については返しているということは、当初で、主として計上していた入るべきお金が、やっぱり予定どおり入らなかった部分があったんで、説明でも、若干くどい説明になりましたけれども、12月は歳出金の補正をさせていただいて、今回、歳入金がやっぱり予定どおりといいますか、予想どおりちょっと低目になったんで、歳入の減をさせていただいたということの流れでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

分かりました。

続きなんですけど、じゃあその歳入の分をあらかじめ減額しての当初ということで説明受けたんですけど、その減額した分の歳出に対する影響ってないのかっていうところと、影響があるような見込みであれば、歳入減になった部分については、調整はどのようにされたかっていうのを教えてください。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

トータルで見ますと、結果論ではあるんですが、法人市民税は4,500万円減額してますけれども、市県民税の個人分については、順調なといいますか、伸びがあったおかげで3,000万円の増額補正、それから、固定資産税、都市計画税についても増額補正ということで、税収的には、トータルとんとなのかなど。

ただ、当然これは、一般財源に充当するものでございますので、ここで大きな変動があれば、歳出にも影響してくるかと思えますけれども、今年度については、こういう形になっていきますし、後ほどまた当初のほうでも御説明させていただきますけれども、税目は1つではございませんので、いろんな税目が合わさって市税という形になってます。当然、景気がよければ、増える部分もありましょうし。

ただ、その流れで、家ができれば固定資産も増える、逆の場合ももちろんありますけど。トータルバランスで考えないかんことかなと思っております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

市税の分母として見れば、さほど大きな増減がなかったということで、大きな影響はないということで解釈させてもらいます。

ありがとうございます。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

2 ページの、款 1 市税、項 3 軽自動車税、目 2 環境性能割の件なんですが、3 月補正で 200 万円の減額ということですが、これ、減額になった理由ってどのようにお考えでしょうか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

先ほど、説明でも若干触れさせていただきましたが、課税の制度が変わることによって今までの軽自動車税プラス、いわゆる環境性能割、これは、要するに環境に優しい高性能の車の関係の税金なんですが、今年 10 月からそういう税制改正に伴って、新しく創設される折、消費税の増額とかいろんな影響ありましたけれども、国及び県のほうから、このぐらい車が売れて税金として入ってくるんじゃないかという資料に基づいて、当初予算を上げさせていただいたんですが、10 月から始まっている最初の 1 か月分で、この環境性能割で、実際にはお金が 29 万円しか入ってこなかったと。

その後も似たような数字ということで、思ったより、タヌキの皮算用じゃないですけど、計画した値よりも、結果として税収が少なかったということが、販売数が少なかったのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

見込みの、思った車両数が売れてなかったっていうことが反映されているのかなっていうことで、消費税の増税も少し響いているのかなっていう見解っていうことでよろしいでしょうか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

たまたま環境性能割が、導入されたのが 10 月ということで、それも要因の 1 つではないかと考えておりますが、それだけではないのかなと。もともとの見込みの仕方も含めて、いろんな要因があったのかなと思っております。

これも後ほどの話になりますが、令和2年度の当初予算については、そこら辺を精査した値を上げさせていただいております。

以上でございます。

池田利幸委員

すいません、3ページの款15使用料及び手数料、項2の手数料、目2衛生手数料の節3清掃手数料の説明のところで、ごみ処理手数料、これ、ごみ袋の販売っていうふうに先ほど御説明いただいたと思うんですけども。

これは単純に、ごみ袋、ごみを捨てられた方が多いから800万円増えているっていう理解でいいのかなっていうのが1点。

それと、鳥栖市でボランティア袋を出されている部分、ボランティア袋っていうのは、収入という部分はないと思うんですけど、その部分はどういう取扱いになっているのかなというのを、ちょっと教えていただけないかなと思うんですけど。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

ごみ処理手数料の800万円につきましては、あくまでもごみ袋の販売による収入になります。

ボランティア袋のほうについては、一応無料で配付しておりますので、収入というものはございません。

以上、回答させていただきます。

池田利幸委員

すいません、ボランティア袋は無料で作られている部分、これを製造する経費って、どこにかかってくるのかなと思ひまして。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

製造にかかるものについては、歳出側での消耗品という形で、ごみ袋の中に入っております。

池田利幸委員

すいません、御説明ありがとうございました。

江副康成委員長

ほかにもございませんか。

牧瀬昭子委員

同じ箇所なんですけど、すいません、前回もちょっとお伺いしてたので、もう一度教えていただきたいんですが。

この800万円のごみ袋の販売収入ということですが、これは、約で結構です、何枚分ぐらいのごみ袋になりますでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

可燃物の大と小とありますけれども、見込みとして増えているのが大のほうは10万枚、小のほうは15万枚ほど、年間で増えているというふうな発注状態になっております。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、次、行きます。

それでは、引き続き、歳出のほうの説明をお願いしたいと思います。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、歳出についての御説明をいたします。

資料の7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費につきましては、決算見込みによる補正でございます。

その主なものといたしまして、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業に係る旅費等の減額が主なものでございます。

続きまして、目11まちづくり推進センター費につきましては、決算見込みによる補正でございます。また、主なものといたしまして、節7賃金につきましては、まちづくり推進センターに勤務いたします嘱託職員の時間外勤務手当分の賃金に係る補正が主なものでございます。

以上です。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

目1税務総務費につきましては、育児休業者の決算見込みによる補正減額でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

目2賦課徴収費の節7賃金、節9旅費、節13委託料、節14使用料及び賃借料、節19負担金、補助及び交付金につきましては、入札残、決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の節2給料から節4共済費につきましては、市民課の育児休業者分の決算見込みによる減額補正でございます。

節9旅費及び節14使用料及び賃借料につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

節18備品購入費につきましては、マイナンバーカードの申請用の写真を印刷する専用プリンター2台分の購入費として補正するものでございます。購入額は3万円を予定しております。

して、そのうち1万4,000円を今回補正でお願いいたしております。今年度中に購入をいたしました場合、国庫補助の対象となりますため、今回、計上いたしました次第でございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

資料の9ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費のうち、節12役務費、節13委託料につきましては、決算見込みによる補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、平成30年度分の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の精算による追加納付金が主なものでございます。

節28繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の事務経費である共通経費に対する負担金等の決算見込み及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い補正するものでございます。

その下の項4国民年金事務取扱費の節9旅費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

節13委託料につきましては、国民年金免除申請の様式変更に伴うシステム改修に係る費用でございます。

以上でございます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費のうち、節13委託料の衛生処理場敷地土壌調査委託料につきましては、6月補正に2億5,993万円で計上しておりましたけれども、公募型プロポーザルにより事業者選定を行い、1億5,664万円で契約をしておりますが、調査数量の変更等を見込みまして、9,300万円ほどを減額補正しております。

続きまして、10ページをお願いします。

目2斎場費のうち、節11需用費につきましては、燃料費の決算見込みによる補正でございます。

節13委託料につきましては、斎場運営管理の業務を令和10月1日から3年間の長期継続契約による契約を行いました入札残によるものでございます。

項3清掃費、目1清掃総務費のうち、節2給与から節4共済費につきましては、環境対策課職員18人の人件費の決算見込みによる補正でございます。

節25積立金につきましては、預金利子の減額でございます。

目2塵芥処理費のうち、節12役務費の手数料及び節13委託料の指定袋配送等手数料につきましては、指定ごみ袋の販売増加により、経費が増加したため、所要の額を補正するもので

ございます。

廃棄物特別処理委託料につきましては、豪雨災害時に発生した災害廃棄物の収集運搬等の委託料で、経費が増加したため、所要の額を補正するものでございます。

続きまして、11ページのほうをお願いします。

目3し尿処理費のうち、節19負担金、補助及び交付金につきましては、下水道事業会計のし尿処理負担金で、所要の額を補正するものでございます。

項4環境対策費、目1公害対策費、節13委託料につきましては、自動車騒音測定委託料の入札残による補正でございます。

以上で、令和元年度一般会計補正予算、市民環境部関係についての御説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

今、歳出のほうの御説明もいただきました。

これより、歳出の部分の質疑を受けたいと思いますけれども。

池田利幸委員

すいません、9ページですね。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費の節13委託料、衛生処理場敷地土壌調査委託料、プロポーザルによって9,300万円ぐらい減額できたという御説明だったと思うんですけど、今回、プロポーザルで手を挙げた業者って何者ぐらいいたんですか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

プロポーザルにつきましては、3者応募されております。

池田利幸委員

その3者の中からこちらからの委託内容に沿った部分で、きちんとできるっていうことで、しかも減額9,000万円できるっていう話で取ったってことですよね。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

再度、お示ししたいと思います。

昨年度、6月補正におきまして、2億5,993万円の補正予算をつけていただきまして、予算要求の段階では上限金額、1者さんの見積りによります上限金額で予算をつけさせていただきました。調査において不足のないような体制で取らせていただきました。

その後、8月に入りましてプロポーザルの公告を行っております。

その予算がついた後に、複数社のほうから、再度、仕様書を提出しまして、設計書、見積書を徴取させていただきまして、それにおきまして単価の精査及び調査内容の精査を行いまして、その段階で2億665万円の上限額ということで、プロポーザルをしております。

その中で、技術的な面と、あと価格面を含めたところでプロポーザル入札を行ったところ、3者の応募がありまして、選考委員会等々の専門家を交えたところの評価におきまして、その中の1者さんが1億5,664万円で応札をされたということで、決定をしております。

そういったことで、2段階において金額が下がっていったということですので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

池田利幸委員

ありがとうございます。

今回、プロポーザルで、もう入札は終わっているっていうことですね。ですから、もう土壌調査の結果が大体見えている期間っていうのも示せるぐらいになるんですか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

今回の衛生処理場敷地の土壌調査につきましては、結構範囲が広うございまして、また、深さが埋設物等々の状況によりまして、なかなか測定がしにくい部分もあります。

さらに、高額な調査費等々もかかりますので、当初より2か年間の実施ということで計画をさせていただいております。その分の初年度ということで、今回、調査をさせていただいております。

様々な分析等々の作業を、初年度、今しておるところでございまして、詳細につきましては、また後日に報告することだと思いますけれども、最終的に令和2年度まで調査をさせていただきまして、その調査の中で土対法による県への届け出、もしくはシミュレーションによります拡散の想定、もしくは住民説明等々の資料等の作成などを次年度、継続してさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

池田利幸委員

ありがとうございました。

成富牧男委員

今の、同じく、款4、項2、目1の委託料。

さっき、入札、プロポーザルの過程を言われましたけれども、最初に見積り取って、いわゆる予定価格を設定するまでに、当然、予算やら上げないかんから、そのための目安をつけるために、業者さんから見積書を取ったっちゃう意味ですね、最初言われたのは。

そしてまた、その後さらに2者、見積書だけではなくて、さらに2者取られたって言われたんですかね、その後。

そして、最終的にプロポーザルにかけられたと。

そこら辺の過程を、もう一度いいですか。

それと、最終的に3者入ったと。その1者ね、それから次の2者、それは最後の3者の中

に含まれていますか、含まれていないか。

以上です。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

再度、衛生処理場敷地土壌調査等の調査の経緯について御説明いたします。

6月補正の段階で、予算要求をさせていただくということで、庁舎内に土壌関係についての専門職員がおりませんので、こういった形で、どのような経費がかかるかというは、皆目、なかなか想定しにくうございました。

それで、具体的な営業所名はあれなんですけど、東部環境施設組合が先行して土壌調査をした経緯もありましたので、実地に詳しい業者さんに、上限金額で過不足なく調査するにはどれくらいの見積り金額必要であろうかということで打ち合わせをしまして、6月の補正予算で、見積額で予算要求をさせていただいております。

そのあと、見積額について妥当かどうかという協議を行う中で他者見積りを、想定する業務について再度確認ということで、5者ほど見積りを要求いたしまして2者、それに返送がありまして、単価の精査、必要なボーリングの本数等々の確認を行いまして、見積りのその制度的な精査をしております。

その金額におきまして、プロポーザルの上限値、金額を2億665万円とさせていただきまして、これにより品質面と金額面を点数化する方式でプロポーザルにかけております。

1か月過ぎまして、9月26日に入札を行いまして、3者応募されまして、これにつきましては、プレゼンもしていただきまして、専門家を交えたところの検討委員会で点数をつけまして、最優秀の業者さんが応札されまして、1億5,664万円という金額に落ち着いたところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

江副康成委員長

ちょっと待って、補足、あるんですかね。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

すいません、見積りの2者提示があったところは、プロポーザルの3者には入っております。

以上です。

すいません。見積りを徴取しました5者のうち、2者の返送については、プロポーザルに参加した2者の返送がっております。

以上です。

成富牧男委員

ということは、事前に、なるべく適正な見積り価格、予定価格になるようにっていうことで事前に、参考に２段階かけて、そちらの立場で言えばされたということですよ。

そして、２段階をやるときには、５者をお願いして、そのうち２者から返事が、回答があったと。

その２者の数字も見ながら、もちろん役所のほうの主導で最終的に決められたと。

それに応札された３者の中に、その２番目の、第２段階の５者応募したうちの２者、５者お願いしますって言って、それに２者応えたけれども、その２者は含まれなかったちゅうことですね、最後の３者の中に。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

ちょっとなかなか、確かに、最初に言われたとおり、役所が専門的なやつを持たんから、難しいというのは分かりますけど、最終、第２段階目で適正価格を探るために、検討されるために、予定価格を決めるためにされたんでしょけど、そん中の２者が最終的にまた入ってきたということになると——そして最終的な１者は、２者のうちのどちらかですか。

最終的に決まったところ、応札したのが３者でしょう。それで、最終的に決まった、今、工事を実際受けておられるところ、受託されたところは、第２段階の２者の中のどちらかなんですか。

それとも、５者の中のどれかなんですか、

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

２者中の１者でございます。

成富牧男委員

なかなか難しいですけど、今の話を聞いて、そこら辺ちょっと工夫せんといかんなという思いを、しました。

最初からずっと関わっとる業者が最終的に取ったちゅう話でしょう。

一生懸命、苦勞されて適正価格、見積りをするために、発注をするためにされとるけど。

以上です。

橋本有功市民環境部長

ちょっと補足いたしますと、プロポーザルですので、価格のみだけでの判断ではございませんので、様々な提案の内容を確認させていただいて、もちろん価格もその評価のポイントでございますが、そういう観点から事業者選定をしておりますので、そのことだけはちょっと確認いただければと。

成富牧男委員

いや、それは当然、プロポーザルやから、今言われているのは分かりますよ。最初にそれ、説明されたから。

プロポーザルというのは価格だけじゃないっちゃうわけですからね。

価格が幾ら安かったっちゃ、安かろう悪かろうじゃいかんから、それを言って、価格以下でっていうことをされたんでしょうから。

ただ、非常に難しいと私は思いますけどね、何か今のような経過、そして結果を聞くと、入札までに何かもう少し工夫できんのかなあと思いました。

それは、もう疑惑があるとか一切言っていないので、そういうふうに思いました、私の感想です。

江副康成委員長

ほかに。

竹下繁己委員

同じところで、端的に、その見積り段階っちゃうか、上限価格決めて、安くなったからいいんですけど、何でこんなに入札価格っちゃうか、落札価格が安くなったのか、その要因って簡単に説明できますか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

価格がかなり変わってきているというのは御指摘のとおりですけれども、結構範囲が大きい調査ということがありまして、業者さんといろいろ想定したところ、ちょっとその間に、その業者さん及び佐賀県の土壌担当の環境課のほうに御相談したところ、いろいろ調査のポイント等々の御指示がありまして、それに過不足のないようにということで、ちょっと広めに、広め広めで、すいません、本数等も、そして、ちょっと長めに想定をしておりました。

実際、その後に、仕様書をつくる段階で出てきました見積書等々、再度検証の見積りなんですけど、そこでボーリングのメーター当たり単価とか、物質の分析費用とか、また、振動に対する総延長等々の検討をしまして、それでまた労働単価とかもありますので、その辺の適正的な部分、加味したところで、プロポの入札額を決める段階で金額が大分落ちたっていうところがございます。

以上です。

藤田昌隆委員

ごめん、斎場費、節13の委託料2,666万8,000円予算組んどって、補正で減額90万6,000円ということなんですけど、この委託料が減った原因は。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

令和元年9月までと10月からで委託先の事業者が変わっております。

ですから、入札によって新たな事業者に変わりましたものですから、それによって委託金額が下がったということで、その分の減額となっております。

藤田昌隆委員

たしかこれは、コスモか。JAのあそこに委託したのがもう何年かな、もう6年ぐらいならん。それぐらいになりますよね。

現状は、じゃあJAからどこに変わったっけ。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

有限会社筑紫環境サービスに変わっております。

藤田昌隆委員

それはどこにあるわけ、鳥栖市内。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

鳥栖市内に営業所は置いてあります。

藤田昌隆委員

JAからそこに変わったのは、入札というか、それだけ。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

入札を行った結果2者、入札に参加されたのもJAセレモニーさんがさんと、今回の筑紫環境サービスさん2者でありまして、その入札の結果そちらのほうになったということになります。

藤田昌隆委員

JAに出したときに、市の職員が1人ぐらい、たしか最初に分からんからということで派遣してたと思うんやけど、今は。もう、最初からいなかったっけ、いましたよね。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

今、筑紫環境サービスさんのほうに変わりましたが、前回までJAセレモニーさんがさんのほうで雇われておりました方が1名は、現在も筑紫環境サービスさんのほうで雇われている状態になっています。

藤田昌隆委員

斎場は、それこそ五、六年前に、何ちゅうか、焼く機械を変えてすぐ焼けるように、回転率をよくしようということで、金かけてした。

今度は、また外壁だっけ、予算が出ているっち、何か、かなり斎場費としては金かけてやっているなっちゅう意識があったんですよ。

それもあって、今初めてJAからほかのところに変わったというふうに聞いて、正直言っ

て、びっくりしたところですけどね。

分かりました。そんじゃ、もう一点。

その下の清掃費か、積立金に1億5万円、地域環境整備基金積立金ありますけど、これは、こういったときに取り崩して使うわけ、どういう項目のときに。

江副康成委員長

説明資料の10ページですね。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

一応、地域環境整備基金条例というのがございまして、設置条例としては、佐賀県東部環境施設組合が設置する広域ごみ処理施設に係る周辺地域を中心とした地域活性化及び生活環境の保全及び増進に関する事業の財源に充てるために基金を設立するというふうになっております。

藤田昌隆委員

ということは、ごみ処理施設の近隣のいろんな整備のときに使うと、端的に言えばそういう理解でいいですかね。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

そういうふうになります。

藤田昌隆委員

分かりました。

江副康成委員長

ほかにございますか。

牧瀬昭子委員

先ほど、藤田議員のほうから質問になった点と同じところなんですけど、地域環境整備基金の積立金についてですが、先ほど周辺地域ということでおっしゃったんですが、これはどこかの辺までが当たりますか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

現時点は、明確にどの町区までを対象とするかは、確定はしておりませんが、ごみ処理施設に隣接している地域を中心に考えているところでございます。

牧瀬昭子委員

明確なところは確定していないということだったのですが、これは、時期とかはお考えがありますか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

当然、ごみ処理施設を今後整備していく中で、周辺の環境整備ということでお話をさ

せていただきまして、その中で関係各課等とも協議いたしまして、お話をさせていただくことになると思います。

以上です。

牧瀬昭子委員

時期なんです、大体どのぐらいの時期ですか。建設するまでなのか、使用期間中なのか、もう30年後までの期間なのか、その辺の、いつぐらいまでに周辺をどこなのかっていうのを決める予定とかありますか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

他の地域の事例等々を見ますと、建設に入る前ぐらいにはお話をまとめていきたいというふうに見ております。

以上です。

牧瀬昭子委員

すいません、話し合いというのは、どういった方々とどのような場を使って話し合いをされる予定ですか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

これまでの周辺地域の町区のことをお話しします。

まず、区長さんを中心とした町の役員の方等々を窓口といたしまして話し合いをさせていただいているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

最初に、これが出てくるときにお伺いしなきゃいけなかった部分なんです、この10億円、今回1億円ということですが、全体で11億5,000万円だと思うんですが、この11億5,000万円になった、この金額を決定した根拠といいますか、金額が決まったのはどういうふうになったのかを、すいません、再度教えてください。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

金額の根拠といたしましては、現在の鳥栖・三養基西部環境施設組合のみやき町の施設を整備する際に、10億円という金額の根拠がございまして、新しく施設をつくり直すということで、それに準じた額ということで、地域振興費10億円、あと所在地交付金というのありますけれども、その分の3億円、これ半分は排出割でありますので、鳥栖市の分を2分の1といたしまして1.5億円、10億円と1.5億円を足したところの11.5億円を建設協力金として鳥栖市外の構成市町のほうで負担するというので、構成市町の首長会議により決定しているものと伺っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

みやき町さんのほうで、そのルールに準じたというところだと思うんですが、そもそもみやき町さんがこの13億円が決まった経過っていうのが、スケールメリットっていうところで、それぞれが建てるよりも広域で処理したほうが、それぞれが負担する割合っていうのも減りますし、ランニングコストも安く上がるだろうという、安く上がった分っていうのを換算したところで13億、10億円プラス3億円っていうところで捻出されたというふうの説明があったと思います。

ですが、今回30年間、今までは、みやき町さん20年間、それで今度、鳥栖市になって30年間になって、今まで1市2町の分が2市3町ということで、その分に関して、少しスケールメリットの計算の仕方が変わるのではないかなと思うのですが。

もし、準じたところが金額っていうことなのであれば、スケールメリットが、まず、根拠としてみやき町さんのほうで捻出されていますので、今回、鳥栖市のほうに移ったときに、その計算式が変わるのではないかなと思うんですが。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

新しい施設を建てるということで、スケールメリットということで金額を考えるというお考えも当然あると思いますけれども、今回におきましては、2市3町の首長会の議論の中で前回の額をベースに検討を行った結果、11.5億円に決定したものであると伺っております。

以上、お答えいたします。

牧瀬昭子委員

首長会で、お話の中で決まったということなんですが、その首長会の議事録を読んでも、みやき町さんのベースがあるということぐらいしか出てきていなくて、ちょっと説得力に欠けるようなところがあるので、市民の方に、みやき町さんの準じてやっていますよっていうのが伝えづらい部分があるのですが、その辺、もうそのまま率直にお伝えするしかないってことですね。

橋本有功市民環境部長

今、高松参事がお答え申し上げたとおりでございますので、それ以上もそれ以下もございません。

首長会の中で決定されたということで、御理解いただければと思います。

牧瀬昭子委員

首長会の中で、10億円以上がかかるのですから、それ以上鳥栖市がまた負担をしなければならぬものがありますというような、鳥栖市長の発言がありまして、その辺は、この施設周辺に対して、この鳥栖市地域環境整備基金以外のところでお金として使われる部分っていうのがあるのかなと、ニュアンス的に感じ取らせたんですけれども、その辺は何か、全体としてこのぐらいの金額が道路だとか、橋だとか、いろんな物を創設していかないといけないと思うんですが。

全体の状況っていうのは、これはこれに使おうねとかっていう分担というか、使い方の割り振りっていうのは、どんなふうに考えてありますか。

橋本有功市民環境部長

現状で、配分ですとか、どんな事業でというのは、具体的には確認しておりませんが、先ほどお話があったそのほかの部分で、建設自治体として必要な対応がほかにも出てくるということは、やはり建設協力金の議論をする中で、市長として、市の責務としてほかのいろんな取組が必要であるということをほかの市町の皆さんに御認識いただくという意味での御発言があったというふうに理解しております。

成富牧男委員

関連です。

今、基金は、もう取り崩しているんですよね。この間、部長から怒られたけど、もう説明したろうがって言って、12月議会やったかな。

いわゆる、井堰のやつに使ってあります。

その前は、その設計委託料か何かに使ってあったんですよね。既に使ってあるんですよね。

ところが、この間もお尋ねしましたが、早う要綱か何かつくらないかんじゃないとって。

周辺地域ば、がちがちにはできんでも、もうちょっと、周辺地域ucciいえばどこかって聞かれたら、それがだんだんだんだん拡大していくおそれもあるわけでしょう。

そいけん、やっぱり、ある一定の枠を早く執行部のほうでも決めんと、これ、周辺地域の、周辺地域の、周辺地域というふうになる可能性もあるやないですか。

だから、私は、要綱を早くつくるということは、やっぱり明言していただきたいなと思います。

それで、その前に、ちなみにちょっと参考に聞きますけど、今の西部環境、あそこは稼動が平成16年4月だと。それで、今言っている周辺地域のこの基金の使い方定めたやつは、私、要綱みたいに言っていますけど、それに代わるやつを、ここに、この地域ですよというのは、いつぐらい定められたんですか、要綱に当たるやつच्छうか。

それとも、もう香田地区だけだったから、香田地区との協定書っていうか、覚書っていうか、

もうそれが要綱に当たるんですか。もう、そのお金は全部そこに使いますみたいな。ちょっと、そこところを尋ねたいんですけど。

江副康成委員長

答弁できますか。

橋本有功市民環境部長

みやき町の部分については、今、成富委員がおっしゃった内容だろうと——確認できていませんので、地区が香田地区ですから。

そこと20年間の協定も結んでいらっしゃると思いますので、そういう経過を考えますと、そういうやり取りがあったんじゃないかとは思いますが。

あと、一応基金条例の中で、活性化であるとか環境保全の目的ということであってありますので、現状におきましては、それをもって、例えば、基金を財源として何か取り組む場合は、当然、市長以下、庁内の中で、適切な対応なのかどうかを含めて検討していくものと思っております。それによって対応を図ってもらいたいと考えておりますことから、改めて取扱いのための規定等を現状で設ける予定はいたしておりません。

成富牧男委員

ちょっと尋ねたかったのは、まず、対象地域は香田地区だろうということやったですね。現在の、西部環境の場合の基金の使うところ、基金を取り崩して使うところは香田地区。

その周辺、周辺じゃないか、地元っちゅうのは、香田地区であろうということでもいいんですかね。

橋本有功市民環境部長

ちょっと今、確認できませんので、だろうということです。

成富牧男委員

香田地区かどうかよりも、稼働から何か月前、もしくは何年前ぐらいにその協定を結ばれたか。

ちょっと今、私がお前に言った、なるべく早く要綱が何かつくって、周辺地域とかも大枠、がちがちやなくて大枠は決めとかと、どんどんどん、うちもたいてなる可能性もあるんじゃないかということを行っているんですけど。

そのために、今の、現稼働している西部環境のときはどんなだったかな、いつ頃その対象である香田地区と、私が言っている基金の使い道、方針なりを決める、そういう要綱みたいなやつを定められた、双方で結ばれたのかと。それに基づいて——覚書なんでしょうけれども、いつぐらいなんですか。気になるからですね。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 2 時 18 分休憩

午後 2 時 21 分開会

江副康成委員長

再開します。

成富牧男委員

それで、12月議会でも申し上げたとおり、そういうようなやつをつくっとかんと、さっきも言ったように、周辺がだんだん広がっていく可能性があります。

だから、片一方で、いろいろ周辺とは何ぞやという話も、もう既に別のところに請願っちゃう形でもう出ているわけやないですか。

だから、そこんところ、早く、市としても、組合とはもう関係ないわけでしょうが。その使い道は、鳥栖市が決めるって言われたでしょう。だから、早くするべきやないかっていうことです。それに対して答弁もらえばいいです。

橋本有功市民環境部長

基金の取扱いにつきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、現状につきましては、基金条例の目的に沿った形で取組を行うということを考えておりますので、改めて詳細の内容について規定等を作成する予定はいたしておりません。

ただし、委員が御懸念される部分は、当然、念頭に置きながら、取り組む場合は、全庁的に対応を図ってまいりたいと考えております。（「予定はしておられませんと言われる」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 2 時 22 分休憩

午後 2 時23分開会

江副康成委員長

再開します。

成富牧男委員

最後です。

必要性は認める、今のところ予定がありませんということでいいですか。

橋本有功市民環境部長

現段階で予定しておりません。

それで、先ほど申し上げましたように、委員がおっしゃるような部分については、当然考えていく必要があると――地域の部分で。

我々としては、基金の目的を達成するということが一番必要なことというふうに考えておりますので、詳細については、先ほども申し上げましたとおり、市長以下、関係課と協議をしながら決めていくということが重要だろうと考えております。

成富牧男委員

しないということで、私は理解しておきます。

池田利幸委員

もう、簡潔に聞いて終わります。

これは、当初予算でも、次、同じところ、積立金で1億円上がっていますよね。

これって、基本的には、10年間で10億円っていう、毎年基金として1億円ずつ積み立てていって、10年間10億円プラスアルファの国等のやつで1億5,000円付けて、11億5,000円の基金になるっていう考え方でよろしいんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

一応、最初の3年間で1億円ずつ、その後、令和3年から令和12年までが6億5,000万円、それと、令和13年から17年までが4,000万円の5年間ということで、トータル18年間で11.5億円が入ってくると。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後 2 時25分休憩

午後 2 時 37 分開会

江副康成委員長

再開します。

~~~~~

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

次に、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

ただいま議題となっております、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民環境部関係について御説明をいたします。

委員会資料の 2 ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明をいたします。

款 1 市税、項 1 市民税、目 1 個人、節 1 現年度課税分につきましては、平成30年度の実績及び令和元年度の収入状況から、納税義務者の増加などを見込み、計上いたしております。

節2 滞納繰越分につきましては、平成30年度の実績及び令和元年度の徴収状況による見込額を計上いたしております。

なお、以降の法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、それぞれ滞納繰越分につきましても、昨年度の実績、本年度の状況による見込額をそれぞれ計上いたしております。

次に、目２法人、節１現年度課税分につきましては、平成31年３月29日公布の地方税法の一部改正に伴い、法人税の法人税割が令和元年10月１日以降、12.1%から8.4%に減額されたこと、それから、先ほど補正でも御説明申し上げましたが、各法人の確定申告による確定税

額及び中間申告額を参考にした見込額を計上いたしております。

項2 固定資産税、目1 固定資産税、節1 現年度課税分につきましては、市内企業において、工場などの増築がなされていることから、家屋及び建物附帯設備構築物、機械設備などの償却資産について増額を見込んだ額を計上いたしております。

目2 国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国や県が所有する麓刑務所などの固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付税の見込額を計上いたしております。

項3 軽自動車税につきましては、地方税法の改正に伴い、令和10月1日より県税の自動車取得税が廃止となり、代わって環境性能割が設立されました。

令和元年度当初予算においては、年度途中からの環境性能割ということから、目1 軽自動車税、目2 環境性能割として予算計上をいたしておりましたが、地方自治法施行規則の規定により、令和2年度から、目1 環境性能割、目2 種別割、元の軽自動車税にて予算計上をいたしております。

目1 環境性能割、節1 現年課税分につきましては、佐賀県より提示いただいた、本年度4月から9月までの自動車取得税、並びに10月から3月までの環境性能割の実績見込みを基にした見込額を計上いたしております。

目2 種別割、節1 現年課税分につきましては、平成30年度の実績及び本年度の収納状況を基にした額を計上いたしております。

3 ページをお願いいたします。

項4 市たばこ税、目1 市たばこ税、節1 現年度課税分につきましては、令和元年度の収入状況を基に、また、令和2年10月からのたばこ税の増税の影響を見込んだ額を計上いたしております。

項5 都市計画税、目1 都市計画税、節1 現年度課税分につきましては、固定資産税額の見込みを基に計上をいたしております。

項6 入湯税、目1 入湯税につきましては、本年度の実績を基にした見込額を計上いたしております。

以上でございます。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

款15 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、節1 総務管理使用料につきましては、各地区まちづくり推進センターの使用料収入を計上いたしております。

以上です。

**佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**



目3衛生使用料、節2環境衛生使用料につきましては、市外居住者の斎場使用料で、1件が7万5,000円で35件分を計上しております。

昨年までは、24件分で計上しておりましたが、近年の斎場の利用状況から、見込みを増やしております。

以上です。

#### **村山一成市民課長**

項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、主なものとして、印鑑証明書等の発行に関わる手数料の見込額を計上いたしております。

以上でございます。

#### **三橋和之市民環境部次長兼税務課長**

同じく、目1総務手数料の節2徴税手数料につきましては、督促、納税証明手数料などの税務関係証明手数料でございます。

以上でございます。

#### **村山一成市民課長**

戸籍住民基本台帳手数料につきましては、主なものとして、戸籍証明や住民票証明の発行に関わる手数料の見込額を計上いたしております。

以上でございます。

#### **佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

目2衛生手数料、節2環境衛生手数料につきましては、新規の犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料でございます。

同じく、節3清掃手数料のうち、主なものは、指定ごみ袋の販売収入でありますごみ処理手数料でございます。

廃棄物処理依頼手数料は、家庭から出る一時多量ごみに対する2トン車1台による臨時収集の手数料と、動物死骸持ち込みの処理手数料でございます。

以上です。

#### **村山一成市民課長**

4ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2戸籍住民基本台帳費国庫補助金につきましては、戸籍法の改正に伴う戸籍情報システムの改修に係る補助金でございます。補助率は10分の10となっております。事業内容につきましては、歳出で御説明いたします。

続きまして、項3委託金、目1総務費委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在

留者住居地届出等事務委託金につきましては、入国管理法上の在留資格を得て国内に滞在いたします外国人の住民異動等の事務に対する国からの委託金でございます。

以上でございます。

#### **古賀友子国保年金課長**

目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては、国民年金の資格取得、喪失などに対する事務費交付金でございます。

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金につきましては、令和元年10月から始まりました年金生活者支援給付金支給事務において、市が取り扱う事務に対して国から交付されるものでございます。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分につきましては、県がその4分の3を負担するものでございます。

以上でございます。

#### **佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金につきましては、市民協働推進課内に配置しております、消費生活相談員2名のうち1名分の人件費や、研修費及び消費者教育に係る経費への助成として、消費者行政推進事業費補助金を計上いたしております。

以上です。

#### **佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金につきましては、市町が実施する不法投棄防止対策事業に対する県の補助金で、監視カメラ借上料、不法投棄物の処理費用などが対象で、補助率は、10分の10で、上限が125万円となっております。

以上です。

#### **三橋和之市民環境部次長兼税務課長**

款17県支出金の項3委託金、目1総務費県委託金、節1徴税费委託金につきましては、県民税徴収委託金を計上いたしております。

以上でございます。

#### **佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

資料5ページをお願いします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、有限会社鳥栖環境開発総合センターに対しまして、轟木町にあります鳥栖市の旧不燃物処理場跡地、4,731.45平米の貸付けに伴う貸付料でございます。

### 三橋和之市民環境部次長兼税務課長

款20繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金につきましては、国民健康保険特別会計から繰り出された国民健康保険税の収納等に係る経費の繰入金でございます。

続きまして、款22諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金、節1延滞金につきましては、見込額として1,000万円を計上いたしており、目2加算金、節1加算金につきましては、1,000円の頭出しといたしております。

以上でございます。

### 古賀友子国保年金課長

項4受託事業収入の後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の発送作成や発送等に係る経費につきまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施業務受託料につきましては、令和2年度から実施予定となっております高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に係る人件費や事務費につきまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業につきましては、資料の16ページをお願いいたします。

現在の医療保険制度におきましては、74歳までの方が加入される国民健康保険制度などと、75歳以上の方が全員加入される後期高齢者医療制度に区分されております。

このため、生活習慣病の重症化予防などの保健事業は、実施主体である保険者が異なるため、制度間の連携が適切に実施されてこなかったという課題がございました。

また、医療保険制度の保健事業と介護保険制度の介護予防についても連携が取れていないという状況が続いております。

このような状況の中、人生100年時代を見据え、高齢者の方お一人お一人に対しまして、きめ細やかな保健事業と介護予防が実施できるよう法改正が行われまして、今年の7月から実施されることとなっております。

事業の実施主体は、佐賀県後期高齢者医療広域連合でございまして、県内市町は、広域連合からの委託を受けまして事業を実施することとなっております。

事業の詳細につきましては、現在、佐賀県後期高齢者医療広域連合と、また、庁内でも健康増進課及び社会福祉課とも連携しながら協議を進めているところでございます。

以上でございます。

### 江副康成委員長

ちょっと、暫時休憩します。

~~~~~

佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、同組合に派遣しております職員の人件費分を受け入れるものでございます。

次期ごみ処理施設建設協力金は、次期ごみ処理施設建設に伴い、佐賀県東部環境施設組合から鳥栖市に対して支払われるものでございます。

以上です。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、田代まちづくり推進センター改修事業に伴う起債でございます。

以上です。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

目2衛生費債、節2環境衛生債につきましては、鳥栖市斎場の改修事業費でございます。

以上が、歳入についての説明となります。

江副康成委員長

歳出の説明は残っておりますけれども、ここで歳入について質疑を受けたいと思います。

成富牧男委員

またって言われましようけど、1点だけ確認したいと思います。

さっきの、6ページの次期ごみ処理施設の建設協力金の積立金ですよね、基金。今年度の歳出で何か出てますか、ここの分以外もありましようけれども。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

今年度は、歳出はございません。

成富牧男委員

分かりました。

池田利幸委員

すいません、2ページです。

項1市民税、目1個人の節2滞納繰越分っていう部分で上がっている、今回予算上、想定見込み、滞納繰越分って減っているみたいですけど、この要因っていうか、ここをちょっと詳しく教えていただければありがたいなと思うんですけども。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

市県民税の個人の関係でお話をさせていただきますと、例年、現年課税分につきましては、平成30年度決算、収納率が現年度99%でした。

その前の年が98.96%、その前が98.58%その前が98.33%ということで、僅かですけども、少しずつ現年度の収納率は上がっておりますが、一方、例えば、平成30年度の決算でいきま

すと、課税対象者が約3万7,000人いらっしゃいます。

そのうち99%の収納率ということは、370人の方が滞納されると、それが年度が変わると滞納繰越のほうに入っていくという形になります。

滞納につきましては、5年間の税法上の時効とかございますので、財産調査をさせていただいて財産を有している方については——いわゆる滞納処分、差押えをして時効止めます。

その中で、換価したり、納付約束を取りついたりして、税のほうにどんどん充ててはいるんですが、滞納繰越分につきましても、これもちょっと過去の資料で申し訳ないですが、平成30年度、調定額に対する収入済額の収納率ということで計算しますと24.28%、その前が22.73%、その前が19.74%、その前が19.63%ということで、過去に比べますとここ最近収納率、全体からいきますと低うございますが、率としては上がっております。

ということで、過去の滞納繰越分もある程度の整理をしたところで、あくまでもこれ、予算の話ですので、予算の計上上、来年度につきましては、今年を超えるような収納は、ちょっと見込めないんじゃないかと。

ちょっと予算の話と変わってきますけど、じゃその一方で、税務課の課題としては、残った滞納繰越分をどうするのか。

これも、国税徴収法、通則法、地方税法に認められています、いわゆる執行停止と、それから、5年経過したものに対する不納欠損と。そこをいかに法に照らし合わせ、適正に進めていくかということで、いわゆる不良債権をいつまでも持つとくわけにはいきませんので、そこら辺りについては、整理をしていきたいと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、予算上は来年度、ちょっと収入が見込めないのかなと今のところ考えてますが、当然、収入が見込めるような状況になったときは、改めて増額補正の御審議をお願いしようと考えているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

収納率がずっと、近年努力で上がってきているというのは、大変評価できることだと思います。

すいません、これ、テレビとかでもよくある話なんですけど、強制代執行やないですけど、強制的にもう徴収、Gメンが入るとか、そういうところまで鳥栖市の現状的にあるっていうことはないんですよ、今。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

よくテレビであっている、いわゆる物件の差押え、これも過去はやったことはあるようで

す、私が課長に就任する随分前の話ですけど。

ただ、物件を押さえて、それを公売して、換価して、税に充当というのは、結構時間と手間暇とかかるということで、現在、我々のほうでやっているのは、限られた人員での対応でございますので、まず、預貯金、いわゆる財産等の調査をして、税に充当、比較的税に充当しやすい財産といいますか、そこら辺をまず、重点的に押さえて。

ただ、大きい自治体さんは、例えば、車を押さえるとか、家に入って、警察なり何なり同行して、テレビとかを押さえるとかいうのも現実やっていらっしゃるみたいですが、鳥栖市、今、係長以下6人で徴収作業をやっているということで、まずは、給料とか預貯金とか、生命保険とか、そこら辺の財産調査をして、そちらのほうで収納率の向上に向けた滞納処分を行うというところに力を置いておりますので、将来はまたどうなるか分かりませんが、今のところそういうやり方をしております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

少ない人員の中で、今99%のほうまで来て、やってもらっているってことで、大変ありがたいなと思いますんで、ここの部分は、市民税の現年課税分ということで、これ自動車税とかはこっちに関わってはこないんでしょうけれども、自動車税っていうのは、この辺関わってくるんですかね。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

軽自動車税につきましては、先ほど来、補正からちょっと御説明をさせてもらっており、ちょっと仕組み等々が変わって、煩雑になっている部分もあるんですけども、説明資料でいきますと、同じ2ページの下のほうになりますが、この部分の滞納繰越分につきましては、本年度の当初予算と同様、来年度も200万円程度の回収を目指してやっていきたいというふうに考えております。

ちなみに、軽自動車税でいきますと、現年課税額のほうも、先ほど来、県からの資料ということで言わせていただきましたけれども、来年度の当初予算の環境性能割の現年分につきましても、1,200万円上げさせていただいておりますけれども、これも県の資料に基づいた数字ですので、恐らく数字が若干、実際、新年度になって状況を見れば数字が変わってくるかなと思っております。

滞納繰越分、現年度分併せて、徴収のほうは、力を尽くしていきたいと考えております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

よろしくお願いします。

あと、3ページの、市税の市たばこ税、今回、珍しくって言ったらいかんのでしょうか、予算、上げてされている部分。

これ、御説明の中で、たばこ税っていうか、たばこの価格自体が上がるとかいう部分で、今の流れの中で、ずっと禁煙、禁煙ってなっている部分で、税金上がっていくのか、金額が上がったことによってプラスアルファになるのかなっていう部分の見解っていうか、お考えを教えてほしいなど。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

この分につきましては、先ほど10月からの法律改正と申し上げましたが、いわゆるこれ、電子たばこの部分で、今、1ミリグラム未満ということで電子たばこが一くりにされているんですが、これをもっと詳細に分けるらしいんですよ。分けるところによって、その部分が若干増えそうだと。

ただ、これは、本年度の決算委員会のときにも御説明させていただいたんですけれども、いわゆる煙が出るたばこ、これはもう軒並み本数は減っておりますので、どのくらい減るかちゅうのは分からないんですけれども、ここで想定している、昨年度に比べると若干増えている部分は、その電子たばこのたばこ税法の改正に伴う増分を見越しているということです。

これも、そのとおりなるかどうかにつきましては、若干時間を、猶予を頂きたいと考えてます。

以上です。

池田利幸委員

すいません、御説明ありがとうございます。

江副康成委員長

ほかに。

竹下繁己委員

3ページの斎場使用料、これ、市外の方が使う数が増加するというような見込みだと思うんですけど、例えば、市内の、市民の方々が場所が空いていないとか、そういう弊害とかは起こらないんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

住民の方が使われることで、一応、予約制にはなっておりますので、1日8枠空いております。

昼からが4枠ということなんで、そこに入らない場合には、市のほうでは、そこがどういうふうになっているかは把握しておりませんので、入らなければ違う場所とか、翌日とかにされているのではないかと考えております。

竹下繁己委員

市外の方が予約されたとき、予約を受け付けるときは、もうしようがない、大体市としてはこれ、市外の人をもう仕方なく受け入れているのか、それともウエルカム状態、もっとどんどん来てくださいとか、どんな対応なんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

どんどん来てくださいという状態ではないですね。

やはり市民の方が使われるというのが斎場とっておりますので、そういうふうに考えております。

竹下繁己委員

そうやって、ニーズがあるんだろうなとは思っているんですけども、斎場の補修の、修繕の事業もあるみたいですけど。

新しく斎場を造るとかいう計画っちゃうか、思惑とかは、現在あるんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

歳出のほうで改修というのを入れておりますけれども、今のところ新たに建てるというような計画というのはございません。

竹下繁己委員

これから、団塊の世代が高齢になって、お亡くなりになる時期が絶対来ると思いますので、キャパ的に今後どうなるのかもちょっと見ながら、検討していただきたいということで御意見です。

以上です。

樋口伸一郎委員

5ページをお願いします。

先ほど説明あったんですけど、高齢者の保険料と介護予防等の一体的な実施業務受託料で、これ当初予算案がドーンと前年度当初と比べて上がっているのは、これが新規事業と言っていいんですかね。

そういうことで、上がってるっていう確認です、最初。

古賀友子国保年金課長

さようでございます。

樋口伸一郎委員

江副康成委員長

午後 3 時26分休憩

~~~~~

午後 3 時 26 分開会

江副康成委員長

再開します。

樋口伸一郎委員

16ページなんですけど、これは、簡単に言ったら、佐賀県の後期高齢者医療広域連合からしてくださいみたいな感じで言われてするようになったのか。

鳥栖市としてやろうとしたことじゃないんですよ。

後期からしてくださいと言われてやる事業なんですかね。

古賀友子国保年金課長

鳥栖市からっていうのではなくって、後期のほうで健康診断とか行われていると思います。鳥栖市が国保事業として行っているような保健事業っていうのが十分にできていなかったというのが、佐賀県だけではなくて、全国的にそういう状況でございましたので、国のほうで法整備をいたしまして、今まで国保の方のレセプトとか健康診断の結果とかは、鳥栖市のほうで把握できましたけれども、75歳から後期に行かれましたら、後期のほうでしか分からないので、後期の方も鳥栖市の情報は分からないということで、そこでぶつっと切れておりました。

ですが、法整備をされたことによって、後期のほうのレセプトとか健康診断の結果も分かるようになりましたので、そのまま続けて保健指導とかができていく、保健事業ができるってというような体制となっております。

樋口伸一郎委員

業務が増えるっちゅうことですか。

古賀友子国保年金課長

そうですね、基本的には保健師さんが中心となって、医療専門職が中心となって実施する

ということになっておりますので、今のところ1人保健師の増員というのをお願いをしているような状況でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

増員が確認できたので、その件においては大丈夫なんですけど、これ、歳入としては、受託事業ってということで受託収入として入るようになっていっていると思うんですけど、どういう業務でどのくらいの収入見込みをされとるかとか、その基準が全く分からないので、教えてください。

#### **古賀友子国保年金課長**

そちらのほうも、国のほうで単価が決められておりまして、基本的には、ここ事業内容に書いておりますけれども、企画調整役として保健師を配置いたしまして、その保健師がいろんなところの医療情報を把握して、こういうところにはこういう事業が必要ということで、そういったコーディネート役をする保健師の分として国から3分の2、後期から3分の1で合わせて580万円の収入があることになっております。

それとまた別に、それぞれの通いの場というのがございますけれども、そちらのほうで、別の医療専門職を雇いまして、そこでまたいろんなアプローチをしていくってところで450万円ということでの予算措置となっております。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございました。

そうしたら、質問は終わりますけど、現在のところは、国から示された一定の基準額として受託収入を上げているというところで、妥当であるというふうな解釈しかできないかなと思うんで、これは以降の流れを見ながら、またお尋ねをさせていただきたいと思います。

終わります。

#### **牧瀬昭子委員**

6ページをお願いします。

この中の、指定ごみ袋広告収入の件に関して、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

中に書いてあるところが、ごみとか廃棄物とかを取り扱う業者さんのことは、いろいろと詳しく書いてあるので、困った方はそこに電話できるということがあると思うんですけど、ごみの削減というところで、もう少し色濃くうたうといいのではないかなあと思うのですが。

例えば、ごみがこのぐらい増えるとこのぐらいお金がかかっていますよとか、何か現実的なところで減らさないとまずいと思わせるようなことを、ちょっと文言を加えたほうがいいのではないかなと思います。

デザインとかレイアウトとかを御検討されるタイミングっていうのは、何かありませんで

しょうか。

#### **佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

今のところ、広告枠の部分とごみの削減をっていうふうなキャッチフレーズは入れておりますけれども、全体を見直していくとなると、文字が小っちゃくなったりしますので、なかなか難しいものだと思っております。

#### **牧瀬昭子委員**

ここに関してなんですが、できるだけ皆さんに、ごみが減っていくのはもちろん必要だということは分かると思うんですけど、その具体的な文言っていうのがより一層伝えられなかなあと思うんですが。

というのは、平成29年鳥栖市環境レポート、そちらのほうにごみを減らすということで書いてあるんですけども、これに沿って、平成33年度で846グラム減らすぞという鳥栖市には目標があるということなんですが、今の現状、ごみ袋の量も収入のほうでまた上がっていますので、この間、また増えていってしまうのではないかなというふうに思うのですが、その辺、見積りというか、見込みとしてはどのようにお考えでしょうか。

#### **佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

ごみが増えてる、人口増っていうのもありますし、その分で増えてきているっていうところもございます。

ただ、事業所とかの事業系の一般廃棄物といわれる部分で、紙類を捨ててあるようなところも大分あるみたいなので、紙の収集とかができれば、リサイクルの減量にはつながっていくかと思っておりますけれども、ちょっとその辺は、今のところ、まだ実現できるとかいう状態じゃないということです。

#### **牧瀬昭子委員**

ここ、要望なんですけれども、ごみ袋のほうで紙がこれだけリサイクルできるのに、入ってしまうことでごみが増えているよとか、生ごみは、絞ってするとこれだけ削減されるよとか、絞ったほうがいいよとかは、書いてあると思うんですけど、具体的に、これだけ減らせるよっていうのが、ちょっと市民の方にもストップをかける、その場になると思うんで。

ぜひ、レイアウトを、文言とかも併せて御検討いただきたいなと思います。

よろしくお願いします。

#### **樋口伸一郎委員**

すいません、ごみ袋の関連です。

指定ごみ袋のことなんですけど、昨年もちっと意見させてもらったんですけど、久留米市さんとかあの辺は、カラスからもう破り散らかされてやっているのを、カラスからしたら

緑っていう色はやりやすいついていうような統計もあるみたいですし、黄色とか黒というのはカラスが見えにくいということだったので——莫大な費用がかかるのであれば、もう却下ですが。そうした検討とか、されてみてはどうですかっていうことを伝えてたんですけど、検討はされましたか。

まず、1点目。

#### **佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

ごみ袋の色を変えるというふうなことで、黄色のがいいっていうふうに言われていますけれども、普通の黄色ではだめみたいで、特殊な塗料がいるということ。

そうすると、1枚当たりの単価が大分上がるということで、経費上がるんで、ちょっとそういうところまでは調べているんですが、実際、取り組むとなると、難しいところが出てくるということです。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございました。

終わります。

#### **成富牧男委員**

先ほどの資料の16ページ、高齢者の保健事業と介護の予防、端的にお尋ねしますが、事業内容に企画調整役としての保健師、それと、また医療専門職を配置、つまり2名配置されると理解していいですかね。

それで、その身分、正規職員なのか会計年度職員なのか。そこんところをお願いします。

#### **古賀友子国保年金課長**

企画調整役の保健師ということについては、正職員でお願いしたいということで、増員の要求をしております。

その下のほうの、またの後の医療専門職につきましては、通いの場に行っていて、いろいろ指導していただくということですので、今のところ、会計年度任用職員でと考えております。

#### **成富牧男委員**

企画調整役が正規職員ということですので安心しました。

終わります。

#### **江副康成委員長**

ほかに、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、歳入のほうの質疑はここまでにして、次、歳出のほうの説明を続けてやりたいと

思います。

歳出のほうの説明をお願いいたします。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

それでは、歳出についての御説明をいたします。

資料の7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて御説明いたします。

節8報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会や、男女共同参画懇話会の委員謝金、また、法律相談を行うための司法書士及び弁護士謝金、それから、消費者教育や、外国人のための日本語教室の講師謝金などが主なものでございます。

続いて、節12役務費につきましては、市民活動保険料が主なものでございます。

資料の17ページをお願いいたします。

市民活動保険事業につきましては、市民活動団体の活動中の事故やけがに対応する市民活動保険に市が加入することで、市民活動団体に対する支援を拡充し、市民活動の活性化を図ることを目的として、新たに令和2年度から取り組む事業でございます。

具体的な内容について御説明いたします。

まず、保険の対象といたしましては、市民活動団体の対象要件として、活動内容や人数などの一定の要件を満たす市内で活動する市民活動団体であること。

また、保険の対象である市民活動とはということですが、計画的、継続的、公益的な活動であること。

参加者が、職業としてはではなく、無報酬で行うものであること。

また、日本国内の活動であるという要件を全て満たす場合が対象となります。

なお、宗教、または、政治活動、構成員の自己啓発など、そちらに記載しているような内容については、対象外となります。

次に、保険の内容につきましては、賠償責任補償と障害補償となっております。

なお、こちらに記載している内容につきましては、今後、保険会社と契約内容を協議する中で確定するために、現在の予定を記載しておりますので御了承ください。

それから、この保険と合わせてでございますが、今回、市民活動団体の支援以外の新たな取組を、こちらに参考までに記載させていただいております。その中で、今回、市民活動団体登録制度を創設することといたしております。

市内で公益活動を行っている市民活動団体の情報を把握し、効果的な支援を行ってまいりたいということで、今回、この市民活動団体登録制度を創設することといたしております。

また、この市民活動団体登録制度に登録された団体に対しまして、まちづくり推進センタ

一使用料の減免をしていきたいと考えております。

そういったことで、今後、市民活動の一層の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上で、市民活動保険事業の説明を終わります。

再度、資料の7ページをお願いいたします。

節13委託料の主なものにつきましては、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業の通訳委託料及び消費生活相談員2名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料でございます。

次の8ページをお願いいたします。

節18備品購入費につきましては、消費者教育に係る備品として、消費生活に関する書籍等の購入費が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対する自治会活動費補助金、また、まちづくり推進協議会に対します補助金でございます。

続いて、目11まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

節1報酬及び節3職員手当等につきましては、令和2年度から会計年度任用職員となります、まちづくり推進センター職員35人分の人件費でございます。

節8報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたします講座や教室等の講師謝金及び放課後子ども教室の指導員の謝金でございます。

節11需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料などでございます。

節12役務費の主なものは、ケーブルテレビやインターネットの利用料、電話料、公民館行事傷害保険料でございます。

節13委託料につきましては、まちづくり推進センターの施設管理運営に係る委託料及び令和3年度に予定をしております鳥栖北まちづくり推進センター大規模改修工事の実施設計業務委託料、また、田代まちづくり推進センター大規模改修工事の監理業務のほか、田代まちづくり推進センター敷地内通路及び駐車場整備のための測量設計業務委託料でございます。

9ページをお願いいたします。

節15工事請負費から節18備品購入費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、田代まちづくり推進センター大規模改修に要する経費が主なものとなっております。

それでは、田代まちづくり推進センター改修事業についての御説明をさせていただきます。

資料の18ページをお願いいたします。

田代まちづくり推進センターは昭和60年度に田代公民館として建設されました建物でござ

います。

令和元年度に実施設計を行いまして、令和２年度に大規模改修を行うことといたしております。

改修の目的といたしましては、経年劣化への対応、自主避難所としての機能の充実及び施設の課題に対応するための改修に合わせ、今回、田代まちづくり推進センター分館の機能の統合に伴う増築を行う予定でございます。

改修事業に係る予算の内訳について、下のほうに表にしております。

まず、消耗品費につきましては、調理実習室の改修に伴い、ＩＨクッキングヒーターを設置することといたしておりますので、ＩＨ対応の鍋、フライパンなどの調理器具が主なものでございます。

次に、委託料につきましては、改修工事の施工に伴い必要となります設計意図伝達業務及び工事監理業務に係るものと、田代まちづくり推進センター敷地内の通路及び駐車場整備に係る測量設計業務委託料となっております。

次に、工事請負費につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び屋外工事に係るものとなっております。

備品購入費につきましては、増築等に伴います机や椅子、また、調理実習室の改修に伴うＩＨ調理器具などとなっております。

また、今回、防災用備品として、マンホールトイレ、ポータブル発電機の配置を予定いたしております。

次に、負担金につきましては、今回の改修に伴いまして、電気を高圧から低圧に変更いたしますので、その引込み工事に伴う負担金でございます。なお、工事の期間につきましては、本年６月から来年１月までを予定いたしております。

19ページを御覧ください。

今回の改修工事の基本的な内容を示した平面図となっております。

全体的な改修内容といたしましては、この図面の左側、四角で囲んでおります部分に記載しておりますとおり、屋根防水工事、外壁改修工事、照明のＬＥＤ化、バリアフリー化、内壁や天井の再塗装などとなっております。

また、図面の施設の赤で網かけしておりますところが増築部分となっております。

集会場の西側に屋内倉庫を増築する予定としておりまして、施設の南側に、研修室２と収納スペース、また、和室を増築する予定といたしております。

また、研修室２につきましては、既存の研修室１との間に、可動式の間仕切りを設置する予定といたしておりまして、必要に応じ、研修室１と２を一緒に使っていただくこともでき



るようにする予定としております。

図面の赤文字で示しているところは、今回、レイアウトを変更した部分となっております。

女子トイレ、男子トイレは、それぞれ面積を広くいたしまして、多目的トイレと湯沸室を設けております。

このトイレを広くするために、既存の和室の面積が半分となりましたので、半分になった部分を、研修室に変更いたしまして、研修室3としております。

そして、増築部分に和室を設けております。

また、旧管理人室でございました、施設の東側になりますけれども、こちらに授乳室、シャワー、更衣室、また、防災倉庫兼屋内倉庫に改修いたしまして、避難所機能の充実を図ることといたしております。

そのほか、各諸室の改修内容については、こちらに記載しているとおりでございます。

なお、施設のユニバーサルデザイン化を図るために、段差の解消を行いまして、手すりや施設入り口に自動ドアを設置いたします。

さらに、通路及び研修室の床はタイルカーペットを敷くことで、スリッパに履き替えることなく、室内を御利用いただけるように改修を行う予定でございます。

以上で、まちづくり推進センター費の説明を終わります。

### **三橋和之市民環境部次長兼税務課長**

10ページに戻っていただきまして、款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、節2給料から節4共済費につきましては、税務課職員30名のうち、28名分の人件費でございます。残り2名は、国民健康保険特別会計のほうから歳出いたしております。

次に、目2賦課徴収費、節1報酬につきましては、国税OBによる市税、国保税の滞納処分指導のための滞納整理指導員報酬及び繁忙期の市民税係及び管理収納係の会計年度任用職員の報酬でございます。

次に、節11需用費につきましては、課税、徴税に要する事務用品、封筒などの消耗品費、特別徴収のしおりや、口座振替依頼書などの印刷製本費、諸税関係の追録代や図書購読料などでございます。

節12役務費につきましては、納税通知書や督促状など課税、徴税のための通信運搬費、コンビニ収納、クレジット収納などの手数料でございます。

節13委託料につきましては、課税システムや徴収システムのシステム保守料などでございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システムなどのシステム借上料、国税連携に係る地方税電子申告支援システムの使用料などでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、資産評価システム研修センターの会費、鳥栖地区たばこ販売対策協議会の負担金、地方税電子化協議会の負担金などがございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、法人の確定申告や修正申告などによる税額の更正に伴う市税の還付金でございます。

なお、市税還付金につきましては、市内法人の確定申告、中間申告状況や、上場企業の決算公開状況や、今年度の還付実績を踏まえた額を計上いたしておるところでございます。

以上でございます。

#### **村山一成市民課長**

11ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものについて申し上げます。

節1報酬は、マイナンバーカードの交付等の事務を行うために、市民課内に配置いたします会計年度任用職員の人件費でございます。この費用につきましては、国庫補助を受ける予定としております。

節2給料から節4共済費につきましては、市民課職員18人分の人件費が主なものでございます。

節11需用費につきましては、戸籍事務や住民基本台帳事務等に用いる偽造防止用紙やプリンターのトナーなどの消耗品費、法令集などの追録代が主なものでございます。

節12役務費につきましては、戸籍届書や通知文書等の発送に要する郵送料や、住民票の写しや、印鑑登録証明書などのコンビニ交付事務に関わる手数料が主なものでございます。

また、手数料のうち、市民課で発行いたします証明書の手数料について、電子マネー決済を行う経費として、今回、4万9,000円をお願いいたしております。

節13委託料の戸籍情報システム改修委託料につきましては、資料の20ページをお願いいたします。

戸籍情報システム改修事業につきましては、歳入で申し上げましたが、国庫補助、10分の10の補助を受けまして実施する事業でございます。

目的といたしまして、本籍地以外の市区町村での住民への戸籍謄抄本の交付や、行政機関が戸籍情報を照会できるようになることで、住民の利便性の向上と、市区町村等の戸籍事務の効率化を目的としております。

事業内容でございます。

改修内容につきましては、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関しまして、令和元年5月に戸籍法が一部改正されております。

その改正に伴いまして、法務省のほうで行政機関の手続や、戸籍事務において必要とされ

る戸籍情報のやり取りを行う新システム、戸籍情報連携システムを構築し、令和５年度に運用を開始する予定とされております。

そのために、市町のほうで令和２年度及び令和４年度に既存の戸籍システム等を改修いたしまして、国のシステムとの連携を図るものでございます。

この改修を行うことによりまして、下の効果でございますが、健康保険の被扶養者の認定や児童扶養手当の認定などの社会保障関係手続で、従来必要でございました戸籍謄抄本の添付が省略できます。

また、本籍地以外の市区町村に戸籍届を行う場合でも、従来必要であった戸籍謄抄本の添付が省略できることとなります。

また、本籍地以外の市区町村で戸籍謄抄本を取得できることとなります。

それから、戸籍届け出書を受理した市区町村は、関係市区町村へ届書を郵送しておりましたけれども、今後、これを伝送とすることになりますので、届出書の送付が不要となってまいります。

先ほど申し上げたように、戸籍システムにつきましては、令和２年度、令和４年度に各市町のほうでシステム改修を行います。

また、今回の改正に伴いまして、住民基本台帳法に関わる部分で、総務省のシステム改修が予定されておりますが、現在、まだ内容が具体的に決まっておりませんので、こちらにつきましては、詳細に分かり次第、改めまして予算計上をお願いしたいと思っております。

このシステムの運用開始は、先ほど申し上げたとおり、令和５年度となります。

この事業について、説明は以上でございます。

資料11ページのほうにお戻りください。

節14使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明証の発行を行うための戸籍総合システムや、パスポートの発行業務に使用いたしますＩＣ旅券用交付窓口端末機、マイナンバーカードなどの住所、氏名の変更の際に使用いたしますプリンターの借上料が主なものでございます。

以上でございます。

#### **古賀友子国保年金課長**

資料の12ページをお願いいたします。

款３民生費、項１社会福祉費、目５後期高齢者医療費の主なものについて説明申し上げます。

節１報酬につきましては、令和２年度から実施予定の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で任用する会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1人分の人件費でございます。

節11需用費が昨年度より増額となっておりますのは、一体的実施事業の経費を含んでいるためでございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費見込額に対する公費負担分であり、市の負担割合は、負担対象額の12分の1となっております。

後期高齢者はり・きゅう助成金につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術1回につき1,000円を助成するものでございます。

節28繰出金につきましては、低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金及び県後期高齢者医療広域連合が業務運営をしていくための共通経費などを、後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。

項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費の主なものについて説明申し上げます。

節1報酬につきましては、国民年金事務で任用いたします会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、国民年金事務に従事する年金保険係職員3人分の人件費が主なものでございます。

以上でございます。

#### **佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

13ページをお願いします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費のうち、主なものについて申し上げます。

節13委託料のうち、測量等委託料につきましては、次期ごみ処理施設建設予定地の土地の整理を行うためのものでございます。

次に、残土処理委託料につきましては、各町区の側溝清掃作業等により発生したしゅんせつ残土の処理に係る委託料でございます。

衛生処理場敷地土壌調査委託料につきましては、令和元年度から行っている土壌調査の結果に基づき、引き続き詳細調査を行うための経費でございます。

資料21ページのほうをお願いします。

この事業は、衛生処理場敷地において、佐賀県東部環境施設組合が実施した土壌調査によって、埋設物及び土壌汚染が判明したことから、市民の安全安心を確保するために、昨年より調査を行っているものです。

令和２年度の事業内容といたしましては、令和元年度に調査を行っている概要調査を基に、し尿処理施設エリア、焼却施設エリアの詳細調査、地下水モニタリング調査、地下水汚染範囲の拡散予想、対策工法の検討、提案などを行うものでございます。令和２年度の事業費は１億９,０３０万円となっております。

なお、令和元年度６月補正の予算は２億５,９９３万円でしたが、先ほどの３月補正により、９,３００万円ほどを減額はしております。

次に、１３ページのほうにお戻りください。

目２斎場費のうち、主なものについて申し上げます。

節１１需用費のうち、燃料費は、主に火葬の際に使用される灯油代でございます。

また、修繕料の主なものは、火葬台車耐火物打替えや、自家発電装置の１０年ごとの整備、修繕でございます。

節１３委託料のうち、施設運營業務委託料につきましては、斎場の受付及び火葬業務全般に係る委託料で、有限会社筑紫環境サービスと令和元年１０月１日から３年間の長期継続契約を結んでおるものでございます。

２２ページに、斎場運営委託料として、令和２年度から令和４年度までの３年間の債務負担行為といたしまして、４,２５０万円を計上いたしております。

１３ページに戻りまして、節１５工事請負費の営繕工事費につきましては、昨年度の４号炉の改修工事に続き、今回、５号火葬炉内に張っております耐火物を全面張替えする改修工事等に係る経費でございます。

斎場外壁改修工事につきましては、資料２３ページのほうをお願いします。

目的は、平成２年に開業した鳥栖市斎場の老朽化した外壁を改修し、施設の延命化を図るものでございます。

事業の改修工事費は５,５４０万円。

スケジュールとしましては、令和元年度に調査設計業務を行い、令和２年度に外壁等改修工事を行うものです。

工事内容といたしましては、外壁タイルの浮きの改修、また、ガラスサッシが鉄製でありまして、腐食しているため、アルミサッシに取り替えるものでございます。

工期としていたしましては、６か月を見込んでおります。

資料１３ページに戻っていただきまして、節１８備品購入費につきましては、ＡＥＤの購入費でございます。

１４ページをお願いします。

項３清掃費、目１清掃総務費のうち、節２給料から節４共済費につきましては、環境対策

課職員18名分の人件費でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、現施設の管理運営費のうち、鳥栖市負担分でございます。

負担割合は約68%となっております。

その下、佐賀県東部環境施設組合負担金は、次期ごみ処理施設の建設に係る事業費のうち、鳥栖市負担分でございます。

負担割合は約44%となっております。

次の節25積立金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い、佐賀県東部環境施設組合から支払われる建設協力金と、その利子を積立金として基金に積み立てるものでございます。

次に、目2塵芥処理費のうち、主なものについて申し上げます。

節11需用費のうち、消耗品の主なものにつきましては、指定ごみ袋分の作成費用となっております。

節12役務費の手数料の主なものにつきましては、指定ごみ袋販売手数料で、指定販売店に対して、指定ごみ袋及び粗大ごみシールの販売価格の10%を支払うものでございます。

次に、節13委託料のうち、指定袋配送等委託料は、指定ごみ袋の保管及び指定販売店への配送に係る経費でございます。

また、塵芥収集運搬委託料につきましては、家庭から出る可燃ごみの収集運搬に係る経費となっております。

次の粗大ごみ収集運搬委託料は、粗大ごみシールによる収集で町区別の定期収集に伴う委託料となっております。

資源物回収指導等委託料と、資源物コンテナ収集運搬委託料につきましては、後ほど説明いたします。

次に、節14使用料及び賃借料につきましては、不法投棄監視の移動式監視カメラのリース料でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、主なものについては、資料24ページのほうで説明いたしますので、お願いいたします。

ごみ減量化及びリサイクルの推進を図るための取組といたしまして、記載しております5つの事業に対して、1億1,146万2,000円を計上しております。

まず、コンテナ収集・美化活動推進奨励金につきましては、資源物のコンテナ収集、回収を実施する全町区に対して、1世帯当たり240円を交付いたしております。

次の生ごみ処理機購入費補助金につきましては、生ごみ処理機の購入に対して、電動で2万円、コンポストなどの非電動で1万円を上限として購入費の2分の1を補助するものでご

ざいます。

次の資源物回収奨励補助金は、古紙等の資源物回収を行う自治会や子どもクラブ、老人会など市登録の各種団体に対して、回収量に応じて古紙類 1 キログラム当たり 8 円の補助金を交付するもので、現在、登録団体数は、91団体となっております。

資源物回収指導等業務委託料につきましては、真木町衛生処理場内にあります資源物広場での分別収集の指導及び回収した資源物の、みやき町にありますリサイクルプラザまでの運搬に係る経費でございます。

最後の資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区単位で実施いただいておりますコンテナ収集に際してのコンテナの配付や、改修した資源物のリサイクルプラザまでの収集、運搬に係る経費でございます。

それでは、15ページをお願いします。

次に、目 3 し尿処理費でございます。

節 1 報酬、節 9 旅費につきましては、し尿処理施設の管理事務所及び処理等に配置しております任用職員 3 名分の賃金等でございます。

節11需用費のうち、光熱水費の主なものは、施設内の電気料でございます。

また、医薬材料費は、処理工程に必要な苛性ソーダや硫酸バンドの薬品代でございます。

節13委託料のうち、し尿処理業務委託につきましては、施設の運転管理業務でございます。

なお、現在、建設中のし尿等下水道受入施設の稼働が令和 2 年10月予定となっており、し尿等の受入れを振り替えることになります。

このことから、し尿処理費の節11から節14使用料及び賃借料につきましては、前年度より減額となっております。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、し尿等の下水道浄化センターでの最終処理に係る下水道事業会計の負担金でございます。

前年より大幅に増加しておりますが、新施設の維持管理と、今までし尿処理施設で下水道へ流すための前処理を行ってございましたが、新しい施設では、ほとんど前処理をせず下水道へ送水するため、下水道浄化システムへの負荷を反映した負担金額となっております。

続きまして、項 4 環境対策費、目 1 公害対策費のうち、主なものについて申し上げます。

節13委託料につきましては、水質汚濁測定委託料は、市内主要 9 河川13か所の年 4 回の測定のほか、井戸水や工場排水などの測定に係る委託料でございます。

大気汚染測定委託料は、市役所北別館、田代小学校、勤労少年ホームの市内 3 か所の二酸化窒素及び降下ばいじんの測定委託料でございます。

次の自動車騒音測定委託料は、久留米基山筑紫野線のほか、市内主要国県道の自動車騒音





令和 2 年 3 月 6 日（金）



## 1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 成富 牧男

委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎

池田 利幸 牧瀬 昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長 橋本 有功

市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 佐藤 敦美

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 牛嶋 英彦

市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐  
兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子

市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長 下川 有美

市民課長 村山 一成

市民課整備係長 野中 潤二

市民課市民係長 栗山 英規

国保年金課長 古賀 友子

国保年金課健康保険係長 田中 綾子

国保年金課長補佐兼年金保険係長 熊田 吉孝

市民環境部次長兼税務課長 三橋 和之

環境対策課長兼衛生処理場長 佐々木利博

環境対策課環境対策推進係長 北 三希子

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 高松 隆次

環境対策課環境施設調整室環境施設調整係長 舟越 健策

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

## 5 審査日程

市民環境部議案審査

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第8号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案乙第2号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第3号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案甲第3号鳥栖市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案乙第8号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第9号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

〔説明、質疑〕

請願審査

請 願第1号次期ごみ処理施設建設費の積算根拠による最終候補地の比較検討を求め  
る請願書

〔趣旨説明、質疑〕

## 6 傍聴者

10 人

## 7 その他

議員傍聴 1人

西依 義規

## 午前10時開会

### 江副康成委員長

厚生常任委員会を開きます。

昨日に続きまして、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

質疑が残っておりますので、歳出についての質疑を今から受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### 樋口伸一郎委員

おはようございます。

そうしたら、予算説明資料の8ページをお願いします。

節19、上から2段目の負担金、補助及び交付金の説明欄の下から3段目、市民活動支援補助金についての内訳を聞きたいんですけど。

昨年同の実績の団体とかを記載した分かりやすい分があると思うんで、まず、その団体名の分かる書面があれば提出いただきたいんですけど。

### 江副康成委員長

今、資料の提出の求めがありましたけれども、執行部のほう、提出できますか。

### 佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

すぐに提出できますので、皆さんにお配りしたいと思います。

### 江副康成委員長

じゃあ、配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

### 樋口伸一郎委員

資料、ありがとうございます。

これが令和元年度の実績ということで分かるんですけど、今年度も活動支援補助金は同額ということで、当初、予算立てをされているんですが、先日の御説明の中で、この市民活動については、今後とも推進していきたいというような御説明があったんですけど、同額になっておりますけど、今年度の見込みとしては、新たな団体の申請等があれば、どのように受け付けるように考えているのか。

来年度のお考えを教えてください。

### 佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

令和2年度につきましては、この市民活動支援補助金について、同額の予算をお願いしております。

既にこちらのほう、募集をしております、応募団体、それから、審査会については、終了しております。

それで、現在、令和２年度に出された団体が８団体ございまして、今のところ、補助金申請額といたしましては、総額１００万円の申請ということで、令和２年度の補助金は、そういう応募状況でございました。

以上です。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

１００万円ということは、その１００万円はここに含まれていない。

説明が僕、よく理解できなかったんですけど。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

令和２年度の予算といたしましては、補助金額１１０万円を予定しております、その１１０万円の補助金について、募集をいたしました。

そちらに応募された補助事業の申請額が総額１００万円でございましたので、現在は、１０万円の余裕がございますけれども。

**樋口伸一郎委員**

分かりました。

ありがとうございました。

そうしたら、その１０万円の中で、調整というか、また、途中の申請とかもあるっちゃうことですか。

もう大体、年度初めに申請した分以外は、令和２年度はないというところで考えていいんでしょうか。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

今のところ、４月１日からの事業スタートということで、早目の決定をさせていただいておりますので、それについては、来年度については、応募は締切りという形で考えております。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございました。

そうしたら、次の質問まで、ちょっと一旦、させていただきます。

予算説明資料の１４ページをお願いします。

これも一番下の負担金、補助及び交付金。その中で、説明欄の下から２段目の資源回収奨励補助金、９１団体という説明を受けましたので、それに関して質問です。

まず、町区ごとのとといいますか、団体ごとの廃品回収とかが入る分です。よろしいですね。まず、確認からです。

**佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

町区ごとというよりも、団体があるところなので、そういう形になります。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

昨年度っていうか、前々からあったんですけど、奨励補助金を頂くに当たって、団体さんの申請期間とか、回収業者さんとの兼ね合いもあって、月の頭に行くところは、期間としてはあるけれども、月の下旬辺りに行くところは、なかなか申請期間の短さっていうか、短くなってしまって、そこがどうしてもタイトになってしまうので、その部分っていうのは、翌月に受け付けても対応していただけるということで説明を受けてたんですが。それは、これまで同様で、今年度も来年度も行うという考えでいいですか。

変更等があれば、それを教えていただきたいんですけど、そういう見直し変更等はないというところで、お尋ねですけど、いかがでしょうか。

**佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

通常の申請というのは、翌月ということになっていますけれども、そういうふうな状況であれば、やはりそれに間に合わなくても、来年度も同じようにやっていきたいと思っております。

**樋口伸一郎委員**

そうしたら、どういうやり方でもいいんですけど、例えば、どうしても間に合わないって言ったらおかしいですけど、申請がぎりぎりに、タイトになっちゃうところとかに関して、団体に対する周知の件なんですけど、そういうふうな制度になっていますようっていうお知らせ——分からないところもあるかと思うんで、どのように周知をされていくのかについて教えてください。

**佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

基本的には、申請期間内にやってもらうのが筋なので、遅れてこられたから断るっていうのはないんで、それを前面に出して、いつまでにだったらっていうことは、ちょっと、周知っていう形は考えていないです。

なおかつ、年度末、特に3月分っていうのは、翌年に繰り越すということではできませんので、その分について、特に注意していただくようには伝えてはおります。

**樋口伸一郎委員**

質問じゃなくて要望で終わりますけど、多分、各団体さん、それに間に合うように努力も

されているっていう状況なんですけど、もし、そうやって窓口にぎりぎりに来られたようなところがあって、書類とかを出しに来られたところがあって、そういうお尋ねがあった際には、事細かく教えていただければなというふうに思います。

ここは、要望にして、質問は終わりたいと思います。

私の質問は、一旦終わります。

#### **池田利幸委員**

今、配っていただいた令和元年度鳥栖市市民活動支援補助対象事業一覧、これについてなんですけれども、まず、来年度は8団体。

令和元年度より1団体増えるんですね。

申請自体が8団体なのか、対象になったのが8団体なのかっていうのを教えてほしいのと、私も若干、相談とか話を聞く部分で、申請して、通らなかったとか言われることとかあるんです。

受けられる団体の要件っていうか、採用条件っていうか、その辺まで教えていただければなと思うんですけれども。

#### **佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

令和元年度の補助対象事業の一覧表を皆さんにお配りしております。

それで、令和2年度の補助申請が8団体ございまして、一応、その全てが審査の対象になっております。

それで、令和元年度の7団体のうち、1団体が、また令和2年度の補助に申請をされております。

8団体が、令和2年度の補助申請をされておまして、現在、まだ補助決定はしておりませんけれども、今、審査の対象となっております。

それで、対象となる団体の要件というか、活動の要件というのが、市民活動を主たる目的としていること、また、要件がございまして、5人以上の者が既に構成員であること。

それから、規約、会則、その他の団体の運営に関する基本規則を定めていること。

また、政治活動、宗教活動、または、選挙活動を目的とするものではないことという要件がございます。

そういった団体の活動を支援するという目的の補助事業でございます。

以上です。

#### **池田利幸委員**

令和元年度に採用されていたその7団体の中から、来年度は、1団体しか手を挙げていないってことなんですか。



## 佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

結果的に、来年度の補助事業に申請をされているのは1団体だけでございます。

それで、この補助事業、3つのメニューがございまして、その中で、最初の立ち上がりとか、基盤強化をするためのスタートアップ支援という補助メニューは、最高10万円の限度額というものがございまして、それから、ステップアップ支援というもので、上限が30万円とするメニューがございます。

それで、パワーアップ支援ということで、計画的、長期的に計画した活動に対して、また、これは、単年度10万円を上限としたもので、これは、補助対象経費の90%を支援するという幾つかのメニューがございまして、そのそれぞれの種類別に申請をされております。

例えば、同じ目的で1回しか申請ができないようなものもあります。

申請される場合は、そういう制限がある補助メニューもございまして、結果的に、今年度補助対象になった団体さんが、来年度は1団体だけ申請をされているという状況です。

## 池田利幸委員

ありがとうございました。

引き続き、違うことで聞きたいんですけども、資料の説明書20ページ、戸籍情報システム改修事業のことについて。

これは、改修内容で、基本的に、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関して、令和元年5月に戸籍法が一部改正され、その法改正に伴い、要は、行政機関の事務とか、やり取りの部分が幅広くできるようになるシステムを入れるっていうことなんでしょうけれども、今、国の政策の中でもマイナンバーカードを使って、市民の皆さんの、持っていることによるメリットっていうのが大分増えてきていると思うんですけども、今、マイナンバーカードの鳥栖市の普及率っていうのは、どれくらいになっているんですか。

## 村山一成市民課長

1月末日現在の交付総数といたしましては、9,318枚、人口当たりの交付率で算定いたしますと、12.6%となっております。

## 池田利幸委員

ありがとうございます。

これは、市としてもマイナンバーカードを作ってもらうことを推進されていると思うんですけど、どうやって普及率を上げようと、対策を考えられているのかなっていうのを、お聞かせ願えないかなと思います。

## 村山一成市民課長

令和元年度について申し上げますと、証明用の写真機を市民コーナーに設置しております。

て、そちらのほうを御説明しながら、申請の普及を図ってまいったところでございます。

ただ、国のほうといたしましても、さらに交付率を上げるようにということで、対策を強化しておりますので、新年度につきましては、さらに証明用の写真を職員のほうで、無料で撮影をするようなサービスをいたしながら、窓口と、それから地区のまちづくり推進センターなどへの出張もいたしまして、写真撮影をして、交付申請のお手伝いをしようということで、現在、計画をしているところでございます。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

今、12.6%。これ、目標として何%まで持っていくって想定の中で、今、動かれているんですか。

#### **村山一成市民課長**

昨年10月に、国からの要請に基づきまして、各市町のほうでは、交付枚数の目標値を定めたところでございます。

鳥栖市といたしましては、令和2年度につきましては、令和2年度末で21%程度を目標としております。

枚数にいたしますと、令和2年度中に6,100枚ほどの交付を伸ばしたいというふうに考えているところでございます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

マイナンバーカードにすることによって、たしか子育て世代とかも優遇が受けられるようになってくる、優遇っていうか、いろんなサービス、行政機関に来なくてもできることが増えてくるっていうような話も聞いていますんで。

すいません、こう聞きながら、私もまだマイナンバーカードしていなかったんで。確実に、マイナンバーカードの申請もしていきたいと思いますんで、推進をよろしく願いいたします。

#### **藤田昌隆委員**

資料でいくと、17ページ。

総務管理費の中の市民活動保険事業。これは新規事業で144万円組んであります。

それでまず、これは新規事業ですので、何らかの原因なり、団体からの意見、要望が強くあって出たものと思いますが、これができた理由、新規事業になった理由、まず、そこを教えてください。

#### 佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

これまで、市内の多数の活動団体が様々な活動をしていただいておりますが、その活動団体それぞれに、個別にこれまで、ボランティア保険であったり、いろんな活動中のけが等に対する保険を個人で負担されたり、団体の経費として負担されたりということで、その負担をなくして、もっと気軽に活動できるように、この保険の導入をしてほしいというお声をいただいております。

それで、これまで、そういった保険事業というのは、鳥栖市では、やっておりませんでしたので、今回、財政的な負担も含めた、市民活動団体に対する支援の一つとして、この保険事業を創設するということにいたしました。

それが最大の目的でございます。

#### 藤田昌隆委員

何らかの事故とか、そういうのがあったからじゃないというふうに理解していいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ次ですが、これが新規事業と、正直言って、びっくりしたんですね。

だって、ボランティアで皆さん方にいろんな活動をお願いしている中で、何かあったときのけがとかが、それは、自分たちでやっているんだから、自分たちの保険でやんなさいということと一緒になんですよね。

だから、ずっと当然、保険に入っているものと思ってたんですが、非常に新鮮な驚きです。

それで、この保険事業ができて、まず、6年前ぐらいですか、朝、交通指導員の方がしているときに、児童たちが車と接触したんですね。

それで、そのときに、保険は、自分の保険でやりなさいということで、一時期、問題になったんですよ。これ、建設課だったですね、あのときに。

それが最初に浮かんで、それで、新しく出てきたのは、何か事件、事故あったかなというふうに思ったんですけど。

それで、もう一つ分からんのが、例えば、市が、いろんな企業とか個人に市報とかで、ボランティア活動、道路愛護デー、河川のごみ拾いしませんかとか、そういうのがあると思うんですが、その辺との区別、これ見たら、ただ、きちんとした登録された市民活動団体ですよ、今回の対象になるのは。

#### 佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、市民活動保険の対象になるのは、一定の要件を満たすということではございますけれども、必ずしも登録をいただいている団体に限った対象とはいたしておりません。

#### 江副康成委員長

ということかな。

#### 藤田昌隆委員

これは、保険対象の市民活動が、市民活動団体（要件を満たす団体）が行う活動で、次の要件を全て満たす場合。

- ①計画的・継続的・公益的な活動。
- ②参加者が職業としてではなく、無報酬（実費弁償を除く）で行うもの。
- ③日本国内の活動。

ですから、じゃあ、これに当てはまったら、わざわざ登録しなくても大丈夫なんですか。

人数の制限とか、最低1人でやって、申請してもオーケーと。それじゃあ、1人やったら、団体にならんやないですか。その辺の縛りは。

#### 佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

一定の要件という表現で、具体的にこちらのほうには記載しておりませんが、人数の制限等も、構成員の人数が5人以上で、なおかつ、そのうちの1人以上が鳥栖市内の方であるという要件等もございます。

ただ、特に事前に登録していただく必要はないということで、その要件を満たす団体の皆様が、活動中のけがが、もし事故が起こった場合、今後の手続論になりますけれども、鳥栖市の市民協働推進課のほうに御連絡を頂くと。

そういった場合に、実際に団体さんの要件を満たすかどうか、それから、公益的な活動であるか否かという聞き取りを行って、必要であれば、資料を提出していただいて、保険の対象になるかどうかを判断させていただくということになっております。

特に、この保険のために申込みをしていただいたり、登録をしていただいたりということとは、今回、条件としては、いたしておりません。

以上です。

#### 藤田昌隆委員

この144万円っていうのは、これ、年払いで、補償が対人で1人6,000万円とか、死亡で、1人で500万円とか。保険の内容、結構いい補償なんですよ。

ところが、果たして、俺、144万円でこういう補償ができるとは、あまり思えなかったんですが。

そこは、交渉次第。

#### 佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回の予算を144万円で計上させていただいておりまして、この金額につきましては、一応、近隣の同じ事業を行っている自治体が使っている保険会社のほうに聞き取りをいたしました。

その中で、まず、初年度については、人口規模と補償内容で算出するというので、今回、御提示いただいた金額が144万円でした。

ただ、次の年からまた、例えば、前年度の実績といいますか、事故の補償の数というか、そういったものによって、翌年度から、この金額というのが変わってくる可能性はございます。

そういった保険の金額というふうに聞いております。

#### **藤田昌隆委員**

先に登録しとったら、大体ある程度想像はつくと思うんですけど、いや、登録していません、実際こうやっていました、こういうことで、けがしました。

だから、範囲が、現在されていないので、逆に、144万円でこんな補償でと、今の答弁で分かりましたけど、1つ要望なんですけど、市報とかでボランティア団体を応募しますとか、よくあるんですが、その中には、河川をきれいにしませんかとか、そういう言葉を並べてあるんですが、しかし、もし事故の場合は、きちんと市が補償しますとか、保険に入っていますからとか、そういうやつも入れてほしいんですよね。

そうしないと、自分の経験上、お願いして、何かあったときにいかんから、結局、自分で――保険のイベント補償っちゃうのがあるんですよ、1日だけとか。

そういうやつにきちんと入った上で、こういうふうにして市が言っているから、しましゅうよという呼びかけをやっていたんですよね。

しかし、本当は、ボランティアをお願いするんだったら、きちんとそこまで提示した上で、ボランティアをお願いしますと、私は言うべきだと思うんですよね。

その辺は、どうですか。

#### **橋本有功市民環境部長**

市主催事業の場合は、そういう総合保険がございまして、そういう作業中だとか活動中に事故、けががあれば、補償するということになっております。

それで、当然、そういう事業を開催する際には、参加していただく皆様に説明する際には、そういう御説明をしていると思います。

ですから、不特定の方に参加要請とかをする場合についても、委員がおっしゃるような、そういう補償の部分についてお伝えするということは、大切だと思います。

ただ、市報等で、そこまで細かく字数の制限もございまして、詳しくは担当課ということで表示をさせていただいておりますので、御連絡があった際は、御質問を含めて適切に対応していきたいと考えております。

#### **藤田昌隆委員**

ごめん、市報の字数がどうのこうのじゃなくて、私は、それはきちんと明示すべきだと。

市報の字数が足りない、それは知りませんよ。そういう工夫をしてくださいよ。

そうしないと、現実、土曜日とか日曜日にボランティア活動します、お願いしますとした場合に、小さな子連れとか、子供さんを連れてお母さんが一緒にごみを拾ったり、下手すれば、川の中に入って、ごみを出したりしているんですよね。見ていて非常に危険なんですよ。

だから、せっかく——遅いんですが、新規事業でされた。だったら、これを契機に、そういったものをぜひ考えてほしいということです。

以上です。

#### **江副康成委員長**

要望でよろしいですか。

#### **藤田昌隆委員**

要望。

#### **成富牧男委員**

ちょっと、忘れんうちにつちゅうか、今、藤田議員の言っていた件ですけど、これ、新規ですけど、いつぐらいからされるのか分かりませんが、現時点で、やっぱり概要みたいなやつ、もうちょっと分かりやすい資料か何かを。

そうしないと、私たちも100%、既存の制度を理解しとるわけやないから、ほかのボランティアって言われている、それは、市役所のほうでって、さっき部長が言われたボランティア保険っちゅうのは、また別の保険ですか。

何か、そこんところ、もう答えは要りませんが、言いたいのは、当初予算で出すからには、その概要、実施要綱案ぐらいは、この場に頂きたいなと——今回は、要望しませんが——委員長が必要だと言われれば別ですけど、そういうふうに思います。

それと、さっきの市民活動、樋口議員の言われた分。あれは、実施要綱か何かあるんですか。

お願いします。

#### **佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

市民活動支援事業の募集の手引と要綱がございます。

#### **成富牧男委員**

これは、ちゃんと実施要綱があるわけですね。

だから、特に今、整備されておるのであれば、先ほど申し上げた、新たな予算、新たな事業とかの場合は、ぜひ、この場で——4月1日からかどうかちょっと分かりませんが、新年度の事業だったら、3月議会には、もうちょっと、私たちの理解を助けるような資料も併

せて出していただきたいと思います。

要望です。

返事、もらおうか。

お願いします。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

御指摘ありがとうございます。

今、こちらのほうの素案としてはございますけれども、保険の内容についてが、まだ今後、決定していく内容になってまいりますので、ちょっとまだ、皆さんにお知らせできる段階ではございません。

大変申し訳ございませんが、その時期になりましたら、また、皆さんにもお知らせをさせていただきますと思います。

また、市民の方にもいろんな形で周知をしていきますので、そういう意味では、パンフレットや、様々な形で周知を図っていきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

**成富牧男委員**

よろしくお願いします。

案の案でいいですから。

**竹下繁己委員**

すいません、御答弁で、内容が固まっていないというお話でしたんですけど、当初予算で出すなら、その内容もしっかりと、その前にしとかないかとやないかなあと思うところと、令和2年度も補助金とかを、市民活動団体に出しますよね。この補助金を出した団体にも、この保険は適用されるんですか。

**天野昭子市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長**

**兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長**

令和2年度に決定した補助事業の団体さんにつきましては、事業開始される段階では、まだ保険加入をしておりませんので、適用は難しくなります。

**竹下繁己委員**

ありがとうございます。

そして、これ、活動団体用の保険ですけれども、活動団体が行うイベントに参加するとか、参加者に対しては、どのような対応になるんですか。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

こちらは、活動団体の公益的な活動に対してということになりますので、イベントの参加

者については、不特定ということもありまして、保険の対象ではなくなります、基本的には。

**竹下繁己委員**

活動団体が何かイベントするなら、やっぱりイベント保険か何かを自分たちでかけていただくということで理解していいですか。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

基本的に、不特定多数の方が来られる大きなイベントの際には、来場者の方を含めた保険ということで、イベント保険に入っていただく必要があるというふうに考えております。

**竹下繁己委員**

ありがとうございます。

ちなみに、市民活動団体とか、ボランティア団体とか、物すごく、千差万別というか、例えば、青年会議所さんとか、商工会青年部の方々も、一応、ボランティアと僕は思っているんですね。ライオンズとかロータリーもありますよね、PTAとかも。

こういった、自分たちの会費で運営しているボランティア団体等に対しての対応は、どうなりますか。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

一つ一つの答えというのは、なかなか難しいんですが、こちらのほうで、要件に合致するというか、要件を満たす団体であれば、しかも、その団体の活動が、公益的な活動、あるいは、日本国内とか、いろんな要件がございますので、それを満たす活動内容であれば対象になりますし、今、例として出されましたPTA、あるいは、子どもクラブとか、そういった団体も対象として考えております。

**竹下繁己委員**

ありがとうございます。

**藤田昌隆委員**

18ページの田代まちづくり推進センター改修事業、これについてお伺いをいたします。

本当に田代まちづくり推進センターは、古くて、非常に使い勝手が悪いと。

それで、あそこは、本館と分館があって、分館との距離も長いと。

いろんな問題があったんで、今回の改修に関しては、非常に感謝しています。

それで、センターの機能よりも、問題点があるのは、1つは、センターの前を道路が走っていると、道路の問題なんですよ。

すぐ隣に田代小学校があって、グラウンドがあって、それでなくても、非常に問題があると。

ということで、今回、この田代まちづくり推進センターに改修に行くまでに、例えば、



区長会とか、それから、利用団体、各種、いろんな習い事をしているところ、それから、交対協には、この説明はされたんですか。

そこをお願いします。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

今回、改修に当たりまして、区長会、それから、まちづくり推進協議会の皆様、それから、利用者の皆様に対して、アンケート、あるいは、会議の中での御意見を頂くような形で進めてまいっております。

それで、交対協の皆様のほうに直接御意見を伺ったことはございませんが、まちづくり推進協議会の会議の中には、交対協の方も入っていらっしゃるというふうに認識しております、その中でも、先ほど言われましたまちづくり推進センターとグラウンドの間の通路、あちらのほうへの課題というのは、皆さんおっしゃっておいりましたので、今回、この改修事業の際に、そちらの安全対策というか、そういったものも図ってまいりたいと考えているところでございます。

**藤田昌隆委員**

今回は、センターを広くするために、今、国旗があるところを潰して、広げますよね。要するに、前に出てくるわけですね。

それで、今ある駐車場を潰して、そこを道路にするというような案があるというふうには聞いたんですが、1つ心配するのが、今ある、センターのすぐ前にある駐車場がなくなる。

そのために、段階上の駐車場に車を移動させるわけでしょうけど、あそこは、言ったように、勾配が急なんですよね。

特に、お年寄りが集まるときに、あそこをきちんとならかにしないと、非常に困るんじゃないかなという意見もあるし。

そういったものも、ぜひ一回、交対協の皆さん方に説明をしてほしいんですよ。

そうしないと、今、交対協の会長は、大久保会長でしょう。だと思っんですよね。ですから、大久保さんを通じてでも、一回、こういうふうにしたいと、何か要望ありますかっていう形でも、私は一回、取っておくべきやないかなと思います。

これはもう、要望です。

それと、あと1点。

分館の扱いをどうするのか、これは、早急に決めないと、解体して、その間、その分館をどういう形で使っていくのか。

その辺のスケジュールは、何か持っていられるんですか。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

大規模改修が完了いたしまして、分館機能は、もう本館のほうに移してまいります。

その後の田代まちづくり推進センター分館につきましては、教育委員会生涯学習課のほうで、その施設を活用していくという方針が決定されておりますので、その後については、建物はそのまま生涯学習課、いわゆる教育委員会が所管する施設として、今後活用していくことになるということでございます。

以上です。

#### **藤田昌隆委員**

最初に言いましたように、非常にありがたいと思っておりますので、そういう中で、本当に、せっかく造るわけですから、あんまり後々、いろいろ出るんじゃないくて、最初にそういった意見の集約をした上で、ぜひ進めていただきたいと思っております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

90ページの市民活動保険の件で、また関連の質問をさせていただきます。

市民活動の活性化ということで、まず、大きな一歩になるなと思って、活動されている方々は、大変感謝されると思います。

この保険を使って、ぜひ、市民活動団体の掘り起こしですとか、よりその活性化というのを促されることを、すごく期待しています。

それで、2つ質問があります。

今、社協さんがされている災害ボランティアとか、いろんな活動をするときに、たしか年間300円だと思うんですが、それを支払って、災害ボランティアに出て行かれたりするケースがありまして、それとの併用になるのか、それとも、もう市民活動団体として災害ボランティアに行くっていうことであれば、その分は、掛けなくても、災害ボランティアの中での何かあったときっていうのは、活用ができるのかどうかっていうのを、もし、決まっているようでしたら、教えてください。

#### **佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まず、今回の市民活動保険の対象としましては、初めに、こちらのほうが、要件を満たす市民活動団体であるかどうかということが条件になってまいります。

それで、お尋ねの災害ボランティアにつきましては、日頃より、いろんな形で、ボランティアに行っていていただいておりますが、そういったそのボランティアの方々を会員とした、例えば、1つの団体という形で、何か立ち上げられるとするならば、それは、市民活動団体としての要件を満たすということであれば、対象になるかというふうに考えますけれども、現段階では、恐らく、まだ個人個人の登録というような形の取扱いではないかと思われますの

で、もし今度、そういった保険の対象となるような団体が設立されれば、対象になるのではないかというふうに考えております。

**牧瀬昭子委員**

この保険のときに御説明があった、これから市民団体の登録制度っていうのを活用されて、効果的な支援を行っていきますということで、減免のこととかも加えて言っていたんですが、全体を通して、効果的な支援っていうのを、どんなふうに考えてあるのかっていうのがありましたら、教えていただけますか。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

今回、保険事業に合わせて、市民活動団体登録制度を創設し、登録いただいた団体さんには、まちづくり推進センターの減免をしていくということをやっていききたいというふうに考えております。

それで、これまで、鳥栖市では、市民活動団体の登録制度というのはございませんでした。

これまでは、市民活動、ガイドブックというような形で皆さんの活動をPRすると、情報を皆さんに提供するという事に努めておりましたが、今後、やはり、その活動団体の実態、状況を把握することによって、例えば、団体同士の連携であったり、市との連携というような事業、あるいは、取組につなげていけるのではないかというふうにも考えておりますし、それぞれの団体の運営に関しても、効果的な支援も含めてやっていききたいというふうに考えております。

そういったことで、今回の登録制度は創設をしていこうというものでございます。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

大変期待しています。よろしくお願いいたします。

それに関連してなんですけれども、先ほど市民活動支援補助金の件で、110万円という分がありました。

昨年度から、要件をいろいろと変えて、申請の仕方が、よりやりやすくなったという声があったのかなと思っていたので、今回、令和元年度は、110万円で申請が上がっていたところ、ちょっと減ってしまったっていうのが何でだったのかな、しかも、8団体で増えているのに、金額的には減ってしまったのは、何でだったのかなと。もし、理由がお分かりでしたら、教えてください。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

先ほど、説明の中に、スタートアップ、ステップアップ、パワーアップという3つのメニューがございまして、それぞれ上限額が違います。

それで、今回、申請をいただいた団体が8団体。そのうちの7団体がスタートアップで、上限10万円の事業に対する申請をされております。

それで、1団体だけが30万円上限の補助申請をされておまして、団体としては、多くの団体に申請をいただいておりますが、補助額の申請としては、結果的に100万円になったというものでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

ということは、スタートアップの方々、新規で立ち上げようという方々が増えてきているというすごくいい面と、あと、継続して、ステップアップして段階を上げていこうという団体さんがもっと増えていくと、この金額自体も上がっていくのではないかなあと思うのですが。

その辺りの継続が厳しくなったっていう要因とか、団体さんからの声があったら教えてくださいませんか。

#### **佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

すいません、先ほどの御答弁の中で、間違っておまして、スタートアップが6団体、それから、ステップアップが1団体、パワーアップが1団体でございました。

それで、今後、いろんな形で支援をしていきたいというふうに考えて、この3つのメニューを御提案いたしておりますが、より皆さんに使っていただけるような形で、今後もこのメニューの見直しであったり、いろんな聞き取りをしながら、ぜひ、支援につなげていきたいというふうに考えております。

#### **牧瀬昭子委員**

最後に要望になりますが、先ほど、保険のときとか、活動をより一層推進していきたいというお話の中で、市との連携っていうのも加えていただいていたので、今までの団体さんのお話を聞いていると、市ができないこと、隙間のところを埋めるようにやっているんだけど、なかなか市との連携がうまくいかないとか、各担当課の方々でも温度差があったりとか、その辺りが気になるという件がありました。

だから、市民活動を推進する課でその間を結んでいただく、橋渡しの役割として、ぜひ連携を強めていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

#### **樋口伸一郎委員**

すいません、もう一回教えてください、ついて行けなかったの。

スタートアップ、ステップアップ、パワーアップでしたか。

それで、スタートアップが上限10万円ということだったんですけど、ステップアップ、パ

ワーアップの順番ば、もう一回教えてください。

それと、期間。例えば、スタートアップは何年間とか、ステップアップは何年目から何年目とか、パワーアップは何年目から何年目という、詳細ばもう一回教えてもらえませんか。

すいません、聞き取れなかったんで、ごめんなさい。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まず、スタートアップが、最高10万円で、補助対象経費100%で、1団体1回限り。

それから、ステップアップ支援が、最高30万円を上限といたしまして、対象経費、これも100%でございます。そして、1事業当たり1回。

それから、パワーアップにつきましては、計画的、継続的、長期的な視野でやっていっていただく事業でございまして、最高10万円を上限に対象経費の90%。ただ、1事業1回限りで、必要に応じて3年間の支援をしていくと。ですから、3年補助採択を受けたら、合計で30万円ということになります。

以上です。

**江副康成委員長**

私のほうから申し上げますけど、先ほどから、この話が何かずっと一貫しているんですよ。

それで、読み上げている資料、後で皆さんに配付できませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

お願いいたします。

**竹下繁己委員**

ちょっと話題を変えますけれども、9ページ、まちづくり推進センター費の備品購入費が、来年度、ぼこっと今年度より増えているんですけれども、多分、300万円は、田代まちづくりセンターの大規模改修に伴うやつだと思うんですけど、この積算の内訳を教えてくださいですか。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まず、田代まちづくり推進センター改修関係の備品として300万円を予定しております。

内容は、IHクッキングヒーターが55万円。

調理用の電子オーブンレンジが38万円。

それから、今回、部屋を増築いたしまして、それに伴う机や椅子、キャビネット、それから、ホワイトボードなど170万円。

それから、防災用の備品といたしまして、37万円、合計300万円を予定しております。

それから、そのほかのまちづくり推進センターのほうに要する備品といたしまして、田代分館以外、10施設分を今回、AEDを更新いたしますので、そちらが368万5,000円。

それから、会議用のテーブルについても、買い換えを予定しているものが97万円ほどということで、合計が765万6,000円ということになっております。

以上でございます。

#### 竹下繁己委員

ありがとうございます。

#### 樋口伸一郎委員

10ページをお願いします。

一番下の市税還付金の件でお尋ねなんですけど、歳入のときにもお尋ねをさせてもらって、教えていただいたんですけど、歳入の時点では、法人税の還付金は、昨年度からの実績も含めて、踏まえているということだったんですけど、この令和2年度の予算では、歳出のほうにも法人税の還付が含まれている、去年の増額も含まれているような説明で僕は受け取ってしまったので、歳入での説明と歳出での説明が重複しちゃうんじゃないかなと思って。

歳入でも見てやって、歳出でも見てあったら、見ている部分が重複するんじゃないかなと思ったんで、その辺を整理して、僕に分かるように教えていただきたいと思いますけど。

お願いします。

#### 三橋和之市民環境部次長兼税務課長

まず、歳入の部分で言いますと、法人市民税、令和元年度に比べると令和2年度がちょっと低く予算時の要求といいますか、予算計上をしているっていうのは、今年度から還付金が出たりいろいろしているんで、来年度の税收、法人市民税は低くなるんじゃないかということで、昨日、御説明をさせていただきました。

片や、これも12月にお話をさせていただきましたけど、法人の場合は、要するに、中間申告をして、このぐらいの見込みですよということで中間納税されて、実際、決算が終わった後、2か月以内に決算をされるんですけれども、そのときに、本当の申告をして、そこで税額が確定します。

それで、その場合に、税金を中間申告で多く納めていた方については、還付が出ます。

逆に、少なく見込んで納められた方には、追加といいますか差額をまた納めてもらうっていう作業がありますが、歳入で言いますと、それが今年度にと比べると、申告納税額が減るんじゃないか——予想で、この世の中の国際的な話とかいろんなこと、それから今回、コロナもありますし。

そういうことで見込んでいますということが、昨日の説明。

それで、歳出の部分は、じゃあ何かと言いますと、仮にさっき言った差額で、返さなきゃいかんお金が出てきたときに、会計上、入ってきた税金から返しているんじゃないくて、返す

部分は、歳出で予算を取りなさいと、いわゆる、昨日言っていた、歳入金還付じゃなくて、歳出金還付なんですよと言ったのがその部分です。

それで、歳出をどういうふうに予算見積りをするかといいますと、例年、4,000万円ほど上げさせていただいていたんですが、特に今年が、その差額で返さなきゃいかんお金がとても多くて、途中、1回予備費を使わせていただいて、かつ、12月で1,300万円も増額補正をさせていただいて、これ、現在進行形ですので、最終は決算見てみないと分からないんですが。

そういう状況の中で、来年度予算を編成する中で、過去の事例を見てみたんですけど、昨年度は3,600万円ほどの還付で終わっております。

その前の年が4,550万円ほど。

過去で一番多かったのが、平成27年度に6,970万円、約7,000万円返している。

ただ、それがイコールにはならないんで、それぞれ、個人の市県民税、一番大きいのは、法人市民税、それから、固定資産税、軽自動車税の過去の状況等を鑑みまして、財政当局とも協議の結果、令和2年度については、例年4,000万円とかで当初を上げて、補正をしていましたが、今回、令和元年度の事例もあるんで、6,000万円をお願いしたらどうかと。

当然、これも昨日お話し申し上げましたけど、情勢が変われば、その情勢に従って、補正ということも出てくるかもしれませんが、税務課としては、予算がないと返すお金が返せなくなって、また御迷惑をかけるということもありますので、今回、ちょっと例年より多く予算づけをお願いしたという流れでございます。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員**

詳しく御説明いただいてありがとうございました。

おおむね分かりました、おかげさまで。

それで、あと、御答弁いただいた解釈が合っているのかという確認だけで終わりたいんですけど。

ざっくり言うと、決算って1回じゃなくて、中間決算とかがあって、途中発生をする還付とかに対応するために、歳出から出されるうちゅうこともあったので、2段構えをしておいて、歳出でその還付対応して、最終決算を迎えた上で、歳入として合うようにっていう御答弁だったと思うんですけど。それを、がつんと最後にまとめたら、補正とかで調整をするという解釈で合っていますか。

合っていたら、もうこれで終わります。

#### **三橋和之市民環境部次長兼税務課長**

まさに樋口委員がおっしゃられるとおりで、状況に応じて、今年度もですけれども、12月

補正、3月補正ということで、補正ありきで話をしたらいかんですけど、状況に合わせた対応をさせていただくということで考えております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

予算書の125ページ、款4衛生費、項3清掃費、節19生ごみ処理機購入費補助金30万円で教えてください。

この生ごみ処理機は、昨年度と同様の金額であるのかなと思うのですが、これ、何年間ぐらい続けてされていらっしゃるのでしょうか。

#### **佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

金額的には、前年と同じ金額となっております。

それで、平成10年ぐらいから、行っているということで。ちょっと、確実ではありませんが、その辺りからやっているということです。（発言する者あり）

#### **牧瀬昭子委員**

ということは、上限が2万円ということなので、全額使われたということであれば、15人分かなという計算だと思うのですが、それを10年間とすると150人ぐらいの方は使われているのかなと思うんですけれども、これ自体を普及していく必要性を、鳥栖市として、環境対策課として、どういうふうにお考えでしょうか。

#### **佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長**

結局は、生ごみとかが減っていくと、ごみ出しが減るということで、ごみの削減につながっていくんじゃないかと考えております。

#### **牧瀬昭子委員**

買われていて、なかなか使わなくなっていくケースっていうのを、使われている方にお伺いしまして、せっかく買われて、普及していても、使われなくなったら意味がないことだと思うんですけれども。

使った後に、何かメリットがないと使い続けることがないのかなと。

畑とか花壇とかがあれば、すぐ持って行って使えるらしいんですけれども、そういう御家庭ばかりではなくて。

久留米市さんとかで見ていくと、スタンプカードを1キログラムにつき1スタンプを押して、それ4つためると、堆肥で作った元気な野菜と交換するというような事業をされていて、それで、作って持っていくことによるメリットが生み出されているのかなと思うんですけれども、鳥栖市として、そういう次につながる事業みたいなのは、何か考えていらっしゃいますでしょうか。



#### 佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

議員の言われることは十分分かりますけれども、今のところ、次のステップというところまでは行っていないという形です。

#### 牧瀬昭子委員

農業とかで、空き地を活用して、有機栽培をやっているという団体さんもあったりしますし、自然環境をもっと大事にしているという団体も、これからごみ処理のことに関して、引き続き何かやっっていかなきゃという方も増えると思いますので、ぜひ、市民活動とともに、その方々との連携を考えたりできませんでしょうか。

提案ですが、いかがでしょうか。

#### 江副康成委員長

答弁を求められてますけど。

#### 佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

いい御提案を頂き、ありがとうございます。

今後、そういうことも考えながらやっていきたいと思います。

#### 牧瀬昭子委員

ごみの減量っていうことで、人数が増えているからということで、ごみ袋のほうも、今増えていくような形ですよ、消耗品費がまた増えているかと思うんですが。

これについては、削減の目標に向かって、鳥栖市としてどのように削減をしていこうかなと、その対策とか啓発とかということは、どのようにお考えでしょうか。

#### 佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

ごみの削減の啓発という形で、市報のほうで定期的に、生ごみの水切りとか、紙のリサイクル等の啓発を行っているところです。

一応、新たなごみ、資源の紙、段ボールをやっていますけれども、そういう拠点がまたできればいいかと思っております。

#### 牧瀬昭子委員

市民の皆さんに対する啓発っていうのが、紙媒体でしていただいているということなんですけれども、より一層伝わるために、この間、小金井市さんにお伺いして、ごみの減量日本一っていうことで、どのようにされているのかというのを伺いしてきましたところ、人口も増えていっているんだけれども、人口がたとえ増えたとしても、ごみの量は絶対に増やさないっていう、その覚悟を持ってされているということ。

それで、町なかでどういうことをしているのですかということでお伺いしたら、水切り用のネットをお配りして、水切りするとこれだけで減っていきますよっていうのを、町なかで

それは、周りの市町村の方々にも広めることによって、小金井市自体のごみの量を削減していますよっていうのを伝えているということでおっしゃってました。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

江副康成委員長

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

~~~~~

江副康成委員長

~~~~~

江副康成委員長

- 184 -

## 村山一成市民課長

ただいま議題となりました、議案甲第8号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料は、甲議案参考資料8ページをお願いいたします。

今回の改正につきまして、まず、改正の理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に関わる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴いまして、印鑑登録資格の適正化を図るために改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、成年被後見人であることを理由に、印鑑の登録対象者から除外しないように、印鑑登録資格の規定を改正いたします。

これまで印鑑の登録ができない者として15歳未満の者及び成年被後見人と定めておりましたが、この改正によりまして、15歳未満の者及び意思能力を有しないものと改めることといたしております。

改正の経緯でございますが、令和元年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に関わる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されております。

こちらの法律によりまして、関連法180ほどが見直しを図られることとなっておりますが、上記の法の公布に伴いまして、令和元年12月14日、各自治体が行います印鑑登録事務について、準拠すべき事項を定めております総務省の印鑑登録証明事務処理要領の印鑑登録資格の規定が改正されております。これを受けまして、今回、条例を改正することといたしております。

施行日につきましては、改正条例の公布の日から施行をいたします。

以上で、議案甲第8号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

## 江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

## 成富牧男委員

改正の内容に、成年後見人であることを理由に、印鑑の登録対象者から除外しないよう云々って、改正するっていうことですけど、除外しないようにせんといかんっていう理由があったと思うんですね。

だから、もうちょっと砕いて改正の理由を説明していただいたら分かりやすいかと。

例えば、現行と改正案あるやないですか、成年後見人ちゅうのはこういう……、範囲が広いんです。こういう人も含まれますけど、その中で、意思能力をとか、何かもうちょっと砕

いて結構ですので、説明をお願いしたいというのと、意思能力を有しないっていうふうに書いてあるけど、それを判断するはどこがするのか。

ちょっとその成年後見制度の詳しい内容も分からんのでお尋ねしてますけど。

2点ですね、もうちょっと、分かりやすく説明していただきたい。

#### 村山一成市民課長

それでは、改正の内容について、再度、御説明をさせていただきます。

まず、現行の規定で15歳未満の者及び成年被後見人を印鑑登録ができない者として定めております。

これまでの考え方でございますが、成年被後見人が登録できないとした理由が2つございまして、1点目は成年被後見人の方というのは、判断力を欠く状態の方が、親族などの申請によりまして裁判所でそういう審判を受けると、それによってその方を保護していくというのが成年後見制度でございます。

まず、その方が判断力を欠く状態ということで、個人差はあるとは思いますが、市の窓口のほうで意思能力を確認することがかなり困難ではないかというのが1点でございます。

2点目でございますが、成年後見制度の中で、成年後見人につきましては、被後見人の方の意思を尊重しながらその方の財産管理を主に行います。

その管理によって必要な場合には、契約などを代理人として締結することができるというふうに定められております。

したがって、成年被後見人の方が直接に登録した実印を使って契約をするということが、まず必要ないのではないかというふうに考えられておりました。

今回の改正に至った考え方の差でございますが、意思能力を確認することは困難という部分については、やはり同じでございます。

また、成年後見人の方が成年被後見人の方の支援をするために、そういう法律関係を代理として行うということも変わりはありません。

そういった前提条件は変わらないんですけれども、民法の規定の中にもございますが、成年被後見人の方が遺言とかを行う場合は必ず本人がしなければなりません。代理でできないものでございまして、民法の規定によりますと、成年被後見人の方が一時的に判断力が回復した場合、その場合は医師の方2名の立会いによって遺言をすることができるという規定がございます。

また、本人の意思によりまして、どうしてもこの契約はといったような場合も想定されるということで、今回改正をすることといたしました。

それから、2番目の御質問でございますが、成年被後見人の方の意思能力をどのように判断するかということでございます。

かなり個別に判断することは難しゅうございますので、これにつきましては、総務省のほうから質疑応答の形で通知を受けておりまして、本人と後見人が一緒に窓口のほうにおいて、なおかつ本人様のほうからの申請書が提出された場合、これをもって意思能力があるという判断の基準にするということになっております。

これが要件でございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

ちょっと、判断力と意思能力は別ですよ。別問題というのは分かったんですけど、意思能力を有しない人は駄目なんですよ、除外。印鑑の登録ができない者の中に入っとるでしょう、ここ、改正に。

だから、少なくとも、さっき言われた判断力は困難でも、意思能力が突然、よく認知症の方でも分かるときがあるとか言うですよ、そういう意味ですか。

意思能力を有しない者、何かさっきの説明、私の聞き間違いかもしれんけど、意思能力を、もうこのとおり、文面どおりでいいんですよ。

改正案の15歳未満の者及び意思能力を有しない者は、さすがに駄目だよっっちゃう意味でしょう、これ。

違うとですか、改正案の成年被後見人って広く捉えとったけど、それでも、見直しをしても意思能力を有しない者は駄目ですよということでもいいんでしょう。

#### **村山一成市民課長**

すいません、説明が十分でなかったかと思います。

まず、成年被後見人の方についての制限を今回見直すことといたしまして、成年後見人の方が印鑑登録をなされたいという場合は、先ほど申し上げたとおり、本人様と成年後見人の方でおいでいただいて、成年被後見人の方が申請書を書くことができれば、それをもって意思能力があるというふうに判断をいたします。

その他、議員がおっしゃったとおり、成年被後見人でない場合でも意思能力があるのかどうかというのが、かなり分からない場合っていうのも想定されるかと思いますが、そういった場合は、通常の窓口での対応のとおり、聞き取りをして、御本人の意思かどうかというのを確認することになると思っております。

以上です。

#### **江副康成委員長**

いいですか。

次行っていていいですか。

#### 成富牧男委員

いいです。

#### 池田利幸委員

すいません、ありがとうございます。

基本的に、この成年後見人と一緒に申請に来なきゃいけないということですよね。それは分かったんですけど、御説明の中で1点、どうしても本人の意思で契約をしたい、しなければならんっていう部分で印鑑を使うことがあるとかいう説明を、たしかされたと思うんですよね。

基本的に、それは本人さん、例えば、認知症の方が、財産分与で、土地をいっぱい持ってる方が、もう子供たちに生前分与したい、けど今は成年後見制度があるから、認知症の方にはできない。

けど、その印鑑を作って成年後見人がいても本人が、例えば一時的に記憶っっちゃうか、認知の状態が軽くなったときに、今のうちに自分の印鑑を使って、成年後見人ついているけど財産分与をしたいって言ったときに、使えるっていうことになるんですか、今度の改正で。

印鑑を作って、そういう意味でしか、多分……、ですよ。

本人の意思で使うなんて、本人の意思があるときしか使えない、そのためにつくるでしょうけんが、何のためなのかっていうのが若干分からんで、そういうパターン。

僕も、ちょっと相談もらったことがあったんで、そういうときには本人の意思で印鑑を押すことができるのかどうか教えてもらえないですか。

#### 村山一成市民課長

まず、成年後見人の方の業務といたしまして、説明の中でも申し上げましたけれども、被後見人の方の意思を、御希望を聞きながら、その方に成り代わって主に財産管理に関わる部分の契約を代理で行うことができます。

これは、遺産分割協議につきましても代理をすることができるとなっておりますので、成年被後見人の方の不利益がないようにっていうのをまず考えて、現状どおりの成年後見人の方の代理によるほうがよろしいのか、もしくは本人が意思を表示されて、どうしても御自分でなさるとおっしゃるほうを尊重するのかっていう選択の問題になると思います。

要は、成年被後見人の方が不利益を被らないように、どのように考えるかっていうことでございます。

ですから、本人がどうしてもっていうことであれば、印鑑登録をして御本人によって、そ

ういった遺産分割であつたり遺言とか、そういった行為をなさることは可能であると。

ただ、どちらが本人様のためになるのかっていうのは、やはり成年後見人様と成年被後見人様との間での話になると思います。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

すいません、ちょっと1点、私も詳しくないんで教えてほしいんですけど、本人に成り代わって本人の意思を尊重して財産管理をする、相続とかに関しても成年後見人の方々が大体代理でされるですたいね。

そういうときの、成年後見人が代理で行ったときは、今まで成年後見人の印鑑だけでやってたんですかね。

そうなってくると、もう一個分からないのが、本人の印鑑って果たして要るのかなという部分が、ちょっと疑問になるんですけど。

その辺、教えてもらえますか。

#### **村山一成市民課長**

私も、すいません、成年後見人制度の中身についてはさほど、実例を存じているわけではございませんけれども、通常契約を行う場合は、どなた様の代理人、後見人誰それっていう署名をして、捺印するものというふうに認識をしております。

以上でございます。

#### **藤田昌隆委員**

ごめん、大体成年後見制度に手を挙げた時点で、もうそのときには、さっき精神的な判断が、状態がおかしくてっちゅうことで、結局、もう本人は、法的ないろんな行為はできないということから始まっとつとやないと。

そういうことですよね。

だから、この文章の中で、未満っていうのを書いてあるんやけど、15歳未満の者及び意思能力を有しない者。

それで、さっきもあつたけど、意思能力とあれが違うと。ちょっと今、私見てみたんですよ、これで。

そうしたら、人の意思能力が低い状態がある程度の期間が続いている場合に、急になっているんですよ、その定義がね。

ということは、この意思能力を有しない者っていうか、これは、もともとが意思能力を有しないけんこの後見人制度に手挙げているわけであつてよ、じゃあ16歳以上で、未満じゃなくて、上の方は、逆に印鑑を、あれができるのか。

15歳以下はできんけど、16歳以上はいいのか、そこはどういう判断をすればいいわけ。15歳未満はでけんっち、15歳印鑑登録ができない者、改正案で15歳未満の者及び意思能力を有しない者たちあるやけど、意思能力を有しない者は、もう当然、最初この後見人制度に手を挙げた時点から、もう大体、意思能力を有しないということでしょう。

そいけん、16歳になったらどげんなると。一緒。

**村山一成市民課長**

16歳の方につきましては、本人様の申請により登録ができることとなっております。

以上でございます。

**藤田昌隆委員**

できると。

大体この問題が出てきたそのものは、本当は後見人が、非常におかしいことをしたということでは始まってない。

この改正につながったのは、それも関係してないの。

そこはどうですかね。

**村山一成市民課長**

今、御指摘のあったことについては、今回の改正の理由としてはございません。

**池田利幸委員**

すいません、基本的に今回の民法改正に伴って、民法っていうか国の法律変わったのに沿って変えただけなんですよね、市のほうで。

基本的には。

**村山一成市民課長**

もう一回、ちょっと整理をさせていただきますと、国の法律改正に基づきまして、約180ほどの法律が見直しを受けているところでございます。

印鑑登録事務につきましては、直接その法律の改正の対象ではございませんけれども、この改正を受けまして国のほうで定めております事務処理要領が改正を受けまして、国のほうのお話ではできるだけ速やかに関してお願いをしたいということで、通知を受けたところでございます。

それに従いまして、成年被後見人であることを理由に印鑑登録ができないという規定を見直すことといたしております。

以上でございます。

**江副康成委員長**

よろしいですかね。



#### 竹下繁己委員

今の御答弁じゃ、国全体でもう改正するんですよというお話だったんですけど、恐らくこれ、成年後見人っていうのは司法書士や行政書士の方々がなさってると思うんですけど、いわゆる一緒になって、後見人や親族はやめてくれてっていうような状況の中、被後見人の方が、いや、俺はもうしっかりしとる、こいだけは、この土地だけはあいつにやるっちゃんとか言って、——僕は、今、想像で——えらい混乱するようになるような感じがするんですよ。

そういったときの、被後見人の方の意思を尊重するための法改正ですっておっしゃるんですけど、後見人の人は、やめてください、それは駄目ですよ。被後見人は、いやいや、これは、絶対印鑑を押すんじゃないとなったときに、どっちが、その判断をするのはどういったところが判断するんですか。

#### 村山一成市民課長

そのようなこともあるかと思いますが、そのために要件といたしまして、本人様と後見人においていただくというふうに定められたものというふうに考えております。

#### 竹下繁己委員

市役所職員さんが判断するということで、よろしいんですか、その後見人の方と被後見人の方の意見が違うときには。

#### 村山一成市民課長

基本的には、後見人の方も印鑑登録を本人がなさることを承知したところで、お受けすべきだというふうに考えております。

#### 竹下繁己委員

じゃあ、市役所に印鑑登録に来られるときには、お二人とも同じ意思だということが前提ということでよろしいですかね。

#### 村山一成市民課長

そのとおりでございます。

#### 成富牧男委員

ちょっと私なりの理解、こういうことかいなって、今聞きよって、判断力が困難っていうことと、意思能力がないということは違うんだということですよ。

今までは、判断力がない、困難イコール意思能力がないというような前提で、現行の条例があったのかなっていうふうに理解したんですけど。そいけん、判断力がないってはやってないんですよ。判断力が困難だと、ということですね。

だから、判断力が困難ということと、意思能力がないっていうことは違うから、意思能力

がない者、どうにもならん人だけ、ちょっと乱暴な言い方すると、意思能力が確認できない人は当然除きますよ、という趣旨かなって思ったんですけど、違いますかね。

**村山一成市民課長**

判断能力と意思能力の違いということで、かなり分かりにくくなって申し訳ございません。

先ほど例で挙げまして、民法の被後見人の方の遺言ができる場合という規定の中に書いてありますのは、そのとおりではありませんが、判断力が一時的に回復した場合に医師2名の立会いにより遺言ができるという規定でございます。

それも、本人様の判断力が回復して、そういう意思が表明できるようになったという状態を指しておりますので、そういった場合を想定して、国のほうといたしましても一律にこれまでの成年被後見人の方の除外していた規定を否定できないというふうに、直接国のほうにお尋ねした場合にもそのようなお答えでございました。

以上でございます。

**江副康成委員長**

よろしいですか。

**池田利幸委員**

今の御説明聞いているときに、意思を有する者っていうのは、基本的に第三者の判断の元に、第三者、要はさっきで言えば医者が2人いて、この人が判断能力を有しているっていう元に遺言を作る、それを証明する別の第三者がおらないかんっていうことなんですか。

**村山一成市民課長**

ただいま申し上げた民法の規定で申し上げますと、今の立会った医師2名が遺言書のほうにその旨を記載することとなっております。

以上でございます。

**成富牧男委員**

そいけん、これ、1つはああいうのもあるっちゃない、障害者観がだんだん変わってきたと。

例えば、れいわ新選組から通った、舩後さんでいいとかな、あの人。

あんな感じの、表面だけで見れば意思表示ができないと、ああ、これは意思能力もないって、イコールにずっと通ってきた時代があって、科学の発達とも相まって、いや、実は目配せでもできるんだとかいう、とんとんでできるんだとか、意思能力は持っているんだっちゃうのが分かったもんだから、何かそこら辺もあるんじゃないですか。改正する理由の中に。

**村山一成市民課長**

まず、元になっています法の改正趣旨で申し上げますと、成年被後見人の方の人権の尊重、

それから成年被後見人であることを理由に不当に差別されないように、そういう資格、職種、業務等から一律に排除して、ある規定を個別的、自主的に審査して、適正化するものというのが趣旨でございます。

ですので、成年被後見人であるということを理由に、一律に登録ができないとするのは、一つ差別になるのではないかというような背景がございます。

ですが、後見人制度の趣旨から考えますと、身近にいらっしゃいます後見人の方がどのようにお考えなのかいったところもお聞きしながら、判断していくことになるかと思います。

以上でございます。

#### 江副康成委員長

ほか、なければ、ちょっと私からいいですか。

成年後見制度で、財産管理を任せると――家庭裁判所から、選任されてということで、その趣旨からすると本来成年後見制度の方がいろんな取引とかされればそれで済むところを、本人をことさら連れてくるというところで、そんな無責任体制とか、一時的に、あまり自分の判断でしたくないようなときに連れてこられるというのは非常に、脱法行為じゃないですけど、無責任体制にならんのかなというふうに、ちょっと心配したりもするとですよ。

そういうところの判断を、その窓口のところで、限られた情報の中で判断しろというのは、非常に大変なことを国は求めているなという、私、同情っていうか、思うんですね、本当。

だから、その辺りの、実際に運用して行って、非常に問題があれば、直ちにこういった事例とか、厳しいものがあるというやつは国のほうとか、上部団体に上げられて、やっぱり難しいというところは難しいでやられたほうがいいんじゃないかなと思います。

そうしないと、後見人が本人になり替わってやってくださいと、裁判所から選任されてやっているところで、本人が来なければやれるやつを、ですよ。

そういうところをずっとやっているのの信頼関係みたいなやつ、何かんときだけ連れてくると、それで、その部分だけは本人に書かせて、名前だけ貸して。

それで、それだけで取引させるといったら、非常に責任を負いたくないなという部分だけ本人連れてきて、後見人がやってしまうということも考えられるからですね。

そういう、ちょっと私聞いていて、そういうふうに思ったもので、これ意見、要望ですけども、ぜひそのところ、混乱が起きないように、混乱しそうなときには早目に、ちょっと問題だというふうなことは言っていたきたいなという、私からの要望です。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

~~~~~

午後 1 時 11 分開会

江副康成委員長

再開します。

~~~~~

議案乙第2号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

江副康成委員長

次に、議案乙第 2 号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております、議案乙第2号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものにつきて説明申し上げます。

款 1 国民健康保険税につきましては、今年 1 月時点での収入見込み及び財源調整による補正でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

款４県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金、節１普通交付金につきましては、保険給付費の補正に伴うものでございます。

第2特別交付金の増額補正につきましては、特別交付金のうち、繰入金2号分が当初見込みより増加したことが主な要因でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金のうち、事務費繰入金と出産育児一時金繰入金につきま

しては、収入見込みによるものでございます。

そのほかの繰入金につきましては、額の確定に伴い補正をするものでございます。

以上が、歳入についての説明でございます。

資料の４ページをお願いいたします。

次に、支出の主なものにつきまして説明申し上げます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費の節２給料から節４共済費までにつきましては、国保業務に従事いたします職員の育児休暇取得に伴います人件費の補正が主なものでございます。

節１３委託料につきましては、マイナンバー法におけるデータ標準レイアウトの改版に伴い、新たな個人情報の提供のため、基幹系システムの改修が必要として、１２月補正で５０万６,０００円を予算計上しておりましたが、その後、現在、国保連が持っている情報で対応できることが分かり、システム改修の必要がなくなりましたので、その分を減額補正するものでございます。

５ページをお願いいたします。

項２徴税費、目１賦課徴収費、節２８繰出金につきましては、県支出金の特別交付金のうち、県繰入金２号分の対象経費分となる国保税の収納等に係る経費を一般会計へ繰り出すものでございます。

６ページをお願いいたします。

款２保険給付費につきましては、次の７ページまで続いておりますが、それぞれの支出見込みにより補正するものでございます。

資料の９ページをお願いいたします。

款５保健事業費、項１特定健康診査等事業費の節１３委託料につきましては、特定健診に係る費用が不足する見込みであることから、増額補正をお願いしております。このページの一番下になりますが、項２保健事業費、目３健康推進事業費の節１３委託料につきましては、人間ドック及び脳ドックの委託料を決算見込額に合わせて減額補正するものでございます。

節２８繰出金につきましては、健康増進課などで行う各種健康推進事業に係る経費は、県の特別交付金のうち、県繰入金２号分の対象経費とされておりますので、決算見込みにより、一般会計へ繰り出すものでございます。

資料の１０ページをお願いいたします。

令和元年度国保特別会計決算見込みについて説明申し上げます。

令和元年度の国民健康保険特別会計につきましては、令和２年２月現在で、歳入合計を７７億３９６万２,０００円、歳出合計を７６億５,６４３万１,０００円と見込んでおりまして、歳入から歳出を差

また、平成30年度の県単位化に伴い、出産育児諸費、葬祭費及び電算処理手数料を除く保険給付費につきましては、県からの普通交付金で賄われることとなっております。

県からの普通交付金の対象となる保険給付費の決算額が50億1,480万円を下回れば、県からの普通交付金額の差は、繰越金となりまして、先ほどの4,753万1,000円にプラスされることになります。

説明は、以上でございます。

執行部の説明が終わりました。

「「ありません」と呼ぶ者あり」

質疑を終わります。

議案乙第3号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

次に、議案乙第 3 号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

ただいま議題となっております、議案乙第3号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。

まず、歳入でございます。



再開します。

~~~~~

議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案の取扱いも変更いたします。

執行部の説明を求めます。

ただいま議題となっております、議案甲第 3 号鳥栖市国民健康保険基金条例等の一部を改正する条例及び議案甲第 7 号鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。

説明は、甲議案参考資料により行わせていただきます。

資料の 2 ページをお願いいたします。

まず、議案甲第3号鳥栖市国民健康保険基金条例等の一部を改正する条例でございます。

改正の理由は、現行条例では、基金の設置目的が国民健康保険事業の保険給付費等に要する財源に不足が生じる場合の財源に充てるという旨の規定となっておりますが、平成30年度の制度改正により、保険給付費に係る費用については、佐賀県からの交付金が財源となり、不足を生じることがなくなりましたので、設置目的を変更するためでございます。

改正の内容につきましては、基金の設置目的を、現行の国民健康保険事業の保険給付費等に要する財源に不足が生じる場合の財源に充てるためから、本市の国民健康保険事業に要する費用に充てるために改正するものでございます。

施行日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、佐賀県が市町ごとに示しました標準保険税率を踏まえ、税率を改正するためでございます。

改正の内容につきましては、令和２年度国民健康保険税率の改正でございます。

平成30年度の制度改正に伴いまして、国民健康保険の財政運営は県単位化となり、県内各市町は、県全体での国民健康保険の財政運営に必要な経費を国民健康保険事業費納付金として県に納付することとなっております。

県は、この事業費納付金を賄うために必要な税率を標準保険税率として各市町に提示し、各市町は、標準保険税率を参考に国民健康保険税率を定めることとなります。

鳥栖市といたしましては、国保財政運営の健全化のために、国民健康保険税率を県が示す標準保険税率に合わせる方針としております。

令和２年度の国民健康保険税率も、県が示した標準保険税率に合わせ、税率改定をしたいと考えておりますが、平成30年度国保特別会計の決算に伴います余剰金がございますので、令和２年度の国民健康保険税率につきましては、標準保険税率の医療分に、税率の抑制財源として、余剰金のうち、2,500万円を算入いたしまして、再算定いたしました国民健康保険税率としたいと考えております。

平成30年度の決算余剰金は、令和元年度に繰越金として歳入し、国民健康保険基金に積み立てております。

決算余剰金を国保税率の抑制財源とするためには、基金からの繰入れが必要となりますが、先ほど説明させていただきました基金条例の改正をさせていただくことで、決算余剰金を国保税率の抑制財源とすることが可能となります。

令和２年度国民健康保険税率の改定案は、表の１のとおりとなっております。

医療、後期、介護分の合計は所得割15.45%、均等割４万3,819円、平等割５万3,431円でございます。

表の２に現行税率、表の３に改定案と現行税率の差を記載しております。

改定案と現行税率を比較いたしますと、医療分、後期分、介護分の合計では、所得割及び均等割は増、平等割のみ減となっております。

４ページをお願いいたします。

施行日は令和２年４月１日としております。

参考といたしまして、県が提示いたしました標準保険税率を記載しております。

一番下の表が、県が提示いたしました標準保険税率と令和２年度の国保税率改定案との比較でございます。

医療分に余剰金2,500万円を算入いたしましたので、所得割で0.22ポイント、均等割で556

円、平等割で804円の税率抑制となっております。

資料の 5 ページをお願いいたします。

鳥栖市の標準保険税率が増減した理由を記載しております。

まず、医療分の増減理由でございますが、県全体での納付金額が約 4 億5,560万円減少したことなどにより、鳥栖市への影響額は、3,700万円の負担減となっております。

前期高齢者交付金の精算が、市町ごとから県全体での精算となりましたので、鳥栖市への影響額としては、8,400万円の負担増となっております。

また、平成30年度の余剰金のうちの一部である2,500万円を医療分に算入しておりますので、その分は負担減となっております。

次に、後期分でございます。

国の係数変更に伴いまして県全体での納付金額が約 7 億1,400万円減少したことなどにより、鳥栖市への影響額は、約5,500万円の負担減となっております。

また、後期高齢者支援金の精算が市町ごとから県全体での精算となったことにより、鳥栖市への影響額としては、2,800万円の負担増となります。

最後に、介護分でございますが、国の計数変更に伴いまして、県全体での納付金額が約 1 億3,690万円減少したことにより、鳥栖市への影響額は、900万円の負担減となっております。

また、介護納付金の精算が市町ごとから県全体の精算になりましたので、鳥栖市への影響額としては、2,110万円の負担増となっております。

資料の 6 ページに、モデル世帯の年間保険税率を県内各市町の現行税率と、令和 2 年度の標準保険税率で比較いたしました表を掲載しております。

このモデル世帯は、県が公表したモデル世帯でございまして、夫婦 2 人暮らしで、ともに 66歳、所得は、それぞれ年金80万円の世帯となっております。

この世帯は、7割軽減の対象世帯となっておりますので、ともに65歳以上ですので、介護分は課税されない世帯となります。

鳥栖市の欄に括弧書きの数値を記載しておりますが、これは令和 2 年度国保税率改定案で算定いたしましたモデル世帯での年間保険税額と、現行税率で算定した額との差でございます。

資料 7 ページに、今回の国保税率改定案につきまして、鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問いたしました概要と、その答申内容を添付しております。

本年 2 月 5 日に、令和 2 年度の国保税率を県が提示した標準保険税率に平成30年度の余剰金2,500万円を算入して再算定した税率に合わせて改正したいという諮問をいたしております。

それに対しまして、協議会から2月13日に、令和2年度の国保税率を諮問のとりの税率に改定するという答申をいただいております。

以上、説明とさせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

資料の2ページをお願いします。

まず、議案甲第3号に対する質問からお願いします。

2の改正の内容で、現行と改正案が出てあるんですけど、現行では財源不足の場合の財源ということですが、改正案では国民健康保険事業に要する費用ということで、質問ですけど、費用が必要だとされる国民健康保険事業というのは、例えば何でしょうか。

古賀友子国保年金課長

国民健康保険に関する、全ての事業となります。

樋口伸一郎委員

じゃあこれは、全ての事業ということで、これまでもやっていた事業をつていうことになるかと思うんですけど、今まで足りたものが足りなくなるケースがあるつていうことでよろしいですか。

古賀友子国保年金課長

これまでは、保険給付費等で全てを網羅していたのかなと思うんですけども、財源不足を生じる場合に基金を充てるということになっておりましたが、今回の税制改率の中に、財源不足ではないけれども、税の抑制財源として使うということであれば不足を生じるつていうことには当たりませんので、事業全体の費用にしたいということで、今回の条例改正でお願いしているところでございます。

樋口伸一郎委員

基金の設置目的としては分かったんですけど、そうしたら、例えばですけど、基金の設置目的に必要な額が要しなかった場合というときも、ずっとこの基金は継続していかれるんでしょうか。

古賀友子国保年金課長

この基金が、今まで、平成29年度までは保険給付費で、それに国からの負担金ですとかいろいろなものが来て、足りない分を税を充てるということで、税が集まらない場合に、基金があれば基金を使うというようなことになっておりましたけれども、長い間赤字が続いており

ましたので、基金は使えないような状況でしたけれども。

赤字が始まった平成十何年ぐらいは、まだ基金があったのでずっとそれを充てて、保険給付費が不足すれば基金から充ててっていうことをしておりましたけれども、先ほど説明いたしましたように、保険給付費につきましては、もう県からの交付金があるので、そこは不足することはないということ。

それと、不足するわけじゃないけれども、その税率の抑制財源としたいっていうことに、基金に一回積みますので、それを充てるということでの今回の条例改正をお願いしたいということをお願いしております。

樋口伸一郎委員

分かりました。

第3号については分かりました。

あと、議案甲第7号についての質問なんですけど、一回切ったほうがいいですか。

江副康成委員長

いや、もう初めから切っていないから、どうぞ。

樋口伸一郎委員

じゃあ、第7号について、5ページで質問させてください。

(1)で医療分の増減理由として、丸の3つ目、平成30年度の余剰金の一部を算入し抑制財源としたとありますが、この平成30年度の余剰金の一部を参入しっていうことで、これは、その上を見ると負担増とか書いてあって、この調整金じゃないですけど、そうした抑制財源とされとるというふうに解釈しとるんですが、これ、いつまで続くんですか。

余剰金の一部を参入すること自体っていうのは、ずっとこのやり方で行くのか、それとも途中でなくなるものとして考えとったほうがいいのかっていうところを。

古賀友子国保年金課長

余剰金につきましては、基本的には平成30年度にもらい過ぎていた分ということなので、本来であれば余剰金全額を抑制財源としたいところなんですけれども、今後の財政状況がどうなるかも分からないような状況ですので、今回は余剰金のうちの3分の1を医療分のほうに入れさせていただいておまして、今後も、先ほども説明させていただいたように、4,700万円ぐらいの余剰金とかが出てくれば、またこういう、抑制財源として使っていきたいと思いますけれども。

途中で、また赤字になるようなことがあれば、そちらのほうにも余剰金は回していくようになると思いますので、それから、今、一本化に向けて県内でもお話をしているんですけれども、一本化になれば、もう基金を使う余地がなくなりますので、それまでにもしも余剰金

があれば、どうにか使い切ってしまう方法とかそういうことは考えていかなくちゃいけないのかというふうには思っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

じゃあ、余剰金が足りなくなるっていうことは考えとかなくていいですか。

今、3分の2の余剰金を、ある間は調整していくっていうふうに聞こえたんですけど、なくなるケースっていうのはありえないっていうふうに考えていいですか。

古賀友子国保年金課長

すいません、平成30年度の余剰金が7,500万円ありまして、そのうちの2,500万円を今回、抑制財源としているんですけど、あと5,000万円ありまして、このまま黒字が続いていけば来年も2,500万円入れて、その次も2,500万円入れると。

また来年も、今年、令和元年度も余剰金が出ればそういうふうにしていきたいと考えているんですけども、もしも令和元年度、令和2年度とかが赤字になるようでしたらそれを使うということになりますので、なくなる可能性はあると思うんですけども、基本的な標準保険税率に合わせておりますので、赤字にならない仕組みっていうことで赤字にはならないのかなっていうふうには考えております。

樋口伸一郎委員

分かりました。

ありがとうございます。

池田利幸委員

すいません、まず5ページで、これは医療費の増減理由とか3つに分けて、基本的に後期高齢者の支援の増減理由以外の2つに関しては、プラス、マイナスしてもかなりな負担増になっていくんですね。

これ、今から、もう増えていくんだらうなって思うんですけど、その隣っていうか、6ページ。

すいません、これは、ちょっと私も勉強不足で教えてほしいんですけど、鳥栖市の負担、計算による負担の表の、かなり、県内トップレベルに負担って高いですよ。

3万5,000円で、R1現行税率で算定でも3万4,700円っていう部分で、片や2万7,000円と2万円台、佐賀市、唐津市とかよりも鳥栖市のほうがまた高いですよ。

これの理由っていうのはどういう、医療費の分で、もう一回教えてもらえないですか。

古賀友子国保年金課長

このモデルケースというのが、県が示しておりますモデルケースなんですけれども、基本

的に66歳以上ということで、介護分がかかっていないということと、7割軽減世帯ですので、所得割についても、もうゼロっていうことになっております。

県内20市町、所得割のほうに重きを置いているところと、均等・平等割のほうに重きを置いておるところと、いろいろございますので、こういう差が出てきているってことは——もともとの標準保険税率の差もありますので、今のところ、医療費水準がそのまま反映されるような標準保険税率の算定となっております。

鳥栖市におきましては、県内で五、六番目の医療費水準となっておりますので、多少高いということにはなっております。

池田利幸委員

これ、県が基本的に、最終的にお金を県に全部集めている場合ですね。要は、鳥栖市で高く払っているところは安くされているところの補填もしているっていう考え方になるんですか。

要は、国民健康保険って、基本的に皆さんで支え合ってやりましょうね、カバーしましょうね、ですよ。

その分で、今回、もう平成30年度もそうでしたけど、基本的に、県内の医療にかかるお金の部分、これ鳥栖市は鳥栖市だけをカバーしているっていう考え方になるんですか。

県で取りまとめしているってことは、県で足りない市町の部分は、鳥栖市は補っているっていう考え方になるんですかね。

古賀友子国保年金課長

県のほうで、県内全体の経費がどのくらいかかるかを計算して、そこから国からのお金とかを引いて、市町が支払うお金っていうのを県が算定します。

その中で、もちろん所得、鳥栖市の国保の人は所得が高いとか低いとかいろいろありますので、その分での配分ですとか、被保険者数での配分ですとかがありまして、医療費水準も高ければ高くなるような今の計算になっておりますので、全部をカバーしているっていう、鳥栖市が今のところほかのところをかぶっているっていうふうなことはないと思います。

医療費水準を全部、平らにしていれば医療費水準が低いところは高いところをカバーするっていうことにはなるとは思いますけど、今のところは、まだ医療水準とかについてはそのまま医療水準の傾向が出るようになっておりますので、カバーするということにはなっていない状況です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ということは、基本的には、鳥栖市は鳥栖市の中の分を賄っているっていう考え方の中で

の、今、このモデルケースで言えば、その人たちが支えているっていう、この金額で鳥栖市を支えているっていう考え方でいいということですね。

藤田昌隆委員

これ、最初に県が取りまとめて行うというときに、最初に説明を受けたときに、そのモデルケース、おかしいんじゃないかという話、ありましたよね。

それで、鳥栖市は鳥栖市で、きちんと県に対して物申してほしいと。

要するに、佐賀県内で、高い理由は分かりますよ、当然、近隣の久留米大学とか聖マリアとか、高額医療が非常に高いと。市民の1人当たりの、要するに医療費が高いと、だからうちゅうのは分かるんやけど、私、最初に出した、モデルケースを幾つか出して検討してほしいという中で、また一本化で出てきて、そして、ほかが下がっているところがほとんどなのに、鳥栖市は上がっていると。

その辺は、県に対してそういった意見は言っているわけですか、要望なり。

古賀友子国保年金課長

基本的に、標準保険税率を算定するときに、もう後期と介護分については、国の係数で計算しますので、その分については、県がいろいろすることはできないと思います。

今回、医療費分とかが上がっている分については、県内の医療費が幾らかかるかっていうのを県が算定いたしますけれども、平成30年度の決算額が675億円で、最初出されていたのが690億円ということでしたので、高過ぎるんじゃないかというふうな意見は言わせていただきまして、685億円までには落ちました。

それでも、まだ高過ぎる傾向にあるのではないかということで、今後も県のほうについては、医療費については、もう最初に県が見込む県内医療費っていうのが、大きく税率に影響してきますので、正当な額で算定してほしいということは意見として言わせていただいております。

藤田昌隆委員

どうもありがとうございます。

要するに、前みたいに鳥栖市が管理してっていったら、もう恐らくすごい、物すごい金になっていると思うんです。

ですね。

それで、県に移って、それで大分薄まったかなと思うんやけど、それでも今、最初言ったように不公平感があると。あまりにも、減っているところと、高い金額を払うところがあるということで、今後も、県に対しては、今おっしゃったように、もう一回モデルケースの例を何パターンか出して、そして検討してほしいという要望を、ぜひ、してほしいんですよ。

ぜひ、これはもう要望です。

竹下繁己委員

鳥栖市の医療費水準が高いということですよ。

これって県民ですよ、例えば、違う県から入って来られて、がん治療とかされる方のデータが入っているとかならないですよ。

古賀友子国保年金課長

鳥栖市の国民健康保険の方で——はい、そうです。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

この税率っていうのは、いつまで毎年度算定し直しをするようになっているんですかね。

古賀友子国保年金課長

平成30年度の制度改革以降は、毎年度県のほうから標準保険税率が示されることになっておりますので、鳥栖市といたしましては、その税率を踏まえて、毎年度税率改正をしていきたいと考えております。

成富牧男委員

まず簡単に、今回——数字を見れば分かるんでしょうけど、鳥栖市の国保は——鳥栖市の国保って言ったらいかなのかな、国保税は、前年度から上がるのか下がるのかっていうことで、1つ。

それと、そのための指標、さっきから出ている標準世帯ですけれども、もうちょっと若いところの標準世帯、例えば、42歳夫婦子供2人、給与収入が幾らって、大体そういうモデルも計算できると思いますので、それをモデルとしたときの国保税は幾らか。

また、それと同じようなモデル世帯での協会けんぽの保険料は幾らか、それぞれ幾らかうちゅうのを、まず教えてください。

古賀友子国保年金課長

資料の3ページをお願いいたします。

今回の国保税改定案と現行税率の比較では、医療分、後期分、介護分の合計は、平等割のみが下がっており、所得割と均等割は上がっておりますので、国保税額は上がるということになります。

ただし、上がっているのが医療分の均等割と介護分の所得割、均等割、平等割となっておりますので、65歳以上の方の国保税率は下がるということになります。

先ほど、県のモデル世帯をお示しいたしましたがけれども、これが65歳以上で介護がかからない世帯になりますので、7割軽減世帯ということもありまして、年間200円ではございます

が下がるという状況でございます。

それから、標準的な家庭ということで、40代の夫婦で子供2人、奥さんは専業主婦、旦那さんの給与収入が360万円といたしますと、所得は234万円となります。

所得234万円の世帯は、国保で算定いたしますと、2割軽減世帯となりますので、今回の国保税率改定案の税率で算定いたしますと、国保税額は年間47万7,500円となります。

同じような世帯を協会けんぽの保険料で算定いたしますと、45万720円となりますが、協会けんぽの場合は事業者と折半での負担となりますので、本人負担は半分となりまして22万5,360円となります。

以上でございます。

成富牧男委員

今、言われたとおりですね。

40代の標準世帯でいうと、所得は234万円に対して47万7,500円になると、やっぱり、かなりの負担になると思います。

同じモデル世帯でも、協会けんぽの場合はさっき言われたように、全部保険者、被保険者の方が負担する必要がないので、その半分ぐらいの額22万2,500円になるということですね。

ですから、やっぱりこれが、今、国保が非常に高いと、また上がるのかってというような、今度も若干ですけど上がりますので、上がるのかちゅう話になると思うんですが、そういう中で、さっき赤字になることはありませんちゅうと、何か聞こえはいいんですけど。

それは、赤字にならないような仕組みになっているちゅうか、なされてきているわけですね。

それで、何か法定外繰入れっていうのがありましたよね。それも、国のほうはだんだん、もう解消しなさいと、やめなさいという方向で来ていると思うんですよ。

それで、本年度までは、基本ちゅうか、県のいわゆる法定外繰入れの解消策ということで、ずっとやってきたと思うんですけど。

令和2年度からは、市町村についても計画、要は繰入れをしているところは繰入れを解消する計画を立てなさいとか、そういうふうなやつで努力しておるところにはプラス、努力していないところにはマイナス評価ということで、それでもって国からの財源をさじ加減できるんですか。

ちょっと、そこんところを説明していただけますか。

古賀友子国保年金課長

保険者努力支援制度のことをおっしゃっていると思うんですけども、これにつきましては、今回、平成30年度版の制度改正によりまして3,400億円の公費拡充がされております。

これにつきましては、公費拡充が行われているために、骨太の方針で決まっているということなので、経済各方面からの注文も多くなっているということで、財政制度等審議会の令和2年度予算の編成等に係る建議では、遅くとも令和5年度までには法定外一般会計繰入金を解消すべきであるというような提言もなされているような状況でございまして、国としては、今、一般会計からの繰入れをしているところは国保税分率を抑えているところが多いので、それを一気に合わせると、一気に国保税率が急騰するようなことで、国の立場としては可及的速やかに解消してくださいというふうなことなんですけれども、先ほど成富議員がおっしゃられましたように、令和2年度の努力者支援制度の方針におきまして、新たに法定外繰入れの解消等という項目が加わりまして、そこには一般会計からの法定外繰入れをしているところについてはマイナス点の配点をされております。

ただ、鳥栖市におきましても平成29年度に累積赤字を解消しておりまして、県からお金を借りていて、それを償還しているような状況でございしますが、その分については毎年1億2,000万円ずつ償還していくこととなっておりますけれども、こちらのほうは国のほうにちゃんというふうに計画的に解消していくんだという計画を出しておりますので、その分については、マイナスになるような法定外繰入れと認められておりませんので、鳥栖市においては、マイナスという評価にはなっておりません。

成富牧男委員

今のところ、マイナス評価受けるような繰入れはないということですが、他団体では繰り入れをしてやっておられるところもまだあるわけですね。

言うならば、さっき答弁があったように、負担がどうしても、所得の割に負担が大きいというそれが、かなり耐えられないところに来つつあるというふうな認識をしております。

そこで、例えばよそがやっているやつで、それから全国市長会なんかも要望はされてるみたいですけど、子供の均等割の減免規定、これをつくるべきではと思うんですよね。それはどのように考えてあるのか。

具体的にお尋ねしますと、まず1つは、本市における子供の均等割の総額は幾らなのか。

そして、子供が多い家庭ほど国保税が上がりますよね。1人産まれるごとに幾らという、増えていくわけですけど。その額も欲しいんですが、均等割は子育て支援にある意味逆行しているんじゃないかということなんですよね。

それで、この均等割の減免についてどう考えてあるのか。

これは、私は、できない繰入れ、国がしたらいかんと言っている繰入れには該当しないと思うんですけど、いかがでしょうか。

古賀友子国保年金課長

その子供っていうのを、仮に18歳未満として仮定いたしますと、鳥栖市の今回の国保税率改定案で税額を算定いたしますと、軽減がかかる寡婦（夫）世帯もあると思います、軽減前で3,500万円ほどになります。

この軽減規定の考え方なんですけれども、先ほど議員もおっしゃられたように、全国市長会や全国知事会などから、国に対しまして、子育て支援の観点から提言がなされております。

そのような提言を受けまして、厚生労働省も子供の均等割に係る軽減措置の導入につきましては、障害者や高齢者などで所得の低い方などと、ほかの負担能力のない被保険者との公平性の観点から、ほかの被保険者との均衡についてという点。

あと、子供の均等割を軽減すれば、その分ほかの被保険者が負担するということになりまし、仮に公費で負担するにしても、その財源をどうするのかという財源の確保について。

あと、また何歳までを子供とするのかとか、所得基準を設けるのかという具体的な制度設計、そして、ほかの子育て施策との整合性と4つの論点を提示しまして、今後本格的に検討するというところでございます。

鳥栖市といたしましても今後も国の動向に注視していきたいと考えております。

成富牧男委員

そうしたら、質問をもう一つだけしたいんですけど、均等割の減免制度、減免を設けるっていうのは、そのために当然、今言われたように繰入れが必要になってきますよね。

その繰入れも、さっきのマイナス評価とかの対象に入っていくのか、つまり、例えば近隣は近隣、もうお隣の基山町では、子供3人目からは免除するというふうになっているというふうに聞いてます。

そういうことは引き続き、基山町はできるからやっておるのか、たまたま制裁があるけれども、今のところやっているのかそのところ、分かりますか。

古賀友子国保年金課長

基山町におきましては、一般会計からの繰入れではなく、基金を鳥栖市以上にお持ちですので、そちらのほうから繰入れをされると聞いております。

基本的に、均等割分を軽減いたしまして、一般会計から入れれば、一般会計から法定外繰入れしているということでみなされるのかと思います。

成富牧男委員

ちょっと、もう、要望です。

さっき言いましたように、繰入れでも絶対だめっていう繰入れ、それと、いわゆる保険料のほうも保険税のほうもそれぞれ減免の条文があると思います、それぞれ。

それに該当するんじゃないかというふうに私は思っていますので、今後もぜひ——努力さ

款 1 国民健康保険税につきましては、一般被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年度分と、滞納繰越分をそれぞれ年間見込額で計上しております。

また、退職者医療制度の廃止に伴いまして、退職被保険者等の対象者なしということになりましたので、退職被保険者等につきましては、滞納繰越分のみを計上いたしております。

資料の 3 ページをお願いいたします。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 総務手数料のうち、節 2 督促手数料につきましては、国保税の収納に係る督促手数料を計上いたしております。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 1 普通交付金につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費などに要する経費を県から受け入れるものでございます。

節 2 特別交付金につきましては、特別調整交付金、保険者努力支援制度交付金、県繰入金 2 号分及び特定健康診査等負担金がそれぞれの実態に応じて交付されるものでございます。

款 5 繰入金、項 1 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、国保事務に関わる人件費や事務費に係る経費の繰入れでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減の対象となる被保険者の保険軽減相当額などを繰り入れるものでございます。

出産育児一時金繰入金につきましては、出産育児一時金の費用のうち、3 分の 2 を繰り入れるものでございます。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、低所得者が多い、病床数が多い、高齢者が多いなど、保険者の責めに帰することができない特別な事情による国保財政の負担について、地方財政措置された分を繰り入れるものでございます。

子どもの医療費助成事業繰入金は、子どもの医療費助成の実施による国保財政の影響分を補填するための繰入金でございます。

特別繰入金につきましては、令和 2 年度分の県広域化等支援金償還金の財源でございます。平成 29 年度末で累積赤字を解消するために、県の広域化等支援金から 6 億円を借り入れしました。その償還が令和元年度から始まり、令和元年度から 5 年間、毎年 1 億 2,000 万円を償還していくことになります。この財源は、一般会計から繰り入れることとしておりましたので、特別繰入金として繰り入れるものでございます。

4 ページをお願いいたします。

項 2 基金繰入金につきましては、令和 2 年度国保税率の抑制財源及び平成 30 年度分の退職被保険者等分納付金の精算により、追加交付となった分の財源とするものでございます。

款 7 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料のうち、目 1 一般被保険者延滞金につきましては、当初見込額を計上いたしております。

資料の 5 ページをお願いいたします。

項 3 雑入のうち、目 2 一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故など第三者の行為による保険給付の請求に伴う損害賠償金の当初見込額を計上いたしております。

以上が、歳入についての説明でございます。

資料の 6 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の主なものについて説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費のうち、節 2 給料から節 4 共済費につきましては、国保業務に従事する職員 7 人分の人件費でございます。

節 13 委託料のうち、システム改修委託料につきましては、医療保険の資格情報が医療機関などでも確認できるようになるオンライン資格確認が、令和 3 年 3 月から本格稼働の予定でございますので、それに対応できるよう基幹系システムの改修を行うものでございます。

第三者行為求償事務委託料及び共同電算処理業務委託料は、第三者行為による求償事務、レセプトの例月処理や、被保険者の資格異動処理などの業務を国保連合会に委託するものでございます。

資料の 7 ページをお願いいたします。

項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費のうち、節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、国保税の滞納整理に従事する会計年度任用職員分でございます。

節 28 繰出金につきましては、国保税の収納に係る滞納整理システム関連経費等について、一般会計に繰り出すものでございます。

8 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費につきましては、年間支出見込額で計上しております。

なお、退職者制度の廃止に伴い、退職被保険者等対象者なしとなりましたので、今後は、退職被保険者等の保険給付費は発生いたしません、遡りの部分が出てくる可能性がございますので、退職被保険者等分につきましては、全て 1,000 円の頭出しとしております。

9 ページをお願いいたします。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金につきましては、被保険者に、出産 1 人につき 42 万円を支給するものでございます。

項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費につきましては、被保険者の死亡により葬祭を行った者に対して、被保険者 1 人につき 3 万円を支給するものでございます。

10 ページをお願いいたします。

款 3 国民健康保険事業費納付金につきましては、県全体での国民健康保険運営に必要な経費の一部として鳥栖市が県に納付するもので、項 1 医療給付費分、項 2 後期高齢者支援金等

分、項3介護納付金分、それぞれ県からの提示額を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導の事業実施に要する経費でございます。

12ページをお願いいたします。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費につきましては、後発医薬品希望シールの作成や、医療費通知、後発医薬品差額通知及び重複服薬の通知の郵送料及び共同処理手数料でございます。

目2療養費につきましては、被保険者の健康づくり事業といたしまして、はり・きゅう施術1回につき1,000円を助成するものでございます。

目3健康推進事業費のうち、節12役務費及び節13委託料につきましては、人間ドック等の助成に係る経費を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

款7公債費、項2広域化等支援基金償還金につきましては、累積赤字解消のために県から借り入れました県広域化等支援基金の令和2年度分の償還金でございます。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金及び目2退職被保険者等保険税還付金につきましては、所得の更正など社会保険加入により、過年度還付金が発生した場合の金額を計上いたしております。

款9予備費につきましては、2,000万円を計上しております。

説明は、以上でございます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、2ページの節4、5、6、医療給付費滞納繰越分と後期高齢者支援金分滞納繰越分、介護納付金分滞納、毎回、やっぱり滞納が多いつていうことなんですよ、3,000万円、1,000万円、900万円。

これ、もう少し詳しく御説明もらえないかなと思うんですけども。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

税務課のほうで御答弁させていただきます。

滞納繰越ということで、現年度分の未納付の部分が年度を超えますと滞納繰越となっております。

午前中、昨日もですけれども、市税のほうで御説明させていただきましたけれども、当然、全部が全部、納期限内に入っているわけではないということで、御説明させていただく中で、市民税とかの収納率を言わせていただきましたけれども、国民健康保険税の収納率というのが非常に低空飛行でございます。

過去92%まで落ちたことがありますて、要するに100人のうち8人が滞納されていると。

今、ここ何年か努力をいたしました、今でも94%、95%に限りなく近うはございますが、100人のうち5人の方が滞納されてあるということで、いろんな要因が考えられると思うんですけれども。

やはり、先ほど若干触れられた部分も、委員の中でありますけれども、事業主負担というものがございませんので、全額被保険者負担ということで、しかもこれ、前年の所得に対しての課税ということになりますので、当年度、税金を払う段階において、その世帯の状況、経済状況なり、家族構成なり、いろんな要因があつて、どうしても納期限内に納まらない部分があると。

ただ、いろんな諸事情はございましょうが、ほとんどの方が、逆に言うと100人のうち95人は払っていらっしゃるということになります。

当然、税の公平、公正という観点に立ちますと、やはり納めていただくべきものは納めていただきたい。

ただ、先ほど申し上げたとおり、そのときの状況というのが各世帯ございますので、あくまでも病院にかかったときのための健康保険でございますので、そこをどうやっていくか、分納の御相談とか、場合によっては、大変申し訳ないですけれども、いわゆる滞納処分、差押えというのをさせていただいて、その中で換価したものを税のほうに充当させていただくということも、我々も仕事上、せざるを得ない部分もあります。

けれども、どうしても社会情勢とかいろんな状況で、納めることができない方がいらっしゃるのも事実ということで、結果として令和元年度当初予算より令和2年度のが若干増えておりますけれども、これは課税状況、それから市民の皆様の納税状況、その結果としての滞納状況、そこを加味した上での予算上の数字ということで、当然、税務課としてはこの数字が、極端1,000円でも低くなるように——昨日も申し上げましたが、6人の体制で徴収事務は進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

池田利幸委員

御説明、ありがとうございます。

これ、税務課にお尋ねに行って、これもう、5年間で切ってしまうのかっていう部分。

それと、もう一点、僕も聞いた話っていうか、相談もらったことはあったんですけど、これ、要は滞納が続いていれば、国保の保険証停止になるじゃないですか。その部分っていうのは、全額税金払ったら、またもらえるものなのか。

結構、個人事業主って個人さんなんで、払いきれんで払っていなかった、けどその間、保険証ないけん病院に行けないとか、無理やりお金かき集めて払いましたっていう話は聞くんですけれども。

その辺、鳥栖市の状況的にはどういうものなのかなっていうのを、若干御説明をお願いできればと思います。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

まず、税の時効ということでのお尋ねだと思います。

国税通則法、国税徴収法、地方税法の観点からいきますと、税の時効は5年ということになっております。

ただし、先ほど滞納処分の話をしていただきましたが、何らかの形で滞納処分をいたしますと時効は止まります。

滞納処分をしていない税については、5年たつと、いわゆる不納欠損という形になります。

じゃあ、滞納処分をしたものは未来永劫残るかと——納めていただければ、当然消える話ではございますが——じゃあ、財産もないのに滞納処分をしたことで、これが未来永劫残るかといいますと、これは滞納処分の執行停止という、これはもう法律に基づいて、平たく言いますと、滞納処分ということで、差押えをしているんですけれども、もうこれ以上しても、結局換価の見込みがないというものについては、解除する制度もございます。

当然、これ、ハードルは高うございます。

そうしますと、時効がまだ5年間進みますので、その暁には、不納欠損という形になります。

税務課といたしましては、当然、一旦課税をしたものがみすみす不納欠損ということでも落とすということは極力避けたいと。

ただ、これは、市民の方々の状況に合わせた判断というのも出てきますので、それは内容を吟味しながら、不納欠損すべきものについては、当然やっております。

そういうことで、原則は5年ですけれども、5年で何でもかんでも落としているわけじゃないし、じゃあ落とせないようにしたものについても未来永劫取っておくわけでもない。そのときの状況に合わせて、法律に従って処理をしております。

そこが1点目ですね。

2点目です。

国保税を払っていない方については、いわゆる資格証の話だと思うんですが、国民健康保険には入っていらっしゃいますので、入っている旨の証明はします。

ただし、保険証を持っていけば、通常の場合、いわゆる3割負担ということになりますが、資格証の方については、一旦10割を負担していただくと。

残りの差額の7割については、たまった税のほうに充てていくという形を執っています。

ただ、じゃあ滞納している方全員にその取扱いをしているかというのと、先ほど、もう一つ前の答弁でも言いましたけれども、家庭の状況とかございますので、納税相談に来ていただいて、一括納付は無理にしても分納されてある方とかもおられます。

しかも、それを真面目にという言い方はおかしいですけど、きちっと履行されてある方、そういう方々については、極力そういう制限はしないようにということで国保年金課のほうと連携は取っていますが、約束をされるんですが、履行されない方もいらっしゃいます。

となりますと、先ほど申し上げたとおり、税の公平ということになりますと、それなりの措置というのも一方では仕方がないのかなという考え方もあります。

一番理想は、納期内に支払っていただければ、当然、保険証も更新ごとに発行するわけでございますので、それぞれのケースがあるので、今御質問の中身が、全てが網羅できるような答弁というのは、ちょっとケース・バイ・ケースということで、そこは御容赦いただきたいと思います。

税務課のほうからは、以上です。

古賀友子国保年金課長

先ほどの資格者証について、もう少し説明させていただきますと、基本的に1年以上の滞納があれば、もう短期書ではなくって資格者証ということになりますけれども、基本的に事情があれば、特別な事情ということで教えてくださいということ、どうしても病気で仕事ができない、でも病院には行きたいというような事情を頂ければ、もう短期証はお渡しするような状況となっております。

その際には、もちろん税務課のほうとの納税相談はしていただいておりますけれども、必ずしもそのときにお金が払えなくても、見通しっていうか、病気が治ればお金がこういうふうに入ってきますというような相談でも、短期証のほうはお渡しするような状況となっております。

もちろん、18歳未満の方につきましては、その家族が資格者証でも、18年未満の方には保険証をお渡ししております。

以上でございます。

池田利幸委員

御説明、ありがとうございました。

竹下繁己委員

ちょっと確認を２点ほど、３ページの一番下の、一般会計繰入金ですね。

これが、１億円ちょっと、ぽこっと前年度より増えとるんですけれども、これは特別繰入金の分だと判断していいですかね。

古賀友子国保年金課長

令和元年度も１億２,０００万円の償還金、しているんですけれども、平成２９年度に赤字解消をしたときに県から６億円、一般会計から６億円入れまして、１億９００万円ほど平成２９年度分の余剰金が出ましたので、その余剰金と特別繰入金を１,１００万円ほど入れて１億２,０００万円にして償還したんですけれども、令和２年度から丸々１億２,０００万円を一般会計から入れるようになりましたので、その差額分がここに出ているということになっております。

竹下繁己委員

そいけん、前年度の特別繰入金の分、額が変わってきたということで判断していいですね。

それと、次のページの一番上の国民健康基金繰入金は、先ほど御説明頂いたように、条例の一部改正のところで御説明頂いたように、国からの不足金の補填があるから、これを切り崩さなくていいということによろしいですか。

古賀友子国保年金課長

この基金の繰入金につきましては、２,７６２万円となっておりますけれども、そのうちの２,５００万円につきましては、先ほど説明させていただいたように、税の抑制財源として使わせていただきまして、残りの２６２万円につきましては、平成３０年度に県のほうに納付しておりました退職分の精算がされまして、その分で、また平成３０年度分を令和２年度に支払うことにしておりますのでその財源として基金から繰入れるっていうことになっております。

竹下繁己委員

それは分かります。

だから、前年度の予算、当初予算よりも今年度の当初予算が、がくって減っているじゃないですか。

そいけん、これは県からの不足分の補填があるから、それを基金から繰入れなくていいっていうことじゃないわけですか。

古賀友子国保年金課長

すいません、昨年度のこの１億８００万円っていうのが、平成２９年度末に赤字解消しました残りの額が１億８００万円でしたので、この額と前の分の特別会計繰入金を一千何万円入れまして、１億２,０００万円にしていた、この基金繰入金の前年度と今年度については、内容が全く違うも

のとなっております。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

分かりました。

藤田昌隆委員

2点あります。

まず1点目が、3ページの保険者努力支援制度交付金1,646万6,000円。

これ、ちょっとごめん、意味を知りたいんですが、どこに入ってどこに出ていくのか。

それから、あと1点、12ページ、これ、保健衛生普及費の中の、通知郵送料がありますが、これについて質問をいたします。

まず、1点目の、今言った保険者努力支援制度交付金が、どういう使われ方——県から入ってくるのは分かりました、どこに入って、どこに出ていくのか。そこをちょっと教えてください。

古賀友子国保年金課長

保険者努力支援制度というのは平成30年度から始まったんですけれども、保険事業に関するいろんな指標が国のほうで設けられておりまして、それが点数化されていて、それが達成しているか達成していないかで、鳥栖市が何点取れるかということで、全国的な点数配分になりますので、その中で、令和2年度については、鳥栖市分は1,646万6,000円ということで見込んであるということになっております。

この財源につきましては、基本的には、先ほどから申し上げております県のほうに納付する納付金、保険事業の納付金を財源として充てるっていうか、いろいろ計算するときこの分は入ってくるものとして計算しますので、納付金を下げるための財源というふうになっております。

藤田昌隆委員

要するに、きちんと保険金とかを回収して、それを県に納めて、それが金額なり回収率なり、それによって点数化されて、それが点数で、この金額は変わると。

それが、結局、鳥栖市にとっては補助金っていうか、そういうふうにして戻ってくるっていうことですか。それでいいですか。（発言する者あり）

分かりました。

それと12ページ。これ、いつも思うんですが、医療費通知・後発医薬品差額通知・重複服薬通知郵送料182万7,000円。それから、共同処理の手数料として62万6,000円。

昨年度、177万4,000円が、今回240万円ということになっとるんですが、これ、通知郵送料

というのは、市から出しているんですか。医療機関から。この通知郵送料っていうのは。

古賀友子国保年金課長

市から出しております。

金額が上がっておりますのは、手数料としておりましたのが、昨年度までは委託料のほうで組んでいたんですけれども、今年から手数料のほうになりましたので、増えているようになっていますけれども、基本としては、国保連に委託いたしまして、打ち出したものを鳥栖市のほうで支払っていて、その支払った分につきましては、県繰入金の2号分として県からお金をもらっているっていうような状況となっております。

藤田昌隆委員

この郵送料、この宛先を誰に送るのか、これはどうやって調べているわけ。

古賀友子国保年金課長

医療費通知の基準とかジェネリック医療費の基準とかも県内で決めておりますので、それで打ち出して、国保連のほうで該当する方を打ち出して、圧着はがきになってきますので、その分の郵送料についてお支払いするということ、該当者の方にお送りしているということになります。

藤田昌隆委員

ということは、医療費の通知が、要するに一覧表が来て、藤田は幾ら使って、非常に重複した薬をもらって、ジェネリックじゃなくて、高い新薬を使ってあるっち。そういうのが、ボーダーラインから上の人にだけ通知が行っているということですか。

古賀友子国保年金課長

医療費通知とジェネリック分と重複服薬っていうのは、もう別々にやっておりまして、ジェネリックにつきましては、そのジェネリックを使われていない方について、参考として――絶対ジェネリックを使ってくださいということではなくて、ジェネリックを使われれば、こんだけ差ができますよっていうお知らせ通知で。

あと、重複服薬については、複数の医療機関とかでお薬をもらわれてきてあって、同じようなお薬を飲まれてる方とかいうのを抽出いたしまして、はがきを出して、病院ではなくてこの分については、薬局のほうに、薬剤師さんに御相談してくださいっていう通知になっております。

藤田昌隆委員

根本的な問題解決にはね、やっぱりドクターの認識を変える。

それから、今の風潮として、ジェネリックが当たり前のようになっているけど、それもおかしいと思うんですね。

それで、新薬を選ぶかジェネリックを選ぶか、1つは、その疾患によって、重篤な疾患だったら、いや、私はジェネリックは使えませんと。大きな理由としては、副作用に対するいろんな補償、メーカーできんでしょうって、ジェネリックメーカーではっていう意見もあるわけですね。

ところが、今の風潮では、ジェネリックがオンリーみたいな言い方されたりしますからね。

だから、私が言いたいのは、ドクターに関して、もう少しその辺の、市からの通知とか、それから、今度はドクターと調剤薬局との話し合いの場を持たないと、私は適切な医療費というのが図れないんじゃないかなあっち。

一方的にジェネリックにすりゃあ、全部安いですよ。しかし、マイナス面も大きい。

そういう面で、この辺のやり方を、さあ、これは基準、ボーダーラインから上だから、はいはい、じゃなくて、その辺もぜひ考えてほしいなということです。

要望です、いいです。

樋口伸一郎委員

すいません、そうしたら、この国保の特別会計全体の財政運営というか、条例との兼ね合いについてちょっと聞きたいので。

予算説明資料じゃなくて、予算書の16ページ、17ページ使って質問をさせてください。

ちょっと整理したいので、確認も含めて、いろいろ教えていただければと思うんですけど。よろしいですか。

まず、議案甲第3号の改正条例に基づく事業っていうのは、17ページの款3、款4、款5でよろしいですかっていう。事業の不足に対する基金ということやったので、その事業っていうのが、この歳出のところにある款3から款5までの事業ということで、いいのかを教えてください。

古賀友子国保年金課長

鳥栖市の国保事業というのは、もう全部、(「全部」と呼ぶ者あり)全部っていうことで。

樋口伸一郎委員

分かりました。

そうしたら、歳入の16ページ見たときに、5万円の繰入金の中の基金繰入金で、さっき説明あったんですけど、2,762万円があるんですけど、この2,500万円は、さっき、余剰金の一部精算によるものも2,500万円という、たまたま同じ数字、たまたまっちゃうか、同じ数字なので、これと、その余剰金の一部精算の分と基金、同じって考えていいんですか。そこは、分からないので、ちょっと教えてください。

この2,500万円は何、余剰金の一部精算の分はどれっていうのを、区切って教えていただき

たい。

古賀友子国保年金課長

余剰金の一部の2,500万円っていうのと、基金繰入金の2,500万円っていうのは同じものです。

本来であれば国民健康保険税で、ここに計上しております税額プラス2,500万円集めなければいけないんですけども、それを基金から繰入れておりますので、その分の税額が下がっているというようなことになります。

それで、残りの262万円につきましては、歳出のほうの款3の納付金の中で、昨年度分を精算した分と一緒に支払いますので、この中に、歳出とすれば、この歳出の款3のほうに入っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

分かりました。

そうしたら、例えば、16ページ、17ページに出ている歳入、歳出で聞けば、甲第3号、改正条例を基にしたら、現行案は財源不足のための基金ということやったですけど、今度、改正案としては、事業に要する費用ということでの基金になるんですけど、予算としての現れ方っていうとは、これまでと同じ、全く同じになっているっていうことでいいんですか。

今回、改正条例をすることによって、ここに新しく2,500万円が出たとか。

それとも、目的は変わったけれども、今までもこの2,500万円っていうのは、もう歳入に含まれとって、その流れで歳出を組んであったのかっていうところですけど。

違いを教えてください。

古賀友子国保年金課長

今まで、例えば、基金繰入金に予算が上がれば、平成29年度までは、歳出側に保険給付費が足りないとか、平成30年度は、償還金、款7の公債費の2項に広域化等支援基金償還金がありますけど、そちらのほうに充てるとかいうような、歳出側に充てるっていう部分がありました。

けれども、今回の基金繰入金につきましては、歳出側に充てている分はないんですけども、税額を減らした分を基金でカバーしているというふうなことでありますので、ちょっとその違いはあるかと思えますけれども。

樋口伸一郎委員

ふわっと分かりました。

それで、もう一個、最後の質問なんですけど、事業に要する費用ということで、今までは

ちょっと不測の費用やったんですけど、18ページをそのままいってもらうと予備費も2,000万円あるじゃないですか。

また、その予備費と事業に要する、現行で言えば足りない分っていうところやったんで、ここは重複するようにちょっと自分考えてしまっているんで、この予備費との違いを最後に教えてもらえますか。

古賀友子国保年金課長

予備費につきましては、保険給付費は、基本的に財源としては、最終的には県からもらえるんですけども、例えば、この予算で組んでいるよりももう本当に、大幅に多くなったりとかしたときに、予算を超えるような請求とかが来た場合に、この予備費が、この歳出側にいる2,000万円が1,000万円ぐらいになって、こっちの2款の保険給付費のほうに入れ替わってというようなイメージですので、基金繰入金とは、またちょっと違っているということになります。

樋口伸一郎委員

分かりました。

ありがとうございます。

終わります。

池田利幸委員

すいません、11ページです。

11ページの節13委託料の、特定健康診査委託料の部分なんですけど、まずここ、40歳から74歳ですよ。対象者、何人いるのか。

それと、現在の受診率。令和2年度の受診率の目標をどれくらいにされているのか。

それと、受診の項目をもう一回、教えていただけないですか。

古賀友子国保年金課長

すいません、今年の対象者数といたしましては、8,593人を対象としておりまして、今のところ1月末現在ですけども、36.5%の受診率となっておりまして、前年度と比べまして、前年度が34.2%でしたので2.3%ほど前年度を上回っているような状況となっております。

最終的には、平成30年度が45.7%でしたので、目標として50%を目指しているところなんですけれども、この頃のコロナウイルスの関係で、最後の特定健診の集団健診を、あさって3月8日に行うことにしておりましたけれども、それを29日に延期しているんですけど、それが実際、実施できるかも分からないというような状況ですので。

その受診率の伸びということについては、どうなるのかなっていうところで危惧はしているところでございます。

特定健診の項目といたしましては、基本的には、メタボ対策っていうことになっておりますので、身長、体重とおなか回りと、あと尿検査と血液検査をして、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防と早期発見につなげていただくような項目となっております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

メタボ対策が主、そうでしょう。そうしょって言うのも変ですけど、すいません。

基本的に、さっきちょっと雑談で、若干聞いていた部分もあるんですけど、対象者って、その中でまた人工透析されている方々もこの特定健診の受診の対象になっていますよね。

今、足病って皆さん御存じですかね。御存じじゃないですかね。

要は、人工透析されている方、血管とかが弱くなっている方っていうのは、白血球がまともに足先まで行かないと。

糖尿病の方が足を切っていかなきゃいけないっていう、あれが、始まりが足病なんですよね。足が真っ黒になっていって壊死、もう何日間で壊死していくっていうやつ。

あれが膝下を切るときが大体1,000万円からかかって、血の通いがいいところまでずっと切っていくんで、大分お金がかかるのと、その1年後の生存率っていうのが50%ぐらいしかないんですよ。

がんでも5年での生存率、かなり高いところまで来ているのが、もう、すぐ命に関わる。

膝上を切ったら1回で3,000万円かかって、致死率はもう本当、その次の年まで生きられないっていう、ある部分、この原因というのは、白血球が足先に行かない。そこに傷を負って、気づかないうちにそこからどんどん白血球が機能しないんで、死んでいく。

健康診断の中で、それって足を見るだけらしいんですよ。

特定健康診査の中の項目に、それを取り入れることができるのかなって。

最終的には、この特定診査を受ける方、国保に入っている方、要は、見つけることによって1名でも死を免れるっていうのと、鳥栖市からすれば、医療費にかかってくるその何千万円っていうお金を削減できるっていう話でもあるんですよ。

ですから、前向きに検討することはできるのかなという部分で、お答えがもらえるならお願いします。

古賀友子国保年金課長

その足病の、足を見るだけっていうのが、どのような感じで見られるのかっていうのがちょっと分かりませんので、それが検討していけるのかどうかっていうのも分からないんですけども、今後、先ほども言いましたように、保険税が一本化になるっていうことであれば、こういう特定健診の項目も一本化されるっていうことで、まだ何も具体的な話は、それにつ

いてはできてない状況でございます。

けれども、例えば、心電図につきましても、基本的には国が定めたこういう状況の人には、心電図をするっていうのは、定めたことがあるんですけども、鳥栖市独自といたしまして、65歳以上の方には全員心電図検査をするようなことにしております。

それはもう単独予算でしておりますので、そういったことはあるんですけども、項目の中で、その足病のチェックもするっていうことになると、また新たな項目ということになりますので、今後は県内での協議も必要になると思いますし、その医師会のほうへのお願いということもあると思います。

医師会の先生たちもどういう、診れる方と診れない方っていうのがいらっしゃるのかと思いますので、ちょっとそこら辺については、まだ何かお答えできる段階ではないかなと思っています。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ぜひ、ちょっと頭の片隅に入れとってもらって、人工透析とかしている先生が足を診れるかといったら診れないらしいですし、皮膚科の方が診れるのかっていったら、そうではないっていう話も。

診れる人っていうのは、その専門知識がある先生じゃないと診れないっていう話も聞きはしてますんで、ただ、事前に命を救えるっていう部分では、一回調査っていうか、調べてみるだけでもやっていただきたいなと思いますんで、よろしくお願いします。

成富牧男委員

さっき、滞納の話、ちょっと出ましたよね。

参考にお尋ねしたいんですが、やはり滞納が増えるっていうのは、先ほどちょっと私も言いましたけれども、所得の割に保険税が高いということだと思うんですけども。

いわゆる国保に加入してある方の、年金生活者プラス、非正規の人たちがどれぐらい占めとるかっていうのわかりますか。国の割合は大体出てるみたいですけど。

合わせて8割は、年金と非正規……。いや、すぐ分からんやったらいいですよ、それに近いような数字があれば、教えてください。

古賀友子国保年金課長

ちょっと非正規の方っていうのが分からないんですけども、国保の中で65歳以上って言われる方が平成30年度末で45.8%いらっしゃいますので、45.8%の方は年金生活者の方かなと思いますけど、その非正規の方がっていうのが、そこら辺の把握はできておりませんので……。

成富牧男委員

今、ちょうど45.9%が年金生活って言われましたけれども、国の平均、国がデータで言う
とちょうど45%ですから多分、そうすると国保の8割ぐらいはそういう比較的低所得の人た
ちだと。

だから、大体、あとの非正規が35%ぐらいかなと。

国と同じような割合にあるんだなっちゅうことが分かりました。

いずれにしても、国のほうが、もうちょっと負担を、国の負担を増やさないと、これは根本的には解決ないなというのを今の話を聞いて、今のデータ聞いて、またその思いを強くしました。

終わります。

江副康成委員長

ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



議案乙第9号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

江副康成委員長

次に、議案乙第9号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております、議案乙第9号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

資料の14ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料の収納見込額でございます。

目2 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替による保険料の収納見込額でございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、一般管理費、賦

課徴収費など後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費について、それぞれ一般会計から繰入れをするものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減分につきまして、県が4分の3、市が4分の1の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金を一般会計から繰り入れるものでございます。

15ページをお願いいたします。

款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1償還金につきましては、保険料の還付金を広域連合から受け入れるものでございます。

以上が、歳入についての説明でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、後期高齢者医療の事務処理等に要する経費を計上いたしております。

項2徴収費につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る経費を計上いたしております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収いたしました後期高齢者医療保険料及び後期広域連合での共通経費、並びに保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものでございます。

資料の17ページをお願いいたします。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正などにより過年度還付金が発生した場合の還付金等の見込額を計上いたしております。

説明は、以上でございます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ないですか。

それでは、質疑を終わります。

準備のため、暫時休憩します。

午後2時53分休憩

などを考えるならば、その辺りも含めて、しっかりとした明細を出すべきだと。2倍以上になるのは社会常識でも考えられませんし、説明責任を放棄しています。

よって、以下の検証を求めます。

検証内容は、3つです。

①建設費の増加の理由と、項目別の建設費明細の速やかな市民への開示。

②今からA地点——最終的に候補地として挙がっていたのが、A地点と、D地点というところがありましたけれども——中でもA地点、競馬場の南側に建設した際の計画書と見積の明細。

③令和6年までに次期ごみ処理施設が稼働できなかった場合に考えられる対応策とその経費（年間）。

これは、水害が、また来年度も、再来年度もどうなるか分からない中、もし、稼働が遅れた場合に、同じ場所であったとしても、これが延びる場合にはどうなるかということを、建設費は、リサイクルプラザのことも含めて、速やかに皆さんのもとに開示をするべきだという請願になっています。

最終候補地として挙げられていたA地点と、D地点の比較、検証をすべきです。

佐賀県東部環境施設組合でも4つの請願が出されました。

水害リスクがある場所に建設することに反対するという趣旨のごみ処理施設候補地に関する請願書。こちらに関しては、2月25日までに全部で2,912名の方からの署名が集まっています。中でも、あさひ新町は、1,834名の方——あさひ新町の住民の割合でいくと、77.28%の方が署名に御賛同されております。こういった方々の意見を無視して、そして、説明責任を放棄する内容になっていることに対しての請願書になっています。

資料のほうをお配りしたいのですが、それを諮っていただいてもよろしいでしょうか。

江副康成委員長

いえ、今の趣旨説明は、請願書に基づく趣旨説明ですので、補足資料を説明する場じゃございませんので。

請願の趣旨だけ説明してください。

牧瀬昭子紹介議員

では、以上です。

江副康成委員長

ただいま、紹介議員の牧瀬委員から請願の趣旨に対する説明を受けました。

この後、紹介議員に対する質疑を行うこともできます。

それで、紹介議員に対する質疑を行うときには、——これは、牧瀬議員にお話ししている

のですが——紹介議員の発言は、請願の趣旨、理由及び質疑に対する答弁のみということで、紹介議員のほうから、こちらの他の委員への質疑は認められていませんので。今の説明に対して質疑をするという形になります。

今から、紹介議員に対する質疑を行いたいと思いますけど、皆さんどうでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、紹介議員に対する質疑を行います。

どなたかございますか。

成富牧男委員

まず、お尋ねしたい。

自分が、紹介議員への態度を明らかにする上でお尋ねしたいのは、さっき、あさひ新町、1,800人ぐらいっていうふうに言われましたけれども、あさひ新町は何度か住民と執行部との説明会がなされていますよね。

その中では、76億円が169億円になったという、そこら辺の説明はあっていないっていうことですか。

牧瀬昭子紹介議員

説明会のほうに、全ては参加はできませんでしたが、その中での情報としては、出てきていなかったかと思います。

成富牧男委員

牧瀬議員はそうであっても、そこに名前を連ねている方が——全部とは言いませんけど、そういうことだろうと思います。

それで、確かに、私たち議員も、76億円が169億円になったっていう、その理由を聞いていないし、一般質問なんかでも、同僚議員が一般質問していますけど、一応、答えはされているみたいですけど、結論から言うと、そこは分かりませんということになっているんですよね。

結局、そういうことでしょうか、全然話があってないということで、そこら辺の、簡単に言うと、この2倍以上になったところの、上がった説明がされていないっていうことでいいですか。

牧瀬昭子紹介議員

説明自体がないという部分に関してなんですが、169億円になった経緯というのは、東部環境組合のほうでも説明がありまして、それは近年、資材費が上がったっていうことの証明として、全国のごみ処理施設の数年間——ここ最近建てられたごみ処理施設がどのぐらいの経費で建てられたのか。

それで、大体この辺の見積りで、169億円で妥当な線じゃないかという説明があったんですけども。

ですが、水害とか、そういった強靱化とかが言葉の端々に出てくるんですけども、それに対して、幾らなのかっていうことに関しては、特に説明はなく、その中に含まれているというような説明しか、今、受けたことはありません。

成富牧男委員

今の説明ですと、東部で、私たちはそんな詳しい説明は、受けていないかなっていうふうに思っているんですけど、今のお話ですと、最近建てられたところの、それなりに施設規模が似たところのやつをいろいろ集めてされたということで、要は、今もちょっと言われたように、そういう、3メートルから5メートルにもなるようなところに建てるとか、いろいろな困難な条件の中にある施設を集めて出した金額でもないということですよね。

池田利幸委員

牧瀬議員が東部環境組合の構成議員さんってということで、お尋ねします——紹介議員も込みで。

先ほどの説明、令和元年8月の組合議会で説明されていますよね。

ということは、そこで議決が行われていると思うんですけど、その議決の内容はどうだったんですか。

牧瀬昭子紹介議員

議決というのは、全体の議決ということですか。

池田利幸委員

私の説明が悪かったんでしょうけど、東部環境組合としての説明があったということは、76億円から169億円になりますけど、よろしいですかってということが諮られたってということだと思うんですよね。

だから、組合議会の中で了承が得られたのか、得られていないのか。

牧瀬昭子紹介議員

議決のあるときに、76億円がもともとありましてというような説明は特になく、私自身も、その平成27年10月の配られた資料というのは、後々に知ったものでして、それを、ほかの東部の組合の議員さんたちが御存じだった上で、値上がったということが、何のためなのかということが、しっかりと説明があったかという、そこはなかったと記憶しています。

先ほども申し上げました、全国の表が出てきて、大体平均的なところで、このトン数に対しての、この金額であるというような説明はありましたけれども、それ以外の説明は特になされていなかったと記憶しています。

池田利幸委員

もちろん、それは先ほどから御説明頂いているので分かるんですけども、要は、建設を行っていく、設計を行っていく、委託を行っていくっていう時点で、その予算で、議決で了承が得られないと先に進んでいないはずなんですよ。

その部分で、組合議会の中で、議決として了承が得られているってことですよね。

それで、この紹介議員である牧瀬議員も、そのときに了承をされているってことですね。

そこで反対をされたんですか。その議決に対して。

牧瀬昭子紹介議員

私は、採決のときには反対をしました。

少数否決で可決されました。

池田利幸委員

ありがとうございます。

状況確認なので、今、検証の内容の1番のところだと思っています。

それで、2番のところ、今からA地点、競馬場南側に建設した際の計画図と見積りの明細を提示しなさいというふうに、請願のほうが出ていると思います。

これ、東部の議会でも、僕、傍聴入ったときに聞かれたと思うんですけど、実際、この競馬場南側っていうのは、この想定 of 請願書の中って、どこの部分のことを言われているのか。

要は、野球場になっているところなのか、まだ山の部分で、木とかが生えている部分のことを言われているのか。

計画書と見積り、基本的には、現時点ではないはずなんですよ。そこで決定がされていないんで、それに対する基本設計とかする予定ではないけん、計画図、計画書はないだろうし、そこを買収とかいう話になっていないんで、見積りとか、そういう明細、基本的には、現時点では、ないんですよ、大前提で。

それを、今から全部準備しなさい、要は、ここの設計で造るため、そこからさらに、今からお金がかかりますよね。

それで、見積りを取りなさいと、交渉しなさいっていうことを言われているのか、東部の組合議会でも言われていましたけど、これは基本的に、鳥栖市、私たち、鳥栖市の議員ですから、鳥栖市目線で話すのは大前提ですけど、みやき町の議員さんたちから言えば、あその裏側は、みやき町の田んぼ、優良農地がずっとあって、家がくっついてて、病院もあるっていうふうに言われていた部分で、鳥栖市がそこに造りますって、基本的には住民反対、あっちでも起きるんですよ。

それで、どこまでを想定した計画図と見積りっていうのを求められるつもりなのか。

それで、仮に計算した場合に、あそこのほうが高くなりましたってなった場合は、どうされるおつもりで聞かれているのかっていうのを、お答え願えないかなと思います。

牧瀬昭子紹介議員

去年の12月の決議の際に、全議員一致で令和6年までに建設できる場所を選定しなさいという決議が行われました。

その後から、鳥栖市としては、いろいろなところの検証に入られまして、民地も含めて32か所の目視と写真撮影を行ったという説明が2月5日の全員協議会の中でありました。

ただ、その中で、おっしゃられなかったのは、交渉をしたりですとか、見積りを取ったりですとか、具体的な概算ですとか、どのぐらいの時間が必要なのかとかいうことも含めて、説明を求める場だと思うんですけども、その辺りは全くなく、市民の方々からすると、ここが高いのか安いのかさえも分からない。その中で決めてしまって本当に大丈夫なのかどうかというところが今回の争点だったと思うので。

これが、高くなったら高くなったで、どうするつもりですかということよりも、むしろその決定するために必要な材料として提出するべきだったものではないかと、そういう趣旨の請願になっています。

池田利幸委員

ありがとうございます。

要は、根拠として、そこが除外されたっていう事由として、調査をしたのかどうかを言うてくださっていう要望なんですか、これは。

牧瀬昭子紹介議員

具体的な調査を求めるというものです。

目視をしたりとか、外で見たものだけではなくて、具体的に幾らかかって、どのぐらいの期間がかかるのかということに対する請願で、それをもとに、現時点の問題点ですとか、これからかかってくる費用ですとかを見積った上で、全体を通して比較すべき材料が足りなさ過ぎるというような内容になっています。

江副康成委員長

先ほど、池田議員のもう一つの答弁はないんやけど、いいですか。

いや、もしもこちらが高くなった場合には、どうするつもりかという答弁は、今ではなかったけど。

それは、池田議員、どうしますか、求めますか。

牧瀬昭子紹介議員

高くなったらどうするかというか、高くなったんなら、その根拠というのが示されるもの

だと思いますので、そこは、材料として、見ていくべきものだと思います。

池田利幸委員

分かりました。

要は、今からお金かけてでも調査して、委託して、高かったね、じゃあ違う場所考えましようかっていう、材料が欲しいってということなんですか、これは。

牧瀬昭子紹介議員

そもそも、そこ自体をしてから決めなければならなかったのに、そこを怠っていたというところが問題点だと思います。

池田利幸委員

ありがとうございます。

これは、ただ聞いたかったんで、すいません、お伺いしただけなんです。

あと、令和6年までに次期ごみ処理施設が稼働できなかった場合に考えられる対応策とその経費っていう部分なんですけれども、これ、ちょっと取り方によっては、言われている趣旨からすると、延長してでもほかの場所にすべきだって、そうなった場合に、延びたときには、その対応策と、どんぐらいの経費がかかるんだっていうことを、試算しなさいよっていう請願書なんですか、これは。

牧瀬昭子紹介議員

そうです。

請願の中身でいくと、令和6年までにということが決議の中では上げられていましたけれども、その枠を超えることが今回の説明会でもなく、令和6年までについていう、その中で見たときに環境アセスの問題が引っかかってきて、3年から4年は環境アセスが別の場所に3メートル未満でもかかるというところでおっしゃられていました。

だから、そういったことも含めて、令和6年というところを、まず、延長した場合にはどうなのかというところも比較対照するべきなのではないかということです。

それで、その経費を年間ごとに考えることっていうことと、稼働できなかった場合にどうするかという、その策まで考えた上で、そちらのほうの方が妥当なのか、そちらのほうの方が難しいのかっていうことも含めたところで考えるべきではないかという、そういう請願になっています。

池田利幸委員

ありがとうございます。

それで、僕からは、最後です。

さっきの牧瀬委員の紹介の中でも、あさひ新町の70%を超える方々の御署名を頂きました

っていうお話を頂きました。

前回の東部環境組合の中で、旭地区連合の要望書、そこは、文書の中にも並々ならぬ決意でっていう文章がつけられた中で、進めなさいっていう、要は、あさひ新町の区長さん、あさひ新町を含めたところが旭地区連合なんで、そこまで、基本的には、要望の中で、旭地区から出ているんですよね。

それで、その部分に対するお考えは、どう考えていらっしゃるんですか。

牧瀬昭子紹介議員

あさひ新町の区長さんに確認をすぐ取りました。

私は、その内容は聞いていませんということでした。

署名もなされていませんでしたので、どの地区の区長さんたちが承諾をしたのだろうかということで、あさひ新町の区長さんも、ちょっと、確認を取りますということで、周辺の3地区の方に確認をしましたところ、自分たちのところは聞いていなかったと、提出される前にその話がなかったということをおっしゃられていたという話でした。

だから、あさひ新町の区長さんは、されるのであれば、あさひ新町を除いたところでもう一度出し直してほしいという話を、旭地区の会長さんのほうにおっしゃられたという話をおっしゃっていました。

池田利幸委員

ということは、旭地区連合の総意じゃなかったという認識だということによろしいですか。

牧瀬昭子紹介議員

そのとおりです。

池田利幸委員

分かりました。

竹下繁己委員

2点ほど確認させてください。大切な問題です。

検証内容の、建設費の増加理由と項目別の建設費明細の速やかな市民への開示のところ、建築費が増加しているということ、言ったら、この建設費の積算責任と開示責任が鳥栖市にあるということでの請願でしょうか。

牧瀬昭子紹介議員

そもそものところで、鳥栖市自体が候補地選定を行うということが東部組合のほうでも言われてまして、この間の組合議員さんたちのお一人お一人の声からも、鳥栖市が決めたものだからと、鳥栖市が候補地選定を行ったんでしょと。

それで、自分たちは、そこでなくてもいいんだけどという声も上がっていました。

これは、決を取ったわけではないので、大多数っていう話をするつもりは、毛頭ありませんけれども、ただ、その中で、鳥栖市自体がきちっとした形で提出していないのに、しかも、今まで、本当に情報として整っていない状態のものを組合のほうに持ってくるということは、いかななものかという声も上がっていました。

竹下繁己委員

もちろん、候補地選定は、鳥栖市の責任であるとは思っておりますけれども、建設費については、積算されているのは、組合のほうだと、私は認識しておるところですけれども。

もう一点、3番の、令和6年までに次期ごみ処理施設が稼働できなかった場合の想定ということですね、これは。

12月議会に、請願、出されましたよね。ごみ処理施設建設候補地に関する請願書が出まして、執行部の説明を受けて、この令和6年に稼働しないという道筋はないという答えを受けて、市議会として決議をしました。（「いや、ちょっと違う」と呼ぶ者あり）

違いますか。（「ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

すいません。

それで、次期広域ごみ処理施設問題に誠意ある対応を求める決議というのを、議会で決議したわけですね。

それで、この中で、令和6年度に稼働できる他の候補地がないのか、早急に再検討することという文言があつて。

令和6年度には、絶対に稼働しなくてはならないというような共通認識があったと、私は思っているんですけど。

結局、この決議をした後でも、まだまだ令和6年度に、稼働しなくてもいいんじゃないかというような内容ですか、この請願書は。

牧瀬昭子紹介議員

決議が、令和6年という縛りがあったということは、この請願からすると、令和6年というところの縛りをなくして計上しない限り、本当のところの数字とか、期間とかっていうのは見えてこないものがあるということ。

最初に、積算のことは、鳥栖市がするものではないんじゃないかというお話がありましたけれども、そもそも、そのA地点とB地点が最終的に候補地として上がったときにも、経済性っていうところが文面にも上がっていましたし、そもそも、神崎市とか吉野ヶ里さんとかが入った後の交通のガソリン代ですとか、運搬代ですとか、そういったのが込みになっていない状態で積算されていたということも含めると、そこも全部合わさった上で、候補地選定を行ったのは鳥栖市でありますので、そこもしっかりとした選定をするためにも、積算をす

るべきじゃないかという中身です。

竹下繁己委員

そうすると、建設費だけでなく、ランニングコストから何から全部ひっくるめてっていうことまで、この請願に含まれているのかな。

牧瀬昭子紹介議員

見積りの明細ということがありますので、その辺りも全て込みじゃないと、場所が違うところにありますので、その辺りもしっかりと計上しないと、全体が見えてこないということになると思います。

竹下繁己委員

それは、多分、②のところら辺に含まれるのかな。（「はい」と呼ぶ者あり）

分かりました。

じゃあ、最後に、12月議会でとった決議を覆してでも、やったほうがいいということで捉えていいですか。

牧瀬昭子紹介議員

あのときの決議というのは、要するに、令和6年までに建てられる場所っていうことに縛りがあったかと思います。

それで、今回、請願人の方々がおっしゃられるのは、そこが、まず、縛りがあることによって、しっかりとした積算ができないのではないかということが、今回の請願の趣旨です。

だから、令和6年っていうところの縛りっていうのを、決議では上げてありましたけれども、そこを含めてしまうと、はっきりした数字が出ませんので、しっかり数字を出すためにも、令和6年というところは、まず、積算の根拠にもなるようにということで、延びたときにはどうなるかも含めて、積算をすべきだということになっています。

竹下繁己委員

分かりました。

ありがとうございます。

池田利幸委員

すいません、私も、さっきの話のやり取りの中でなんですけれども、現状、もう真木町のほうで話は進んでいるんですよね。

それで、設計、委託とかまで一旦入っているんですよね。（「いや、進みよると」と呼ぶ者あり）

要は、この建設費の算出っていうのは、もう現時点では、単純計算ではないんですよね。

その場所をやめることによる費用とかまで発生してしまうんですよね。

それで、そことかまで全てひっくるめた中で比較を、どちらのほうが高くなる、安くなるってことの検証をなさйтеということなんですか、これ。

牧瀬昭子紹介議員

今、建設費がつていうことは、私、まだ、そこはちょっと、どうなっているかというのは、詳細に確認を取らないと、そうですねということはいえませんが、

ですが、そういったことがもし発生するのであれば、そこも含めた上で。

それで、他の神埼市さん、吉野ヶ里町さんとかも、皆さん思いを持たれているんですが、鳥栖市さんが決めた場所だからということで、なかなか言えないっていう思いもありますので、その辺りも含めて、先ほどおっしゃられていた、やめたらどうなるかという積算も含めて出すべきだという流れです。

池田利幸委員

分かりました。

ありがとうございます。

藤田昌隆委員

競馬場の南側、今、池田議員が言いましたように、恐らくグラウンドがメインと、私は、そういうふうに理解しているんですが、あのグラウンドは、どのようにしてできたか知っていますか。

牧瀬昭子紹介議員

篠原建設の方が、お金をかけて整備をされて、フェンスをつけられたり、見られるように会場設営されたりということをしている。

それで、年間契約で、競馬場との契約をされているということを聞いております。

藤田昌隆委員

あのグラウンドをつくった大きな理由は、少年野球の、今まで篠原建設さんが使ったところが売却っていう形になったんで、グラウンドが足りないと、少年野球の。

ということで、県——佐賀競馬組合は、あの土地を無償にして、それじゃ、その代わり、グラウンドの整備とか、あそこは、山に近い状態だったんで、あそこを整地されているんですよ。

それで、そう簡単に、いや、あそこが候補地だったからっていう話がありますけど、あそここのグラウンドは、そういう意味で、非常に大切なグラウンドなんですよ。

そこを分かっていますかっていうのが、まず1つ。

それと、東部環境施設組合で、令和元年8月20日、限度額策定とか、それから、このプラント、ほかの市町のプラントメーカー37社。

平成24年から稼働している、日本国中の焼却施設の金額を出しているんですよね。

その中で、これは、令和元年8月20日に出しています。

それで、あなたは、8月20日はいなかったの。（「いました」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

いや、最後まで聞いてから質問しましょうか。

藤田昌隆委員

その中で、プラントメーカー、この前、行ってきました海の側にすぐ建てたようなごみ処理施設も入っているわけです。八代市とか、いろんなところも入っているわけ。全部出しています、平成24年から。

まず、それが1つ。

それから、いろんな焼却施設の建設単価も出しています。これは、例えば、発電設備がついたやつとか。

それから、焼却方式で、かなり違うんですよね、値段が。

それで、昨年末ぐらいに、やっと焼却方式が決まったと。決まっているでしょう。すぐ最近ですよ。そういう方式にしよう。

最近までは、どういった焼却方法でしょうっていうのは、まだ決まっていなかったんですよ。決まっていない中で、いろんなところを調べて、そして、建設費、どれぐらいになるのか、いろんなところを見た上で、出しているわけです。しかも、昨年、その説明を組合議会ですしているわけですよ、きちんと。

それで、最初に、平均単価、あれは、人口割と、それから、ごみの排出量によって、各市町の負担も変えています。

そして、この単価も、そういった焼却量で建設費も決めています。

焼却方法がまだ確定してない、そういう中で、できるだけ皆さんに分かってもらうようにしつつということで、こういうものも議会のほうに出しています。

それと、建設費が増加した大きな理由は、1つは、災害ですよ。東日本大震災とか以降のいろんな問題、それから、近々では、オリンピックの建設によって、原材料や人件費も大暴騰。

直近の例で一番分かりやすいのが、佐賀のアリーナですよ。あれも建設費の見込みが、恐らく想像以上の値上がりをして、それで、あそこで70億円も変わったと思うんですよね。

だから、牧瀬議員が言われるように、そう簡単に、はっきり、これはこれだと、幾らだというふうには言えないと思います。

それと、澄まして見積りとか、簡単に言いますけど、見積り出すのにも、メーカーとかは、

それこそ社運をかけて出すわけです。

ですから、そう簡単に、ああ、これ1億円です、はい、2億円です、そう簡単には、私、出せないと思います。

そういう中で、いや、これを、今度は違うところに建てたら、幾らになるか出してくださいと、そう簡単なもんじゃないと、私は思います。

その辺、分かっているんかなと思って。

江副康成委員長

今のやつ、恐らく、答えるほうも、例えば、篠原建設が少年野球に、そこのところを分かっているのかと。

答えてもらう部分、もう一回、最後にまとめてもらってよかですか。

藤田昌隆委員

それじゃあ、まず1番目、見積りというか、その積算根拠は分からないということなんです、その辺は、私が今、言ったように、いろんな諸事情があるというのは、理解できますか。

まず、これ1個にしときましょうか。（「いや、ちょっともう一点」と呼ぶ者あり）

牧瀬昭子紹介議員

ここで、ちょっと資料をお渡したいのですが。

江副康成委員長

積算根拠。

牧瀬昭子紹介議員

積算をどのように出すっていうことを求めていくのかという意味で、ほかの市町の。

江副康成委員長

よかですか。（「いやいや」と呼ぶ者あり）

そういう趣旨じゃないんでしょう。積算根拠の出し方。

藤田昌隆委員

私が積算根拠を理解するよりも、本当は、東部環境施設組合の議員たちが積算根拠を理解すべきなんですよ。

その中で、もう実際に出してもらわなくても、ここで前回の――何回も言います、令和元年の8月20日にこの資料をもらっているんですよ、皆さん。

もらっているでしょう。それを判断にしてくださいよ。

東部環境施設組合議員に聞いています。

牧瀬昭子紹介議員

先ほど、冒頭で成富議員さんから御質問頂いたときにお話しさせていただいていた、その内容と一致するものだと思いますが、近年のプラントメーカーさんの金額っていうのははじかれて、その中で金額の説明があったというのは、私もありましたので、聞いております。

それで、先ほど……、

江副康成委員長

それでは、また、1つずつ。

その次。

藤田昌隆委員

だから、その資料をもとに、積算根拠を、私は東部環境施設組合の執行部としても、出していると、皆さんに、委員に。

だから、同じ1つの資料で判断をしてくださいということです。

江副康成委員長

分かりました。

今、質疑の場なので、また後で協議の場も設けますので、請願に対する内容を深めるための質疑をお願いします。

樋口伸一郎委員

あらかじめ、皆さんに、御穏便に、炎上しないようにお願いしたいと思っています。

請願に対して、項目ごとに、1点ずつ質問と、全体を通して1点、4点の確認をさせていただきます。

すいません、それと、ほかの委員さん方の質問と重複するところもあるかと思うんですけど、改めてお答えをいただければと思います。

①の建設費の詳細についてですけど、これは、組合が算出、説明すべきことで、鳥栖市単独では行えないというふうに認識しています。これが、組合と鳥栖市の関係です。もう当初のセオリーですね。

それで、どのようにして費用の算出を行えばよいというふうに考えておられるかというところ。

①の建設費の増加理由です。

江副康成委員長

では、1個1個いきましょうか。

牧瀬昭子紹介議員

建設費の明細に関しては、東部組合のほうと合わせて、その情報開示を鳥栖市のほうから求めて、鳥栖市で、もちろん建設費の明細を出せるわけではないということはあるので、

そちらのほうを鳥栖市から東部組合のほうへ、建設費の増加の理由なども含めて、改めて情報開示を求めるというものです。

樋口伸一郎委員

2点目、いきます。

②についてですけど、まず、旭地区区長会について整理しますと、あさひ新町、そして競馬場を含む江島町、これを含む14町区ございまして、14町区が全員の区長さんが所属するものが旭地区区長会というものです。

この旭地区区長会から、洪水や冠水の対策、併せて道路や環境の対策、こういったものを施しながら、建設を推進する趣旨の要望書が鳥栖市長に対して提出をされております。

このことについては、先日2月26日の佐賀県東部環境施設組合、こちらのほうで行われる議会にも、その趣旨の報告がなされております。

これを前提にして質問させていただきたいんですが、②競馬場A地点とありますが、この競馬場A地点のある――ここは江島町なんですけれども、江島町の区長さんも旭地区区長会に所属をしています。

ですから、まずは候補地として挙げるのであれば、住民の理解は大前提になってくるといふふうに考えています。

それで、競馬場に建設すること、建設した際の計画書と見積りとなっておりますので、この競馬場を使って建設すること、そのものについては、住民の代表である江島町区長が推進の趣旨を含む要望書の中に含まれていますが、江島町区長さんの合意は取れているのかというところです。

牧瀬昭子紹介議員

先ほど、要望書については、池田議員のほうからお話があったときにお話ししましたけれども、あさひ新町の区長さんにお尋ねをしましたところ、私は、この文面も見えていませんし、その要望書について、自分も同じ思いだということを言った覚えはありませんし、見てもいませんということでした。

そして、その周辺の、あさひ新町の区長さんから、3地区の区長さんに確認を取ったところ、そのほかの区長さんも確認を取れていないということでした。

それで、要望書の中身も見てみますと、角印が、大きなのが1つ打ってあり、江島町がどうなのかということ自体も、そこには署名もないので、私からそれを判断することはできません。

そして、私自身がその執行権を持っているわけでもございませんで、江島町に直接、こういった経緯でできませんでしょうかというようなお尋ねをすることはできませんし、それ

は、してはいけないことだと思っています。

そして、やるかやらないかも含めて、そういったことを調査するのが、この間の決議の文面も含まれていたと思いますので、その辺りの調査も含めて、やり直しを、再検討するためのものとして、鳥栖市として、話をするべきものだと思います。

樋口伸一郎委員

分かりました。

一応、確かに執行権はございませんので、区長会からの要望書については、あらかじめ執行側に確認をしたところ、仮に、ある組織から要望書が提出をなされた時点で、その要望書に対して、疑いの余地のあるような、相違の確認等を行わないそうで、一応、旭地区の区長会の合意形成が図られたものとして受け取っているというような市長答弁が議事録に残っていますので、今の答弁の中では、江島町の区長さんについては、合意が得られているかということについては、不明というお答えで解釈をさせていただきます。

③、稼働できなかった場合に考えられる対応策と経費。

これも組合に試算、そして説明をしていただくべき事項となります。

先日の組合議会でも、最短8年間の時間がかかるということで、事細かな説明が長々と行われたんですが、逆算すれば、つまり令和9年度まではかかるというふうに私自身は解釈をしたところです。

ここについてなんですけど、仮に、現施設の延長をするということも含めて、稼働できなかった場合に考えられる対応策とその経費が、莫大な費用がかかった場合の住民の税負担については、どのように考えておられるかっていうところを教えてください。

牧瀬昭子紹介議員

まず、3番目に入る前に、先ほどの要望書の件なんですが、何度も、先ほど池田議員のときにも申し上げましたが、あさひ新町の区長さんが、あさひ新町自体で、区長の承諾をすることはありませんので、やり直しを求めますということで、旭区長会の会長さんのほうには申出をしているということでした。

だから、その辺りの、後の確認っていうのは、区長さんのほうから、また今、取っただいているところなのですが、やり直しをするように、あさひ新町の区長さんからは、お話があっていたところですよ。

3番目の質問に関してなんですけれども、先ほどおっしゃられたとおりで、長く時間がかかるのであれば、その分、莫大な費用がかかるということも含めて、幾らかかるのかが、莫大というのが、何百億円なのか、何十億円なのか、その辺りも全然分からないわけですよ。

それも含めて、市民の方々に開示することによって、これだけかかるんだったら難しいよ

ねというところも、判断材料として出していただかない限り、情報を提供したということにはならないということでの請願書になっています。

樋口伸一郎委員

分かりました。

あと、全体のことで最後に質問なんですけど、質問に入る前に確認をしたいのが、あさひ新町からの署名が何名と、何%っておっしゃいましたか。もう一回、教えていただけませんか。

牧瀬昭子紹介議員

先ほどの署名というのは、こちらの請願書に関してではございません。

東部組合のほうでも4つの請願が行われましたということで、水害リスクがある場所に建設することには反対というような内容の請願書についての署名ということで御理解いただければと思います。

2月25日までで集まったのが、2,912名中の1,834名、77.2%の、住民からすれば割合になっています。（発言する者あり）

1,834名です。

樋口伸一郎委員

分かりました。

一応、この数字も、鳥栖市の町区ごとの人口を見ると、396世帯、1,334人にあさひ新町がなっているかと思うんで、あさひ新町の人口が1.5倍になっているっていうところが、まず、ちょっと確認が必要かなっていうところを思います。

すいません、さっきのは余談でしたけど、請願の趣旨としては、最後に書いてありますが、この検証を行った上で、最終候補地として挙げられていたA地点、競馬場南側と、D地点、現在建設予定地の比較検証をすべきであるということですが、比較検証をした後は、現建設地を変更してくれっていう趣旨なのか。

それとも、比較検証をすべきというところは、現在の建設地で進めてもいいが、比較検証のみはすべきというような趣旨なのかというのを、改めて確認させてください。

これで終わります。

牧瀬昭子紹介議員

比較検証を行った上で、市民にその情報を開示し、そして、改めてそこが妥当なのかどうかということを求めるということです。

ここに、反対という文言は入っていませんけれども、情報をまず出すということ、請願で求めておられます。

池田利幸委員

すいません、私、さっき1回、牧瀬議員に聞いたんですよね、最初の辺で、最終的に、現候補地のほうが安く済みましたってなったら、もう全て終わりって、納得をされる、要は、すいません、失礼な話、今までずっと、請願であったり陳情であったりってものを出されてきたときは、絶対反対であるっていう、基本的な請願だったり陳情だったんですよね。

それで、今回、今の牧瀬議員の趣旨説明というか、説明の中だったら、もう、そこでせないかんなら、その根拠を示して、納得させ切れたら……、今回であれば、結局、お金かけて、見積り取ってとか、場所を検証して、結局は、現候補地のほうが安く済みますよって、これは、建設費の根拠なので、比較検証して、そちらのほうが安ければ、そこでしょうがない、納得しましよかっていう請願書になっているってことなんですか。

牧瀬昭子紹介議員

安ければ、納得しましよかっていう請願かどうか。

そもそもが、情報を表に出されてないということが趣旨なんです。

そもそも、76億円って言っていましたよねと。西部のときには、それを示していましたよねと。

だけれども、そこからほかのプラントメーカーさんの話があって、169億円になりました、いろんな、人件費だとか、資材費だとかが上がっていますので、これだけ、金額が上がりましたという説明はあったんですが、そもそも水害リスクがある場所に建てるということに対して、強靱化をしますですとか、盛り土をしますですとか、5メートル以上のところに機材を置きますとかいうことで、そういったことを加えていくことによって、金額的には、上がったはずですよと。

それで、水害リスクがある場所にそもそも建てることによって、その金額が上がっていくことすらも、市民には開示されないままに、もうこの場所ありきのような形で決められていくことに、まずは意見を、情報をまず開示してほしいということですね。

それがなされてないままに決めること自体が、おかしいのではないかと思います。

池田利幸委員

ありがとうございます。

では、なぜ、ここの2点だけを比較検証しなさいっていう内容の請願書になっているんですかね。

牧瀬昭子紹介議員

そもそもの話なんですけれども、最後に5か所に絞られるまでに25か所があって、それは公有地とか、民地が入っていません。

それで、25か所から8か所に絞られ、それは、災害対策ができるのかどうかとか、近隣はどういう施設があるのかどうかとかいう条件がいろいろあった上で、5か所に絞られました。

その5か所に絞られた中で、最終的に、丸、三角、二重丸ということで点数がつけられた上で、点数がどちらが高かったかということで決められたのが、真木町の現在のD地点に――最初はE地点にだったんですが、ダイオキシンなどが出た関係で、有害物質を、そこでは検査をしなきゃいけないということになりまして、その近隣で、D地区ということで、4.2ヘクタールから1.7ヘクタールに、場所の移動にもなりまして、範囲の縮小にもなったわけなんです。

そういったことも含めて、最終的な判断で、最後まで残ったのが、現在はもう売却されてしまった西部地区のBっていうのと、C、D、Eは真木町っていうことになりますので、その比較材料として、最後の最後まで残ったところを、まず、検証をやらないと、25か所にまた戻ってしまうと、そもそも絞った理由が、それぞれあったわけですね。

そこは、山に囲まれていてとか、災害リスクがあるとかっていうことがあった上で削っていますので、最終的に5か所に絞ったその中で、件数的に、本当にそれが妥当なのかどうか、計算の見積りが出されていないので、建設費を出してほしいということ。

それと、そもそも時間が足りなくなったのは、請願者のせいでもなく、時間が足りなくなっていたのには、いろんな、鳥栖市の決定ですとか、検査の不十分さだとか、そういったことも含めての、この時間のなさなので。

そういったものを、時間がないからといって、この場所が最適だということとは言えないわけで、それは、全員協議会の中でも、議員さんの口々からあったように、ここは、最適ではない、適地ではあるかもしれないが、最適ではないというコメントもあったりしました。

そんな中で、絞っていくのが、A地点と現在のD地点ということで、比較をしてほしいということです。

池田利幸委員

ありがとうございます。

基本的には、この趣旨の部分の文面からいけば、本来であれば、検証内容は、1番だけなんですよね――この文面だけから取れば。

これは、建設費が、この最初に書いてあるように、次期ごみ処理施設建設費の積算根拠による最終候補地の比較検討を求める請願書って書いてありますけど、中身は、76億円から169億円になった説明責任が果たされていないでしょう、だから、説明しなさいよっていうのが趣旨で書いてあるんですよね、基本的に。

となれば、本来であれば、検証内容は、1番だけなんですよね。2番と3番は、請願者の

牧瀬昭子紹介議員

だから、そういうこともしっかりと見据えるためにも、積算根拠というのを出す必要があるということです。そして、企画をするということです。

「はい」と呼ぶ者あり

次、ちょっと協議がありますけど、1時間もたってしまったものですから、ここで休憩を取ります。

午後 4 時15分休憩

~~~~~

午後 4 時34分開会

江副康成委員長

再開します。



それでは、委員間での協議に入りたいと思います。

この請願に対して、先ほど紹介議員の質疑がありまして、請願に込められたお話とか、随分聞けたんじゃないかなと思います。

この請願に対して、どうすべきかと、どういうふうに持っていこうかという、御意見をお聞かせいただければと思いますけれども。

#### **成富牧男委員**

議員だけで話す前に、ぜひ、執行部の言い分も聞かんといかんと思うんですよ。

ある意味、変な言い方やけど、牧瀬議員の言い分だけを聞くんじゃなくて、執行部の言い分を聞く。

その言い分に対しても、執行部に質問する。

そういう場が、ぜひ必要だと。

例えば、具体的に言うと、これは、あまり定かな答えが出てこないかもしれませんが、あさひ新町の区長は、反対っちゅうか、請願人そのものなのに、区長会で、旭町区長会で賛成したそうだなやつがあるわけでしょう。

そういう問題とか、それから、これも確認したいところですね、真木町とは、もう協議が進んでいるんじゃないか、地区からの要望書、それに対する鳥栖市からの回答書っていうのも出ていますから。

そこら辺の話も、早う進めにやいかんという話と絡んでいると私は思っていますので、それも聞きたいし。

そういうところもありますので、ぜひ、執行部の言い分も聞きたいなと。

#### **江副康成委員長**

今、成富委員のほうから、いろいろ、その理由というか、なぜ執行部の話を聞きたいかという理由がつけられましたけれども、執行部を入れて話を進めるべきかどうか。

また、進めるとなると、また時間も非常にかかったりとか、いろいろ話が多岐にわたるんですけれども。

どこまで聞いて、どこかでは、結論はつけんといかんのですよ、理想は。（「それはそうです」と呼ぶ者あり）聞いているばかりで、話が、爆発してしまうものですから。

結局、この請願の趣旨に対して、イエスかノーかっていうか、採択、不採択ができるかどうかの判断材料があればいいわけだから。

そういった意味で、今ここで、執行部を呼ぶかどうかというやつ、皆さんの意見を聞きたいと思いますんで、もう、いろいろ聞かなくて、賛成、反対でも。

#### **樋口伸一郎委員**

執行部を呼ぶのであればという仮定で、もちろん、この委員間での流れというのを決めないといけないでしょうけど、呼ぶのであれば、要望書は、提出者は市長になっているじゃないですか。

ですから、執行部そのものに、その中の、例えば、合意形成に至るところとか、そこら辺を聞いても、多分、答えられないと思うんで、呼ぶのであれば、やっぱりそこを、市長とかにどういう扱いで受け取ったのかっていうのを、端的に聞くべきかなあと思うんですが。

執行部に答えられればいいですけど、細かいところというよりも、その部分でお尋ねになるのであれば、そこを確認するだけでいいのかなというふうに、個人的には思います。

#### **藤田昌隆委員**

区長会長からの要望書は、厚生常任委員会に出ているわけでもないし、橋本市長宛てに出ているわけですね。

だから、本当に聞くんでしたら、それは、執行部じゃない。

市長に聞いても分からないですよ、だって、区長会長の印を押して、要望書として、早く進めてくださいという文書が出ているわけですから。

そこを確認するには、区長会長に、先ほど質問の中で、こちらの中で、今、求めているということですよ。それ待ちでしかないじゃないと。

その回答を、区長会長に、本当ですかと、この区長会長の印を押してあるけど、これは、全員の、区長会長としての意見としては、成立してないんじゃないんですかと。

だって、あさひ新町の区長とか、知りませんよということでしょう。ということは、区長会長に真意を聞くべきかなと。それまで待つか。

それから、もうこの際、この場で、さっき言った、さっき、真木町の要望書とかありましたけど、発言の裏側は、どういう意味かよく分かりませんが、だから、それを執行部に聞いても答えない、答えられない。

だから、私は、執行部じゃなくて、この厚生常任委員会に、議会で付託されたわけだから、私は、議員で結論を出すべきだと思っているんですよ。

以上。

#### **竹下繁己委員**

1番の建設費の増加理由と、2番目のランニングコスト等、これは、多分、鳥栖市の執行部だけでは御返事できない内容になると思います。

それと、3番目、令和6年度までに次期ごみ処理施設が稼働できなかった場合、考えられる対応策って、さんざん12月にやったと思うんですよ。

それで、執行部からのお答えは、ありません、どがんしたっちゃありませんっていうお答

えだったと思うんですよね。また同じ答弁になると思うんですよ。

という意見で、私も、もう執行部は入れなくていいと思います。

#### 牧瀬昭子委員

先ほどの藤田議員さんのお話の中で、真木町との要望書の件なんですが、それは、執行部宛てに出されたものですので、それは、先ほどのあさひ新町の分とはまた違うものかなと思います。

それと、あと、質問の中で、焼却の方法というのはもう決められた中でっていうお話がありました、それ自体もまだ決められていなくてっていうことがありますので、そこを一回、訂正をさせていただいて。

それで、今、竹下議員さんがおっしゃっていた、稼働できなかった場合っていうことではなくて、令和6年までに建設をするためについていうので、短くするかとかいう話は出てましたけれども、延びた場合にどうするかという話は出ていなかったと思いますので、そのところを検証したかどうかっていうのは、確認すべきじゃないかなと思います。

#### 竹下繁己委員

ちょっと、ごめんなさいね、整理したいんですけど。

令和6年度には絶対稼働させないと、ごみを持って行く場所がありませんっていうことで、絶対に令和6年度までに稼働させなくちゃならないっていう答えだったんじゃないかな。

#### 牧瀬昭子委員

それは、もともと決議のほうで、令和6年までに稼働できる場所を探しなさい、再検討をなさっていう、そこが決議文の中にあつたので、それに準じた形で執行部としては動きましたっていうのが回答でした。

だから、それを延ばしたときにどうするかっていうのは、こちら側も要求はしていませんし、質問もしてない状態っていうことです。

#### 竹下繁己委員

すみません、僕の記憶が間違っているかもしれんけれども、令和6年度までに絶対稼働させなくてはならないって、執行部から返事があつたから、あの決議文があると思うんですよ。

もう香田地区の、現在使っているごみ処理施設は、もう絶対にそこから延長はできません、そこで止まります、それで、よそのごみ処理施設に持っていくのも、それは、ちょっと難しいと。

だからこそ、令和6年度稼働という文言が入った決議文になったと私は認識しています。

#### 牧瀬昭子委員

それは違うと思います。

令和6年までについてというのは、執行部が言っていたということの中の説明で、ほかのごみ処理施設に持っていくのは難しいという言葉とか、その具体的な根拠とかを示されたことは、一度もありませんし、その辺りの話を執行部側から、難しいという話はあったとしても、何がどう難しくて、どのぐらいの金額がかかって、どれぐらいの期間がかかるのか、その辺りも含めて、話がなされたことはないと思います。

#### 池田利幸委員

すいません、ありがとうございます。

基本的に、今回のこの次期ごみ処理施設の話についてというのは、上部団体は、東部環境施設組合なんですよ。

それで、その議決の中でも、必ず令和6年稼働でやりなさいという決議が出ているんだけど、執行部はそれを絶対順守しなければならないっていう中で、前回、12月議会の中で、厚生常任委員会から出した決議文に、令和6年までに完成というか、できる部分っていうところを決議して、本会議に諮って、本会議で可決した流れだと思っているんですよ。

ということは、これを、前回の委員会で可決した部分を、この請願書を私たちが採択するってなったときに、自分たちが12月議会で決議して、口に出したことを引っ込める、真逆のことをしなさいっていう話になるんですよ、私たちの感覚から言えば。

だから、その部分の取扱いってというのは、どうしても難しくなるんですよ。議決まで12月でやった部分を、委員会でまたひっくり返せっていう話になるんですよ、これ。

違うっていう意見があるなら、そうかもしれないですけど、私の受け取る感覚では、そうなってしまいます。

#### 成富牧男委員

令和6年度までに完成させるための促進決議じゃなかったんですよ。

令和6年度までに、ある意味、執行部の気持ちも反映されたと思いますけど、だらだら先延ばしして、候補地を探すんじゃなくて、令和6年度っちゅうのを、その条件の中でやら探します、探せっちゅうところの話かなと私は受け止めてますので、今回、請願を採択しても、それはもう全く、委員会に傷はつかないと思います。

#### 藤田昌隆委員

この委員会で、12月議会で時間を取って、何回もみんなで話しましたよね。

それで、決議文として、本議会までかけてやったやつが、いや、これは違いますよって。前回の決議文は、自分の意図と違いますと。

いや、簡潔に言えば、そうやないですか。

否定しているわけ、自分たちがやったことを。（「いや、否定しとらんって」と呼ぶ者あり）

いや、違うっち、同じと。言っていることは、同じですよ。ただ、言葉が違うだけでね。

その中で、それじゃあ、決議文の重みは、どうなるんですか。

それじゃあ、そのとき言いなさいよ、ちゃんと。（「そいけん、言いよるやんね」と呼ぶ者あり）

この文書、出たじゃないですか。文書をもう一回、読んでくださいよ。

#### **江副康成委員長**

成富委員に申し上げます。人の話はきちんと聞いて、反論があれば、機会を与えているでしょう。そうせんと、皆さんがそんな雰囲気になってしまいますよ。

やっぱり、議員ですから、我々は。

#### **成富牧男委員**

分かりました。

#### **牧瀬昭子委員**

私は、12月議会のときに、この令和6年というところの文言があることで、制約がかなりかかってしまうので、これについては、さんざん話し合ったあげく、これがついていない限り、採択ができないということがあり、渋々この令和6年をつけることで、まずは、検討事項ということで、スタートを切ってもらったという形で考えています。

そして、令和6年のっていうのを言い始めたのは、時間が足りなくなったのは、じゃあ一体何のせいだったかっていうところがそもそもがあるわけで、請願者が時間がない中でそんなことしてっていうのが、まずおかしいっていう話で。

ここは、お金の話をしている、これだけお金がかかるっていうことに対して、市民の税金をつぎ込むことが、水害リスクがあるという場所に建てるっていうこと自体を、議員として、しっかりとした見積りを皆さんに提示して、そして判断するっていうところに至っていないのに、決める、進めるっていうのを、最適地っていうふうに、皆さん断言して進めることができるんですかっていう、そういうことなのであって、令和6年がどうのっていうところは、またそこは違うと思います。

#### **樋口伸一郎委員**

私の、令和6年度っていう単語に関する解釈です。

どなたに関しての質疑でもないので、ちょっと反問は。

#### **江副康成委員長**

これは協議の場なので、意見を言っているいいので、どうぞ。

#### **樋口伸一郎委員**

前回の、本会議の全会一致を見た決議、この中の、令和6年度っていう単語は、令和6年

度までについてというのは、確かに令和6年度までにできるところがあるかないか、それを精査するというふうな内容だと思っています。

それで、それがあったからこそ、じゃあ最短で何年かかるのかっていうのが、組合のほうでも詳細に説明がありまして、その中で、8年間以上かかるというのが、漠然と8年間じゃなくて、こうした理由で8年間という、積み上げた8年間の説明もありました。

また、打開策についても、こうやれば短くできるかもしれない、そうした打開策も、その説明の中に含まれながら、8年間っていうのが出たんですよね。

これを逆算すれば、令和6年度までに稼働できるところがあるかないか、まず、検証してくれっていう決議があったから、令和9年度以降になると。今からそれをやったとしても、やったと仮定した場合の説明を受けたので、令和9年度以降になってしまうと。

ですから、すいません、請願に対しては、令和6年度が前回の決議にあった、なかったにしろ、例えば、令和6年度までに稼働できなかった場合って書いてあるので——請願は、稼働できないわけですから、説明をもとに考えれば。

稼働できないときの対応策、これも、ないというふうに断言をされているので、対応策はないと。

だったら、その年間にかかる経費——3年度ですよ、最短でいった場合の——についてのことしか当てはまらないように私は解釈しているんですよ、請願の③に関しては。

対応策は、もうないというふうにおっしゃるし、最短で行った場合に、令和9年度以降になるっていうような説明も受けているので。

そうした意味では、令和6年度までっていうのを入れたことによって、全会一致の可決になっているので、全く無意味じゃなかったかなっていうふうに、個人的には考えています。

以上です。

#### 江副康成委員長

一応、私としては、こういった形で、この請願書をどう取り扱うか、こういったところを議論するというのが、我々が求めているところだと思うので、あえて、今のお話からすると、採決は採りませんが、執行部の意見は、我々は、いろんなところで聞いているわけだから、それで判断できるならば、あるいは、判断しなくちゃいけない。我々は、聞いたことに対しては、きちんと責任を持って市民にお伝えする立場でもありますから。

時間も、この時間になりましたし、今日執行部を呼ぶというのは、事実上、不可能かなと思います。

今のところで、大体、この請願に対する取扱いというところは、皆さんの意見は、私は、聞けたんじゃないかなと思うんですけども。

再度、これだけはお話したいというところがあれば、お願いいたします。

あるでしょう。

**牧瀬昭子委員**

執行部に確認をしなくていいっていうことは……、いや、したほうがいいと思います。

それで、曖昧になっていた部分、先ほど、真木町のっていう話も出てきていましたし、（発言する者あり）

**江副康成委員長**

最後まで話を聞きましょう。

**牧瀬昭子委員**

それに対して、執行部側はどういうふうな対応をしているのかっていうことも、それは、執行部でないと分からない部分だと思いますし、その話は、1回も聞いたことがありませんし、市民の方が情報開示をされたときにも、黒塗りになってでしか出てきていないので、真木町との話っていうのは、全く私としては、聞いたことがないので、それは執行部に聞かないと分からないと思います。

**江副康成委員長**

委員長の私の考え方ですけど、基本的に、次期ごみ処理施設建設費の算定根拠による最終候補地の比較検討を求める請願書というところの部分が、この請願書の趣旨だと思うんですよ。

では、真木町の問題だとか、あさひ新町の問題、この積算書の分、急に高くなった、その説明責任がある、ないのところとは、直接的には、あまり関連性は——全くないとは言いませんけれども、それと、積算根拠が示されていないところをどうするかというところの請願の趣旨というのは、関連性は低いと思います。

だから、真木町とかあさひ新町の、その辺はどうだったとかいうところは、この委員会の中で論じて、証拠を求めて、最終的にどうだったのかという判断を求めるような場には、事実上、できないと思います。

その辺りのところは、反対に言うと、いろんなことを持ち込まれて、それを全部、ここで白黒つけろと言われたら、とてもやないけど、そんな委員会でもないし、時間的にも、物理的にも。

だから、最終的には、さっきから言うように、この請願に対して、採択するか不採択するか、そういう態度を、請願者の気持ちをよく聞いて、そして、判断できるというところまで、皆さんがなれば、私は、そこまでかなというふうに思っていますけど。

**牧瀬昭子委員**

先ほど、真木町と申し上げましたのは、お金にとっても反映するところです。

それはなぜかという、首長会の議事録の中で、鳥栖市自体が、プラスしてお金を出していかないと、いわゆる地域環境基金の部分だけでは、とても真木町の整備というのは、できないという話が出てきていました。

だから、その辺りも含めて、お金をかけて真木町を整備しなければならないということに関して言えば、ここは、真木町のやり取りの中で、道をどうする、橋をどうするっていう話が出てきていましたので、その辺りは、執行部側が、市長が、首長会で言ったことに対して、どのぐらいお金を投じて真木町を整備して、そして水害対策っていうのをやるのかっていうのが、お金の部分にとっても関係するところなんですよ。

それを整備しなければ、水害対策ができない真木町に建てたところに、ここはどうなんだと、整備ができていないじゃないかという、ほかの市町さんからもそういうふうにお話があったので、その辺りを含めて、執行部のほうに投げかけるという意味で、必要なのではないかなと思います。

#### 池田利幸委員

基本的に今、牧瀬議員が言われたことは、多分、厚生常任委員会範疇外ですよ。

維持管理、減災・防災対策、それを見積り取って、やりなさいっていうのは、建設経済常任委員会付託になってしまうんですよ。

私たち、基本的に、今回、検討しなければいけないというか、請願として上がってこられている、協議するっていう部分は、今、検証内容としてここに3つ挙げられていることに対して、これをどう扱うかっていうところで、そこまで、大きく、大きくは、さすがに広げられないんじゃないのかなって、私自体は思うんですけども。

これを言い出すと、どこまでも大きく広げなければいけないんで。

一体、焦点はどこなのかっていう部分、それがこれ、検証するためにはって言って、全てをやれば、どうもこうも収拾はつかなくなる。

厚生常任委員会以外のところを呼ばなければいけないっていう話になりますんで、私は今、牧瀬議員が言われたことには、ちょっと賛同できかねます。

#### 成富牧男委員

私が例示したもんだから、そういうふうになっていますけど、私が言いたいのは、請願が上がって、その紹介議員からのお話がありました、こうですよ、こうですよ。

だから、請願人、紹介議員はこう言うけれども、あなたたち、どげんねって、今言うた内容を執行部に尋ねるっていうのは、ごく自然じゃないかと。

そうしないと、私たちが、材料を100%ここに出して判断をできんじゃないかという、かな



り一般論で言っているんですけど。

私自身もお尋ねしたいことがあるし。

#### **江副康成委員長**

ほかには。

#### **樋口伸一郎委員**

委員長がさっきおっしゃったですけど、委員会に付託されていることっていうのは、あくまでも請願の取扱いですよ。

ですから、執行部に関する今の諸質問っていうのは、請願の採決の結果によっては、必要になるかもしれないですけど、まず、請願の取扱いを行った上での委員会採決を行った上で、以降にひもづくところには、必要になるかもしれないですけど。そこをすることをまず、委員会に付託されているものと思うんで。

請願の取扱いと、委員会としての判断。その判断ができかねるっていうのであれば、そこは、委員間の協議が必要でしょうけど。

私自身は、今、請願者に対しての質問をさせていただいたので、請願に対する取扱いというのは、この範囲で、まずは、出せるのかなっていうふうに考えています。

#### **江副康成委員長**

分かりました。

冒頭、皆さんのこの請願に対する取扱いはどうだというお話を聞いたら、皆さん大体、請願の判断もできるというようなお話もございました。

私は、最終的に結論は、出さないといけないというところでも協議しているわけでありまして、皆さんが、結論はもうできるというのであれば、本日予定していた、請願者の趣旨を深く理解するという意味での質疑、もう1時間程度時間を費やしてやりましたし、最終的に、聞いて、どういう取扱いするかという皆さんの御意見もお聞きしましたので、ここは、この請願の協議は、ここまでとして、あとは、採決を待つまでのかなというふうにも私は今、思っているところなんですけれども。

それに対して異議とかあればお聞きしますけど。

#### **樋口伸一郎委員**

異議はございません。結論から言うと。

請願書そのものに対してが、紹介議員である牧瀬委員に対して質疑を行うものであって、そこから答弁を頂くものっていうのが、一般の流れだと思いますので、今、私は、委員長がおっしゃった流れで異議はありません。

まずは、採決を委員会として行った上で、以降の流れっていうのは、委員間で協議すべき

ものかなというふうに考えます。

#### 牧瀬昭子委員

中身について、まだ不安定な部分っていうのが、執行部に求められない、あさひ新町の方とか、旭地区の区長さんとか、確認を取らないといけなかった部分が終わっていないままに採決を行うっていうのは、流れが、これが本当にそうなのか、そうじゃないのかで、違うと思うんですよ。

だから、そこはちゃんと確認を取った上で、こうでしたっていう確認が——最終的に判断を揺るがすのかどうか分かりませんが、そこがまだ宙ぶらりんのままで、ここで採決を採るっていうのは、流れとして、そのままいくのは、違うのではないかなと思います。

#### 池田利幸委員

すみません、今、言われた部分であれば、月曜日の採決までにその判断を確認してくるっていうことなんですかね。

#### 牧瀬昭子委員

はい、確認してきます。

#### 藤田昌隆委員

確認は、今後のいろんな議論の中で必要だとは思うんですけど、しかし、もう何遍も言いますが、請願書の中の検証内容、1、2、3、これに対しての答えを出してくださいということですよ。

だから、さっきも言ったように、まず、採決した上で、そこから、じゃあもう一回、要望書の確認をするとか、そういうのを順番的には、私は、すべきだと思います。

審査するのは、まず、検証内容、3つをしてくださいというのを判断した上で、採決を採った上で、区長会長とか、真木町に対する要望書とか、そういうのを、せないかんならしていくという形がいいんで。

もう、今から、じゃあ、さっき牧瀬議員のほうから、自分は最終日にするのかなという気持ちがあるなら、方法としては、もう、そこまで延ばすか、この場で、今日、今から採決を採ってするかと。この2つに1つかなと思うんですが。

これ、いっそのこと、もう各議員に、どっちがいいと採決したら。

#### 成富牧男委員

採決を今日やるのか、今日はしないのかっていうやつでは、さっき結論は出たんじゃないですか、今日はしないっちなこと。

#### 江副康成委員長

一応、持ち帰りたいと言ったんですよ。そういう話がありましたんで、そこは、私が考

慮して、採決は、今日はしないというふうなところで、最終的には、決めてませんが、私は、そういうふうな気持ちではおりました。

皆さんに求めているですよ、決してはいませんが。

求めろと言われれば、求めますけど。

#### 藤田昌隆委員

紹介議員が、持ち帰ってじゃなくって、私たちに採決を求めているんでしょう。

それなのに、紹介議員が持ち帰ってって、何かおかしいような気がするんやけど。

採決を私たちに求めているんでしょう、皆に。（「持ち帰っていいやない」と呼ぶ者あり）

持ち帰っていいですよ。ほんじゃあ、私は……、

#### 江副康成委員長

ちょっと、私も、最終的に言うと、できないことはありません。

ただ、なるべく、委員会の皆さん、円満なと言いますか、請願だけでなく、いろんな委員会活動を続けていますんで、なるべく、皆さんの小さなとか、いろんな細かなところの気持ちも酌み取ったところでやりたいという私の希望でございます。

それと、あと1つは、この請願書に対する、結局、請願の文面は、請願書を出されますよね。その文面は、我々の議会のほかの議員さん、21名おりますけど、皆さん、請願書に基づいて審議していると思っているんですよ。

それで、この場で、真木町のところが、請願の趣旨からどこまで……、全く関係ないとは言いませんけど、請願については、皆さん恐らく、いろんな議論されて、それで、各会派を代表してきているわけだから、それぞれ、それこそもう態度は決まっているという方たちもいらっしゃるし。

私は、そういうふうに思っているもので、真木町のところを確認しないことには結論を出せないとは思いません。

#### 牧瀬昭子委員

今、真木町ではないです。あさひ新町のことで、確認をしたいと申し上げたのは。

先ほど、宙ぶらりんになっているっていうふうにお伝えしたのは、あさひ新町の件です、旭地区ですね。

それはなぜかという、これは2番に引っかかってくるんです。

これは、江島町も入っているかとか、全体なんですよっていう確認が取れていないわけなんですよ。

となると、江島町がもう駄目って言っているよねっていうことすらも、ここで判断がつかかねてしまうわけですよ、その要望書が本当だったら。

だけれども、それが本当に出されたかどうか、その分が判断ができないのに、ここで採決をするっていうのは、判断材料があやふやなままじゃないかなと思うんです。

だから、今日やるっていうのは、ちょっと早いと思っています。

だから、そこだけでも確認を取らせてほしい。

#### **池田利幸委員**

すいません、もう基本的に、委員長判断で決めてください。

私どもがやってくださいとかじゃなくて、もう委員長判断で決めていただきたいのがありますし、牧瀬議員が、僕がさっき聞いたときに、月曜までには確認してきますって言われた。

ずっと趣旨説明され、私には執行権がないんで、私には確認できませんって言われていたのを、どうやってされるのかなっていう部分は、執行部を通してするとなれば、もう5時10分です。

基本的に、ちょっと説明されていることが毎回、二転三転して、趣旨が反対のことを言われることがあるんで、それだけが、ちょっと私、若干理解できておりません。

#### **牧瀬昭子委員**

趣旨が二転三転はしていません。

執行権があるかないかっていうのを申し上げたのは、それを交渉するかどうかっていう話であって、これを出したかどうかで確認は、執行権があってもなくても、それは関係ない話で、この要望書に対して、きちっとした要請があったのか、書面を書いたのか、それは、執行権が要りますか。

#### **池田利幸委員**

私、最初からそれを聞いていたんです。

確認できますかっていうのを、私にはできませんって言われたんで、それを今、最後の最後で確認しますって言われたんで、それ、何か言っていることが逆になっていませんかというふうなことを言っただけです。

もういいです。

#### **樋口伸一郎委員**

すいません、請願に対する質疑応答は終わっているんで、先に要望しますけど、ここでは意見を発言する協議の場ということで、整理を後ほど求めます。

この請願書が出されている時点で、確認事項とか、調べておくべき調査事項とかはあらかじめ確認をとった上で出てくるのが請願書ですね。

ですから、請願書を提出した以降に調べることがあるというのは、本来、請願書として成り立たないもので、請願書が出てきている時点での事実、現実をもとに、旭地区からの要望





令和 2 年 3 月 9 日（月）





## 1 出席委員氏名

|      |       |       |        |  |
|------|-------|-------|--------|--|
| 委員長  | 江副 康成 |       |        |  |
| 副委員長 | 成富 牧男 |       |        |  |
| 委員   | 藤田 昌隆 | 竹下 繁己 | 樋口 伸一郎 |  |
|      | 池田 利幸 | 牧瀬 昭子 |        |  |

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 健康福祉みらい部長             | 詫間 聡  |
| 健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長     | 小柳 秀和 |
| 社会福祉課地域福祉係長           | 久家 嘉男 |
| 健康福祉みらい部理事兼次長兼こども育成課長 | 江寄 充伸 |
| 健康増進課長兼保健センター所長       | 坂井 浩子 |
| 文化芸術振興課長              | 山津 和也 |
| 健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長   | 佐藤 道夫 |

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 市民環境部長                            | 橋本 有功 |
| 市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 | 佐藤 敦美 |
| 市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐        |       |
| 兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長      | 天野 昭子 |
| 市民課長                              | 村山 一成 |
| 国保年金課長                            | 古賀 友子 |
| 市民環境部次長兼税務課長                      | 三橋 和之 |
| 環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長             | 高松 隆次 |

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

## 5 審査日程

自由討議

議案、請願審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第2号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第3号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第8号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第9号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第3号鳥栖市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

議案甲第5号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第6号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条  
例の一部を改正する条例

議案甲第7号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第8号鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

請 願第1号次期ごみ処理施設建設費の積算根拠による最終候補地の比較検討を求め  
る請願書

〔総括、採決〕

報 告（健康福祉みらい部健康増進課、市民環境部税務課、国保年金課）

新型コロナウイルスに関する鳥栖市の対応について

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

〔報告・質疑〕

決 議

次期ごみ処理施設建設に対する決議（案）

〔協議、採決〕

6 傍聴者

3 人

7 その他

なし

午前10時6分開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

自由討議

江副康成委員長

まず、自由討議を行います。

今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら、御発言をお願いいたします。

樋口伸一郎委員

2点提案がございまして、まず、1点目が、ごみ処理施設建設に対する協議を行ったんですけど、委員会初め、鳥栖市議会のほうにもまだ正式に提出報告がなされていない区長会からの要望書、それについて議論するっていうことではなく、この委員会では、委員長のほうに、組合のほうでは、報告をされたので、鳥栖市に対して出された区長会からの要望書を、皆さんに内容を、改めてちょっとお配りをするまででよろしいので、お配りをさせていただいていければというのが1点です。

それと、もう一点が、これまでいろんな請願とか要望、陳情含めて、本委員会にも提出をされてきたわけですが、改めて、結論だけ言いますと、執行部がそれに対する答えて、現在の建設で進めるしかないということでの御答弁ですので、それを前提に、その建設地で進めるのであれば、進めるに当たって、当たり前のことでもあるようなことですけど、最低でも行わなければならないということを、委員会の意思として決議案を提出させていただいて。

これに関しては、まず、委員の皆さん方にお諮りをしていただければということを考えておりますので、この２点を委員長に、提案させていただければと思っております。

江副康成委員長

今、樋口議員のほうから御提案ございましたけれども、皆さん、どうでしょうか。

成富牧男委員

今、手元に、馬場区長からの文書も来ておりますけれども、今、樋口議員から言われた1

点目については、それが本当に旭地区の区長会の総意なのかどうかというのを確認しないままに、そういう紹介をするのはいかがなものかと思っております。

だから、それは確認された上で、これと関連してくるわけですからね。

樋口伸一郎委員

すいません。

今、成富委員からもおっしゃられたように、まず、区長会の要望書として、その合意形成については、おっしゃることは分かるんですけど、鳥栖市長に対して出されている要望書で組合に報告されたっていうところまでの中身が分かる部分。

だから、まず、中身も何もまだ配られてないので、それが出されているっていうことを知らない議員さんもおられるのが現状ですので、まず、それが出されたということで、お諮りをいただきたいと思っています。

その中身については、我々が精査していくところでも……、できないところもあるかと思うんで、市長から現状報告をされているまでの、同じ情報共有ということで、区長会の要望書をまず御提示いただければというところです。

江副康成委員長

今、3点、要望がございましたけれども、皆さんどうでしょうか、配付、認めてよろしいですか。

成富牧男委員

配付するならば、これも含めて議論できるようにしていただきたいと思います。

これっっちゃうのは、ごめんなさい、旭地区区長会から提出された要望書の件。これも併せて話すべきだと思います。

江副康成委員長

今、配付のほうの話が先行していますけれども、まず、自由討議の議題を決めて、今日の自由討議は何をするかというところを、まず、定めないと、話が、何か、配付をするしないのところに行ってしまうというような話があるんですけども。

自由討議、何をするかというところを決めるにも、この配付を、まず皆さんにしないことには諮れないということですか。

であれば、まず、配付だけ認めて、その後に、今日の自由討議のテーマを何にするかということに進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

そうしないと先に進めないと思いますんで。

藤田昌隆委員

区長会の文書は、市長に行っているんよね、委員会じゃなくて。

午前10時38分開会

江副康成委員長

再開します。

それでは、次期ごみ処理施設建設に対する決議案を議題といたします。

樋口伸一郎委員

そうしたら、次期ごみ処理施設の建設に対しての決議案となっております、皆様方に御審議をいただければというふうに思います。

概要の説明のほうだけをさせていただきますと、これまでに、代替地とか、他の候補地に関しては――読み上げじゃないんで、執行部の答弁とかも受けて、真木町の現在地のところで建設をしていくという旨の決定を受けて、それに対する決議案となっておりますので、その部分を、あらかじめ説明をさせていただきます。

鳥栖市の執行部及び組合の執行部とも、これからしていくこと、していくべきことっていうのを協議しながら、1番と2番、書面参照とさせていただきますが、これから建設に当たっては、当たり前のことと言うとちょっと語弊もありますが、当然、市民とか周辺住民に行っていくべき物事として記載をさせていただいております。

適切な措置として、以下の諸点についてというふうに書いてあります。

1番と2番についてを決議案として皆さんにお諮りしたいので、この旨を皆さんで御協議いただければと思います。

委員長よろしく願いいたします。

江副康成委員長

よろしいですか。

それでは、この決議案に対して、皆さんの御意見をお伺いできればなと思いますけれども、

牧瀬昭子委員

請願が先日出された中で、まず、検証をとということで出されていきました。

この決議文の中に、新たな予定地選定については、困難であるとの見解であるというのは、執行部側がそのように言っているのであって、それについての具体的な中身というのが出てきていないからこそ、請願文のほうでは、詳細を表すべきだという話がありました。

市民に対しての情報開示がないまま、これを決議するということには、もう少し詳細なデータが出てきた上でじゃないと、判断つきかねると思います。

江副康成委員長

成富牧男委員

しかしながら、耐用年数と香田地区、2つの制約ですね。

ということで、この決議を出すことには反対です。

以上です。

池田利幸委員

今、この自由討議の場っていうことで出されてきていますが、さっきも牧瀬議員とかも言われていたんですけども、請願が上がってきているのをどう扱うかって、まだ決まっていらないですね。

その内容いかんによって、この扱いは変わりますんで、今、現時点じゃなくて、請願の採決が終わった後に協議できるのであれば、そっちのほうでやってもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

これを決議して、やりますっていうイコール、そうしたら、採決の場合で、請願者の請願は、場所を移動するためやってくださいよっていう部分も、採決する前に、もう否決してしまっている前提になってしまうんで、それはどうかなって思うんですけれども。

協議の場っていうのは、採決が終わった後に話すと、採決の結果を受けて話すということ
ができないんですかね。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時43分休憩

午前11時46分開会

江副康成委員長

再開します。

決議案に対しまして、皆様方、御意見等頂きまして、一部、修正を加えておりますので、書面を配付させていただいております。

藤田昌隆委員

江副康成委員長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

午前11時47分休憩



午前11時49分開会

江副康成委員長

再開します。

今、樋口議員から、次期ごみ処理施設建設に対する決議の案の差し替えが来ましたが、これをお受けしてよろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

では、これは、今日請願の採決が予定されておりますけれども、それに関連するところもございまして、その採決を行った後に、そのときにも討議の時間を取りまして、その後に採決というお取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決めます。

それでは、この後、総括に入りたいと思いますので、準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

総括を終わります。

採 決

江副康成委員長

これより、採決を行います。

~~~~~

## 議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

江副康成委員長

まず、議案乙第 1 号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）中、当厚生常任委員会に付託された分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案乙第 1 号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）中、当厚生常任委員会に付託されました付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



## 議案乙第2号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

江副康成委員長

次に、議案乙第2号令和元年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

### 議案乙第3号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

江副康成委員長

次に、議案乙第3号令和元年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

### 議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

次に、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は議案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございます。よって、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算中、当厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

### 議案乙第8号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

江副康成委員長



**議案甲第５号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例**

**江副康成委員長**

次に、議案甲第５号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

oooooooooooooooooooooooooooo

**議案甲第６号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条  
例の一部を改正する条例**

**江副康成委員長**

次に、議案甲第６号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooo

**議案甲第７号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例**

**江副康成委員長**

次に、議案甲第７号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありますか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。







報 告（健康福祉みらい部健康増進課、市民環境部税務課、国保年金課）

新型コロナウイルスに関する鳥栖市の対応について

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

江副康成委員長

次に、議案外ではございますが、執行部からの報告をお受けしたいと思います。

もう、続けてやりますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

資料を配りますので。

〔資料配付〕

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

それでは、新型コロナウイルスに関する鳥栖市の対応について、御説明をいたします。

まず、市の体制についてでございますけれども、2月25日、新型コロナウイルス感染症対策情報連絡室を設置いたしまして、同日、連絡会議を開催いたしました。

翌2月26日には、鳥栖市新型コロナウイルス感染症対策本部準備体制に移行し、同日、準備会議を開催しております。

その後、定期的に準備会議を開催いたしまして、本日、第5回の会議を開催したところでございます。

それで、会議においては、庁内の情報共有、それから、各課の対応等について協議をいたしました。

それで、市主催関連事業の中止、延期につきましては、今、3月15日までの分を公表しております。

16日以降につきましては、現在、取りまとめ中ございまして、11日に準備会議で決定後、速やかに公表することといたしております。

次に、検査及び相談の状況でございますけれども、3月8日現在、県内におけるPCRの検査件数は43件、検査結果につきましては、陽性0件、陰性43件になっております。

相談件数につきましては、市の健康増進課においては、市民の方からの相談が12件、鳥栖保健福祉事務所管内においては、377件となっております。

以上でございます。

**江副康成委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等ありましたら、お受けしたいと思います。

**池田利幸委員**

すいません。

御報告ありがとうございます。

これは、国の方針というか、検査の機械って、鳥栖の福祉事務所に、もう配備になっているんですか。なる予定があるんですよね。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

鳥栖保健福祉事務所は、相談センターがございまして、そこで検査ができるわけではなくて、県内に今のところは指定病院が何か所かございますので、相談を保健福祉事務所のほうにされて、そこでＰＣＲ検査が必要だと保健福祉事務所が判断した場合は、指定医療機関において、ＰＣＲ検査の検体採取をし、それから、検査そのものについては、佐賀県の衛生薬業センター、今のところ県内１か所でございますけれども、そちらで検査をすることになります。

**池田利幸委員**

これは、最近のやつであれば、若干設置状況が変わってきているんじゃないかなったですか。

今でも県内１か所だけでやることになっているんですか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

今回の保険適用につきましては、今指定されている医療機関以外に、発熱外来とかを設置できる病院で、自分のところでもしますって手を挙げた病院が、検体の採取をできるようになるんですけれども、最終的なＰＣＲの検査については、今のところは、佐賀県の衛生薬業センターでしかできません。

ですから、現在は、検体を採ったところが、保健福祉事務所に検体を送り、その保健所から検査センターに送っていたその２段階のところが、その病院から真っすぐ薬業センターに送ることができるっていう、その間の保健福祉事務所が、なくなるということと聞いております。

**藤田昌隆委員**

今までは、保健所を通じて全部やっていたけど、今回、保険適用ということで、もう真っすぐ指定病院に行っていっていいという報道がここ何日かであったと思うんやけど。

今の話聞くと、まだ保健所がどうのこうのって言っているんやけど、県内に指定病院とは、

これ見たら、県内、鳥栖市で、指定病院が何件あるのか、ないのかあるのかも分かんし。

その辺を教えてくださいませんか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

今のところ、県内には、7か所の病院が感染症の指定医療機関になっておりまして、鳥栖市から一番近いところでしたら、東佐賀病院が指定病院になっております。

今、市内にはないんですけれども、民間の病院で、先日、医師会との話し合いがございまして、その中で、自分のところも発熱外来を設置して、PCRの検体採取までをしていいと、その場でおっしゃった病院が1か所、検討したいとおっしゃった病院が1か所でございます。

**藤田昌隆委員**

ごめん、1か所っていうのは、病院名の公表はできんわけ。まだ決定じゃないからできないということですか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

それは、医師会が今アンケートを取っておりまして、最終的には、県のほうで取りまとめて、県が公表されることになると思います。

**藤田昌隆委員**

何か昨日も、1日7,000件のPCRの検査ができるようになったっていうことですよ。

その中で、いや、これ県が決めます、それは、遅くないね、対応は。

鳥栖市で早く指定病院はここですと決めて、それをせんと、みんな、自分は関係ないと思っても、1回検査をやってみたいという……、例えば、私たちも大阪にとか岐阜にとか行っただと、ひょっとしたらという、あれもあるわけですよ。

そいけん、できたら、早急にそういった検査指定病院を決めて、それで、保険も適用になるということでしたらよ、早く公表すべきだと私は思うんですけどね。

もう保険事務所、そういうのを介さずに、介してしたから遅れとるんであって、国が、それをもうせんでいいと言っているんやったら、さっさとしたらどうですか、鳥栖市として。

**江副康成委員長**

意見、要望やなくて、答弁も要るっていうこと。

**藤田昌隆委員**

要ります。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

保険適用になっても、PCR検査ができる条件っていうのは、今のままと変わらないと聞いておりますし、保険適用については、国が決定することだと思っておりますので、県のほ

うに指定医療機関の選定とか、そういうのを急いでほしいっていうような要望は、私どものほうから上げていきたいと思っております。

**池田利幸委員**

今、まだ帰国者、接触者外来っていうのは、鳥栖市ではゼロってことなんですよ。東佐賀病院しかないということは、鳥栖市にはないってことですよね、受診ができるところが。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

受診できる病院は、市内にはございませんけれども、相談窓口は鳥栖保健福祉事務所の中にあります。

**池田利幸委員**

相談はできるけど、受診はできないんですよ。

それで、新制度では、相談を通さずに、もう受診できるようになるんですよ。

そういう認識でいいんですよ。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

まだ国から正式に文書が下りてきていないので、確定したことではないかもしれないんですけども、今、聞いているところでは、受診をしたい方が、まずはその相談センターに相談をして、そこで病院を紹介されるということになるんだそうです。

それが民間の病院であれば、今までは、病院の先生がもう一回、相談センターにPCR検査をしていいかどうかという判断を求めていたんですけども、それをせずに、病院の先生の判断で、すぐPCR検査ができるっていうふうになると伺っています。

**成富牧男委員**

今のに関連して、1つは、先ほど県のほうで公表されるっていう趣旨のお話があったと思いますが、国からいつまでにとか、大体の期限とかで下りてきているやつっていうのがないのかっていうことと、健康増進課だけに聞くんですかね。

例えば、高齢者施設とか、いろいろあるやないですか、そういうことについて、一緒に聞いていいんですか。

いわゆる検査ではなくて、高齢者施設の実際の、コロナウイルス対策で、それぞれの対応、高齢者施設とかそういうところで何か対応策とか、そういうのは。

**江副康成委員長**

答えられる範囲かどうかは、聞いてみて判断しないと、私には。

**成富牧男委員**

以上の2点ですけど。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

指定病院とかの依頼は、県のほうには来ているとは伺っておりますけれども、何日までについていう期限は、ちょっと私のほうで分かりかねます。（「国のほうから来ているのは、いつまでにつちゅうのはないってことですね」と呼ぶ者あり）

**江副康成委員長**

あと、高齢者の件は、もう答えられるか、答えられないかも含めて、どうぞ。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

高齢者の社会福祉施設等における新型コロナウイルスの対応につきましては、国のほうが高齢者施設等の調査を行うということで、都道府県に対して文書を出しているということで聞いております。

調査の内容としましては、アルコールとか、マスクとか、そういう部分の在庫が足りているのかどうかという部分での調査を行っている最中であるというふうに聞いているところでございます。

**成富牧男委員**

言葉尻を捉えるんじゃないでなくて、実際、今、制度的にそうだから、聞いておりますになると思いますけど、実際、今いろいろ言われるじゃないですか、例えば、介護のエプロンとか、手袋とか、マスクとか、実際に足りないと。

そして、そういう介護職の人がかかったりもしています。

そして、一番表に出てくるのが高齢者——もう私が言うまでもなく、そうですから——出てこないからいいちゅうよりも、これはもうコロナウイルス全般に言えることでしょうけど、やはり、鳥栖市としても、可能な限り各施設に、介護保険組合のほうとも一緒になって、徹底して、強力に関わっていただきたいと思いますと思います。

以上です。

**江副康成委員長**

意見、要望ということで取り扱わせていただきたいと思います。

**樋口伸一郎委員**

体制についての質問は、皆さんとかぶっておりましたので、省略をさせていただきます、状況についての質問を簡単に1個だけ、教えてください。

県内の検査件数として43件という御説明でしたが、このうち、鳥栖市民の検査対象者が分かれば教えてください。

以上です。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

検査を受けられた方の居住地については、分かっておりません。

**樋口伸一郎委員**

居住地まで分からなくていいんですけど、鳥栖市民の件数とか、何件の方がこの43件のうちに入っているぐらいは、分からないですか。全く把握されてないのかっていうところも含めて、教えてください。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

鳥栖市民の方が何件いらっしゃるかについては、分かっておりません。

**樋口伸一郎委員**

できれば、そうした体制もですけど、できる範囲であれば、この辺りの市内の状況というのも教えていただくなりして把握をしておいていただきたいと思います。

これは、要望させていただきます。

終わります。

**成富牧男委員**

ここに、いろいろ、2月25日は情報連絡室を設置したと。

その後、準備体制、それに基づいた体制をしいて、本部準備会議と。

これ、準備会議っちゅうからには、もう一つ上がありそうですけど、これ、何かに基づいてこういう体制移行をされるんでしょうけど、後からペーパーで何か頂けますか。それとも今、あるならば……、取りあえず口頭で説明していただきたいんですけど。

**詫間聡健康福祉みらい部長**

新型コロナウイルスの鳥栖市の体制についてですけれども、冒頭、健康増進課長の御説明いたしましたとおりでございますが、まず、2月25日の対策情報連絡室、これは、関係部長、並びに教育次長での庁内での会議でございます。

それを受けまして、県のほうにおきましては、対策本部会議の事前になります対策本部準備体制会議というのを開催をいたしております。

本市におきましても、推進対策本部会議設置の前の段階であるという認識の下に、準備体制ということで、メンバーといたしましては、市長、副市長、教育長まで含めたところで、各部長での構成になっております。

そういった中で、今後、市内感染者等が発生すれば、当然、県において公表がなされるものと理解をいたしております。

それを踏まえまして、本市においても対策本部に移行すると。

そういった体制で、今回のウイルス対策に対しては、全庁の元に対策をしたいと考えているところです。

**成富牧男委員**

私の誤解でして、一番上の2月25日のは、情報連絡室ですから、全く別のものでっていうことでしょう。（「担当部長だけのものです」と呼ぶ者あり）

ですね。

分かりました。

**江副康成委員長**

じゃあ、この件については、終了してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**三橋和之市民環境部次長兼税務課長**

税務課のほうから、すいません、資料はございませんが、口頭で報告をさせていただきます。

毎年のように税制改革が行われており、それに基づく地方税法の改正、それに基づく市税条例の改正を行っておりますけれども、今回も、その案件がございます。

昨年12月20日に、令和2年度の行政改革大綱が決定をされまして、大綱に基づく地方税法等の一部改正が、現在の開会中の国会において審議をされております。

予定どおりでいけば、3月末の法案の成立となると思います。

昨年は、法案の成立が3月27日、公布が3月29日ということでございました。

今回の地方税法の改正につきましては、ひとり親世帯、それから寡夫（婦）控除の改正及び固定資産における、相続登記がなされるまでの間の使用者への申告義務とか、詳細の改正が予定はされておりますけれども、コロナウイルス等々で、まだちょっと審議が進んでおらず、すいません、お手元に配付できるような資料がございません。申し訳ございません。

ただ、内容によりましては、4月1日施行の改正内容が一部含まれていることから、4月1日からの税行政に支障が出ないように、市税条例の一部改正を予定いたしております。

改正内容につきましては、法律もさることながら、地方税法施行令、施行規則の細目等々、詳細検討が必要でございますので、内容につきましては、総務省、佐賀県などの情報を基に、改正内容を整理し、対応してまいりたいと考えております。

なお、専決処分をした折には、専決処分事項の承認につきましては、令和2年6月議会で改めて御提案をさせていただきますので、その折はよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、報告といたします。

よろしくお願いいたします。

**江副康成委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、御確認したいことや、御意見等ありましたら、受けたいと思います。  
よろしいですかね。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に古賀課長お願いします。

#### 古賀友子国保年金課長

国保年金課でございます。

専決予定としております鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要につきまして、説明申し上げます。

説明は、厚生常任委員会参考資料（議案外）により行わせていただきます。

資料の２ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部改正が３月末に公布される見込みであり、令和２年４月１日施行のものについては、専決が必要となるためでございます。

改正の内容は２点ございます。

まず、１点目は、賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税の賦課限度額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で、それぞれ限度額の上限が地方税法施行令で規定されておりますが、今回、医療給付費分の賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金の賦課限度額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。

なお、後期高齢者支援金分の賦課限度額につきましては、据え置きとなっております。

改正の２点目は、国民健康保険被保険者で、所得が低い被保険者に対し、保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。

今回の軽減判定所得の基準額改正につきましては、５割軽減と２割軽減の引き上げとなっております。

５割軽減の判定では、これまでの基準額は33万円と、28万円に世帯人数を乗じた額を加算してございましたが、改正によりまして、世帯人員に乘じる額を28万5,000円に引き上げるものでございます。

また、２割軽減の判定におきましては、これまで33万円と、51万円に世帯人数を乗じた額を加算してございましたが、改正により世帯人員に乘じる額を52万円に引き上げるものでございます。

このことによりまして、５割、２割軽減の上限判定所得が引き上げられ、世帯の所得がそれぞれの軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分おのの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。



なお、今回の国民健康保険税関係の見直しに盛り込んだ地方税法施行令の改正令は、現在会期中の通常国会に政府が提出しております。

地方税法の改正案の成立に合わせて、年度末に公布され、令和2年4月1日から施行される予定となっております。

したがいまして、議会にお諮りすることが困難なことから、今回の改正に伴います鳥栖市国民健康保険条例の一部改正につきましては、専決処分を行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりました。

この際ですので、御確認したいことや意見とかがありましたら、お受けしたいと思います。

#### **成富牧男委員**

まず、これを専決にしなければならない理由。

これ、全国的には、まだ専決ではなくて、1年遅れなり、これ、必ず施行令が一部改正されたら、その額に合わせないかんのかどうか。法的にそれをしなかったら駄目なのかっていうことが1つ。

それと、素朴な質問ですけれども、ずっと現行96万円から改正後99万円で、また上がりまして、ずっと上がっていますよね。

これ、考えたら、いや、所得の高い人の分を上げているんだよみたいな、そう——今、説明されたわけじゃありません——言われることもあるんで。一理あるかなあと思いながらも、そのデメリットっていうか、そういう部分はないのかどうか。

その2つ。絶対に専決でせないかんのかどうか。それと、年々上がっていますけれども、この理由と、これは、いいことばかりなのか、実際、この国保に加入されている方で、マイナスになる人はいないのか——金額とかいう意味じゃなくて。

以上です。

#### **古賀友子国保年金課長**

政令で定められております賦課限度額につきましては、上限額でございまして、実際には、各市町村が上限額以内で条例で定めることとなっております。

各自治体が引上げ幅や引上げ時期を判断することは可能ではありますが、国民健康保険税の賦課期日が4月1日でございますので、4月1日の段階で条例を改正しておかないと1年間新しい賦課限度額を適用できなくなります。

また、佐賀県では、平成30年度から起用された佐賀県国民健康保険運営方針に賦課限度額

については、県内全市町が地方税法施行令の基準を採用していることから、地方税法施行令の基準とすると明記されておりますので、これに合わせましても、今回、専決処分をさせていただきたいと考えております。

それで、今回の改正につきまして、賦課限度額が上がるということで、基本的に賦課限度額を上げるっていうのは、中間所得層の負担を軽くするっていうことで、国のルールとして賦課限度額の超過世帯を1.5%に近づけるように、段階的に引き上げるというような運用ルールの下に、引上げが行われておりますので、ちょっと具体的にデメリットの世帯があるかというところまでは、今の段階では確認ができておりません。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

ありがとうございます。

まず、最初の分ですが、そういった決まりごとで、絶対できないということやったら、それは仕方ないかなと思いますけれども、例えば、1年、要は今の話は、県に移行したことによって、前のような自由度がなくなり、しかも、県の条例とか、その他の文書の中に、そうせんといかんような縛りがあるっていうことでいいんですか。

まず、そのことを確認したいと思います。

#### **古賀友子国保年金課長**

佐賀県内では、賦課限度額には、地方税法施行令に合わせるということで合意がなされておりまして、標準保険税率を算定する際にも、新しい賦課限度額で算定されておりますので、これを1年遅らせますと、税率が、その決まった税を集められなくなるっていう可能性はあるかと思います。

#### **成富牧男委員**

そういうことですよね。

それと、2番目、ずっと上がっているけれども、メリット……、問題は、今、中間層にとっては、何かメリットになるような、答弁だったと思いますけど、低所得者層にとっては、どうなんですか。

#### **古賀友子国保年金課長**

低所得者層につきましては、賦課限度額ではなく、先ほど、もう一つ説明させていただきました軽減のほうの拡充のほうが変わってきますので、賦課限度額については、影響はないものと考えております。

#### **成富牧男委員**

ありがとうございました。

牧瀬昭子委員

現行と改正後でどのぐらい対象者——人数の差は、どのようになるでしょうか。

古賀友子国保年金課長

軽減世帯でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

軽減世帯につきましては、5割軽減では、医療分で19世帯増えて、介護分で8世帯増える予定となっております。

2割軽減では、医療分で18世帯増えて、介護分で4世帯増える予定となっております。

牧瀬昭子委員

その世帯の方たちは、今までは軽減がなされていなかった方々が、助かるようになる方が19世帯増えるっていう意味でよろしいんですね。

その分で、財政的な金額の差っていうのは、どんなふうになるんでしょうか。

古賀友子国保年金課長

この分で軽減された分につきましては、保険基盤安定の部分で、国、県からお金がもらえることになっておりますので、補填はされることになっております。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

ありませんね。

以上で、執行部からの報告を終わります。

暫時休憩します。

午後 1 時54分休憩



午後 2 時 16 分開会

江副康成委員長

再開します。

~~~~~

決 議

次期ごみ処理施設建設に対する決議（案）

江副康成委員長

それでは、次期ごみ処理施設建設に対する決議（案）の討議が残っておりますので、これを行いたいと思います。

まず、次期ごみ処理施設建設に対する決議（案）を御説明していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

樋口伸一郎委員

まず、決議案を提出させていただいておりますが、この決議案は、次期ごみ処理施設建設を今後、進めていくに当たっての決議案となっております。講ずべき適切な措置の2点については、建設を進めて、稼動に持って行って、今後の運営をしていくに当たって、当然のことであります市民への説明等々を書いております。

次に、読み上げたいと思いますので、皆さん方の御賛同を求めたいと思います。

次期ごみ処理施設建設に対する決議（案）。

次期広域ごみ処理施設の建設予定地については、水害のリスクが想定されており長期的な運用に不安が残ります。

しかしながら、現施設の耐用年数や、現施設の立地するみやき町香田地区との協定等の時間的な制約がある中では、新たな予定地選定については困難であるとの見解でございます。

よって、鳥栖市は、現在の予定地での次期広域ごみ処理施設建設を進めるに当たり、構成市町の1つとして、また、施設が所在する自治体として、安全性について十分な配慮と丁寧な対応に努めるとともに、以下の諸点について適切な措置を講ずるべきであります。

1. 次期広域ごみ処理施設周辺の排水機能の向上及び堤防の強化等、水害発生を未然に防ぐために必要なあらゆる措置を講じるよう、国・県に対して佐賀県東部環境施設組合と連携して要望を行うこと。

2. 水害発生時及び発生後の対応については、佐賀県東部環境施設組合とともに、組合構成市町の住民に周知し、理解されることに努めること。

令和2年3月、鳥栖市議会。

以上です。

江副康成委員長

それでは、各委員さんのほうから御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

牧瀬昭子委員

1行目の、水害のリスクが想定されており、長期的な運用に不安が残るとするのは、大変、そのとおりだなと思います。

ただ、4行目のところ、時間的な制約がある中では、新たな予定地選定については困難であるとの見解であるっていうのは、執行部側が言っていることであり、それについて協議の必要があるという話も出ていたにもかかわらず、それは、否決をされてしまいましたけれども、市民の側としては、それに対しての情報を求めている段階であったので、これについては、賛同はしかねます。

そして、2番目なんですけど、水害発生時及び発生後の対応についてはという文面なんですけれども、これは要するに、水害時に持っていくことができませんので、それぞれの市町で、いろんな場所にごみを集約させておいてくださいね、どこの場所に持っていくかを決めといてくださいねということを、市民にも、行政にも、組合のほうにも周知をして、理解を求めるということでよろしいでしょうか。

江副康成委員長

最後は質問的な形になっとるけん、樋口委員、一人の意見として、言ってもらっていいですか。

樋口伸一郎委員

請願でもないんで、質疑に答弁する場でもありませんが、お答えをさせていただきます。

1点目の困難であるとの見解っていうのは、おっしゃるとおり、執行部がこれまで御説明をいただいたことに対する見解でございます。

2点目、水害発生時及び発生後の対応というところに関しましては、もちろん、今おっしゃいました緊急時、豪雨時、そうしたところのあらゆる想定を踏まえて、稼働前、稼働後にかかわらず、しっかり市民及び周辺住民に理解を促進できるような対応策を講じていただきながら、それを周知して、努めることという意味合いでございます。

お答えになっているか分かりませんが、終わります。

牧瀬昭子委員

じゃあ、意見です。

東部組合のほうでは、水害時に対して、こういう場所に建てること自体が、まず、防災の観点からしても、そういう場所に自分たちが建ててほしいとは一切言っていませんし、それを鳥栖市側が要求してくることに対して、とても、それは違うのではないかという話が口々にあったと私は聞いてきましたので。

この2番目を強いるということ自体に、私は、とても違和感があって仕方がありません。

それだったら、水害が発生したところで大丈夫な場所にしなければならないと思いますし、その水害が発生したときを想定するのであれば、それは、組合側や、それぞれの構成市町に強いることなく、建設できるような場所を鳥栖市として提供するべきだと私は思っています。

江副康成委員長

それは、牧瀬委員の御意見ということで（「意見です」と呼ぶ者あり）よろしいかなと思いますけれども。

樋口伸一郎委員

ですから、ここは曖昧にならないように、もうはっきりと、決議案っていうところで、今までずっと請願、陳情、それから決議っていうのが数多く経緯上、出ていますので、ここははっきりさせるべく、もう今の場所、真木町で進めるしかないということであれば、当然、周辺住民に、対応、対策を含めた説明をしっかり行いながら、やっていただくという決議案です。

そこはもう、はっきりさせるためというところですので、率直なお諮りをしていただきたいと思います。

江副康成委員長

分かりました。

ほかには。

成富牧男委員

見解は、執行部の見解であるということですよ、上から5行目。

それで、さっき牧瀬委員からも言われたけれども、初めのところ、建設予定地については、水害のリスクが想定されており、長期的な運用に不安が残るっていうことにもかかわらず、しかしながらで、その後ずっとそれを打ち消したような形の文章になっておりますけれども。

1つだけ触れておきたいのは、請願で賛成、反対の立場の理由を述べることができなかつたんですけど、特に今回の請願について言えば、別に、極端に言うと、今の場所に賛成する人もひょっとしたらおるかもしれないわけですね。

賛成、反対にかかわらず、どうしてあんなに金額が増えたかっていうことです。

請願を否決したこと、このことは直接関係がないのではないかな。あれはあれで、当然、市民の疑問に答えるべく、するものではなかったかと。

すいません、ちょっと未練たらしく言いましたけど、以上です。

この決議に対しては、再度、明確に申し上げますが、水害リスクがあるところに建てるっていうのが前提になっていますので、自分の反対という立場も含めて表明しておきます。

江副康成委員長

そこを自由討議で諮らせていただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

藤田昌隆委員

協力金については、最初から決め打ちじゃなくて、この金額は、臨機応変に、いろんな対応をするための基金ですんで、それを最初から、どれ、これと決める必要はないと。

だから、その議論をする必要はないと思います。

以上。

成富牧男委員

今、言われたのが、どれ、これっていうのは、多分、範囲の問題だと思うんですね。大枠は何か必要じゃないかっていうのが、私のずっと言っていることですね。

要は、何でかっていうと、基金がもう既にフライングで、もう既にどんどん使われていきますよね。まだ、要綱もつくられないままに、もう既に使われているわけでしょう——前年度は井堰か。

そういうふうに、だらだらだらだら使われるんじゃないくて、市民としても当然、真木町が分かっているといいとか、地元が分かっているといい——真木町以外もあるかもしれんけど、そういうことじゃなくて、このお金は、11億5,000万円は、こういうことに使われるんですよというのは、もうちょっと明確に。

特に、私が危惧するのは、旭地区区長会から、全員の総意じゃなかったけれども、ああいふ形で要望書が出されたから、なおさら、執行部としても、きちっと大枠決めとかんと、いや、俺たちのも周辺ぞとか、俺たちも、俺たちもとか、地元ちゅうのは、やっぱり、一定絞っておかないかんちゅうのが1つ。

江副康成委員長

ちょっと、次、整理しますんで。

というのが、実質的に協議に入ろうとしているから。

これ、するかしないかをまず決めているわけだから。（「ああ、分かった」と呼ぶ者あり）
決めないまま、協議に入っているんだから。

それでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

これ以上、言っちゃいかんですよ。（「俺は、せんでええっち」と呼ぶ者あり）

だから、両方あるわけだから。もう、せんでいいってわけですよ、入り口のところで、もういいと言っているわけやけんが。それもあるから、ちょっと諮りますので。（「意見は言っているんですか」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

私自身の意見となりますが、この建設協力金自体は、建設を進めていくに当たっての協力

それで、今は、例えばですけど、場所を移設するとか変更するってなると、この建設協力金は、今、真木町を前提にの協力金となっておりますので、まず、そこの部分の整合性がつくようにはっきりしないといけないと個人的には思っておりますので。

江副康成委員長

真っすぐ入っていいですか。

賛成少数ということで、否決されました。

~~~~~

これをもって、令和２年３月定例会厚生常任委員会を閉会いたします。

– 295 –

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 江 副 康 成 印

